

令和 2 年

塩竈市議会会議録

(第174巻)

第3回臨時会 10月21日 開 会
10月21日 閉 会

第4回臨時会 11月27日 開 会
11月27日 閉 会

第4回定例会 12月 8日 開 会
12月18日 閉 会

塩竈市議会事務局

令和2年10月臨時会日程表

会期1日間（10月21日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
10. 21	水	本会議	会期の決定、議案第68号	1

令和2年11月臨時会日程表

会期1日間（11月27日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
11. 27	金	本会議	会期の決定、議案第69号及び第70号、議員提出議案第4号	1

令和 2 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 1 日間（1 2 月 8 日～1 2 月 1 8 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
12. 8	火	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第 2 号取下げの件、請願第 3 号、議案第 7 1 号ないし第 8 1 号	1
9	水	休 会		2
10	木	〃	総務教育常任委員会 10：00～	3
11	金	〃	民生常任委員会 10：00～	4
12	土	〃		5
13	日	〃		6
14	月	〃	産業建設常任委員会 10：00～	7
15	火	本会議	一般質問 13：00～ ①阿部かほる 議員 ②小野 幸男 議員 ③辻畑めぐみ 議員 ④西村 勝男 議員	8
16	水	本会議	一般質問 13：00～ ⑤山本 進 議員 ⑥志子田吉晃 議員 ⑦小高 洋 議員 ⑧土見 大介 議員	9
17	木	休 会	議会運営委員会 13：00～	1 0
18	金	本会議	委員長報告 13：00～	1 1

塩竈市議会令和2年10月臨時会会議録
塩竈市議会令和2年11月臨時会会議録
塩竈市議会令和2年12月定例会会議録

目次

(10月臨時会)
第1日目 令和2年10月21日(水曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第68号	3
提案理由説明	3
質 疑	5
菅 原 善 幸 議員	5
阿 部 眞 喜 議員	14
伊 勢 由 典 議員	17
土 見 大 介 議員	25
浅 野 敏 江 議員	31
志 賀 勝 利 議員	36
討 論	42
採 決	42
閉 会	42

(1 1 月臨時会)

第 1 日 目 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金曜日)

開 会	45
議事日程第 1 号	45
開 議	47
会議録署名議員の指名	47
会期の決定	47
議案第 69 号及び第 70 号	47
提案理由説明	47
質 疑	49
伊 勢 由 典 議員	49
山 本 進 議員	56
討 論	61
採 決	61
議員提出議案第 4 号	61
提案理由の説明	61
採 決	62
閉 会	62

(1 2 月定例会)

第 1 日 目 令 和 2 年 1 2 月 8 日 (火曜日)

開 会	63
議事日程第 1 号	63
開 議	65
会議録署名議員の指名	65
会期の決定	65
諸般の報告	65
質 疑	66
鎌 田 礼 二 議員	66
志 賀 勝 利 議員	69
請願第 2 号取下げの件	71
請願第 3 号	71
議案第 71 号ないし第 81 号	71
提案理由説明	71
総括質疑	80
鎌 田 礼 二 議員	80
浅 野 敏 江 議員	82
志 賀 勝 利 議員	86
伊 勢 由 典 議員	92
散 会	96

第 2 日 目 令 和 2 年 1 2 月 1 5 日 (火曜日)

議事日程第 2 号	99
開 議	101
会議録署名議員の指名	101
一般質問	101
阿 部 かほる 議員 (一問一答方式)	
(1) コロナ禍の現況について	101
①市内における流行状況の概要	
②地域経済対策・市民への支援施策の概要	

(2) 市立病院について	105
①市立病院改革と現状・今後の見通し	
②公立病院の役割	
③今後の方向性	
(3) 浦戸振興について	112
①浅海漁業について	
・販路の確保	
・干潟の拡大	
②朴島・石浜 災害時避難所の整備	
(4) 学校連絡デジタル化について	117
①デジタル化の現況と今後について	
小野 幸 男 議員 (一問一答方式)	
(1) 新型コロナウイルス感染症対策について	119
①新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行に備えた相談・検査体制 について	
(2) 市民サービスの向上について	125
①行政手続きのデジタル化の推進について	
②行政手続きにおける押印廃止の取り組みについて	
(3) 特殊詐欺対策について	132
①通話録音装置の設置について	
辻 畑 めぐみ 議員 (一問一答方式)	
(1) インフルエンザ予防接種の自己負担軽減について	135
①実施状況および近隣の助成状況について	
②接種無償化について	
(2) 保育園・幼稚園および学童保育者への慰労金について	138
①保育施設・学童保育での感染防止の取り組みについて	
②実施にあたっての対象人数並びに財源総額は	
(3) 職員の健康管理について	143
①この5年間の病休者の数(全体・部署ごと)はそのうちメンタル的要因 での病休者の数は	
②健康セミナーの内容・参加者数・割合は	

③安全衛生委員会の役割および実情は	
④衛生管理者の役割は	
(4) 石炭火力発電と公害防止について	150
①仙台パワーステーション設置までの経過は	
②本市と締結した公害防止に関する協定書の内容は	
③運転差止請求の判決をふまえ市長の見解は	
西村勝男議員（一問一答方式）	
(1) 市の財政状況について	154
①コロナ禍での市税収入予測について	
②コロナ禍での特別会計の運営状況について	
・市立病院事業会計	
・魚市場事業特別会計	
・交通事業特別会計	
③今後の行政改革等の取り組みについて	
・行政事務のデジタル化	
・ICT教育の推進	
(2) 市の施設等の現況について	166
・塩竈市魚市場について	
・塩竈市津波防災センターについて	
・千賀の浦緑地について	
・北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業と北浜緑地護岸整備工事に ついて	
(3) 環境にやさしいまちづくり	173
①ゴミ処理場の方向性について	
(4) 安全安心に暮らせるまちづくり	174
①利府中インター線の国道45号線との接続について	
②新型コロナウイルスの検査体制について	
(5) 市政施行80周年に向けて	177
①塩竈市の花「白菊」の名称変更について	
散 会	179

第3日目 令和2年12月16日（水曜日）

議事日程第3号	181
開 議	183
会議録署名議員の指名	183
一般質問	183
山 本 進 議員（一問一答方式）	
（1）第5次長期総合計画及び震災復興計画の総括について	183
①第5次長期総合計画の全体的評価と次期計画への基本的指針について	
②東日本大震災復興事業の全体的な評価と課題について	
（2）コロナ禍により何を学び・どのように活かしていくか	194
①町づくりの視点	
・交通システムについて	
・医療・福祉について	
・産業振興について	
②人づくりの視点	
・学校教育について	
・社会教育について	
志子田 吉 晃 議員（一問一答方式）	
（1）公正で透明な選挙制度について	204
①民主主義の維持と選挙制度の背景について	
②公職選挙法の問題と精神的規定について	
③不正選挙防止の為の方策について	
（2）コロナ感染者の情報提供について	211
①塩竈市内の発生状況について	
②氏名公表や店名公表の基準について	
（3）住居環境の維持について	215
①空き地の環境整備について	
（4）男女共同参画事業について	216
①取り組み状況について	
（5）女川原発の再稼働について	217
①塩竈市の方針について	

(6) マイナンバーカード制度について	219
①取り組み状況について	
(7) 小中学校の教育方針について	220
①学校教育の基本方針について	
②伝統・文化・道徳・宗教教育について	
③教科書の選定基準について	
小 高 洋 議員（一問一答方式）	
(1) コロナ禍における地域医療の在り方について	222
①塩竈市の新型コロナウイルス感染拡大の状況について	
②新型コロナウイルスの検査体制の現状と拡充について	
・検査が必要と判断された患者の検査体制は	
・PCR検査希望者への検査体制は	
・地域・施設などでの面的な検査体制は	
③地域医療の体制と現状について	
④塩釜地区休日急患センターの診療状況と人的体制について	
⑤新型コロナウイルス感染拡大下における塩竈市立病院の公立病院としての役割について	
(2) コロナ禍における学校教育の現状は	239
①市内小中学校の状況と感染防止の取組について	
(3) 道路環境整備について	241
①狭あい道路整備について	
②私道整備について	
③道路環境の面的整備について	
(4) 北浜緑地・防潮堤等の状況について	244
①北浜緑地公園と防潮堤の現状について	
②市営北浜住宅の破損個所と対応について	
(5) 子ども医療費の助成について	245
①所得制限の緩和撤廃の検討状況は	
(6) 本市の保育行政について	245
①コロナ禍における保育行政の現状について	
②保育士等のPCR検査について	
③地域保育の在り方について	

土 見 大 介 議員（一問一答方式）	
（１）コロナ禍の影響について	246
①まちの産業の現状は	
②まちの産業の活性化策は	
③次年度の市税収入の予測は	
④次年度予算の対応策は	
（２）浦戸振興について	258
①庁内における浦戸活性化の動きは	
②防災集団移転跡地の活用策は	
③光通信網を活用した浦戸振興策は	
（３）子育て環境について	263
①産前産後の家庭に対するコロナ禍の影響は	
②市内子育て支援施設の利用状況は	
③市内で子育てされている方々の情報活用方法は	
④塩竈市の子育て環境整備の方向性は	
散 会	267

第４日目 令和２年１２月１８日（金曜日）

議事日程第４号	269
開 議	271
会議録署名議員の指名	271
議案第71号ないし第81号（各常任委員会委員長議案審査報告）	271
質 疑	274
討 論	274
採 決	274
請願第３号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	275
質 疑	275
討 論	276
小 高 洋 議員	276
鎌 田 礼 二 議員	277

採 決	279
議案第82号	279
提案理由説明	279
質 疑	280
伊 勢 由 典 議員	280
討 論	285
採 決	285
閉 会	285

令和 2 年 10 月 臨時会	10月 21日	開 会
	10月 21日	閉 会
令和 2 年 11 月 臨時会	11月 27日	開 会
	11月 27日	閉 会
令和 2 年 12 月 定例会	12月 8 日	開 会
	12月 18日	閉 会

議案審議一覽表
議員提出議案

塩竈市議会 10 月臨時会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第68号	令和2年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	2.10.21

塩竈市議会 1 1 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第69号	一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	2.11.27
	議案第70号	特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	2.11.27
	議員提出 議案第4号	市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	2.11.27

塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第71号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	2. 12. 18
	議案第74号	令和 2 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第80号	工事請負契約の締結について	原案可決	2. 12. 18
民 生	議案第72号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	2. 12. 18
	議案第74号	令和 2 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第75号	令和 2 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第76号	令和 2 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第81号	塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について	原案可決	2. 12. 18
産業建設	議案第73号	塩竈市地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	2. 12. 18
	議案第74号	令和 2 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第77号	令和 2 年度塩竈市北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第78号	令和 2 年度塩竈市藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第79号	令和 2 年度塩竈市下水道事業会計補正予算	原案可決	2. 12. 18
	議案第82号	令和 2 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	2. 12. 18

塩竈市議会 1 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第3号	国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願	2.12.2	民 生	不採択	2.12.18

令和2年12月8日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番 号	第 3 号
受理年月日	令和2年12月2日
件 名	国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願
要 旨	<p>【請願項目】 下記の項目について、塩竈市議会に請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 塩竈市において、国民健康保険加入世帯の18歳未満の子どもについて国民健康保険税算定時の均等割分について減免する制度を創設すること</p> <p>【請願の趣旨】 公的医療保険は国民に平等に医療を保障する仕組みであり、国民健康保険制度は、国民皆保険を下支えする「最後のセーフティネット」となっている。 国民健康保険税の均等割は他の公的保険にはなく、家族の人数が保険料の算定に使用されている制度である。収入のない子どもを国民健康保険税の算定に入れる事は、子育て中の世帯には大きな負担を課す制度となっていることから、減免制度を創設し負担軽減を実行すべきである。 「子ども・子育て支援」は令和2年度市政運営の基本方針において、『若い世代の方々が、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが大きな夢を抱いて世界に羽ばたけるまちとなるよう、全力を尽くしてまいります。』と述べられている。まさに子ども均等割減免制度の創設は、子育て世代の経済的な負担を軽減するものであり、塩竈市において国民健康保険加入世帯の18歳未満の均等割を減免する制度の創設を求める。</p>
提出者 住所・氏名	塩竈市錦町16-5 坂総合病院 気付 塩釜市の国保を良くする会 会長 虎川 太郎

紹介議員 氏名	伊勢 由典
付託委員会	民生常任委員会

議員提出議案第4号

市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和2年11月27日

提出者 塩竈市議会議員

阿部 眞喜	西村 勝男
阿部 かほる	小野 幸男
菅原 善幸	浅野 敏江
今野 恭一	山本 進
香取 嗣雄	志子田 吉晃
鎌田 礼二	伊勢 由典
小高 洋	辻畑 めぐみ
曾我 ミヨ	土見 大介
志賀 勝利	

塩竈市議会議長 伊藤 博章 殿

「別 紙」

市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日施行する。

(提案理由)

議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数を引き下げするため、所要の改正を行おうとするものである。

令和 2 年 10 月 21 日（水曜日）

塩竈市議会 10 月 臨時会 会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

令和2年10月21日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第68号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員(18名)

1番	阿部眞喜議員	2番	西村勝男議員
3番	阿部かほる議員	4番	小野幸男議員
5番	菅原善幸議員	6番	浅野敏江議員
7番	今野恭一議員	8番	山本進議員
9番	伊藤博章議員	10番	香取嗣雄議員
11番	志子田吉晃議員	12番	鎌田礼二議員
13番	伊勢由典議員	14番	小高洋議員
15番	辻畑めぐみ議員	16番	曾我ミヨ議員
17番	土見大介議員	18番	志賀勝利議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
市民総務部長	小山浩幸	健康福祉部長	阿部徳和
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長	佐藤達也
市立病院事務部長	本多裕之	水道部長	大友伸一
市民総務部 政策調整監	荒井敏明	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草野弘一

会計管理者 兼会計課長	川村 淳	市民総務部 危機管理監	井上 靖浩
市民総務部次長 兼財政課長	相澤 和広	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	吉岡 一浩
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅之	市民総務部 総務課長	鈴木 康弘
市民総務部 政策課長	末永 量太	産業環境部 商工港湾課長	高橋 数馬
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲	教育委員会 会長	吉木 修
教育委員会 教育部長	阿部 光浩	監査委員	福田 文弘
監査事務局長	鈴木 宏徳		

事務局出席職員氏名

事務局長	武田 光由	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	平山 竜太	議事調査係主査	工藤 貴裕

午後 1 時 開議

○議長（伊藤博章） 去る10月14日、告示招集されました、令和2年第3回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、監査委員並びにその受任者であります。

出席者の方々に申し上げます。本日の会議は、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた塩竈市議会運営指針に記載のとおり感染症対策を行い、開催いたしてまいります。発言の際にもマスクを着用したままで結構ですので、ご案内申し上げます。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持ち込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第1号」記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤博章） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1番阿部眞喜議員、2番西村勝男議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（伊藤博章） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1日間と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、1日間と決定いたしました。



日程第3 議案第68号

○議長（伊藤博章） 日程第3、議案第68号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） ただいま上程されました議案第68号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この議案は「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」であります。

今回の補正でございますが、市内での新型コロナウイルス感染症の増加や、去る9月16日に行われました宮城県の緊急の協力要請によりまして、飲食店を中心として地域経済が急速に深刻度を増しております。このことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、市内飲食店事業者への事業継続支援など本、市の感染症対策を実施するための予算を計上し、歳入歳出それぞれ9,070万円を追加いたしまして、総額を315億1,639万円とするものでございます。

歳出予算であります、「地域経済を支える皆さんへの事業継続支援パッケージ」に基づく事業の実施に関する予算となります。

感染者が発生した事業者を対象に、20万円を上限として、店舗等の消毒に要する費用を補助する防疫関係事業費として 400万円

厳しい経営環境にあります飲食店を初めとした事業者を支援するため、年末年始の需要に合わせて、地域経済の活性化を図る割増商品券事業として 5,800万円

飲食店の事業継続を支援するため、1事業者当たり5万円を支給する飲食店事業継続緊急支援金支給事業として 2,300万円

飲食店を営む皆様で構成される組合等に対し、感染症拡大予防のための講習会開催経費等を支援する飲食店感染拡大防止モデル事業として 50万円

パーティションや空気清浄機など、感染症予防のための備品等を購入する飲食店に対し、1事業者当たり5万円を上限に助成する飲食店感染症対策備品等購入支援事業として 520万円

を計上いたしております。これらの財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫支出金として9,070万円を計上しております。

以上、議案第68号についてご説明申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） それでは、私からは、議案第68号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」の概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.3の1ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらの表は、一般会計及び特別会計の10月補正後予算額の総括表でございます。

今回補正いたします金額は、補正額の欄にありますように、一般会計9,070万円でございます。

す。これによりまして、一般会計の補正後の予算額は、315億1,639万円、特別会計を加えました補正後の予算総額は一番下段にございますように442億2,114万3,000円となりまして、補正前と比べますと0.2%の増となるものでございます。

次に、同じ資料の4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

一般会計補正予算の概要につきまして、歳出からご説明をさせていただきたいと存じます。

費目4の衛生費400万円でございますが、防疫関係事業費につきましては、新型コロナウイルス感染者が発生した事業者への支援として、店舗等の消毒経費を補助するための事業費を計上させていただいております。

費目7の商工費8,670万円でございますが、割増商品券事業につきましては、飲食店を初めとする事業者と市民生活の支援のため、年末年始の需要に向けました10割増商品券を発行するための事業でございます。また、飲食店事業継続緊急支援金支給事業につきましては、飲食店に対する事業継続支援を目的としまして、1事業者当たり5万円の緊急支援金を支給するための事業費でございます。飲食店感染拡大防止モデル事業につきましては、飲食店を営む者で構成されます組合等が、モデル事業として取り組む感染症拡大予防の講習会開催費や、ステッカー作成費等を補助するための事業費を計上してございます。飲食店感染症対策備品等購入支援事業につきましては、飲食店の感染症予防への取組支援としまして、パーティションや空気清浄機等の備品購入費用等について、1事業者当たり5万円を上限として補助するための事業費を計上しているものでございます。

次に、2ページ、3ページ、ご覧いただきたいと思っております。

歳入の補正予算でございますが、費目15の支出金9,070万円でございますが、市の新型コロナウイルス感染症対策各事業費に活用するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

なお、この資料の6ページ、7ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博章） これより質疑を行います。

5番菅原善幸議員。

○5番（菅原善幸） それでは、トップバッターとして質疑させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料No.3の9ページ、割増商品券事業について何点か質疑させていただきたいと思います。

ここに書かれている概要に、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出の手控えや、繁華街での飲食店の自主的な休業を散見されるなど、今市内の消費が著しく低下しているのは、まさしく私も市内を回っても、そのとおりかなと思います。飲食店を初めとする事業者は非常に、本当にもう厳しい状況が続いているわけでございますけれども、今回出されました第2弾の割増商品券でありますけれども、この目的としてはやはり購入意欲の喚起と市内の業者の売上げの向上を通して、地域経済活性化を図るものとして出される第2弾のものと推測されると思います。そこで、前回第1弾として行った割増商品券、経済対策でございますけれども、どれだけの効果があったのか。また、現在、12月6日まで使用期間であります、また第2弾を踏まえ、どのような経済効果を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） お答えいたします。

割増商品券事業につきまして、まず第1弾として実施しました商品券事業の効果ということでございました。8月上旬に販売いたしました商品券につきましては、内容といたしましては、2,500円で額面5,000円の商品が購入できるというものでございまして、最初の申込書による販売につきましては発行冊数2万冊のうち、約6,000冊の実績でございました。その後、残りの1万4,000冊を8月22日から申込書なしで、1人4冊までという内容で再販売をしたところ22日、23日の両日で完売いたしましたところでございます。現在までの使用率につきましては、販売から約2か月たちました10月20日、昨日の時点でということで、約5割の使用率ということになってございます。小規模店舗に限定いたしましたことや、仲卸、マリゲート専用券を設けましたことで、ふだんの買い物を地元のお店でしていただくとか、商品券がきっかけとなりました商品購入など、新しい消費喚起につながっていくことを期待しております。

ちなみに、商品券を購入された皆様には、アンケート調査を実施しているということで、まだ結果としてはまとまらないところでございますが、今後の検証に役立ててまいりたいと考えてございます。

次に、今回の商品券の効果をどう見るかということでございますが、まず、この時間をお借りしまして、改めて今回の割増商品券事業概要について、ご説明させていただきたいと存じます。先ほど、菅原議員からご紹介いただきました資料No.3の9ページをご覧いただきたい

と存じます。

概要といたしましては、先ほどご紹介賜りましたので、省略をさせていただきます。

2番事業内容といたしましては、商品券の発行内容につきましては、5,000円で1万円分の商品券を購入できる10割増しとしまして、発行部数は1万冊を予定してございます。1万円のうち、飲食店専用券を3,000円含むということで予定してございます。これは、9月のシルバーウィーク前に、県から発出されました緊急の要請によります、最も大きな影響を受けた市内飲食店を支援するという趣旨でございます。購入できる冊数は、お一人様1冊としまして、使用期間は4か月以内で調整をいたしたいと考えてございます。

取扱店につきましては、第1弾と同様に募集による登録制といたしまして、店舗面積300平米以下の小規模店のみといたしたいと考えてございます。販売方法につきましては、第1弾同様、申込書より引換えといたしまして、密を避けるために複数の販売所を設けることで、現在調整を進めているところでございます。発行数は1万冊でございますので、先着での販売を予定しているところでございます。

3番の事業費につきましては、商品券発行額の割増し分5,000万円と事務費800万円の計5,800万円を計上しているところでございます。

ご質問に戻らせていただきまして、今回の商品券の効果ということは、ただいまご紹介いたしましたように、5,000円で額面1万円の商品券ということになります。そのうち3,000円を飲食店専用券とさせていただきたいと考えてございます。発行額は、前回第1弾と同じく1億円でございますので、全体としては第1弾と同様の経済効果が得られるものと期待しているところでございます。9月16日の宮城県からの協力要請によります本市飲食店の売上げの影響、非常に大きいものがございました。今回飲食店への緊急的支援として専用券を入れさせていただくことで、売上げの向上につながり、経済的な効果も発揮されるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。説明まで、概要までお話しいただいたということでございます。

それで今回の、先ほども私、消費の喚起というんですか、経済効果でございますけれども、やはり1億円ということで、前回8月も行って今回合わせて2億円という形なんですけれど

も、ある程度の資料を見てもみますと、やはり消費喚起というのが表示されていまして、これは国が示された部分ですけれども、これは4年ぐらい前のプレミアム商品券の形なんですけれども、各政令都市でいきますと、札幌でいきますと3.4%、仙台市が2.1%ぐらいの消費喚起効果があったということでございます。塩竈市においては、それを考えると1億円、1億円ですからどのぐらいの、消費喚起の効果が、目標として考えておられるのか確認させていただきます。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 具体的なパーセンテージということのご質疑でございましたが、我々としては原資といたしまして今回5,000万円、それでも1億円の効果を生むということでございます。使用率として、もちろん我々としては100%使っていただきたいということで、期待をするものがございますので、本当に今コロナ禍におきまして大変な状況に陥っていらっしゃる飲食店、あるいは、小売りの皆様に対して、幾らかでもその利用の還元されるということが第一義と考えているところでございますので、ご理解いただければと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。やはり、1億円という額でいきますと、皆さんの税金からこのような商品券も出ていると思いますので、地域がしっかり取り組むことによって、経済効果が発揮できるんじゃないかなと、私は思うわけでございます。今回、割増商品券として本当に大変お買い得の商品券という形でございます。各自治体も今、プレミアム商品券などを行っているわけですけれども、10割増商品券というのはなかなかあまりない形と思います。この商品券、せつかく商品券を作るわけでございますので、どのような市民に周知をしてくれるのか。また、対象者を平等にするためにも購入方法の、購入会場を、先ほども触れましたけれども、その辺どのような、具体的な取組をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 周知、購入場所の関係というご質疑でございました。

販売につきましては、12月中旬頃を予定してございます。販売方法につきましては、第1弾と同様に申込書を折り込むこととなります。12月広報紙への折り込みを予定してございます。その申込書と引換えに、今回はお一人1冊までの購入ということで考えているところでございます。また、広報が届かないといえますか、届く、届かない、配布にならないという方に

つきましては、前回同様でございますが、商工港湾課で申込書を記名を頂いた上でお配りするということになってございます。そういったことに加えまして、ホームページでの周知、あるいは、また瓦版等の発行による周知といったものも考えさせていただいているものでございます。

販売箇所につきましては、前回第1弾につきましては最初の販売箇所が4か所で行いました。これよりもできるだけ増やせるようにということで、販売日につきましても複数日、箇所につきましても、密を避けるために多くの販売所を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。前回は踏まえると、やはり4か所、多分購入の箇所を設けたということがございますけれども、やはり購入したくとも購入できなかったという方も、私も聞いております。やはり、高齢者なんかはなかなか購入会場まで行けなかったというのも聞いております。ガス体育館とかマリゲートとか、本庁など、市場などあったわけでございますけれども、そういった方に対しての配慮というものを、今回取り入れることはできないのか。その辺もお伺いしたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） お答えさせていただきます。

ただいまから申し上げますこと、ただいま協議中といいますか、検討中ということの前提でお聞き取りをいただきたいと存じますが、今、菅原議員からご質疑いただきましたような販売所が遠いよというご意見というのは、私どもでも頂いていたところでございます。そこで、今回販売に際しまして、例えばですが、市内にあります郵便局さんのご協力をいただく、あるいは、コンビニエンスストアのご協力を頂くといったことができないかということで、現在協議をさせていただいているところです。

そのように、なるべく皆様の身近でお買い求めをいただけるような機会を、今回は模索してまいりたいと考えてございますが、繰り返しでなりますが、あくまでも今協議中ということでございますので、お含みおきをいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。ぜひ、検討していただきまして、皆さんが平等に買えるチャンスを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つ、商品券、前回はそうだったんですけども、購入金額今回、前回とちょっと違うわけでございますけれども、世帯でいくと1セットという形でございます。実は、このような金額で行っているのが、南三陸町なんかも行っているわけなんですけれども、南三陸町なんかはやはり1世帯2セットまで購入ができて、あと一般の人にも第2弾として購入できる。誰でも購入ができる。町民以外でも購入ができるということなんですけれども、こういった販売方法などは考えておられないのか。その辺を確認させてください。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 第1弾につきましては、先ほど申しましたように、2万冊を販売させていただきました。また、額面につきましても2,500円で5,000円分ということでございました。それで、1回目の販売では1冊ずつということにいたしました。その辺が結果として第2次販売までつながったものと理解しているところでございます。

今回、5,000円で1万円分ということで、第1弾を例えにしますと、2セット分を購入いただけるというイメージになるかと思ひます。よりプレミアム感は強いものということに考えてございます。その分、予算等の取り合いもございますので、1万冊ということでの発行部数ということにさせていただいておりますので、今回につきましては申込書による販売を最後まで進めてまいりたい。すなわち、市民の皆さんを優先してお買ひ求めいただくということで考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） これは、意見でございますけれども、やはり商品券の額、1世帯でいきますと前回は5,000円、今回は1万円ということで、塩竈市の事業者さん、お店ですけども、いろいろな事業、商品を扱っていることがございます。そういった高額な商品、低額な商品を扱って、高額な商品ですと、なかなか5,000円、1万円ではなかなかそこまで足を運ぶことができないということも考えられるのではないかな、と私は思っておりますので、その辺も踏まえて、1世帯1万円という券が妥当なのか、その辺は分かりませんが、ぜひ検討していただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、各事業者さん、いろいろ先ほども言いましたけれども、あります。この年末年始に向かつて、これから各お店がいろいろな協力を、また努力をしていろいろな企画を併せな

がら販売に伝わっていくんじゃないかなと思います。そういった中で、商業協同組合、連携しながら、様々な団体との連携というのを行っておられるのか。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 今回の商品券、先ほどご説明しましたように、12月中旬からの販売、使用期間も年末年始に当たるということもございますので、市民の皆様のお買い物、お食事により消費が増加するものと期待しております。

ただいまご紹介いただきました例えば商業協同組合さん、こちらにつきましては歳末の感謝祭、例年やっておりますが、こういったものを今年も開催なさるといってございまして、そういったものとの相乗効果を図れるのではないかと期待しているところでございまして、実施につきましても、商業協同組合さん、あるいは、商工会議所さんと連携しながら、そういったところを重視してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 私も、実は事業を行っていたことがございます。本当に商売しているとそういう商品券、地域でもらっていて、やはりただ待っていてもなかなかお店には来てくれません。そういった中で、大分県なんかですと商品券の活用方法について、こんな事例があったんですけども、商品券を持ってきてくれたお客様に対して、新たに自分の発行している商品券、何かしらのサービスをまた行うということで、ダブル商品券ということを行っているとところがありました。それを大々的に自分の駐車場、店舗の前に張り出して、まちづくりでそういう展開を行って、経済効果を高めたという事例もありました。

そういった中で、やはり商業協同組合とか、年末ということで様々な取組がこれから各事業者さんで行っていくと思うんですけども、本当に今回の年末年始、大変な中で皆さんが商売される中で、取扱店はピンチではあるんですけども、チャンスにも変えられるという、また、リピーターをそこでつくっていきけるチャンスもあるんじゃないかなと、私は思うわけでございますので、しっかりその辺も協力しながら、行政としても塩竈市の冷え切った状態を、また回復できるようにお願いしていただきたいと思います。これはあと結構でございます。

商品券に関しては以上でございますけれども、続きまして、同じく資料No.3の10ページ、飲食店の事業継続緊急支援事業について質疑させていただきます。

宮城県が出された仙台市及び二市三町に、新型コロナ感染者が急増したことから、接待を行う飲食店で県民に対して感染予防ガイドラインの厳守徹底と、自粛を呼びかける協力要請が出されたとありますが、そこで感染予防ガイドライン、県が発令されましたどのようなラインのガイドラインなのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） ガイドラインということでお答えをさせていただきます。

ご質問いただきましたのは県の協力の緊急要請という中に、言葉として含まれておりました。お店に対する協力要請としましては、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守の徹底、あるいは、県民の皆様に対する要請としましては、ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛という言葉がございました。これに関するご質問ということでとらまえさせていただきますが、県が単独でガイドラインというものを定めているということではなく、現在各業種におきまして、例えば食堂、レストラン、喫茶店業界、あるいは、劇場とか映画館の業界とか、そういった業種ごとにおきまして、全国規模の各関係団体が自主的にガイドラインを作成しまして、自主的な感染予防のための取組を行っているということでございます。

その中で、飲食業の関係につきましては、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会ですとか、日本フードサービス協会、こういうところが感染拡大予防ガイドラインを作成しまして、普及に努められているというところがございます。具体的には、お客様の安全のための入店時や客席へのご案内、従業員の安全衛生管理などについて定めているということでございます。先ほど申しましたように、9月16日に県が発出した要請につきましては、こういったガイドラインを遵守するもの、それから県民の皆様については、守っていないお店のご利用をお控えくださいという内容でありましたことを、ご説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。これは宮城県が出されたガイドラインではないということで、団体が出されたということだと思います。そこでやはり、塩竈市を見ますと、このような感染のクラスターもここに来て増えているわけでございますけれども、本当にその周りが大変な思いで、このクラスターによって自粛をしなくちゃいけないという状況にあるわけでございます。やはりそれを払拭するには、安全性というのをもっていかなければなかなかそこまで住民、お客さんが足を運んでくれないということでございます。

そこで、(2) の書かれてあります内容で、今回のモデル事業という形で対策ステッカーという作成がございます。これはこういったステッカーでやるのか。例えば、これ団体で作っていくわけですがけれども、行政、例えば県がこういうステッカー、安全ですよというしっかりとガイドラインに合格というか、通ったらステッカーを貼ってくれるような、そういったものがないものか確認させてください。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） まず、県の取組としてのご質疑ということでご説明させていただきます。

実は、宮城県におきましては、新型コロナ対策実施中のポスターというものを、飲食店向け、観光施設用、宿泊施設用、そういった3種類に分けまして、ポスターを県で発行してございます。今ご質疑いただいたように、お店とかが自らそういった対策を施してうちの店は安心ですということで、県にインターネット上で申請をして発行を受けるという仕組みになってございます。県民の皆様にも、感染防止対策に積極的に取り組んでいる店だということをしてPRする趣旨だということで、なっているところでございます。

ただ、やはりインターネットでの申請ということで、なかなか不得手な方もいらっしゃるということを、塩竈市の組合員さんからもお聞きしてございます。そういったところも鑑みまして、組合さんでは自分たちのセルフチェックに基づきまして、そういった消毒と対策を施しているところには、私たちの店は安心ですというステッカーを自ら作成し、掲示をしていく。そして、お互いに相互チェックもしていくという努力もしてみたいというお声を頂いていることから、今回モデル事業としての一部に組み込ませていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ぜひとも、本当にクラスターが発生しているわけでございますので、安全性しか多分訴えることができないと思いますので、しっかりとその辺もフォローしていただければと思います。

また、次に(3)の中に、感染症の備品購入支援事業というのがございまして、感染症の備品の例として挙げられているのが、飲食店であるパーティションとか空気清浄機、非接触型の体温計ということで、ここに書かれているもので、これはあくまでも例でございますけれども

ども、皆さん持っているんじゃないかと思われま。パーティションなんかも、透明なやつを設置して、あれだけ期間がたっておりますので、体温計なんかもありますし、ただ、ないのが空気清浄機が高価格なものになってくるわけでございますけれども、空気清浄機もなかなかウイルスを除去するというのができない空気清浄機もあるみたいで、またプラズマなんかは91%ぐらいは除去できるということで、宣伝されているものもございますけれども、そうすると10万円以上もするということでございまして、やはり最初の（1）の新事業の5万円合わせても10万円ぐらいで、それ以上高額なものになってくるということでございますので、できれば低額なものをこれからできればいいんですけれども、店舗、100店舗になっていきますけれども、それが増えた場合はどうされて、この事業が進まれていくのか確認させていただきます。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 今回の事業につきましては、資料3の10ページに記載していますように、5万円掛ける100店ということで事業費を計上させていただいているというところがございます。これは100店を超えた場合でどうなのかということで、お問合せということでございました。まずは、100店の予算の中で事業を進めさせていただきまして、その後また状況を見定めさせていただきまして、どうしても不足するようだというのであれば、また改めて議会にご相談させていただくという内容になるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博章） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。

それでは、私からは以上でございます。

○議長（伊藤博章） 1番阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） お疲れさまです。続いて質疑させていただきます。オール塩竈の会阿部眞喜です。

資料No.3の10ページ、飲食店事業継続緊急支援事業についての（3）飲食店感染症対策備品等購入支援事業について、質疑を何点かさせていただきます。

先ほど、菅原議員からも話がありましたが、既に整備を整えているお店等もあるかと思えます。その際に、やはりお客様が戻ってきてほしいという思いから行っている、でもなかなか戻ってこないということで、売上げが上がってこないというお店も多数ございますので、以前に購入したものへの補助は可能なかどうか、今、どう考えているのか教えていただけま

すでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 備品購入の事業費につきまして、過去に購入したものを対象にできるかということでございました。今回の補正予算につきましては、9月16日に宮城県が発出したしました接待を伴う飲食店、酒類提供飲食店、並びに、県民への緊急の協力要請を伴った協力要請、こちらに伴った飲食店支援ということで考えておりますことから、9月16日以降に購入された備品で、さらに自己負担で購入されたものというのを対象にしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） かしこまりました。少々遑ってということなのかなと思います。その際に、実際に皆さんどれくらいの購入をされているのかなというもので調べさせてもらったんですけども、その中で購入ではなくて、業者からリース品として契約していると、消毒液の機械、消毒液のなくなれば注ぎ足してもらおうということも含めて、リース品への対応というのは可能なかどうかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） リース品が対象となるかどうかということでございますが、今回の備品等購入支援事業につきましては、その対象が常時雇用する従業員が5人以下の小規模事業者、個人事業主でありまして、市内で飲食店、喫茶店等を営み、当該店舗におきます感染症対策として、備品を購入された場合に対象とさせていただきたいと考えてございます。なお、本事業につきましては、備品のリースにつきましては対象外とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博章） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） かしこまりました。ありがとうございます。

それと、申込みの制度に関してなんですけれども、これ見ると商工会議所または市に申請と書いてありますので、もちろん商工会議所の入会をしていなくても受けられるという認識でよろしいのか教えていただけますでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 本事業につきましては、市内の飲食店を幅広く支援するという趣

旨から、商工会議所の会員、非会員を問わず対象としたいと考えてございます。申請に当たりましては、商工会議所の会員さんにつきましては、商工会議所さんに申請をしていただく、非会員の方につきましては、多分こちらのほうが対象としては数が多いのかと思いますが、そういったこともありますので、商工港湾課を窓口としまして申請の受付をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） その際には、郵送か何かなんですか。それとも自ら商工港湾課に連絡を取ってという形になるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（伊藤博章） 高橋商工港湾課長。

○産業環境部商工港湾課長（高橋数馬） お答えいたします。

申請書につきましては、商工会議所の会員の方は商工会議所に申請書一式、非会員の方は市役所または壺番館に申請書をご用意しますので、取りに来ていただいて、郵送による申請ということでお願いしたいと思っております。

○議長（伊藤博章） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） 予定でいいので、その申請書が置かれる、スタートするというのはどこら辺の日程を、今、考えているのか教えていただけますか。

○議長（伊藤博章） 高橋商工港湾課長。

○産業環境部商工港湾課長（高橋数馬） 現在、準備を進めておりまして、11月中旬頃から受付を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 阿部眞喜議員。

○1番（阿部眞喜） ありがとうございます。緊急を要するものかなと思いますので、いち早く情報をお伝えして、皆様に活用していただける制度になればいいと思います。

そこでやはり、我々こういった整備をできましたよという、支給補助もしていますよということですばらしいことだと思いますので、これは市内はもちろんですけども、やはり広く広報をして、塩竈市、しっかりと対策を取ったお店、お店に対策取っていただいて、来ていただきたいというのを広く広報するために、例えば新聞媒体はもちろんですけども、ニュースなども活用して、県内の皆様に塩竈市、対策取っていますということをしっかりと伝え

ていくことが、また塩竈市へお客様が来ていただいて飲食していただくというつながりになるとと思いますので、ぜひとも広報という部分もしっかりと行いながら、ぜひ制度を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○議長（伊藤博章） 13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、私も補正予算について何点かお尋ねをしたいと思います。

主に使うのは資料No.3ということになります。そこで、今回の補正額は総括にありますとおり、9,070万円ということで予算が計上されています。これは、恐らく先ほどの提案理由にもありますとおり、国の新型コロナ感染対策地方創生臨時交付金というものを使って、今回の提案と考えております。そう捉えております。ただ、やはり利府町でも最近のニュースを見ると、小学生3人も含む9人ですか、利府町でもやはり発生していると、あるいは、病院等でも発生しているということで、なかなか終息のめどが立たないというのが現実ではないのかと捉えております。

そこで、さきの9月議会でも、一定の補正予算が1億5,000万円ほどされましたが、今回の9,000万円の補正をもって、地方創生交付金の実際上の残予算というのは、どうなるのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ただいま、伊勢議員から地方創生臨時交付金の補正後の残額等についてのご質疑を頂戴しました。本市がこれまで国から示された交付限度額の総額、2回に分けてございましたが、総額では8億2,856万円でございます。これから、今回の10月の臨時会までに予算化されました総額が7億9,104万2,000円でございますので、これを差し引きますと3,751万8,000円でございます。交付限度額の残高につきましては、これまで説明を申し上げてまいりましたとおり、今後の新型コロナウイルス禍のフェーズ、局面を見極めつつ、本市にとって効果的な対策を継続的に講じていくための財源として、なおこれからも引き続き活用していくということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうしますと、当時8億円近く超える額が交付されて、3つのパッケージということでやってきて、しかし先ほど提案理由にあるとおり、9月半ば、県の緊急要請と

ということが提案理由の中に入っております。

それで、問題は今後3,700万円かな、これで足りるのかというと、やはり心もとない感じはするんですね。感染対策ってお金を使うとなると、あつという間になくなっちゃうのかな、そんな感じを非常に感じております。塩竈市では、35人の発症例から、その後は出ていないので、安心はしていただけますけれども、何らかの策は打たれてきている現状だと捉えております。

そこで、私も改めてそうするとこういった新型コロナ関係の、県の要請ですから、国も含めて要請なので、今後何らかの形で県なり国なりに財政上の補償をすべき課題に、今、来ているんじゃないかと思うんですね。その辺は市長のかじ取りというかな、宮城県内の市長さん含めて、要請する時期にもう来ていると思われるんですが、その辺についてお考えがあれば、市長からも聞きたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今後の国県への要望についてでございますけれども、まず新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ事態の終息の見通しの状況が立たない状況でありますことから、本市におきましても、今後の新型コロナウイルス対策の対応に当たりまして、財源の確保というものは非常に大事だと捉えております。

このような状況を踏まえまして、去る9月24日でございますが、市長を初めとしまして関係の部長が宮城県庁を訪れまして、知事に直接お会いをさせていただきまして、本市の状況ですとか新型コロナの対策についてお伝え申し上げまして、今後の支援、そして情報提供等お願いしたというところでございます。また、これからでございますけれども、宮城県市長会といたしまして、10月27日開催予定の宮城県知事との行政懇談会におきまして、新型コロナ対策に係る継続的な財政の措置ということを講じていただきますように、県を通じて国へ要望をお願いする予定でございます。

一方、国におきましては、新型コロナウイルス問題で低迷する消費をてこ入れするために、第3次補正予算を編成して、追加の経済対策を検討している旨の報道がございますので、本市におきましても今後国の動向を見据えつつ、引き続き要望を継続してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ぜひ、10月27日に県市長会ということで、継続支援をぜひ強力に働きかけていただきたいと思うんです。ただ、第3次補正予算については、聞くところによるとニュース報道では来年の話なので、年内どういうふういきちっと補正予算なり、あるいは、さきの5月半ばですか、国では33兆円の補正予算を組んで10兆円ぐらいですか、予備費ということで、予算立てております。そこからやはり、まずは予算はそこにしかないようですから、それを各自治体に交付金として、必要なところは要請して自治体に交付金を下ろすと、その辺の考えは政治要請としてお考えあるのかどうか、確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 私どもといたしましても、新型コロナの対策はまだ継続している状況でございますので、そんな中でも国から頂いた8億3,000万円近い交付金につきましても、塩竈市でさえ3,700万円の残額ということになってきておりますので、当然継続をして状況に応じてしっかりと、国にもそういった財源確保の願いについてはさせていただきたいと考えてございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ひとつどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じ資料No.3の8ページのところで、いささか確認させていただきたいと思います。この感染対策の関係で、新型コロナウイルス感染症対策消毒事業ということで、ここで具体化、予算化されております。先ほど、前段阿部眞喜議員からも質疑がありましたが、そうしますと感染対策についてちょっと聞き漏らしたかどうか、確認の意味で、申請という形になりますよね。そうすると、これまでの私の捉え方だと、公表された店舗はたしか3店舗ですか。3店舗、県で公表したという形になっておりますが、その辺の取扱い等は、たしか5月か6月頃でしたか、忘れちゃいましたけれども、その時期だったと思うんです。そういう店舗についての取扱いも、申請すれば了解ですよと捉えていいのかどうか、確認させてください。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 資料No.3の8ページ、新型コロナウイルス感染症対策消毒事業について、お問合せがございました。これまで、市内の事業所で従業員などが新型コロナウイルスに感染し、店名が公表された事案としては、今、伊勢議員おっしゃったように数件でござ

ございます。この対象といたしましては、発生された事業所に対して実額としてもう既に、大変苦勞されている中、お支払いして消毒にかかる経費について上限を20万円として補填というか、交付させていただくものでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ひとつ実額として取り組むということで捉えさせていただきました。

そこで、先ほどガイドラインの話も出ましたので、これは重複してしまうので、それぞれ感染対策についての詳細については先ほど聞きましたから、これは割愛させていただきます。

あと、資料No.3の緊急支援というか、8ページのところで、5万円かな、10ページのところか、ごめんなさい、ちょっとページ数を間違えました。飲食店事業継続緊急支援事業ということで、10ページに確かに書かれております。

そこで、改めて450店舗5万円ないしは、飲食店感染対策備品購入等で100店舗で5万円ということで、先ほど前段、やはり多額の経費がかかるのではないかというお話がありましたが、5万円の2つの交付の理由なり根拠なり、確認させていただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 飲食店事業継続緊急支援事業についてのご質疑でございました。

今回の支援策につきましては、仙台市及び二市二町圏域の感染拡大や、本市の繁華街でのクラスター発生に伴う宮城県からの緊急要請によりまして、尾島町を中心としたお店が自主休業など、特に大きな影響を被ったところでございます。こういった飲食店事業者の皆様、緊急的な支援を行おうというものでございます。支援金につきましては、売上げ減少などの条件は今回付さずに、飲食店1事業者当たり5万円を支給しようという考え方でございます。ちなみに、1事業者が複数店舗所有している場合についても、1つとみなしまして5万円の支給を考えてございます。

金額的には根拠ということですが、少額ではございますが、材料の仕入れ、あるいは、従業員の雇用、家賃等の事業継続のための一助とさせていただければということで、支給させていただきたいという考え方でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。売上げ減少は含まないということで、一律的な緊急的な支

援ということで捉えました。

そこで、もう一つは同じページのところで、資料№.3の10ページから11ページのところで同じようがありますが、飲食店感染防止モデル事業50万円、予算化されております。11ページのところにも、50万円と書かれております。モデル事業ですので、一定の団体ということで捉えておりますが、例えば飲食店等中心ということになると、いろいろな団体があるわけですね。例えば、そば屋さんもあるし、そのほかの業種の方の団体、それから社交飲食業生活衛生同業組合とかあります。そういったところでまず今回50万円を使って、モデル事業ですので、どういった団体を対象にしていくのか。そしてその具体的な内容等について、一定の講習はするということですが、分かる範囲で、お答えできる範囲で確認させていただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 飲食店感染拡大防止モデル事業についてのご質疑でございました。対象の組合等ということでございますが、ただいま議員からご紹介いただきましたが、今回の対象といたしましては、まずは飲食店の中でも特に影響が大きい宮城県社交飲食業生活衛生同業組合塩釜支部、社交飲食業生活衛生同業組合さん、ここを想定をしているところでございます。組合員の皆様に、自ら感染症予防のモデル事業として取り組んでいただきたいと思いますという考え方でございます。内容といたしましては、資料にありますように、講習会の開催、モデル店舗などでの除菌作業など記載してございますが、講習会につきましてもモデル事業の中で、組合等の会員が自ら感染症対策について学んでいただいて、その次のステップでモデル店舗での消毒作業などにより、実践的な講習を実施して頂くことなどを想定しているところであります。

そして、講習会などを受講しまして、感染症対策を施した店舗には、先ほどもご説明しましたが、組合独自でお客様皆様に安心してご利用いただけることをPRするステッカーを作成しまして、会員相互のセルフチェックの上、店舗に貼っていただく流れを考えているところでございます。

事務的には、若干不慣れなところあるかと思いますが、そういうところは市としてもバックアップしながら、安心してお使いいただける事業の一助になればと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） これは、そうですね、組合員さん自ら講習も行い、除菌の対策もしっかりやっていくと。その上で、ステッカーを貼り出していくというものだと思うんですね。もう一つ手法としては、例えば、こういった感染が広がった状況の中で、安心して飲食ができるというもののPRが必要だと思うんですよ。お店に貼るのは了としながらも、やはり、必要なアナウンスといいますか、必要なものを流すと、例えば、社交飲食業生活衛生同業組合さんが自ら名前ですういったネットで発信するとか、そういった仕組みなんかも一方でやれば、自分たちの課題、問題となってくるのかなと思うんです。やっぱり、100店舗があつて、感染対策、ちゃんとやっていますよ、お客さん、どうぞ安心してお店に来てくださいと発信するのが決め手なんだろうと思うんですが、その辺の連携なりの捉え方を教えていただきたい。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 具体的な協議というのは、当然今からということになりますが、議員おっしゃっていただいたような、最後の自分たちでのPR作業といったところは、非常に大切になってくるんだろうと思います。ですから、市のモデル事業としての分担と、自らのこととして捉えて努力する部分、こういったところを併せて実施していただけるように、今後相談してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） どうぞ、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。感染の問題で、一言だけ言いますと、やはり感染の防止策は分かりましたので、あとは検査というものがやはり、飲食店の方々、不安つきまといながら仕事していますので、最近は簡易の検査もあるように聞いていますので、ぜひこれは今後の課題として、不安感を払拭する上で、一つの課題として捉えていただければと思います。

次に、商品券について何点か確認させてください。

さきの第1次の割増商品券、発行されて2万冊販売しましたというのは理解したところです。ただ、いろいろ事業の評価をめぐって、様々市内の中での市民の皆様の意見もあるのは聞いております。そこで、前段取り組んで、教訓とすべき課題、これはまずかったなとか、ここは成功したなとか、第2次分でどういう方向に生かしていく方向なのか。その上での今回の提案だと思っておりますので、まず前段の関係だけおさらいをしたいと思っておりますので、確認させてください。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 第1弾商品券の教訓というか、課題ということかと存じますが、8月上旬に販売した商品券につきましては、先ほど菅原議員への答弁でも申し上げましたとおり、2,500円で額面5,000円の商品券を購入できるという内容でございまして、最初の申込書によりまず販売は発行冊数2万冊のうち、約6,000冊の実績でございました。その後、残り約1万4,000冊を8月27日から、申込書なしで1人4冊までという内容で再販売したところ、22日、23日の両日で完売したところでございます。最初の申込書による販売は、額面が少額であったことと、1世帯1冊のみの購入であったことが相まって、販売が振るわなかったのではないかと捉えているところでございます。一方で、仲卸市場やマリゲート塩釜の専用券を入れたということによりまして、観光客の落ち込みにより大きな影響を受けておりました両施設の売上げは、大きくアップしたというご紹介も頂いているところでございます。

こういったところを今回生かしまして、今回の商品券は金額を前回の2倍の5,000円で1万円の額面の商品券、つまり、先ほど申しましたが、前回と比べれば2セット分をご購入いただける内容といたしました。これにより、よりプレミアム感が上がりまして、市民の消費意欲が向上するものではないかと考えているところでございます。

また、今回は感染者の増加によりまして、特に大きな影響を受けています飲食店専用券を入れることによりまして、飲食店のサポートをしてまいりたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 第1次分の大筋、分かりました。そこで、次の方からも第1次分の券が残っているんですとお聞きした方がいらっしゃるんです。そうすると、私も仲卸に行くのも遠いし、マリゲートということで、第1次分について例えば、12月半ばでしたっけ、期限が。そうすると、やはりお年寄り、一定の年齢を召された方はなかなか仲卸まで行くとならないんだと。バスで行って買い物して、持ってくるというのもなかなか行けないので、例えばですよ、私の一つの提案で、12月半ばを1月頃まで延ばすとか、使用期間を延ばして足を運べるような仕組みをつくったらどうかなと思うんですが、その辺どう考えるかなと。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 第1弾の商品券の使用期限、今ありましたように、12月6日まで

とさせていただきます。

今回、第2弾の商品券につきましては、その第1弾の換金作業が終わったぐらいの段階を見込み、販売スタートを開始したいと思います。これは、やはり販売店さん側の混乱、我々としてもデザイン等もはっきり分けられるようにしたいと考えておりますが、それでもなお、ごっちゃになってしまう可能性も十分あるかと思っておりますので、そういったところをしっかりと組み分けたいなどは考えております。

それゆえ、使い残しといいますか、使い忘れといいますか、そういった部分につきましては、今後広報も2回出しますので、そういったところを使いながら、使い忘れはございませんかという呼びかけ等をしていきながら、有効にご活用いただきたいと啓発をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ぜひ、市民の皆様が貴重なお金をはたいて買った券ですので、有効に使えるようにしていただければと、様々な手を打っていただければと思います。

今回提案された10割増商品券の進め方については、前段菅原議員からもある程度聞いておりますので、大体様子は分かりましたので、今後の消費喚起を進めていく上で、ぜひ対応していただければと思います。コンビニなんかはまちの一つのポイントになっていますからね、そういうところなんかは、コンビニも協議しながら対象にしていきたい。郵便局ですか、いい案だと思うんですよ。市民の皆さんが足を運ぶのはそういうところに足を運びますので、ぜひこれは販売所の工夫をしていただいて、多くの市民の皆様が安心して購入できたよというものをぜひやっていただきたいし、市中のお店の方から聞く、とやはりこういった商品券について、ご高齢の方が使うので、地元のお店なんですね。そこら辺の工夫をしていただいて、ぜひ対応方よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（伊藤博章） 暫時休憩いたします。

再開は、14時15分といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（伊藤博章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。質疑を続行いたします。

17番土見大介議員。

○17番（土見大介） それでは、私からも何点か質疑させていただきたいと思います。

資料はNo.3の10ページからいきたいと思います。10ページの中で事業内容（2）の部分ですね。飲食店感染拡大防止モデル事業についてお伺いしたいと思います。さっきから議員さんたちから質疑があったので、大体のことは理解させていただいたんですけども、今回対象を1組合に絞られたということなんですけれども、これを1組合に絞られた理由の一つとして、やはりコロナに対する影響が大きかったというところを一つ根拠として挙げられたんですが、社交飲食業生活衛生同業組合さんに登録されている飲食店は何店舗ほどあるんでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 約100店と伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。今回のモデル事業、これからの新しい営業の形態を支援するという形で、すごく素晴らしいことだなと思ったんですけども、コロナ禍における飲食店に対するサポートというのは、一つは下がった売上げを補填すること、もう一つは新しい業態、営業形態に移行する際の支援をすることの2つに、大きく分かれるのかなと思います。その中で、売上げの補填というのは、ダメージの大きかったところを中心にとというのは理解できるものの、もう一つ、新しい営業形態をというところに関して、今回のモデル事業に関して言えば、極力広く、市内の飲食店に広がる形で支援をするほうが望ましいのかなと考えます。

というのも、社交飲食業生活衛生同業組合さんの組合以外のところから、万が一感染者が出てしまったとしても、塩竈の例えば尾島町以外のエリア全体に、売上げ減の効果というのは波及してしまうということがあって、より広いところの範囲で支援をすべきなんじゃないかなと思うんですが、今回、あえて絞った理由、もう1回お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 今回、対象をなぜ社交飲食業生活衛生同業組合さん一本に絞ったのかというご質疑でございました。一部、重複になりますが、今回この事業を組み立てまし

たのは9月16日の県の緊急の要請、本市を含む二市三町、特に注意が必要な地区として名指しといたしますか、されたところでございます。接待を伴う飲食店等及び県民の皆様に対する緊急要請ということで、市内繁華街、特に尾島町を中心としたエリアにつきましては、客足が減り、自主休業をするようなお店も出ているということで、大きな影響が出ているところでございます。

今回のモデル事業の実施については、ただいま申しました最も影響が出ております尾島町を中心とした方々で、その中でも組合員数が多い社交飲食業生活衛生同業組合さんを想定したというところでございます。今、それ以外のところから出た場合ということでございますが、例えばどこにも入っていないものについては、ちょっとどうにもならないというところもございます。ですから、まずこういったところの組合を、先ほどもご答弁申しましたが、まず自らのこととして相互チェックをしながら、自分たちの事業を継続していくための取組を試みたいということで、お話を頂戴しておりますので、社交飲食業生活衛生同業組合さんを想定させていただいたところでございます。

取組の内容につきましては、会員の皆様に自ら感染症予防のモデル事業として、講習会の実施、モデル店舗での消毒事業などの、より実践的なものに取り組んでいただき、それで安心してご利用いただける店づくりにつなげていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。なかなかあれなんですけれども、では尾島町、社交飲食業生活衛生同業組合さん、100店舗程度が加盟されているということなんですけれども、その1つ前、(1)の事業だと、450店舗程度を市内飲食店として対象にしております。とすると、残り350店が尾島町も含めて市内の様々なところに散らばっているということなんですけれども、尾島町、社交飲食業生活衛生同業組合さんの100店舗のほかに、何店舗ございますか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 実際、支部にお尋ねをしたところ、会員の2倍ぐらいのお店はあるだろうということはお答えとして伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうすると、言い方間違えるとあれなんです、組合に入って協力しながら運営を行っているところよりも、逆に組合とかに入っていないところのほうが、実は新型コロナに対する対策というのは難しくなるんじゃないかなというところがあります。

なので、これはご提案と組合さんの判断だと思うんですけども、これを機に、ぜひ社交飲食業生活衛生同業組合に入ってもらいように仕向けていくとか、そういう形で何かアクシデントが起きたときに対応できるような、情報の共有がしやすい地域の組合というものをつくっていくというのも、一つ役所として進めていただけたらと思います。この点についてはここで終了させていただきたいと思います。

次に、1つ前に戻って9ページです。割増商品券事業について何点かお伺いさせていただきたいと思います。この点、ほかの議員さんたちからもたくさん質疑があったので、大体のことは理解させていただきましたので、その補足というか、それで分からなかった部分について質疑させていただきたいんですけども、今回は申込書を折り込みさせていただいて、その方だけに販売を数日、かつ、様々な場所で店舗を展開してというお話でした。これ、非常に第1弾での点を改善されて、素晴らしいところだなと感じているんですけども、第1弾の結果の一つとして再販、再々販をするときに、そのことを分からなかったという方々も、結構いらっしゃいました。この点、今回は最初から販売日、複数ある場合も最初から告知を、全売りを告知するという形で進める、売り切れ御免という形で対応するという認識でよかったでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 第1弾の再販につきましても、瓦版等において残った場合はこの時点で再販売をいたしますという告知を、併せてさせていただいたと記憶してございます。今回の販売につきましては、今おっしゃっていただきましたように、申込書の販売を最後まで継続してまいりたいと考えてございます。ですから、販売日を基本的には、いつからいつまでの期間、売り切れるまでという形での販売ということで、取り組ませていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。今回、販売価格5,000円になってプレミアム感が

増した分、購入できなかった場合、何だやという気持ちも多分大きくなってしまいますので、情報の周知の部分は、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今回10割増し、全国でもなかなか例がないような割増率になっているような状態だと思ひます。5年ほど前に、プレミアムつき商品券が全国の自治体から発行されたときに、多くの自治体、半分以上、6割以上の自治体がおよそ2割から3割くらいのプレミアム率で商品券を発行されておりますが、今回塩竈市において10割という大盤振る舞いといひますか、非常に消費者としてはうれしいものになっている理由といひものを、ちょっともう1回教えていただきたいと思ひます。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 第1弾につきましても、10割増商品券だったといひのはご存じのことと思ひます。10割といひことで、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、売上げが減少している飲食店を初めとする市内事業所への支援策といひのはもとよりですが、市民の皆様のコロナ禍の外出自粛や、飲食店の利用自粛といひたものを、商品券事業で刺激しまして消費喚起につなげたいといひ思ひから、10割増しに設定させていただいているといひところでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。菅原議員も経済効果について質疑されていたと思ひうんですけども、今回経済効果としては、市からは5,000万円を出してといひことなんですけれども、この商品券によって何ぼの額が売上げとして各飲食店に投入されるのか。もちろん、2倍の1億円はいくんだらうと思ひうんですけども、プレミアム商品券など前例があるので、どの辺りを見込んで設計されているのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤博章） 佐藤部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 私ども、商品券そのものについては、全部売れて全部使い切っていただくといひのを一番の目的にはしているところでございます。そこから考えますと、やはり市からの持ち出しは5,000円でございますが、購入に当たりまして市民の皆様5,000円お支払いいただきます。お店側にとりましては、合計の1万円分の1万冊、だから1億円といひのが市内に環流する金額と捉えているところであります。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうすると、こういうプレミアムつき商品券というのは、額面1万円です、5,000円出して購入したとしても、プラスアルファでお金を出してもらって、より多くの金額を使っていただくというのを目的としているんですけども、塩竈のところは、特にプラスアルファというのは求めていない、その辺りは狙ってはいないという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（伊藤博章） 高橋商工港湾課長。

○産業環境部商工港湾課長（高橋数馬） 今回、商品券を売った際に、アンケートを同封しております。その中で、商品券に合わせて現金で追加購入したということで、アンケートの項目を入れさせていただきましたので、それらの結果を見ながら検証してまいりたいと思います。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ということは、特に事前に検討はしていないということですね。これはプレミアム商品券の事業のとき、特に全国ではほぼ100%、9割6分程度の自治体が加入してこの事業を行っていたところから、プレミアムつき商品券の効果の検証というのは、様々なところでなされています。

その中で、結果として出てきている部分として、プレミアムつき商品券、何ぼプレミアム率にするかというところは様々なところで検討がなされていて、多くの団体、自治体としては2割から3割程度をプレミアム率として設定している。そのほかの自治体さんたちはもちろん1割だったり、4割だったりと様々あるんですけども、それぞれでどれほどプラスアルファでの消費が喚起されたかという研究も行われているんですけども、この研究結果を基にすると、やはり2割、3割程度のプレミアム率のときが一番税金として投入したお金に対して消費者の消費喚起がされた割合が高い、それ以上のプレミアム率にしたときには、逆に下がってしまう。4割以上だとほとんどなくなってきてしまうという研究結果があります。

これを考えると、せっかく塩竈市の飲食店にたくさんのお金を流したいという思いでつくっている事業にも関わらず、市の持ち出しだけが流れてしまうという若干趣旨から外れてしまう内容になるのかなと、もったいないなと思ってしまう部分があるんですが、やはりこの部分については前例を踏まえてどのように検討されているのか。そこのところは深くお伺いしたいなと思っております。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これは、土見議員のご意見として承っておきますけれども、大前提が基本的に全然違うということは、ご理解いただきたいと思います。通常ベースのときの3割増商品券と、今回のような多くの店が半分以下、もしくは1割、2割。そういった状況の中で、同じような対応をしていたのでは、間違いなくそういった方々の商売意欲、モチベーションが確実に下がるだろうという議論を、市役所の中でさせていただきました。今まで考えられないような状況の中で、考えられないような手だてを打たないと、間違いなく塩竈市は大変な状態になるという危機感がございました。そのような状況の中で10割増商品券を考えさせていただいて、実行させていただいたというのが偽らざる状況でございます。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。市長の思い、すごくよく分かります。やはり、何かしらこれまでにないようなものということなんですけれども、10割増しがないかということ、ないわけではなく、それを踏まえた研究結果というものがあるので、そこは参照していただきたいなということは考えております。さらに、10割増しとして塩竈市から交付金として5,000万円が行っているわけなんですけれども、それで1億円のお金が飲食店に流れたということ想定したとして、塩竈市内の飲食店の月間の売上げってどれくらいなのでしょう。それに対してどれくらいのインパクトを与えることができるのか。もちろん、10割増しということは、飲食店のオーナーさんたちにとっては、一つ心に大きく刺さるものだと思いますが、実際のところの効果としてどの程度あるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） まず、一つ今の質疑、揚げ足取りというわけではないんですけれども、飲食店に全て使っていただくという内容ではございません。額面1万円ということで、5,000円で1万円を買っていただきますが、そのうち3,000円が一応飲食店の専用券でございます。もちろん、残りの分を全て飲食店に使うことも可能ではございますが、一般の小売り等にもお使いをいただけるという内容になっていることを、まずご理解いただきたいと思います。

質疑に対するご回答ということになります。やはり先ほど市長も申しましたように、今、飲食店さん、市内の小売店さん、新型コロナの影響によりまして売上げが落ちているというのは、アンケートでも明らかになっているところでございます。ただ、そこをこういった商品券を発行することによって、足を運んでいただける機会をつくっていく。それによって、

売上げが従前よりも増えるというよりは、元に戻っていく分のお手伝いをさせていただきたいという所を支えたいというのが、今回の商品券の思いでございますので、そういったところをぜひご理解を頂きたいと思えます。

全体の売上げが何ぼあって、そのうちの何割だということよりは、やはり下支え、底上げをして差し上げたいという、消費喚起という部分がそういったところにあるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 土見議員。

○17番（土見大介） 足を運んでいただくというのであれば、額面を下げても、複数回に分けてやったほうが、より効果というのはいいのかなと思っております。

この点、水かけというか、平行線をたどってしまうことだとは思うんですけども、これまでの様々な事業を見てきた中で、やはりもっと実際、過去の実例なんかも踏まえた上で、どうやったら消費喚起というものができるのか、かつ、もちろん市長のおっしゃるように、お店の方々に対しての心の支えも含めて、できてくるのかというところは精査していただかないと、せっかくの交付金に来て、できる事業ができるというところなのに、効果があまりぱっとしないということになってしまうと思えますので、その点もう一度、まだ時間は若干あると思えますので、精査していただければと思えます。

以上で、私の質疑を終わりにします。

○議長（伊藤博章） 6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） それでは、先ほどの菅原議員に続きまして、私からも若干質疑させていただきます。

資料No.3を使わせていただきます。

まず、今ご質疑にありました9ページの割増商品券事業、今回の第2弾ということで、以前よりも2,500円上がって5,000円で1万円を買える。これは、私たち消費者からすれば大変魅力的な商品券になったと思えます。正直言いまして、以前2,500円ときは、2,500円かって、5,000円ではちょっと効果が薄いかなという思いは、当初からありました。今回は、やはり5,000円の商品券を買って1万円分、お得だとなれば、私ならずも各家庭の主婦は心がときめくのではないかなと思っております。

それで、先ほどの質疑の中では皆さんに申込用紙を以前のように広報に差し挟んで、各ご家庭にお届けするというお話だった。前回も私、協議会なんかでも質問しましたが、これが行

き届かないご家庭もあったということで、やはり先ほどの答弁を聞きますと、そこは商工観光課に来ていただいて記名していただいて、そこでお渡ししますというお話だったので、若干以前よりいいかなと思います、このことをどのようにしてお知らせするのか。そして、今、市内で広報を受け取っていない家庭ってどのくらいなのか、皆さんで把握されているのか。

この間の質問の中にしましたが、今、外国人の研修生の方たちには一向にこのお知らせが行っていないということで、不公平感があつたのではないかとということで、これはやはり第2弾ではぜひ是正してもらいたいと思います。というのは、飲食店を使えるということで、彼らが表に出て食事をしたりということで、日本の味を楽しんでいただくような、そういった仕組みもできるチャンスだと思いますので、その辺のことをお聞かせください。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 広報の行っていない家庭ということでございます。どのように周知を図るかということでございました。先ほどご答弁申し上げましたが、ホームページへの掲載はもとよりでございますが、瓦版等、こういったもので周知を図らせていただきたいと思っております。また、今、市でもLINEを出しておりますので、そういった中とかでもお伝えすることは可能かと考えてございます。

技能実習生、こちらご指摘いただいたように、前回については正直申し上げて、考慮が至らなかった部分だと反省しているところでございます。こちらの分につきましては、受け入れ企業さんを通して配布するなど、こういった取組をさせていただきたいということで検討しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 末永政策課長。

○市民総務部政策課長（末永量太） 広報の件についてご質疑いただきましたので、私から補足説明させていただきます。

数値的な回答になりますが、市内の世帯数、2万3,800世帯ぐらい。広報の配布部数が、大体2万9,000世帯ぐらいになっております。この差分なんです、例えば2、世帯で1軒のところ、1部しか配っていなかったりとか、あとは町内会の未加入の方々、どうしても我々としても補足しづらい部分で差が出ております。もちろん、広報を頂きたい、例えば未加入の方で広報を頂きたい、もしくは2世帯だけれど2部欲しい。そういう方々がいらっしゃるま

したら、ぜひ役所にご連絡いただければ、うちから郵送ないし持参させていただいて、次回からお配りするように、町内会にも連絡するように対応しております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。やはり、未加入者の方々たち、この頃は、町内会に入らない、子供会に入らない方たちもいらっしゃいます。そういったところの方たちにもぜひこういったことで地域の方とつながりを、結びつけるということも、先ほど土見大介議員の話じゃないんですけれども、本当にこのことをチャンスとして地域の方と結びついていくきっかけにもなるかと思いますが、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、商品券につきましては、先ほどこれまでのように今検討中だけれども、郵便局とかコンビニも考えているとありました。だから、コンビニの場合は商品券の対象外だと思うんですね。広さも店舗からいうと。そうすると、なかなかうちの店で使ってもらえないものを、ここで販売するんですかみたいな、抵抗もなきにしもあらずかなと思いますので、本当に使っていただける状況であればいいかなと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） コンビニエンスストアにつきましては、おおむね今回の店舗の対象から外れます300平米以上という部分には、該当しないです。ですから、市内のコンビニエンスストアさんは加入、お使いいただける店舗として登録になっておりますので、商品券そのものをお使いいただける店舗として登録していただいておりますので、今ご質疑いただいた分は、恐らくその点での心配はないかと思いますが、何ていいますか、個人事業主というよりは上部団体がありますので、そういったところとの協議というのが重要になってくるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 分かりました。ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

次に、10ページから11ページで、飲食店事業継続緊急支援事業、この1、2、3という事業内容ですが、1店舗がこの全てに該当するということもあり得るのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） ございますといひますか、(2)につきましては、組合と団体が

窓口になりますということになりますが、そこで自ら感染症対策をやられて、次の営業につなげるという場合につきましては、3つそれぞれ対象になる可能性もあるかと思えます。

例えば、もうちょっと具体的に言えば、講習会等を2番の事業で受けて、3番の事業を使って空気清浄機とかを購入するという形はあるかと、その資本として1番の5万円を使うという形はあるかとは思えます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 分かりました。たくさんの事業内容が一遍に出ているので、私も頭の中、混乱しましたが、今のように、申請のあり方なんです、5万円、緊急支援金の5万円を頂こうと思った場合、例えば、以前の持続化給付金のように、申請がすごく面倒くさいとか、領収書がどうか売上げがどうか、いろいろな部分で要求されるものが多いと、もう面倒くさいと思ってしまうことも、なきにしもあらずなので、この辺の申請の仕方って、どういった中身を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 今回の継続支援金につきましては、先ほどもご答弁いたしました、売上げ検証などの条件はつけないということで考えております。ですから、売上げの状況の証を出してくれということは、まずなくなります。申請の方法としましては、議決を頂きましたらば、協力金の申請等によって、以前の協力金の申請とかによりまして、市で把握している飲食店の皆様には、こちらから直接申請書の一式を郵送させていただきたい。それを送り返していただく形で、申請の受付としたいと考えてございます。その際、添付していただくのは、やはり事業を継続しているということ、そこだけは証明してほしいということになりますので、飲食店の営業許可、または喫茶店の営業許可、そのような営業実態が確認できる書類だけは、頂戴したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。なかなか、事業が進まないというか、お客さんがいらっしやらないって、かなり落ち込んでいるという状況も私も感じ、捉えております。

また、先ほどありましたように、飲食店感染拡大防止モデル事業のステッカーなんです、私もこれすごく前から気になっているんですが、どうしても第三者というか、どこかがこ

それを証明しなければ、ステッカーって貼れないような気がするんですね。手前みそで自分たち、これだけやりました、これだけステッカーつけて貼りましたって言っても、来るお客様にとっては、それがどこまで信用できるかという部分もありますので、またこの団体の方たちがステッカーを貼るとなれば、先ほどのように、僅か100店舗だけがこのステッカーを貼って、ほかは市内に、ほかの店舗にはステッカーは見られないとなってくると、これもまたお客様心理としては、果たしてこのステッカー、本当に信用できるのかという部分があっては何の意味もないと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） この辺が、大変難しいところでございます。今、なお難しいままと申し上げたほうがいいだろうと思います。例えば、どの消毒の仕方したら、確実に菌がなくなって安全、安心なのかというのは、それぞれ申請されたり、会社の研究機関とか民間の研究機関の数値はあろうかと思いますが、我々からすると値段もぴんからきりまでで、やり方もいろいろやり方があって、ここは大変難しいだろうと判断をしております。

ただ、今回の消毒等については、現場の皆様方にお話を当然聞いて歩いています。その空気感も知っております。今回、厳しいと思っているのは、山あり谷ありなんです。少し落ち着いてきたなと思ったら、またクラスターが出るような感じになったり、頑張って頑張ってお客さんを呼び込もうと思って、お得意様が1人戻ってきてくださいって、2人戻ってきてくださいって、何とかかなりそうかなと思ったら、また感染者がどうしても出てしまう。気持ちが何回も折れている中で、どうやって市としてのメッセージを発信させていただいたら、少しでも事業継続していただけるような状況になるのかなとは考えました。

やめたいとおっしゃっている方、複数います。飲み屋さんでも月曜から水曜まではお店を休んで、昼間アルバイトして、週末だけ開けている。やはり、こういった方々に対して、市としての最低限のメッセージは、どんな形がいいかということで、支援金だったり消毒のご支援だったりということで、ただ先ほど申し上げたように、消毒の場合なかなか難しく、どういう形がいいか、それをある意味では見定めさせていただきたいというのもありながら、モデル事業としてご提案させていただいております。そのやり方が正しいかどうか、しっかりと検証しなきゃいけないし、いろいろな業者さんが営業に、当然来られていて、本当に値段、ぴんからきりまでですので、市としてもその値段、どの程度のところで判断するかというのも本当に難しく、その辺のところをぜひメッセージを出しながらも、検証結果をし

っかり見定めていただいて、ほかの業種の方にまた違う形で広めさせていただくかどうかの判断も含めて、やらせていただきたいというのが趣旨でございますので、ぜひその辺ご理解いただければありがたいと思っております。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 市長の必死な思いがびんびんと伝わってまいりました。本当に、今コロナ禍の中で、先行きが見えない状況、一般市民の方もそうですし、そういった業者の方も大変不安に生活が懸かっている中で、悪戦苦闘されているんだと思います。そういったところに、ぜひ応援してあげたいという、もちろん私たちもそういった思いであります。お客さんも、またお店の方も本当に安全を守りながら、楽しい時間を過ごしていただきながら、そして明日の活力にと、よく言えばそのような結果になるように、私も祈念しているところであります。

最後に、飲食店（3）なんですけれども、備品購入、先ほどもどなたかお聞きになったかと思うんですが、やはりこれまでの緊急対策になってからの購入ということで、9月16日ですか、それから購入したところということでよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 先ほどもお答えさせていただいたところでございますが、今回の補正予算の対象といたしましては、9月16日の宮城県の協力要請が出された日付以降に購入された備品で、自己負担で購入されたものを対象にしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 最後でございます。申請方法、先ほども商工会議所に加入している方と、そうでない一般の人と別々でしたけれども、これがダブルチェックというんじゃないですけども、あっちにも申請した、こっちにも申請したということにならないのかどうか、その辺の対応はどういうふうに、それだけお聞きしたいと思えます。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） その辺につきましては、相互で連絡体制取りまして、チェックをかけていくということで予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博章） 18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） 私、最後になりましたけれども、ほとんど出尽くして質疑することも少な

くなりましたけれども、資料No.3の10ページ、飲食店事業継承緊急支援事業ということで、この事業の450事業者というところで数字が出ているわけですが、これは業種別の件数というのは把握されているのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 飲食店事業継続支援金支給事業450件の内容ということでございますが、こちらにつきましては、4月、5月の休業要請によります協力金などの申請状況を基に、算出をしたところですよ。内訳としましては、飲食店が約190件、遊興施設いわゆるスナックなどが約140件、居酒屋等が70件、そしてそのほか、例えば、開店して間もないですとか、市として把握できない分として50件を計上させていただきまして、計450件という見積もりをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。今回の新型コロナ騒ぎ、世界的に見ても全然終息の糸口が見つかっていないというところで、私的には季節感のないインフルエンザだろうと。だから、もう1年中こういったものがこれからも発生するという中で、結局行政がどういう対策を打っていけるのかというところを考えていかないと、場当たりの対策だけやってたのでは、どうにもならないだろうと感じております。

新型コロナウイルス、皆さんご存じのとおり、中国がウイルス研究所で開発したウイルスであるということが、ほぼ確実なようなニュースもネット上では流れています。確実とは言いません。ただ、多分そうだろうと、私は思っていますが、ただそういった中で、結局また新たな変異を示して、結局ワクチンと変異の競争になっていくんだらうと感しているわけですね。

ですから、今回の事業者の5万円という議案が上がったときに、私は知り合いの飲食店の経営者の方にちょっと聞いたんですよ。5万円もらってどうする。まあ、もらえるのはありがたいけれども、5万円じゃどうしようもないと、それよりも、例えば、尾島町であれば、その人の意見では出た先がはっきりしてもらって、それで例えば、2週間休業せざるを得ないというときは、2週間分で例えば、それを15万円なり、20万円なり補助してもらって、全部に、450件に5万円を配るんじゃないかと、そういう休んだところにやってもらったほうが、休むところも安心して休めるし、そして発生した場所を明確にしてもらえれば、それからそう

いうところでは商売もできるだろう、できるんじゃないんですかねという同業者さんの話合いもしているんですという声も聴けたわけです。

ところで、それを踏まえて、先日商工課の高橋課長のところに電話して、市ではそういった業者さんとの対話というか、調査とか、されているんですかということをお聞きしました。

高橋課長、答え、何とおっしゃいましたか。

○議長（伊藤博章） 高橋商工港湾課長。

○産業環境部商工港湾課長（高橋数馬） お電話頂きまして、ありがとうございます。その支援金5万円という設定については、お店の方のご意見はお聴きしておりませんということでお答えいたしました。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） こういう対策立てるときは、結局5万円ではらまいても効果が実際のところ、多分少ないんじゃないかな、あっという間に消えてしまう。よりも、さっき言ったようなことも、まとめた形で休業補償するということも考えていかないと、持続可能な商売が立ち行かなくなるんじゃないだろうかと感じています。ですから、その辺について、市長、お話だと、市長はいろいろ聞いて歩かれているようですので、そういうことをもう1回職員の方に聞き取りさせて、政策を立案するときそういうことをまず踏まえて、立案していくとしたほうが、より効果的な実態に合った政策になっていくのではないのかなと、私なりに感じてはいるんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今回、コロナ禍の状況の中で、市といたしましても国からの交付金8億3,000万円、4,000万円近く頂いて、全てソフト事業に使うと、コロナ禍で痛手を負った多くの方々に対して使いなさいということでございます。そんな中で、いろいろな事業をさせていただきました。当然、いろんな事業をさせていただきました。当然、多くの反省もございます。

ただ、その一方で、今回宮城県が緊急要請という形で、4連休の直前にああいうメッセージを出されたら、その前に当然、新型コロナの感染者数が劇的に増えているという現状を踏まえたときに、先ほども申し上げましたように、何度かのフェーズの変化があつて、出たと思ってお客さんが全く来なくなって、また立ち直ろうと思って、このフェーズの違いが、多分お店によっても何回も経験したところもあれば、二、三回で済んでいるところもあろうかと

思います。

そして、市役所内で今、志賀勝利議員にご指摘いただいた部分も、るる検討させていただきました。僕も、当初は尾島町地区に絞るべきじゃないかというご提案をさせていただきましたところ、やはり平等ではないという市役所の中での意見が多く出たところもあります。どういう業種に絞って、どういう方々、例えば、飲み屋さんでも組合に入っている人、入っていない人、食べ物屋さんもいろいろある。じゃあ、尾島町と新富町でどういう違いがあるんですかという比較をされたときに、さすがに僕としても答えるには難しい。議会の皆様方にこういった質問を間違いなくされるだろうとも考えました。市として今回の県の緊急要請等に踏まえた厳しい状況に、どのような形で、まずはお答えをさせていただくかというメッセージを発信することが重要だろうと感じましたので、広報車での私の声でございますけれども、緊急要請という形でいろんなお手伝いをしていただきたい。その一方で厳しい状況になっている飲食店の方々に対して、確かに5万円、僕は少ないとは思っておりませんが、事業を継続するにはやはり少ないんだと思う部分も当然ありますが、残された交付金の中でどういう使い道ができるかということで、ぎりぎり5万円ということをご提案させていただいたところでございます。

間違いなくもらえない方で、コロナ禍の影響を受けている業種の方々からしたら、何であっただけにやってこっちはやらないんだと、間違いなくなると思います。今回は、市役所としてもそういうご批判は当たり前に出るだろうと、そのご批判を次の政策展開のときにどう生かしていくかをしっかりと検証しながら次の展開、次の展開と、フェーズが劇的に変わる状況に対応していこうということでございますので、今、志賀勝利議員がご指摘の部分に関しては、謙虚に受け止めさせていただきながら、次にそういうご指摘を頂かないように努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ぜひ、お願いいたします。今回、5万円についての申請がありますよね。その申請の際に、そういったところの、もらう側の意識調査というものもしていただいて、どういう形がベストなのかということ、そういった対象業者の方々にも、自分たちにとってどういう形がベストなのかということ、ご提案いただく形のようなものやっていたことが、これからの施策に大きくプラスになっていくと思いますので、ぜひ5万円がただ無駄にならないように、結局無駄に、何も実が結ばなかったとならないように、ひとつお

願いたいなと思います。

次に、割増商品券についてもるる質問が出ました。私の思いとしては、今までの話ですと1人1万円というところで、1冊ということですか。なって、このようですけれども、これもこのコロナの間でまた次の検討するときに出てくるかもしれませんので、そのときは例えば、2万円上限にするとか、それで検討していただければと。

それから、先ほど来案内が届かなかったというお話が、議員さんから出ています。届かない人がいるよと。ただ、これは現実的に全ての人に届けるかというのは至難の業だろうと、私は感じております。ですから、そういった届いていないよと聞いた議員さんは、今回の場合は、聞いた方に、今回こういうの出るよということをアナウンスしてもらおうとかいうことも、やはり我々議員としてそういうこともやっていかなきゃならないだろうと。当局ばかり責めたって、これは仕方のないことで、やはりできることとできないことがあるわけですから、配布というのは今回あれですか、やはり市の広報紙に入れてやるようになるわけですか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 購入申込書については、基本的には市の広報に1部ずつ折り込ませていただくのを基本にいたします。先ほど、申しあげましたように、広報が届かない場合でお問合せがあった場合は、市の商工観光課の窓口等で申込書を発行させていただき、そのときにはご住所等記載の上、お渡しをさせていただくという形を取りたいと思います。

また、技能実習生につきましては、先ほどご答弁申しあげましたように、受入れ企業等を介在してお配りする仕組みを検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） それで、広報紙に折り込みするのは、各町内会でやるんですか。それとも印刷屋さんでやるんでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） こちらは、配布前に印刷所で折り込みをしていただいて、町内会さんにお届けするという形を考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ですから、その中で挿入漏れというのが多分出てくるのかもしれませんが、

そういったところで各町内会さんにこういった広報が、チラシが入っていますよということで、配る前に一応確認くださいぐらいの一言を添えておけば、よりそういう事故が防げるのではないかなと思いますので、そういう形で対策を取っていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 広報の担当課と調整しまして、そのようなことと伝達できるかどうか検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 最後に、資料No.3の8ページですね。防疫関係事業費ということで、1件当たり20万円上限に出すという、これはこれで結構なことだと思います。これは遡って支給はしていただけるんですね。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） コロナウイルスの感染者が事業所から出たというところであれば、遡及適用させていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） それで、消毒作業の経費の積算方法というんですか、こういったものが何か決まりがあるのか、ただ業者に頼んだら、請求書で20万円以下の分について支給するという形なのか教えてください。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） これまで発生した分については、事業所でそれぞれ事業者が自らの経費で消毒して、それを支出なさっておりますので、かさ増し請求というか、そういうものは想定しておりませんで、領収書等の実額で20万円未満であれば、その額を給付してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 大体、これは床面積、平米数でおよその出てくるかと思えますけれども、どさくさに紛れて過剰請求したりということもあろうかもしれませんので、その辺は十二分

にチェックしていただいて、大切な税金を少しでも有効に使っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（伊藤博章） 暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後 3 時 0 3 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

○議長（伊藤博章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに、ご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第68号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤博章） 起立全員であります。よって、議案第68号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 1 1 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年10月21日

塩竈市議会議長 伊藤博章

塩竈市議会議員 阿部眞喜

塩竈市議会議員 西村勝男

令和 2 年 11 月 27 日（金曜日）

塩竈市議会 11 月 臨時会 会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

令和2年11月27日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第69号及び第70号
- 第 4 議員提出議案第4号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員（18名）

1番	阿部真喜	議員	2番	西村勝男	議員
3番	阿部かほる	議員	4番	小野幸男	議員
5番	菅原善幸	議員	6番	浅野敏江	議員
7番	今野恭一	議員	8番	山本進	議員
9番	伊藤博章	議員	10番	香取嗣雄	議員
11番	志子田吉晃	議員	12番	鎌田礼二	議員
13番	伊勢由典	議員	14番	小高洋	議員
15番	辻畑めぐみ	議員	16番	曾我ミヨ	議員
17番	土見大介	議員	18番	志賀勝利	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
市民総務部長	小山浩幸	健康福祉部長	阿部徳和
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長	佐藤達也
市立病院事務部長	本多裕之	水道部長	大友伸一
市民総務部 政策調整監	荒井敏明	市民総務部次長 兼財政課長	相澤和広

市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司	市民総務部長 総務課長	鈴木康弘
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲	教育委員会 教育委員長	吉木修
教育委員会 教育部長	阿部光浩	監査委員	福田文弘
監査事務局長	鈴木宏徳		

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午後1時 開議

○議長（伊藤博章） 去る11月19日、告示招集になりました、令和2年第4回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、監査委員並びにその受任者であります。

出席者の方々に申し上げます。本日の会議は、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた塩竈市議会運営指針に記載のとおり感染症対策を行い開催いたしております。発言の際にもマスクを着用したままで結構ですので、ご案内申し上げます。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持ち込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第1号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力をお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤博章） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3番阿部かほる議員、4番小野幸男議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（伊藤博章） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1日間と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、1日間と決定いたしました。



日程第3 議案第69号及び第70号

○議長（伊藤博章） 日程第3、議案第69号及び第70号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） ただいま上程されました議案第69号、議案第70号につきまして、

提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、令和2年の人事院勧告を踏まえ、本市の一般職の職員等の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げようとするものでありまして、12月期の期末手当の基準日である12月1日までに所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第70号「特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例」であります。議案第69号と同じく令和2年の人事院勧告を踏まえ、市長、副市長、教育長及び市立病院事業管理者の期末手当について支給月数を0.05月分引き下げのため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） それでは、私から、議案第69号並びに第70号の概要についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料No.2の第4回塩竈市議会臨時会議案資料3ページをお開きをいただきたいと存じます。

こちらは、議案第69号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についての説明資料となります。

1の概要であります。本条例につきましては、令和2年の人事院勧告を踏まえ、本市の一般職の職員等の期末手当を引き下げるために所要の改正を行おうとするものであります。

具体的な改正内容につきましては、2の（1）にありますとおり、民間給与との較差に基づく給与改定として、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、現行の年間4.5月から4.45月へ改正するものであります。

表にありますように、令和2年度につきましては、12月期において0.05月の引下げを行い、令和3年度につきましては、6月期と12月期にそれぞれ0.025月の引下げを行うというものでございます。

（2）の実施時期につきましては、公布の日となるものでございます。

続きまして、同じ資料の7ページを御覧いただきたいと思います。一番最後のページになります。

こちらは議案第70号「特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についての説明となります。

1の概要でございますが、本条例につきましても、令和2年の人事院勧告を踏まえ、本市の特別職並びに市立病院事業管理者の期末手当の支給月数を引き下げるために所要の改正を行うというものでございます。

具体的な改正内容につきましては、2の(1)にありますとおり、特別職の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、現行の年間3.4月分から3.35月へ改正するものでございます。令和2年度、令和3年度の引下げにつきましては、一般職と同じ形になります。

また、(2)の市立病院事業管理者につきましても、管理者の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、現行の年間4.50月から4.45月へ改正するものでございます。令和2年度、令和3年度の引下げにつきましては、一般職、特別職と同じでございます。

(3)の実施時期であります。一般職と同様、公布の日とさせていただきたいと思っております。

議案の内容につきましては、以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(伊藤博章) では、これより質疑を行います。

13番伊勢由典議員。

○13番(伊勢由典) ただいまの職員給与について、人事院勧告を受けての12月1日からの給与改正について提案がございました。総務部長からも説明、事務的な説明がございました。3ページ、資料No.2のところで見ますと、3ページのところに、令和2年度12月期において0.05月ですか、引下げということになりますし、令和3年度以降のところを見ると、トータルとして0.05月の引下げと相なろうかと思えます。

そこで、改めて隣の4ページのところを見ますと、これは平成27年以降からのこれまでの人事院勧告を受けての給与改定並びに期末手当等について比較が載っております。この資料をもって見ると、平成27年度給与は0.40%プラス改定、期末手当についてもプラス0.10%改定ということで、直近の令和元年度においても、同様にプラス0.10%、給与ですね、それから期末手当についてもプラス0.5%の改定と、プラス改定と、こういうことに相なろうかと思

ます。

今般、給与改定に、つまり基本給については改定がなしということでありまして、あくまでも期末手当の0.05月の削減と人事院勧告では、その勧告を政府に出し、またそういった通知も来ているかと思われまます。

そこで、改めて人事院勧告そのものについて、これまでのその地方公務員、国家公務員の代替措置ということで、戦後の歴史を振り返ってみると、争議権というのかな、そういうものがない中で、スト権というものがない中で、給与改定については人事院勧告ということで、これまで公務員、地方公務員の皆様あるいは国家公務員の皆様の基本給給与、期末手当等について勧告をし、それに倣ってその手当を引き上げたりしてきたと、あるいは若干の引下げはあったかもしれませんが、そういう経過をたどってきたということは確認させていただきたいと思います。

そこで、通告に従って、1つは、今回の人事院勧告における、人事院勧告で調査した職種別民間給与実態調査というものがあるようです。それについてどのような形で行われてきたのか、まずその辺からちょっと確認を進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ただいま、伊勢議員から人事院勧告制度に基づく職種別の民間給与実態調査ということでのご質疑をいただきました。この調査につきましては、一般職国家公務員の給与を検討するために民間給与の実態を調査するというものでございまして、具体の調査内容でございますけれども、企業の従業員規模50人以上の全国の民間事業所、約5万4,800事業所の中から、約1万2,000事業所を無作為に抽出し、1つとしましては、昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績、2つ目としましては、本年4月に従業員に支払われた給与月額などを調査しているものでございます。

今回の期末手当削減の根拠につきましては、この調査によりまして、民間のボーナス支給月数が4.46月という結果になりまして、一方、国家公務員の支給月数が4.5月ということで、民間の支給月数を0.04月分上回っているために、この民間との均衡を図るために0.05月分の引下げの勧告ということで行われたところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 人事院勧告で従業員規模50人以上の全国の民間事業所から無作為抽出した1万2,000事業所のところで様々な調査をした上で0.04月かな、差がありますよと、民間と、

それから公務員との関係ですね、そういう勧告の中身の中での今回の引下げと捉えております。

そこで、改めてちょっと確認なのですが、この公務員給与についての改定、大体今回の改定については、ほぼ10年ぶりなのかどうか。その辺からちょっと確認させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 給与改定は先ほど一覧表でもご紹介しておりますとおり、毎年度行われておりますが、多分10年ぶりというのは、マイナスの改定ということでのご質問かと思っております。おっしゃるとおり、平成22年にやはり0.20月減と、ボーナス分ですね、そういった改定を行われてから見ると、おっしゃるとおり、10年ぶりに減額改定ということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そこで、マイナスの勧告も当時あったということも、私の何か記憶の中にもありました。ここ近年は比較的プラス改定ということに相なっております。それで、民間との比較実態調査について、当時は300人規模として調査をしていたような気もするのですが、どうなのでしょう。確認だけしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 平成18年に給与構造改革がございまして、平成26年度あたりからそういった規模、今現在は50人以上の企業を調査しておりますけれども、それ以前は100人以上とか、そういった比較的多い事業所ということでの捉まえ方で調査をしていたと認識しております。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 当時の給与改定に構造改革か、路線というのがあって、たしか小泉さんの時代だったか、ちょっと忘れちゃいましたけれども、当時、政府もそういう改革をしていたという記憶を呼び起こしました。

そこで、改めて、これはやはり公務員の数、国家公務員の数で64万人、地方公務員総数で274万人、塩竈でいうと624人、令和元年度で一般職で624人かな、臨時職が360あるいは臨時任用の方が70人、今各年度任用となっているはずですので、差があれば恐縮ですが、ちょっと手直しせざるを得ないのかなと思っておりますが、いずれにしても、大変影響のやはり大

きな関係なのかなと捉えております。

そこで、民間実態調査を行って今回改定をしたということ、提案が出されたということですが、それでは当塩竈には市職労、市の職員さんの労働組合もありますので、そこら辺の労使合意等はどのように行われてきたのか。今回の人事院勧告等で当局側としての一定の説明責任を果たされているのか、ちょっとその辺の点だけ事実確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今回の削減について労使交渉、どのような形でやってきたのかというご質疑でございますけれども、人事院勧告に基づく給与等の改定に当たりましては、これまで労使交渉を基本として行ってきたところでございまして、今回の期末手当の削減につきましても、既に市職員労働組合のほうに申入れを行って進めてきているというところがございます。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） それで、労使交渉、申入れを行ったということですが、平たく言うと、労使双方の人事院勧告をめぐる今度の0.05月削減の関係について、どういった形でいわば話し合いがついたのか、それで今日臨時会を迎えていますので、そこら辺も含めて双方の意見というかな、そこら辺も含めてちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 労働組合との交渉についてでございますが、11月18日に人事院勧告の内容について、市職員労働組合のほうにご説明をさせていただきまして、改めて市長名で今回の人事院勧告に従った引下げについての条例提案をさせていただきたいということについての申入れを行わせていただいたところでございます。

なお、これまでこの人事院勧告に基づいて給与の改定を行ってきたという実績を踏まえまして、そういったことで今回も引下げのほうを行わせてさせていただきたいということを、改めて組合のほうにはこちらからお願いしたというところがございます。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうしますと、組合としては、市職員労働組合さんとしては、今回の人事院勧告について、対応としてはどのような結果になったのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 組合のほうからは、今回、市職員労働組合に対する申入れに対しまして、例えば疑義がある場合については、改めて組合のほうから文書という形で頂戴するかとは思っておりますが、今回申入れに対して組合のほうからはそういったものがございませんので、ご了承いただいたものと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうすると、労働組合としては今回の関係は了解ということで受け入れたと捉えてよろしいんですね。はい、分かりました。それで、いわばそういうところも丁寧にこの間、やってきたのかなと思われま。申入れを行い、11月18日には市長名でその条例等を提案しますと。組合さんとの関係ではある程度、この話合いをして了承したということは確認をさせていただきたいと思えます。

次に、今回の期末手当等については、一般職と併せて会計年度任用職員の方々についても影響を及ぼす案件なのかなと捉えております。そこで、今般の一般職等についての一覧表、資料No.2の4ページのところに大体載っております。それで、給与改定に伴う、例えば実際の全会計総額で1,258万1,000円ということで、1人当たり2万円の減と。平均ですね、これね、ということなのですが、そうしますと、その一般職及び会計年度任用職員等々について、どのような影響があるのか。私ども、例えば一般職でその令和元年度で624人いらっしゃるし、今、会計年度が新しくなって、私も正確に覚えていないので、どのぐらいの人数でそのいわば会計年度任用職員の削減等になっていくのか、ちょっと影響だけ教えていただければと思います。

○議長（伊藤博章） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 会計年度任用職員につきましては、今時点で452名いらっしゃいます。今回の期末手当の引下げによりまして、約200万円削減ということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 200万円ね。そうすると、今度の資料No.2の4ページの1,258万円なりの中に入っていると捉えていいのかどうか、ちょっとその辺だけ、これだけだとちょっと分からないので、内訳で載っていないので、教えてください。

○議長（伊藤博章） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 資料のほうの4ページにつきましては、一般職の正職員の

ほうの削減の金額だと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。そうすると、この1,258万円にプラス200万円付け加わっていくと大筋捉えてよろしいのかなと思いますので、分かりました。

そこで、新型コロナ禍の中での行政需要がより一層高まっているのかなと私どもも捉えております。とりわけ行政サービスについて、やはり地方自治体としても年々サービスが増えつつあるのかなと思うんですよね。それで、おまけに今回の新型コロナ禍の中で、市の職員の皆様もやはり気を遣って、相当気を遣って様々な市民の皆さんとの行政対応に応じられているのではないかと。かなりのこう、何ていいますかね、気苦労というか、やはりそういうものも伴いながら、日々、行政事務に当たっておられているのかなと思います。本当に私自身も大変ご苦労さまと感じております。

そこで、こういった2万円、平均でね、一般職の方は2万円、の方の引下げということに平均ではなるのですが、いわば労働組合としては了としたということは、それはそれで組合さんとの折衝の中でそういうふうになっているわけですが、私が心配するのは、やはりこう2万円といえども、やはり引下げというのはちょっと痛手かなと思うところもありますし、人事院勧告を受け入れての話なので、そこら辺の関係でちょっと見解的なものをお聞きして、今後の対応方について教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今回の引下げは、先ほど来からご説明申し上げております人事院勧告による引下げということでございます。非常に厳しさを増している昨今の国内の経済状況を踏まえまして、こういった措置になってございます。一人一人の職員は2万円ということで、それがやはり市内の例えば需要がそれだけ失われるという側面もあるかと思っておりますけれども、やはりそういった現実を、今のところは昨今の経済状況をしっかりと捉まえた形での今回の措置ということで認識しておるところでございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そうですか。分かりました。

そこで、通告にもありますとおり、1,200万円、総じて1,400万円ぐらいですかね、減るという分について、地域のマイナスというところもあるのかなと、地域需要の喚起というのを、一方でほら、コロナ禍の中で一生懸命皆さんもいろんなことを事業としては展開しているわ

けですが、その辺のマイナスの影響をどう捉えているのか、その辺だけちょっと考え方を
聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今、削減の影響額ということで、会計年度任用職員を加えると
1,400万円と、それだけ需要が失われるというようなことかとは思いますが。そういった側面も
あろうかと思えますけれども、この市の財政状況を考えたときに、この1,400万円というのは
新たな財源になり得るということでもございますので、そういったより効果的な事業等の財
源にしていくべきものなのかなと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そういう視点というかな、もあるでしょうね。それで、問題は、こういっ
たことを含めて人事院勧告を実施する中で、浮いた、浮いたと言ったら失礼ですね、申し訳
ないね、削減した分について、いろんな意味で行政側として、市の担当としてはやはりしっ
かり生かしていただきたいという思いはそのとおりかもしれません。

ただ、問題は、やはり民間との格差で、民間に与える影響も、やはり公務員給与あるいは期
末手当等はどうしても影響を与えますので、これはやはりそういうものは、しっかりと私ど
もはそういうものですよというのは、今回踏まえていくべき案件なのかなと思っております。

それで、やはりそういう点からいっても、本来は政治の責任で、やはり0.05月削減がなされ
ないような対応をすべき、これは国の政治との絡みですから、地方であれこれと言っても、
すぐさまこういうふうにはなりませんけれども、私どもとしてはやはり、こういう職員の皆
さんが大変苦勞している中での業務に当たられている中で、きちっとした政治のフォロー、
責任、対処というものを、しっかり踏まえた対応をしていくべきではないのかなということ
を表明させていただきまして、一応事実経過としてはずっと質疑の中で展開しましたので、
そしてあと労働組合と皆さんでも了という話になっておるようですから、そのことも含めて、
最後のくだりでの期末手当の削減についても有効にという総務部長のお答えがございました
が、これはぜひそういった職員、そうですね、やはり削減にしている職員の皆様にも、やは
りその辺のくだりは丁寧に説明していただいて、そしてやはり今回の削減はこういう対応で
すということをしっかり周知していただければ、なお幸いかなと思えますので、どうぞよろ
しく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（伊藤博章） 8番山本進議員。

○8番（山本進） 私のほうからは、議案第69号について何点か質疑をさせていただきます。当該議案は、10月7日、国家公務員の今年の一時金について、期末手当を0.05月引き下げて4.45月にすると、12月の期末手当で調整するとした人事院勧告を受けたものであるという理解をしております。これは人事院が調査した民間の支給割合が4.46月であったことを踏まえたものであります。

言うまでもなく、人事院勧告は国家公務員法で定められました労働基本権の制約の代償制度とされているものでありまして、都道府県及び政令市が独自に持つ人事委員会とは別に、その他全国の地方自治体の給与はこの人事院勧告に基づいて従うということになっております。民間企業との較差を解消を図るべく、先ほど総務部長の答弁がありましたように、従業員50人以上の全国の事業所約1万2,500の約55万人の個人別給与実地調査を行った結果のものであります。

今回の一時金、期末手当については、引下げについては、これは平成23年以来9年ぶりと、引下げ勧告でありました。これは今さら言うまでもなく、東日本大震災における我が国の経済の低迷を受けての措置であったと思い出します。月例給については、7年ぶりの据置きとなったわけでありまして、今回、人事院勧告の内容をどのように受け止めて、今回、議案として提案をされたのか、まずその辺をお尋ねいたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ただいま山本議員のほうから、今回の人事院勧告をどのように受け止めて条例の提案に至ったかということでご質疑を頂戴いたしました。ご存じのとおり、本年3月以降、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大をしまして、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして緊急事態宣言が発出されるなど、感染拡大による本市産業あるいは市民生活にも大変な影響を及ぼされたというところがございます。現在も第3波の波が、到来が叫ばれておりまして、全国的に連日、新規の感染者が報告されているなど、依然として厳しい環境が続いている状況でございます。

こうした中、今回の人事院勧告につきましては、民間事業所で支払われました特別給与が国家公務員の期末手当、勤勉手当の年間支給額を0.04月分下回っていたことを踏まえて、引下げの勧告となったものでございまして、現下の厳しい地域経済の状況を鑑みまして、人事院勧告に従った条例の提案をさせていただいた、そういったところでございます。以上でござ

います。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本進） さて、今回の期末手当のマイナス勧告の背景には、ただいま市民総務部長が答弁されましたように、コロナ禍による未曾有の経済の低迷と国民生活の閉塞感による混迷が主因であると我々は理解しております。したがって、今回の人事院勧告の基礎データとなった民間の給与実態については、マイナス勧告にはある程度致し方ないものという見方もできるわけです。

一方、かかる緊急事態の中でありまして、市民生活への支援や、あるいは地域経済への支援などで、業務に奔走されている職員、特に新型コロナ感染拡大がさらに顕著となって、いよいよ第3波の兆候が見られるという事態になって、全く終息の兆しすら見えない中、特に医療機関である市立病院においては、新型コロナウイルス感染症の指定医療機関とはなっていないものの、療養型病床を抱え、多くの高齢者の方々が入院されております。この方々の命を守るため、医療関係者、そして事務局の職員は細心の注意を払いながら業務に当たっておられるようであります。入院患者さんへの面会も極力制限、一般外来についても入り口で厳重なチェックということでもあります。

特に最近の例といたしまして、いわゆる発熱外来の患者さんが急激に多くなってきているということがございます。そのために、ほかの患者さんとは隔離して検査を行うという体制を取って、まさに細心の注意を払って、決して院内からクラスターを発生させないという思いで、事業管理者を先頭に全職員取り組んでおると聞き及んでおります。

これは別に病院に限ったことではなくて、他の公共施設でも同じであります。私も公民館あるいはエスパ、図書館、体育館等々を利用させていただいておりますけれども、そこに働いている職員の方々は本当に細心の注意を払って対応されている姿を見て、まさに敬服の至りでございます。東日本大震災あるいは今回のような大規模な疫病発生など、常に市民の命と暮らしを守るために奉仕、尽力するのが市の職員であります。また、彼らに与えられた責務でもあります。

したがって、今回の削減勧告は、そういう意味では職員のモチベーションに大きく影響し、低下されるのではないかとということが一つ懸念されます。特にいわゆる再任用、任期付職員あるいは会計年度任用職員等につきましては、その雇用期間が1年あるいは3年という短い期間でありまして、一応一般職員の基本給与に準ずるものとするものの、その適用対象

にされることによって、ある程度大きな影響があるのではないかとというのが懸念されます。

そこで、人事院勧告の尊重は理解しますが、削減の勧告には今申し上げましたように、職員のモチベーション低下ということが一つ懸念される。しかし、ここはコロナ禍の中に息苦しい毎日を送っておられる多くの市民、そして依然先行きが見えない産業界、商業界の苦境を考えた場合、致し方ないとの結論に至るわけであります。ここは市民感情にしっかり寄り添って、そして地元経済の苦境を我が事として、お互い連携し合いながら難局を乗り切る必要があると考えますが、市長は職員に対し人事院勧告実施をするに当たり、職員への思いとして伝えたいことは何か、ありましたらお願いいたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 人事院勧告を実施するに当たり、職員への思いとして市長として伝えたいことは何かということでございましたが、前段、私のほうから説明させていただきたいと思います。

近年、行政需要が増大、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い意識を持って困難な課題に立ち向かう、そういったことが求められております。また、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中においても、行政サービスを安定的に供給し、市民の安全・安心の確保、地域経済の活性化など、日々職務に精励をしているところでございます。

こうした状況の中で、引下げの勧告、人事院勧告となりましたが、民間準拠による給与を決定する仕組みを通じて、適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものでありまして、翻って組織活力の向上、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであると考えております。

ただいまご紹介ありましたように、飲食店や観光業等を中心に本市産業が大変疲弊している状況や、市民の皆様が大変厳しい状況下におられる、こうしたお気持ちに寄り添ってほしい、寄り添うべきだろうと、そういった思いで今回の勧告を受け止めてほしいという、市長のほう判断されまして、現在、こういった形で提案をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本進） ありがとうございます。今回の勧告は、あくまでも先ほど市民総務部長の答弁があったように、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間給与との比較であります。

一方、月例給については言うまでもなく4月分のみの給与比較であります。今回勧告されなかったわけですが、コロナ禍の影響が本格化したのは4月以降の民間給与等の落ち込み、それから解雇、雇い止め、給与減額等々を考慮する勧告が、別途予定されていると言われておりますが、当局において次に来られる勧告の実施をどのように受け止め、どのような方向でそれに取り組もうとされるのか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今後、コロナ禍の影響が本格化した4月以降の民間給与等の落ち込み、あるいは解雇、雇い止め、給与減額等を考慮された勧告が見込まれるというような前提でそのご質疑ということでございます。そういったものを勘案した形での勧告がもし行われた場合にはどうなるのかということかと思えます。やはりこれまでの給与改定というのは、人事院勧告の内容に沿って行われております。仮に民間の給与が落ち込んでいる傾向を反映した結果として、人事院勧告で引下げの勧告がなされれば、その際には本市においてもその内容を踏まえた十分に尊重した措置が必要だと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本進） ありがとうございます。そのときはまた改めて議論したいと思いますけれども、確かに率は低率ではありますけれども、特に塩竈市の場合、法律、それから条例で定めた、いわゆる地域手当の支給がございません。そういう意味では、いわゆる総所得に対する影響というのが、そういう意味では他の自治体よりも大きく影響しているのかなと感じております。

それで、今回の人事院勧告につきましては、公務員給与のみでなくて、公務員制度あるいは身分制度についても同時に勧告されてございます。過日、市長は市職員労働連合組合の役員と懇談したようでありますけれども、その中でいろんな勤務環境の整備とか、それからコロナウイルス感染対策、本格取組に対する体制とか、ご議論されたと思っておりますけれども、この職員組合に対して、今後どのような対応をされるのか、またどうされてきたのか、お尋ねします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 先日、労働組合の皆様方と話し合いをさせていただきました。基本的な話は、これはという話よりは、現状でどういう状況なのかとか、何か私どもに伝えたいメッセージはないですかとか、全般的な話で、私どものほうからそういう機会をぜひつくってほしいと

いうことでお願いをさせていただきました。

その中で、市政全般にわたることも含めて、ざっくばらんに胸襟を開いてこれからも話合いをさせてほしいというお願いをさせていただいたところでございますし、この人事院勧告の話も当然出させていただきます、こういう状況であるということもお伝えさせていただいた上に、あとは事務方のほうでそのご説明をさせていただいたということでございます。

今後とも、状況、状況に応じて、しっかりと今の状況を職員労働組合の皆様方にもお伝えをさせていただきながら、働きやすい環境につきましては、今後とも善処させていただくことをお約束させていただいたところでございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本進） ありがとうございます。

最後に申し上げたいことは、今、先ほど申し上げましたように、多くの市民の方々が大変な閉塞感の中で生活しております。子供たちも外で、やはり多くの子供たちは自由に遊びたい、地元中小商店街でも消費低迷による販売額の減少など、過去に経験したことのない状況にただいま遭遇しております。週末の夜、町の中を歩いてみても、人とすれ違うことはほとんどありません。店をのぞいてもお客さんはおりません。いても本当に数人程度です。それが今、塩竈の実態、いや、塩竈の実態というよりも、全国の街の実態なのかなと考えております。就活に励む学生の就職内定率も、売手市場だったはずが、解禁となった7月以降の取消しなどによって、10月末現在では68%となっているような状況です。

市の職員、公務員は、憲法第15条第2項に定めております全体の奉仕者であります。市民とともに、この歴史的な新型コロナを克服して、ともに喜び合える日を実現すべく、市民のために業務に邁進されることを強く望んで、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤博章） 暫時休憩いたします。

北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後1時41分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（伊藤博章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに、ご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号及び第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、議案第69号及び第70号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は一括して行います。議案第69号及び第70号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤博章） 起立全員であります。よって、議案第69号及び第70号については、原案のとおり可決されました。



日程第4 議員提出議案第4号

○議長（伊藤博章） 日程第4、議員提出議案第4号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第4号「市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。3番阿部かほる議員。

○3番（阿部かほる）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第4号について、提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

本議案は、議長、副議長及び議員の期末手当の支給を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、議員提出議案第4号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第4号「市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤博章） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月27日

塩竈市議会議長 伊藤博章

塩竈市議会議員 阿部かほる

塩竈市議会議員 小野幸男

令和 2 年 12 月 8 日（火曜日）

塩竈市議会 12 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

令和2年12月8日（火曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第2号取下げの件
- 第 5 請願第3号
- 第 6 議案第71号ないし第81号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員（18名）

1番	阿部眞喜議員	2番	西村勝男議員
3番	阿部かほる議員	4番	小野幸男議員
5番	菅原善幸議員	6番	浅野敏江議員
7番	今野恭一議員	8番	山本進議員
9番	伊藤博章議員	10番	香取嗣雄議員
11番	志子田吉晃議員	12番	鎌田礼二議員
13番	伊勢由典議員	14番	小高洋議員
15番	辻畑めぐみ議員	16番	曾我ミヨ議員
17番	土見大介議員	18番	志賀勝利議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
病院事業管理者	福原賢治	市民総務部長	小山浩幸
健康福祉部長	阿部徳和	産業環境部長	佐藤俊幸

建設部長 市民総務部 政策調整監	荒井敏明	市立病院事務部長	本多裕之
水道部長	大友伸一	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草野弘一
会計管理者 兼会計課長	川村 淳	市民総務部 危機管理監	井上靖浩
市民総務部次長 兼財政課長	相澤和広	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	吉岡一浩
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之	建設部次長 兼定住促進課長	鈴木康則
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司	水道部次長 兼業務課長	小林正人
市民総務部 総務課長	鈴木康弘	市民総務部 政策課長	末永量太
健康福祉部 保険年金課長	長峯清文	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬
建設部 下水道課長	星 和彦	建設部 復興推進課長	鈴木英仁
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤 勲	教育委員会 教育 長	吉木 修
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長 兼市民交流センター館長	本田幹枝
選挙管理委員会 委員長	平間邦子	選挙管理委員会 事務局長	伊東英二
監査委員	福田文弘	監査事務局長	鈴木宏徳

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午後 1 時 開議

○議長（伊藤博章） 去る12月 1 日、告示招集になりました、令和 2 年第 4 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

出席者の方々に申し上げます。本日の会議は、過日策定いたしました、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた塩竈市議会運営指針に記載のとおり感染症対策を行い、開催いたします。

発言の際にもマスクを着用したままで結構ですので、ご案内申し上げます。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第 1 号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、マスクの着用にご協力いただきまして、ありがとうございます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤博章） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5 番菅原善幸議員、6 番浅野敏江議員を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（伊藤博章） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、11日間と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、本定例会の会期は、11日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（伊藤博章） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、監査委員より議長

宛てに提出されました定期監査の結果報告1件、例月現金出納検査の結果報告1件であります。

これより質疑に入ります。

12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） 定期監査について質疑をさせていただきます。

私の質問は、教育委員会関係の監査報告です。

監査の結果として問題なしということではありますが、ただし書と申しますか、2項目ほどいろいろと書いてあります。私がこういった監査報告を見て、今までこういった記載というのは珍しいと思いました。こういった状況で、こういった項目をとられたのかちょっと疑問に思いました。それで、回答は1個ずついくと、入り組んでいますので、もう1回で質疑して、1回で答えてもらうという形がいいかと思しますので、そういった方法でいきたいと思えます。

この監査結果の、この2行目、適正に執行されていると認められたと。この次から、なおからになりますけれども、契約関係で、特に随意契約については、事業の性質、内容等から一般競争入札に付することが可能なものはないか検討願うとともに、随意契約の際は2者以上から見積り徴収に、なお一層努力してもらいたいという項目がまずありました。これはどういったことなのか、どういった背景があるのかを1点。

次は、事務処理の単純な誤りに起因する事項等について大幅に改善されているが、例月出納検査支出命令書って書いていますが、この改善に要する事項については、昨年と比較すると件数が増加していると指摘をしているんです。これ、十分な努力をしてもらいたいということがありました。2点目として。これ、単純な誤りというのはどういった誤りになるか、それもお答え願いたいと。

最後としては、この単純な誤りに起因する事項等について、大幅に改善されていることが、誤り数の改善ではなくて、数の改善ではなくて、起因する事項等について大幅に改善されていると。これは細かな誤りは、多くはなっているんだけど、それに関連する事項が改善されているということに表現されているんです。これもどういうことなのか。

それからもう一つは、最後になりますけれども、例月出納検査、何か支出命令書ということに書いていますが、改善を要する事項については、昨年と比較すると件数が増加していると。増加はしているけれども、改善に十分な努力をもらいたいということが書いてあるんで

す、これは。この4項目について、この内容が、何かちょっととりづらいというか、どういうことなのかと。それから、今までこういった記載がなかったんですけども、今回からこういった監査の報告の形になっていますが、背景としてどういうことがあるのか。まとめてお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） お答えいたします。

今年の3月に監査基準を策定させていただきました。その中で、報告の内容については、こういう項目っていうことを定めさせていただきましたので、それに基づきまして、今回このような、スタイルを変えた形で報告させていただいております。

まず、内容につきましては、議員おっしゃるように適正だったということをまず述べさせていただきました。しかし、これは教育委員会だけではないんですけども、全庁的にちょっと随意契約が多いかと感じておりまして、ほかの部についても同様の指摘はさせていただいております。そういうことを今後オープンにして報告させていただいているっていうことになります。

随意契約については、当然随意契約理由がありまして、許される項目とかというのが定められております。そこら辺についてチェックしていますけれども、社会情勢の変化や、状況の変化によって、場合によってはほかの会社でもできるのがあるかもしれないんじゃないですか、具体的にどういうのなのかっていうことはちょっと我々もすぐに思い浮かばない部分がありますけれども、そのような努力をしていただきたいというのが趣旨でございます。

さらに、随意契約するに当たっても、国のほうでは、できるだけ複数社から見積りを取ってどうなのかっていうことを確認なさい、そういうふうに言われてございますので、そういう努力はしてくださいっていうのがこの内容でございます。

それから、我々のチェックしている項目の中に、今出ました契約、そのほか職員の服務関係とかそういうやつもチェックさせていただいております。その際に、例えば出勤簿の集計漏れとか、それから本来印鑑を押すべきところ、ちょっと漏れてしまっているとか、そういう部分がかかり改善されているというのがありましたので、そういう努力は、私としては教育委員会、よくやってくれたということで書かせていただいております。

次に、支出関係については、実際支出しているのは会計課でございますが、そこからこの数か月分について、こういう形で支出しました、支出命令書のつづりを我々チェックさせてい

ただいております。集計しますと、去年と比べて4月、5月分が、件数が多かったものですから、これは当然のように我々指摘する項目がゼロ件になってほしいものですから、ゼロ件についての努力をしてもらいたいという内容です。

具体的に、ちょっと増えたのは、支出関係も遅れがちな部分がありましたので、業者の方から請求書が遅れて提出されたりなんかして遅れている件数が多いので、できるだけ早く、事業が終わりましたら請求してくださいということでのアクションをこちらから起こすぐらいのことで、支出関係は早くしてくださいという内容になってございます。

今回の報告内容については、先ほど言いましたように、新たに定めた監査基準に基づいて行っていますので、今後もこういう形で報告させていただければと思っております。

私からは以上です。

○議長（伊藤博章） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） 新たな監査基準をつくられたということで、大変よく分かりました。

それで、ちょっともう一点お聞きをしたいところは、この支出命令書、これも点検されているという話ですが、誤字やら脱字やらそういったことはもちろんなんですけど、いわゆる使い道が適正なのかという、そういった判断といいますか、そういった監査では、それは仕事の内容に入るのでしょうか。入らないのでしょうか。金額的に合っていて、そういった文書も問題なければいいというふうになるのか、使い道については、これはまずいとか、こうあるべきじゃないのというようなことを、いわゆる出すところなのかと私は思っているわけなんですけど、その辺の事情はいかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 我々この支出命令書を見る際には、当然のようにその支出が妥当かということも、ある程度見させていただいております。

それで、例えば、その根拠がちょっと薄いと言いますか、どうしてこういう支出になったのかという部分については、ちょっとメモをさせていただいておまして、それを定期監査、今回のような定期監査のときに、あの分についての根拠の書類が少し足りないんじゃないのか、あるいはどういう内容なんだっていうことを確認させていただきまして、定期監査をしてございます。そのような形で、間違い等を少なくするような動きを促しているのが我々です。

以上です。

○議長（伊藤博章） 18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） 私からも質疑させていただきます。

今ちょっと鎌田議員の質疑で、従来とちょっと変わりましたということで、私今までさんざん言い続けていて、常に同じ報告書でいいんですかと、何か変わったことはないんですかということと言い続けてきたわけですので、そういった意味では私の質疑趣旨に沿った形で変化していただけたのかと今ちょっと感じている次第でございます。

それで、今回の質疑は、現金のほう毎年4回報告をいただいているわけですが、その支出、現金、金の支出について、例えば年4回この議会で予算案、そして補正予算ということで、支出関連の議案を議場で質疑して、それで承認して、お金を出しているということだと思うんですが、その辺の補正、議案に即した支出であるかどうかという観点から、そのお金の動きというのを監査では見ていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 福田監査委員。

○監査委員（福田文弘） 我々、当然議決された内容については尊重して、チェックをさせていただいている状況でございます。

ただ、予算は、言ってみれば総枠でちょっと決まっている部分がありますので、その予算の中に入っているかどうかというのがまず大前提になりますので、それを中心に見させていただいてはおります。ただ、実際的な予算の経理というのは、現在細目経理ということで、事業ごとに予算化されておりますので、ある程度それが、その細目の予算を超えているかどうかというのとは分かりますので、そういう形では、チェックはかけております。

ただ、100%それできちんとなっているのかって言われると、私もちょっと、絶対大丈夫ですって言い切れない部分があるかとは思いますが、できるだけそのような漏れがない形での監査を実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 当然2月の予算で決まって、それ以降年間の執行がされるわけですが、その間途中、途中で補正予算というのが出てきて、それについても予算の用途について議会で決めているわけです。今回の補正予算関係を見ても、10万円単位まで事細かにプラスマイナスということを我々に提示してもらっているわけです。そういったことで、多分監査

の方がそのところをチェックされているのかというところをちょっとお聞きしたいわけですが、大体はチェックしているつもりだというお話を今いただいたわけですが、議会で諮られないで支出するお金っていうのがあった場合、監査としてはそれを認めることになるんですか。これはおかしいでしょうということになるんですか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 監査委員。

○監査委員（福田文弘） 先ほども申しましたけれども、まず予算を超えて支出することはできない形になります。そういう意味で、予算があるかどうかというのはチェックさせて、そして支出関係は見ているつもりでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） そうすると、予算がない支出は、監査の対象としては認められないという、今お話お聞きしたわけですが、過去にそういう問題があったものですから、そのときの監査の方は何か回答を濁しておりました。重点分野雇用対策事業の中で、塩竈市に県のほうから調査が入って、300万円ちょっとの返還請求を求められたと。そこで、その返還請求の金額については、議会では一切審議していないわけです。分かったのは、平成29年3月に処理されていて、返還が、ところが、私が分かったのは平成30年6月にたまたま県のほうにお邪魔して、担当者の方とお話して、そういう返還請求を受けていたということが分かった。その後で、この議会で、議場で質疑をしたわけですが、別に問題ないんだという当時の執行部の答えをいただいたわけですが、今の福田監査委員のお話ですと、そういうものはやっぱりちょっと認めがたいのではないかという見解をいただきましたので、過去にそういうことがあったということを皆さんで認識していただいて、今後そういうことのないように、監査も頑張っていただければと思いますので。

私の質疑は以上でございます。

○議長（伊藤博章） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、諸般の報告は終わります。



日程第4 請願第2号取下げの件

○議長（伊藤博章） 日程第4、請願2号取下げの件を議題といたします。

令和元年12月定例会において、所管の常任委員会に付託しておりました請願第2号については、請願者から取下げしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。請願第2号取下げの件については、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、請願第2号取下げの件については、これを許可することに決定いたしました。



日程第5 請願第3号

○議長（伊藤博章） 日程第5、請願3号を議題といたします。

今定例会において所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第6 議案第71号ないし第81号

○議長（伊藤博章） 日程第6、議案第71号ないし第81号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました、議案第71号から第81号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第71号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」ですが、公共下水道使用料の賦課徴収事務において賦課漏れの事案が生じたことを踏まえ、令和2年12月に支給する市長の給料月額について、特例的に100分の20を減じるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第72号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」ですが、これは、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しが行われたことを踏まえ、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容としましては、軽減判定における基礎控除額を33万円から43万円に上げるとと

もに、被保険者のうち一定額を超える給与所得者などの数に応じた金額を基礎控除額に加算するものであります。

次に、議案第73号「塩竈市地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」であります。中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律等の施行により、条例で引用している省令の題名が変更されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」から、議案第79号「令和2年度塩竈市下水道事業会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」であります。新型コロナウイルス感染症対策のための事業予算といたしまして、「三つの支援パッケージ」に基づく新たな事業費を予算化するとともに、今後の感染症拡大に備えるための財源確保といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した事業費の一部決算整理や、感染症拡大の影響により、当初の効果が見込めない事業費等の減額予算を計上しております。

また、東日本大震災等の災害関連予算といたしまして、令和3年3月11日に開催予定の東日本大震災追悼式開催費や、東日本大震災及び令和元年台風第19号で被災された方々に対する災害義援金などを計上しております。

そのほか、ふるさと納税寄附金額の増加に伴う経費や、生活保護受給者における入院患者数等の増加に伴う扶助費のほか、避難所機能の強化等を図るため、新たに第一中学校のトイレ改修費などを計上し、歳入歳出それぞれ1億8,483万9,000円を追加し、総額を317億122万9,000円とするものであります。

主な歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策としまして、「今を暮らす人々への生活支援パッケージ」では、

地元生産者や地域住民を支援するため、二市三町の地元産品等を詰め合わせた「(仮称)ふるさとの魅力「てんこもり」セット」の販売に係る塩釜地区広域行政連絡協議会負担金として

223万5,000円

ひとり親世帯の経済的負担の軽減や地元事業者の支援のため、児童扶養手当受給世帯に対し地場産品等の配付を行う子育て家庭応援事業として

185万6,000円

塩釜地区休日急患診療センターの業務に従事する職員への1人当たり5万円の慰労金給付や、

感染症対策のため、トイレ手洗い場に自動水栓の整備を行う休日救急運営事業費として

38万5,000円

同じく、「未来を担う子ども達への学習・生活支援パッケージ」では、

今年度末に卒業予定の地元高校生の雇用を支援するため、二市三町に本社を有する企業に対し、雇用する地元高校生1人当たり10万円の交付を行う雇用奨励金として

270万円

小中学校における教室等の消毒清掃作業の実施期間を、今月までから来年3月まで延長するための経費として

532万9,000円

東日本大震災等の災害関連事業では、

東日本大震災追悼式の開催費として

494万1,000円

東日本大震災及び令和元年台風第19号の災害義援金として

1,170万4,000円

通常事業では

ふるさと納税において、御礼品拡充等の効果により寄附金額が増加したことに伴う業務委託料などとして

5,581万6,000円

税制改正による法人市民税の納期限延長や徴収猶予などにおける延滞金割合の引下げに伴うシステム改修のための賦課徴収事業として

258万5,000円

生活保護受給者における入院患者数や介護施設入所者数等の増加に伴う生活保護扶助費として

9,118万3,000円

清掃工場において、焼却炉内排ガスを場外に排出する誘引送風機制御装置の更新を行う廃棄物適正処理推進費として

1,160万5,000円

市町村振興総合補助金を活用し、本市船籍の漁船に対しAEDの設置費用の一部を助成する漁船乗組員救急救命推進事業補助金として

50万円

空き家実態調査において、調査対象空き家数が想定を上回ったことに伴う業務委託料として

596万2,000円

第一中学校の避難所機能の強化を図るため、学校施設環境改善交付金等を活用してトイレ改修を行う中学校防災機能強化事業として

1億1,025万6,000円

他会計繰出金では

介護報酬改定等に係るシステム改修のための介護保険事業特別会計繰出金として

823万6,000円

今後の感染症拡大に備えるための財源確保では、

特別定額給付金給付事業やしおがま事業継続支援金支給事業、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した事業費の一部決算整理に係る減額として

2億4,230万2,000円

市民活動推進費や地域おこし協力隊活用事業、塩竈みなと祭協賛会助成事業など、感染症拡大の影響により、当初予定していた事業の実施が見込めない事業費等の減額として

3,167万3,000円

などを計上しております。

歳出予算の補正に伴う歳入予算につきましては、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額のほか、生活保護扶助費や、学校施設環境改善交付金の増額などによる国庫支出金として

4,982万7,000円

東日本大震災及び令和元年台風第19号の災害義援金に係る寄附金として

1,170万4,000円

前年度繰越金として

3億8,599万9,000円

などを計上しております。

債務負担行為につきましては、ふるさと納税促進事業業務委託や、清掃工場施設運転管理・残灰運搬等業務委託のほか、学校給食調理業務委託など、計4件を追加するものであります。

地方債につきましては、一般廃棄物処理事業及び中学校施設整備事業の限度額を増額変更するものであります。

次に、議案第75号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。税制改正に伴うシステム改修のための予算として、歳入歳出それぞれ342万1,000円を追加し、総額を58億3,746万1,000円とするものであります。

次に、議案第76号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費や、受給者数の増加などによる施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費などを増額する一方で、感染症の影響による通所サービス等の利用控えに伴う居宅介護サービス等給付費などの減額を計上し、歳入歳出それぞれ5,117万2,000円を追加し、総額を57億4,557万9,000円とするものであります。

次に、議案第77号「令和2年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。令和元年度の事業費確定に伴い東日本大震災復興交付金等の精算分に係る予算を計上し、歳入歳出それぞれ600万1,000円を追加し、総額を600万2,000円とするものであり

ます。

次に、議案第78号「令和2年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」でありますが、令和元年度の事業費確定に伴い、東日本大震災復興交付金等の精算分に係る予算を計上し、歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、総額を22万5,000円とするものであります。

次に、議案第79号「令和2年度塩竈市下水道事業会計補正予算」でありますが、収益的収支では、開始貸借対照表の資産の確定に伴い、収益的収入で3億4,812万7,000円、収益的支出で3億2,819万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

資本的収支では、令和元年度の事業費確定に伴い、東日本大震災復興交付金等の清算による一般会計繰出金として、資本的支出で1,513万1,000円を増額するものであります。

続きまして、議案第80号「工事請負契約の締結について」であります。

これは「2-復・交桂島防災集団移転促進事業基盤整備工事」でありまして、国の復興交付金効果促進事業を活用して実施いたします。桂島地区災害危険区域における敷地造成等の基盤整備工事であります。去る10月27日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1者から参加申込みがあり、11月13日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が3億5,200万円で落札し、11月18日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

続きまして、議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」でありますが、塩竈市障害児通園事業施設である塩竈市ひまわり園について、選定委員会の審査を経て候補者となりました、認定NPO法人さわおとの森を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） それでは、私からは、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」の概要についてご説明を申し上げます。資料でございますが、資料No.5の8ページをお開き願いたいと存じます。

今回補正いたします金額は、補正額の欄にございますように、一般会計で1億8,483万9,000円、国民健康保険事業特別会計342万1,000円、介護保険事業特別会計5,117万2,000円、北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計600万1,000円、藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計22万4,000円、合計では、一番下にございますように2億4,565万7,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算額につきましては、その右側にありますように444億6,680万円となりまして、補正前に比べますと0.6%の増となります。

次に、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、歳出予算を目的別に分類しておりますので、補正額の欄でご説明をさせていただきますと思います。

費目1の議会費の補正額でございますが、マイナス38万9,000円でございます。右ページの備考欄でご説明を申し上げます。事務局費及び共通事務費、議員関係費につきましては、コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました会議等に係る議員及び事務局の旅費等の減額補正を行うものでございます。このうち、同様に各費目の主な内容を、右側の備考欄を使いましてご説明をいたします。

費目2の総務費1億7,321万5,000円でございますが、まず、秘書経費でございますが、これもコロナウイルス感染症の影響により中止となった会議費等に係る旅費の減額を行うものでございます。次の東日本大震災追悼式開催費につきましては、追悼式開催に係る経費を計上しております。財政管理費でございますが、ふるさと納税において当初見込みを上回る寄附金が見込まれることに伴う経費の増加分を計上してございます。企画費につきましても同様に、ふるさと納税に係る経費の増加分のほか、塩釜地区広域行政連絡協議会において、二市三町の地元産品等を詰め合わせたセットを半額で提供するための事業費ですとか、二市三町に居住する今年度卒業予定の高校生を雇用いただきます企業に対する雇用奨励金の事業費を計上してございます。市民活動推進費につきましては、事業の実施が困難となったことによる助成金の減額を、Let's タク配事業につきましても、9月30日で事業が終了したことに伴う減額を、地域おこし協力隊活用事業につきましても、募集が困難となったことによります事業費の減額補正をそれぞれ計上してございます。国庫補助金等返還金費につきましては、補助事業の確定に伴う国県支出金の清算返還金を、ふるさとしおがま復興基金費につきましては、海岸通地区震災復興市街地再開発組合より返還されました補助金の基金積立金を、東日本大震災復興交付金基金費につきましては、過年度事業の不用額を基金へ戻すための積立金

を、特別定額給付金給付事業につきましては、全ての給付が終了したことに伴う減額を、賦課徴収事業につきましては、法人市民税の納期限延長等に伴うシステム改修費などを計上しております。

費目3の民生費1億978万1,000円でございますが、敬老祝金につきましては、高齢者まつりが中止となったことに伴う減額を、高齢者独居応援事業につきましては、高齢者応援パックの配付終了に伴う減額補正を計上いたしております。介護保険事業特別会計繰出金につきましては、制度改正に対応するためのシステム改修に伴う繰出金の増額を、子育て家庭応援事業につきましては、独り親世帯への経済的支援や地元事業者の支援を行うための子育て家庭応援パックを送付するための増額を、生活保護扶助費につきましては、医療扶助費等の増額補正を、災害救助費につきましては、東日本大震災及び台風19号で被災された方々への災害義援金を支給するための予算を計上してございます。

続いて、費目4の衛生費1,039万5,000円でございますが、防疫関係費につきましては、妊産婦タクシーの助成券交付終了に伴う減額補正を、廃棄物適正処理推進費につきましては、清掃工場の誘引送風機の制御機器の更新に要する事業費を、休日救急運営事業費につきましては、休日急患診療センターの従事職員へ給付します慰労金及び水道の自動水栓化に要する事業費の補正を計上してございます。

費目6の農林水産業費、こちらはマイナス366万円でございますが、漁船乗組員救急救命推進事業補助金といたしまして、本市の漁船4隻に対し、AEDを設置するための助成費用、「みやぎの台所・しおがま」推進事業費につきましては、どっと祭やフード見本市等の開催中止による補助金の減額を、浅海漁業振興費につきましては、浜の活力再生事業の減額補正を計上いたしております。野々島漁港海岸保全施設整備事業費につきましては、防潮堤の新設に伴い必要となります測量業務委託を計上しております。

費目7の商工費マイナス2億2,624万円でございますが、共通事務費におきましては、第9回全国醤油サミットの本市開催が来年度に延期されたことに伴います減額を、しおがま事業継続支援金支給事業及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業につきましては、全ての支給が終了したことに伴う減額を、また塩竈みなと祭協賛金助成事業につきましては、みなと祭中止に伴う協賛金補助金の減額補正を計上しております。

費目8の596万2,000円でございますが、空き家利活用促進事業費について、今年度実施している実態調査において、調査対象となる空き家数が当初見込みよりも多かったことに伴いま

す増額補正を計上しております。

費目10の教育費 1億1,463万7,000円でございますが、中学校防災機能強化事業につきまして、一中トイレの洋式化に伴う、取り組むための事業費を計上するほか、小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、いわゆるウイルスバスター隊による消毒清掃作業の、来年3月までの延長経費を計上する一方で、東京2020オリンピック聖火リレー関連事業につきましては、今年度実施が見送られたことによる減額補正を計上しておるものでございます。

費目11の災害復旧費113万8,000円でございますが、漁港施設災害復旧費につきましては、防潮堤の位置変更に伴う測量業務委託を計上してございます。

次に、前のページ、9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。歳入のご説明を申し上げます。

費目11の地方交付税マイナス1,164万7,000円ですが、これは復旧復興事業の実績に伴い震災復興特別交付税を減額するものでございます。

費目15の国庫支出金4,982万7,000円ですが、生活保護扶助費の財源となります医療扶助費負担金、介護扶助費負担金や、野々島漁港整備に係る農山漁村地域整備交付金、空き家利活用促進事業に係る社会資本整備総合交付金、中学校防災機能強化事業に係る学校施設環境改善交付金を計上させていただきます一方で、特別定額給付金給付事業の財源となります特別定額給付金給付事業費補助金や、同事務費の補助金、市の新型コロナウイルス感染症対策に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これらの減額補正を計上させていただいております。

費目16の県支出金マイナス6,936万5,000円でございますが、漁船乗組員救急救命推進事業補助金の財源となります市町村振興総合補助金、あるいは休日急患運営事業に係る新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業補助金、宮城県医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金を計上させていただく一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業の財源となります同補助金の減額補正を計上するものでございます。

費目18の寄附金1,170万4,000円でございますが、こちらは東日本大震災及び台風19号に係る義援金受付団体及び宮城県災害対策本部からの寄附金となります。

費目19の繰入金マイナス2億6,606万9,000円でございますが、今回の補正予算における決算整理に伴う財政調整基金繰入金や、ふるさとしおがま復興基金繰入金の減額補正のほか、令和元年度決算の清算に伴います北浜地区及び藤倉地区の復興土地地区画整理事業特別会計から

の繰入金や、下水道事業会計からの繰入金を計上しております。

費目20の繰越金 3 億8,599万9,000円ですが、令和元年度一般会計決算における前年度繰越金の計上となります。

費目21の諸収入189万円ですが、震災復興市街地再開発事業において、組合より返還されました海岸通市街地再開発事業支援補助金返還金及び海岸通市街地再開発事業補助金返還金を計上させていただき一方で、共通事務費に係る地域活性化センター助成金の減額補正を計上しております。

費目22の市債8,250万円でございますが、廃棄物適正処理推進費及び中学校防災機能強化事業に係る借入金を計上するものでございます。

なお、この資料の13、14ページには、歳出予算の性質別比較表、また15ページには投資的経費の内訳を記載してございますので、後ほど、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博章） 荒井建設部長。

○建設部長（荒井敏明） 続きまして、議案第80号「工事請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。

まず、資料No.1、こちらをご用意いただきたいと思っております。こちらの5ページをお開き願います。

1の工事名は2-復・交桂島防災集団移転促進事業基盤整備工事であります。

2の工事概要につきましては、後ほど、議案資料でご説明申し上げます。

3の契約方法は、一般競争入札に付してございます。

4の契約金額は、3億5,200万円でありまして、契約の相手方は、5に記載のとおり、東北重機株式会社でございます。

それでは、工事概要につきまして、資料No.5でご説明申し上げます。

まず、資料No.5の、こちらのA3判の資料になりますが、こちらはまず平面図とそれから工事概要、それから断面図を記載してございます。資料No.5の36ページになります。

こちらの平面図にございます、オレンジ色で着色しております箇所、こちらが施工場所になります。この範囲を盛土整備、あるいは側溝整備を行おうとするものでございます。

左上の工事概要を御覧願います。

まず、敷地造成工、こちらは盛土工となります。雨水排水設備工、こちらは側溝整備の工事

となります。次の園路広場整備工、こちらは今回の工事におきまして、土砂運搬等を使用するため仮舗装としておりました集落道等の本舗装を行うという工事となります。それから、構造物撤去工、こちらは盛土工を進めるに当たりまして支障となります既設の側溝、こちらの撤去工となります。

最下段にございます断面図を御覧願います。左手が山手、右側が海水浴場側となりまして、今回この赤い線まで盛土をする工事となります。

図面には記載してございませんが、盛土の平均高は約2メートルほどになります。勾配は0.5%から0.7%と、ほぼ平らな状態に仕上げる予定でございます。

なお、37ページは工事契約台帳となっておりますので、こちらはご参照していただければと存じます。

議案第80号の説明は以上となります。ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博章） これより議案第71号ないし第81号の総括質疑に入ります。

12番鎌田議員。

○12番（鎌田礼二） オール塩竈の会、鎌田礼二でございます。よろしくお願いたします。

議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」について、3点お聞きをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策6事業についてお聞きをいたします。この事業は、1つ目として特別定額給付金給付事業、2つ目としてLet'sタク配事業、3つ目として高齢者対応事業、4つ目として防疫関係事業費、これは疫病を防ぐ関係の事業費です。5番目としてしおがま事業継続支援金支給事業、6番目に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業です。この6事業ですが、いずれも減額補正で、合計で2億4,230万2,000円になります。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の一部決算整理により、今後新たに活用できる交付金を確保するとしておりますが、この6事業について、利用人数と当初の見込み、そして事業の効果等について、当然検証しているものと思いますが、検証は行っているのかどうかをお聞きいたします。

次に、地域おこし協力隊活用事業についてお聞きします。この地域おこし協力隊活用事業が844万2,000円の減額補正となっております。その理由が、募集活動が困難となっているとしておりますが、実際コロナ禍で失業率が上がっており、簡易な募集ですぐに集まるように思えますが、募集活動が困難とはどういうことかをお聞きいたします。

次に、空き家実態調査事業についてお聞きいたします。この空き家実態調査事業ですが、当

初1,280戸と想定していた調査対象空き家数が、約30%増しの1,640戸に増戸していることから、調査費の増額見込み分について補正予算を計上しております。当初1,280戸としたことは、どういった予算組みだったのか。また、これは当初予算組みの段階で分からなかったのかについてお聞きをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 12番鎌田礼二議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策6事業についてのご質疑でございました。

ご質疑の事業につきましては、事業完了または完了見込みに伴う決算整理のため補正予算として計上したものでございまして、各事業の対象件数等が当初見込みを下回ったことから減額補正予算となったものでございます。特に減額幅が大きいしおがま事業継続支援金支給事業や、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業につきましては、支給見込みと実績に大きな差があったことから、減額補正予算の大きな要因となっております。対象の事業所数について、本市が想定した事業所数や、宮城県から示されたリストを基に、とりこぼしのないよう最大限に見込んだことから、支給実績との大きな乖離が生じたものでございます。

事業の効果でございますが、特別定額給付金給付事業や事業者への各種支援金、協力金につきましては、緊急事態宣言により外出自粛や様々な行動が制約される中、市民生活や事業者の経済活動を支える上での効果があったと考えてございます。

また、Let's タク配事業や高齢者応援事業、妊産婦タクシー助成券交付事業につきましては、対象となる市民の皆様のほか、タクシー事業者や飲食事業者等の地元事業者の皆様への支援も想定した事業構築を行っており、多方面に向けた事業効果があったと捉えております。特に、新型コロナ禍のような非常事態時におきましては、市民事業者の皆様の実状を把握し、スピード感をもって組織横断的に政策を打ち出すことで、事業を通して行政から市民事業者の皆様への支援を発信すること、それ自体が、大きな事業効果があるものと考えております。

続きまして、地域おこし協力隊活用事業についてお答えを申し上げます。

今年度の事業計画では、継続の2名に加え、新たに3名を受入れ、総勢5名の雇用を予定しておりました。実態としては、まず昨年度から雇用した1名が、3月末に自己都合により退職する一方、新規雇用として、年度初めに2名を採用いたしましたので、今年度の雇用は継

続の1名と新規採用の2名の総勢3名となっております。その後、塩竈市のホームページで募集を続けるとともに、6月から10月にかけて、東京、仙台で開催される募集イベントに参加予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、募集イベント自体が相次いで中止され、新規の応募は残念ながらございませんでした。

それで、今年度の事業について、漁協及び講師とご相談申し上げたところ、9月中旬からのノリ養殖繁忙期に新規雇用を迎え入れるのは、これまでの経験から、指導などが困難になるということで、今年度の追加募集を中止することとなりましたので、減額補正を行おうとするものでございます。

なお、次年度の募集数については、地元漁協及び生産者の皆様との協議を踏まえながら検討するとともに、募集に当たっては宮城県の移住定住フェア等、県や関係機関の施策等に積極的に参加するなど、連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、空き家実態調査事業についてお答えを申し上げます。

本市の空き家数を申し上げる際は、5年に1度総務省で実施している住宅土地統計調査の空き家数としておりますが、この統計調査は抽出調査から導き出した推計値となっておりますので、今般市内の空き家の実情を捉えるため、物件の所在や所有者などを特定する空き家実態調査を実施するに至りました。

当初想定をいたしました1,280戸の空き家数は、直近の平成30年住宅土地統計調査で示されている数値であり、今回の空き家実態調査の進捗の中で、空き家候補数として現在1,640戸を抽出しております。これは、水道の使用状況や住民基本台帳からの照合数ですので、今後現地調査を行い、物件が実在することや、空き家の判定、不良度の調査などを実施し、最終的な空き家数を確定し、台帳化していく予定ですので、ご理解をお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤博章） 6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） 議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」並びに議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」の2議案について、公明党を代表しまして総括質疑させていただきます。

初めに、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」から、ふるさと納税事業についてお聞きいたします。

今般ふるさと納税について、当初予算より寄附金額が上回るが見込まれるためというこ

とと、今年度末でこれまでの業務委託契約が満了するため、新たな契約についての補正予算が計上されております。

そこで、お聞きいたします。まず、ふるさと納税が開始されて、ここ数年寄附金が飛躍的に増加されている要因についてお聞きいたします。また、全国の皆様からお寄せいただいている寄附金が使われている主な事業についてお尋ねいたします。

なお、今回事務の一部を業務委託しており、来年度の契約を考えるとのことですが、業者を選択するに当たり、特に重視している点がありましたらお知らせください。

次に、議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」お聞きいたします。

まず、本市の障がい児支援についての基本的な姿勢、お考えをお聞きいたします。この事業は、かつて障がいを持ったお子さんとそのご父兄が過ごせる居場所づくりを提供するとして、藤倉保育所の施設内に設置されていましたが、平成20年から、現在の事業者が療育支援を行う事業として新たに運営を始められました。今日までの状況、また、効果についてお聞きいたします。また、利用されているご家族のお声、評価についてもお聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 6番浅野敏江議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

まず初めに、ふるさと納税事業についてご質疑いただきました。

本市のふるさと納税の状況につきましては、平成30年度が4,235万円、令和元年度が8,923万7,000円、そして令和2年度は初めて1億円を超える見込みとなっており、近年は右肩上がりの状況となっております。

寄附金が増加している理由といたしましては、平成30年8月にふるさと納税の業務を民間事業者へ業務委託し、地域資源の発掘による御礼品の開発や、ふるさと納税ポータルサイトの掲載内容の充実などに取り組み、同年10月から事業者を介して寄附の受付を開始したことにより、寄附額及び件数の増加につながったものと考えてございます。また、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う巣ごもり需要の影響や、全国的に人気の高い品目の取扱いを開始するなどの影響により、大幅に増加しているものと捉えてございます。

寄附金の使い道についてでございますが、ふるさと納税をしていただく方々に対しては、寄

附をいただく際に、その使い道についてお伺いしております。具体的には、第5次長期総合計画の重点戦略に基づき、定住人口の確保や交流の強化、市民の連携の強化を寄附目的として提示させていただいており、寄附者の希望に沿って関連する事業の財源として活用させていただいております。

委託業者の選定についてでございますが、競争性を確保した入札により、安価な業務委託料の条件を求めることを前提としまして、ふるさと納税の促進や地元産業の活性化に向けて、民間のノウハウを活用するため、御礼品の新規開発による拡充や、ふるさと納税ポータルサイトの掲載内容の充実、御禮品提供事業者の事務負担軽減と販路拡大など、価格以外の評価も重視しながら選定を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定についてお答えを申し上げます。

これまで行われた養育支援の状況でございますが、ひまわり園は昭和49年度に障がい児の母子通園施設として開設、平成20年9月までの34年間を本市が直営で運営し、平成20年10月から今日まで指定管理者制度により運営をさせていただいております。

本市が直営で運営していたときは、保育士など4名を配置しておりました。指定管理者制度導入後は、保育士に加え、児童発達支援管理責任者や看護師、言語聴覚士のほか、法人内の臨床発達心理士や作業療法士などの有資格者がケースに合った対応をすることにより、増加する利用者と利用者個々の個性、特性の把握、多様化する相談などに対してより専門的な支援を行ってまいりました。このほかにも、土曜日の開園や未就学利用者の兄弟が一緒に利用できる支援など、指定管理者の独自事業も行われており、指定管理者制度導入の効果が上がっていると認識をいたしております。

ご家族の皆様の評価についてでございますが、利用者と行政、事業者が意見交換する場を設け、また毎年度の利用者アンケート調査から、良好な評価を得ております。具体的には、園の活動内容が幅広く、様々な経験をさせてもらえるのでありがたい。藤倉保育所との合同活動もあり、集団の中での経験も豊富でよいといった声をいただいております。これも、指定管理者が専門的な有資格者の人材確保を行い、利用者の環境や個性などを把握し、きめ細かい対応をしているなど、様々な関係者が地域一体となって取り組んでいることが要因ではないかと考えております。

結果として、指定管理者制度を導入する直前の平成19年度利用者が延べ1,232名に対しまし

て、令和元年度は3,378名と増加しております。今後もお家族からのご意見、さらには広く関係者の意見を伺いながら、施設運営に反映してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 大変ありがとうございました。

まず、ふるさと納税ですが、本当に直営でというか、職員の皆様が様々ご苦労なされて始まったふるさと納税であります。近年様々な地域でもそのふるさと納税に対する意識も大分、また認識も広まってきたおかげで、納税者の方が選んで納税するという形になってきています。そういった意味で、本市の取組が右肩上がりだというのは大変うれしいお知らせかと思っておりますし、また納税者の方が選んで、こういったことに力を入れてもらいたいという希望もとられているということを知りまして、大変それはすばらしいことだと思っております。

それで、もう一点だけお聞きしたいのが、これまで市の直営でやっていた部分と、それから当然間にそのような業者の方が入っていただいて、私が懸念するのは、そういった納税者の方たちのお気持ちを市が感じとられて、その市が直接納税者の方に、お礼状ではないですけども、何かそういった交流があって、この関係人口から行く行くは交流人口に、そして塩竈が好きでっていうほうに結び付いていくことが、何かほかの自治体でもやっているふるさと納税ですが、塩竈市独自の、そういった納税者に対する温かい思いやりというか、そういった関係をより一層強めるための努力か何かはなさっているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 浅野議員からは、ふるさと納税を通じて、納税していただいた方々とのつながりというものを大切にしているのかというご質問をいただきました。

本市としましては、本当に全国の自治体、数ある中から選んでいただいて納税、ご寄附をいただいているということ、本当に心から感謝申し上げるところでございますし、ふるさと納税を通じて結ばせていただきました皆様との関係を今後ともできる限り大切にしていきたいと考えておるところでございます。

その一環でございますけれども、本市では前年度にご寄附をいただいた方々へ、ちょっと夏

場のかもめ一るというはがきがある時期に、そのかもめ一るを利用させていただいた暑中見舞いを送付させていただきまして、併せて、またお勧めの返礼品をお伝えするなど、本市との継続的なつながりというものをいただけるような取組というのをまず行っているところがございます。

また、今後につきましても、市長からも、塩竈ファンを増やすための取組をいろいろ考えなさいというような指示をいただいておりますので、そういったことをいろいろ考えて、ご指摘いただいたように、納税者との心のつながりというものを一層続けていけるように取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。ぜひ塩竈を愛するファンが全国に広がっていくことをご期待申し上げます。

また、その次、議案第81号ですが、本当にこれまで子供と親が、本当に障がいをお持ちのお母さん、ご家族が、どれほどそのことを、どういうふうに対応していったらいいかということを経年悩んでいたと思うんですが、療育的なそういった支援があるおかげで、子供との意思疎通がスムーズになってきたという効果が出ていると思います。ぜひ、こういったことを継続的に行っていただきながら、また職員の皆様もそういった意識のもとに、一歩でも二歩でも療育的なことを、ノウハウの、簡単な部分でいいですので、身に付けていただきながら、子供たちの支援に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（伊藤博章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

18番志賀勝利議員。

○18番（志賀勝利） 創生会の志賀勝利です。

初めに、議案第73号につきましては、産業建設常任委員会付託案件につき、質疑の趣旨を取

消しさせていただきます。

そして、議案第74号、第81号に関して総括質疑を行います。

まず、議案第74号「令和2年度塩竈市一般補正予算」の中から、新型コロナウイルス感染症対策事業の5事業についてお伺いいたします。

特別定額給付金給付事業を除く5つの事業、Let's タク配事業、これは見込み件数が6,400件あったものが、実質は834件でマイナス80%、独り暮らし高齢者応援事業、当初見込みが3,000件だったのが2,514件、マイナス16%。そして、妊産婦タクシー助成券交付事業、当初見込みが300人だったのが128人、マイナス50.9%。しおがま事業継続支援金支給事業、見込みが3,000件だったのが1,918件でマイナス36.2%。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業、これが、770件だったのが429件でマイナス45.3%。予算総額5億5,000万円、5億7,000万円の40%もの減額補正となったことについての、その原因と検証、そして反省点がないのか、そして今後このコロナ関連政策にどう生かしていくのかお伺いいたします。

次に、ふるさと納税関係についてお伺いいたします。

先ほど来、浅野議員より、質疑の中でもありましたけれども、本当に近年は納税額が飛躍的に増えて、当局の取組を評価するところではあります。しかしながら、私から見ると、諸経費のウエートがちょっと高くなりすぎているのではないかというような懸念も抱いておりますので、今後この点の見直しを検討していく用意があるのかどうかお伺いいたします。

次に、議案第81号、塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の選定方法について、選定の根拠となるものをお伺いいたします。

以上で、第1回目の総括質疑を終わります。よろしくご回答のほどお願いいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 18番志賀勝利議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策事業の反省点と今後の対応についてお答えを申し上げます。

本市がこれまで実施してまいりました新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、完了または完了見込みとなった事業につきましては、各事業の対象件数等が当初見込みを下回ったことに伴います決算整理と、今後新たに活用できる財源の確保を目的として、今定例会におきまして減額補正予算を計上させていただきました。

その上で、本市のコロナ対策事業の反省点についてでございますが、まず事業者への支援で

ありますしおがま事業継続支援金支給事業や、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業につきましては、対象の事業所数について、本市が想定した事業所数や、宮城県から示されたリストを基に、最大限に見込んだ事業所数を予算計上いたしました。支給見込みと実績に大きな差が生じたことから、多額の不用額が生じてしまったものでございます。

また、Let's タク配事業及び妊産婦タクシー助成券交付事業につきましては、タクシー事業者や飲食事業者の皆様への支援と同時に、外出自粛等により行動が制限されました市民の皆様や妊産婦の皆様喜んで利用していただけるよう事業構築をしたものでありますが、利用実績が想定していた利用見込みを下回ったことから不用額が生じたものでございます。特に、Let's タク配事業につきましては、10月以降の事業継続と拡大を想定して総額補正予算をお認めいただいたにもかかわらず、国の制度変更と、それに伴うタクシー事業者の皆様の負担増への想定が甘く、結果として事業終了となってしまい、市民の皆様のご期待に応えることができなかったことは、大きな反省点であると考えてございます。

その他、特別定額給付金給付事業につきましては、概ね当初の見込み人数どおりの実績でございましたが、事業費規模が大きいことから不用額が増加したものであり、また高齢者応援事業につきましては、主に配送単価が当初想定よりも安価になったことから不用額が生じたものでございます。

このことを踏まえまして、今後反省点をどう生かすのかについてでございますが、どの事業につきましても、予算化に際しましては、対象件数の見込み数と歳出の見積りを正確に把握し、決算整理による不用額の抑制に努めてまいります。また、多額の不用額の発生が見込まれる場合には、今回の補正予算と同様に、早めの決算整理を行い、事業実績の反省を踏まえた政策を育てるための事業見直しや、新たな事業への財源確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ふるさと納税における諸経費が高いのではないかというご質疑でございました。

まず、ふるさと納税の経費につきましては、平成31年4月に国の制度が改正され、寄附の募集に要する諸経費の合計額が寄附金額の50%以下とする基準が設けられまして、本市におきましても、その基準を満たしながら、ふるさと納税の促進に取り組んでおります。

ふるさと納税の諸経費につきましては、民間事業者への業務委託料が主な内容でありまして、そのうち最も高いウエートを占めているのが寄附額の約30%となる御礼品代、次いで寄附額の約10%を支払う委託手数料であり、そのほか御礼品の送料や受領書などの郵送料というこ

とになります。

本市では、平成30年10月からふるさと納税の業務を民間事業者へ業務委託いたしておりますが、地域資源の発掘による御礼品の開発により、御禮品数が委託前の約20社、70品目から、現在では約70社、300品目にまで増加したことや、ふるさと納税ポータルサイトの掲載内容の充実、さらには御禮品の配送管理や送料の軽減、問合せやクレーム対応などといった御禮品提供事業者の事務負担軽減につながる取組など、民間のノウハウを生かした取組により、寄附額が大幅に増加しておりますことから、業務委託による効果は非常に大きいものと捉えております。民間への業務委託を実施する以前は、本市が直接事務を行い、市の観光物産協会を通じて御禮品の発送等を行っており、寄附金額に対する経費の割合が現在の半分程度でございました。しかしながら、現在の右肩上がりの状況を勘案すると、一定のコストを掛けて寄附金額の増収を図るためには、民間事業者への業務委託が必要であると考えております。

続きまして、議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」のうち、指定の根拠についてでございますが、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律を根拠として、公の施設である塩竈市障害児通園事業施設、通称塩竈市ひまわり園の管理を公募、プロポーザル方式によって選出された法人を指定して管理を委託、委任するものでございます。利用者へのサービスの向上、費用対効果の向上を目的といたしております。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。

まず、順を追っていきますと、Let's タク配事業、これがちょっとかなり惨たんたる結果になったのかと考えるわけですが、ただ、一方では、ウーバーイーツとかいうような会社が宅配事業でかなり忙しい思いをしているという社会現象もありますし、こういったものを、タクシー業界の方々ともうちよっつと話を詰めて、何かしら業界の活性化につながるやり方を、運営の仕方を模索していくのも一つの在り方なのかと。せっかく取り組んだことですから。ただ、駄目だからってぼんと捨てるんじゃないで、それをきっかけに何かしら事業として取り組めるような方策がないのかどうか、ちょっと業界の方々とは知恵を出し合ってみてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） こういった事業を私どもが考えさせていただくときに、答弁でも申し上げ

させていただきましたが、まずはやはり業界の皆様方にとってどういう施策が応援の一つの対象となるかということも、一つの視点として考えさせていただきました。特にタクシー業界は大変厳しい状態に置かれておまして、当然飲食業も大変厳しいということで、この事業を模索させていただいたところでございますが、その一方で、残念なことながら、また1社タクシー業界が合併という形になりましたけれども、減少してしまっただと。

私としても、タクシー業界の皆様方が大変厳しい状態になると、バスとか走らなくなった時間に、もし緊急の事態が生じたときに、どうやって目的地まで移動するんだらうという心配も大きく考えてございますので、そういった実情も勘案しながら、今志賀議員ご指摘のとおり、よく業界の皆さんとお話をさせていただいて、今の時世に合った形で、どういう応援が適切かご相談をさせていただいて、ご指導を仰ぎたいと考えております。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 分かりました。

あと、独り暮らしの高齢者応援事業については、これも500人ほど見込み違いをしているというところで、やはりこういったところの数字は、行政としては適時把握しておくというところが私は必要ではないのかと思いますので。

やはり、75歳以上の方が独りで住んでいるときに、いつ何が起きるか分かりません。そういった意味では、町内会のほうにそういった情報の提供であるとか、安否の確認であるとかいうことが当然社会として必要なことですし、前にも私申し上げましたけれども、昔の御用聞き商法を取り入れて、そういった御用聞きで歩いてもらえれば、毎日、日々高齢者の安否が確認できるんじゃないかということも含めて、やはり発展的にちょっと考えていただければと思っております。

次に、妊婦のタクシー券については、これはこれでちょっとしょうがないところもあるんでしょうけれども、ただ、これは多分潜在的な需要はあろうかと思うんです。ですから、そういうことも、今回なくなった、終わったから終わりじゃなくて、折に触れてそういったことを考えて見られたらいかがなのかと。よく塩竈市の場合は、まず子供をいかに多く生んでいただけるかということが最大の政策、重点政策ですから、そういうところをやっぱり支援していくということが大事だろうと思っておりますが、いかがでしょう、市長。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） もう、おっしゃるとおりだと認識してございます。喫緊の課題、数字では、

高齢化率が33.7%ということのデータが出てございます。大変厳しい数字だと受け止めております。

私どもとしては、今後高齢者の皆様方を支えるために、若い人たちにぜひ一人でも多くこの塩竈に住み続けていただきたい、移り住んでいただきたいという根本的な考えがございますので、妊産婦の皆様方の事業につきましても、これからもいろいろなアイデアを駆使して、皆様方にご指導を仰ぎながら、住みやすい、産み育てやすい地域になるように努力をさせていただきますと考えてございます。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、塩竈事業継承継続支援事業、それとあと新型コロナ感染防止拡大事業、これについても、やはりこれからもまだまだ必要とされる事業だと思います。ですから、より受給者の、対象者の方々が利用しやすいような制度、ただ金額少なくて数だけ増やしてというよりは、前にも言いましたようにちょっと増やして、休業した人に対して、せっかく休業に協力してくれた方々に対して補助をしてあげるといこともぜひ考えていただければと思います。

それと、次に、ふるさと納税についてはちょっと今お話しただいて、そうなのかとも思いますが、より金額が増えれば増えるほど、より事務経費比率は下がっていくべきだと思いますので、やっぱりそのところをしっかりと頑張っていただけないかと。それで、国が3割までというふうに指示する前は7割の返礼をして、それでも採算が合っていた事業、実態があるわけですから、そういうこのシステムを、これはちょっともう一回再検討されてはいかかかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ご指摘いただきました、ふるさと納税の委託料でございます。

先ほどご説明したとおり、返礼品がまず30%で、残りの十数パーセントが委託経費というになってございます。

やはり議員ご指摘のとおり、額が増えれば増えるほど事務経費が相対的には下がるべきだろうというようなご指摘もございます。これからいろいろ仕様を固めて、発注する際にはそういったことをいろいろ勘案しながら反映できないか、不断の見直しをしていくということを考えていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） よろしくお願ひします。

次に、第81号です。障害児通園事業施設の指定管理者というところで、一応これは、募集方法はプロポーザル方式ということになっているようですが、プロポーザル方式が確実に機能しているのかというのは、要するに平成20年からずっと同じところに指定していて、応募してもほかがどこも入ってきていないのかと思うんですけれども、その辺の応募状態についてはどうなっているんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 今回も応募1者でございましたけれども、一番最初指定管理を行いました平成20年のときには、説明会には2者そのときはおいでいただいたんですけれども、結果的にプロポーザルに参加いただいたのはそのときも1者だけだったんです。2期、3期と同じNPO法人が参加をしております、今回は募集期間を長めに取らせていただいて、広報期間も長めに実施をしたところ、結果的に1者だったというところでございます。

1者ではございましたけれども、利用者のアンケート、それから家族のアンケート等も踏まえた上で、きちんと選定をさせていただきまして、指定に至るということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志賀議員。

○18番（志賀勝利） 利用者の評価に関わってくると思うんですけれども、特段の案件がない限り、もうちょっと5年を10年にするとかいうことでも差し支えないのかと。ただ、そのときに利用者の評価から問題が出たときは5年で打ち切りますという別途項目を設けたりというところで、受ける方々が安心して仕事や事業に取り組める環境づくりも必要なのかと思いますので、ぜひその辺検討してください。

以上で終わります。

○議長（伊藤博章） 13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 12月議会に提案された議案第71号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と、議案第74号「一般会計補正予算」に対して、日本共産党市議団を代表して総括質疑を行う伊勢由典でございます。

最初に、議案第71号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、令和2年12月、100分の20を乗じて得た額を減じて、得た額とするとしており、条例の中ではそううた

われております。つまり、令和2年12月に支給する佐藤市長の給与の20%、聞くところによれば20万円ということになっているようですが、その減額について、その理由について最初にお伺いをしたいと思います。

次に、提案された議案第74号、一般会計補正予算であります。

1億8,483万9,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

具体的には資料No.5の16ページのところで、3つの新規事業と4つの決算整理が行われております。先ほどから議論はされております。新規と決算整理で減額2億898万4,000円となっております。うち新型コロナ感染対応地方創生交付金は3,641万9,000円となって、同交付額を差引きますと、ざっと1億7,257万円が残ることになります。

質疑は、この1億7,257万円の財源の中身で、今後の運用について伺います。さらに、12月定例会後の新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金、交付限度額の残高は7,398万2,000円ということで、この運用についても今年度末とたしか私のところでも捉えております。したがって、新型コロナウイルスの第3波といわれる中で、直近では市内でも小学校の児童の感染による休校処置、あるいは消毒、12月4日、現在さらに市内の小学校、中学校の2校の保護者の感染が出ておりますし、今日までの臨時休校処置がとられております。

そこで、質疑は、今後感染対策としてさらなる財源が必要になってくるのではないかと大変危惧をしております。そこで、佐藤市長の考えをお聞きしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

まず、初めに、市長の給与20%を減額する理由についてでございますが、11月11日に開催をしました全員協議会で報告をさせていただきましたが、下水道使用料の未賦課問題における時効成立分の約4,000万円について、市に一定の道義的責任があると捉え、約700万円を市長、副市長、教育長及び各管理職による負担することとしたところでございます。

今回それぞれの負担額を算出し、負担の方法は市に対する寄附といたしましたが、市長がほかの職員と同様に寄附をすることは、公職選挙法に定める寄附の禁止に抵触するため、特別職の職員の給与に関する条例を改正し、負担額である20万円相当の減額を行うものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の減額補正2億898

万4,000円とその財源であります地方創生臨時交付金3,641万4,000円との差、1億7,257万円についてでございますが、主には県支出金及び基金繰入金の減額でございます。内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業におけます県支出金の減額分として7,000万円、しおがま事業継続支援金支給事業の財源としておりますふるさとしおがま復興基金繰入金の減額分として1億200万円、一般財源として57万円でございます。1億7,257万円の今後の取扱いについてでございますが、県支出金7,000万円については、県に返還を行います。ふるさとしおがま復興基金繰入金及び一般財源分を合わせた1億257万円の減額分につきましては、今後の感染症拡大等に備えるための財源として、コロナ禍の局面を見極めつつ、効果的に活用してまいります。

続きまして、12月定例会後の交付限度額の残高についてでございます。

地方創生臨時交付金の残高につきましては、本市がこれまで国から示されました交付限度額の総額8億2,856万円から、今回の定例会までに予算化した総額7億5,462万8,000円を差し引いた7,393万2,000円でございます。現在国内におきましては、夏場の第2波に続き、第3波が到来していると言われており、本市におきましても、今後冬の時期が深まる中での感染状況の推移を注意深く見守っていかねばならないと認識しております。併せまして、これまで以上に気を引締めながら、市民の生活を守るための各種対策を検討していかねばならないと考えております。このような現状を踏まえまして、交付限度額の今後の活用方法につきましては、その時々状況に適したコロナ対策の事業を迅速に実施していくための財源として活用してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤博章） 13番伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 委員会に付託はされますので、細かいところまでは触れません。

ただ、一点だけちょっとお聞きしたいのは、当時前市長のもとでの賦課の徴収漏れだと聞いていますし、11月11日の全員協議会等でも市長からそういった説明があつて、おります。そういうことが一つあるのと、ちょっと全員協議会の中での質疑を聞いていてびっくりしたのは、要するに市長選挙があつて、その申し送りがなかったということについて、今の市長自身も、佐藤光樹市長も触れられておりました。その辺、経過について、それはやはりそういうことであつたのかどうか、確認だけさせていただきます。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ご質疑の、下水道の未賦課の問題でございますが、平成30年6月に、当初水道部から、水道料金が賦課されているのに下水道が賦課されていないという指摘があったというところから始まっております。

ご質疑の、それは平成30年の6月でございます、途中でいろいろな繁忙時期も重なったということで、一旦仕事が途切れてしまった。その後、今年度になって改めてそのことが明らかになった。その経過において、市長選を経て、市長の事務引継ぎの中で、各部の懸案事項ということで明らかにされて、引継ぎされるべき案件ということの中の1件として取扱われなかった、企画に取扱われなかったということがあったということが事実でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そういうところはひとつ引き続き、あとは委員会の審議の中で、減額等々のからみでひとつ進めていただければと思います。総括ですので、その範囲だけちょっとお聞きをしておきます。

新型コロナウイルスの感染で、ちょうど遡って考えてみますと、今日が中国の武漢で確認された、ちょうど今日なんです。感染の広がりについてはもう既に皆さんもご承知のとおりだと思います。

そこで、やはり今後の課題としてはそのとおりだと思います。ただ、今後、例えば面的な検査だとか、社会的な検査等々、やっぱり引き続き出てくるのかと思われま。そういうことも含めて、仮にこういった言わば面的な感染検査、面的な、社会的な感染検査が生じた際に、今後の財源としては、先ほど交付限度額が7,300万円ほどですので、非常に心もとないというか、8億3,000万円があつという間に7,300万円ぐらいに減っちゃっているわけで、そうすると、今後もそうしたことを考えていく上で、何らかの判断はしなければならないと思うんですが、そこら辺の考え方だけお聞きをしておきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） コロナ対策を考えると、現実的には国から2回の交付金を頂戴して、8億3,000万円いただいて、使わせていただきました。その金額というのも当然いただいたときに初めて分かった金額でもございます。同時に、私どもが一番大切にしたのは、やはり長期間の戦いになるだろうということは当初から見込んでおりました。そういった中で、まず1期目として二億数千万円ぐらい、4,000万円ぐらい、2期分として6億3,000万円いただきました。

それをいただいてからどのように使わせていただくかということを庁内で議論させていただいて、議会の皆様方にもご説明させていただきながらお認めをいただいて、今まで実行してきたというのが現状でございます。

一つ一つ大切に提案をさせていただいて、お認めをいただいたものと理解している一方で、今般皆様方にご説明していただいたとおり、多くの反省点もございます。こういったところをしっかりと肝に銘じながら、その時々フェーズによってどのように臨機応変に変えていくか、地域の声を真摯に受け止めて、しっかりお聞かせをいただきながら、繰り返し襲ってくるコロナの恐怖または対策、こういったものをしっかりと対応できるように考えさせていただきたいと思っております。

その一方で、やはり地域の方々の命を守るというのは、最低限私ども行政の責務でもございますので、状況によっては交付金がこれしか残っていないからということではなくて、一般財源からも必要であれば当然のごとく対応に使わせていただく状況にもなり得るだろうとも考えて、対応を縮小させないで、しっかり対応させていただきたいと考えてございます。（「分かりました、了解しました」の声あり）

○議長（伊藤博章） ありがとうございます。よろしいですね。

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明9日から14日までを常任委員会開催のため休会とし、15日、定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明9日から14日までを常任委員会開催のため休会とし、15日、定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月8日

塩竈市議会議長 伊藤博章

塩竈市議会議員 菅原善幸

塩竈市議会議員 浅野敏江

令和 2 年 12 月 15 日（火曜日）

塩竈市議会 12 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

令和2年12月15日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1ないし第2

出席議員(17名)

2番	西村勝男	議員	3番	阿部かほる	議員
4番	小野幸男	議員	5番	菅原善幸	議員
6番	浅野敏江	議員	7番	今野恭一	議員
8番	山本進	議員	9番	伊藤博章	議員
10番	香取嗣雄	議員	11番	志子田吉晃	議員
12番	鎌田礼二	議員	13番	伊勢由典	議員
14番	小高洋	議員	15番	辻畑めぐみ	議員
16番	曾我ミヨ	議員	17番	土見大介	議員
18番	志賀勝利	議員			

欠席議員(1名)

1番 阿部眞喜 議員

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
病院事業管理者	福原賢治	市民総務部長	小山浩幸
健康福祉部長	阿部徳和	産業環境部長	佐藤俊幸
建設部長			
兼市民総務部			
政策調整監	荒井敏明	市立病院事務部長	本多裕之

水道部長	大友伸一	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草野弘一
会計管理者 兼会計課長	川村淳	市民総務部 危機管理監	井上靖浩
市民総務部次長 兼財政課長	相澤和広	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	吉岡一浩
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之	建設部次長 兼定住促進課長	鈴木康則
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司	水道部次長 兼業務課長	小林正人
市民総務部 総務課長	鈴木康弘	市民総務部 政策課長	末永量太
市民総務部 税務課長	木皿重之	健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲	教育委員会 教育長	吉木修
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長 兼市民交流センター部長	本田幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥武
選挙管理委員会 事務局長	伊東英二	監査委員	福田文弘
監査事務局長	鈴木宏徳		

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午後1時 開議

○議長（伊藤博章） ただいまから12月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、1番阿部眞喜議員の1名であります。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

本日の議事日程は、「日程第2号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いをいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤博章） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7番今野恭一議員、8番山本 進議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（伊藤博章） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

3番阿部かほる議員。

○3番（阿部かほる）（登壇） 令和2年12月定例会、トップバッターとして一般質問をさせていただきます。オール塩竈の会、阿部かほるでございます。質問の機会をいただきました。同僚議員の皆様には心から感謝を申し上げます。

また、当局におかれましては、分かりやすいご答弁をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、第3波と呼ばれる感染拡大への対応、厳しい年の瀬を迎えております。事業者の皆様や市民の皆様への支援策、観光産業及びそれに関する産業へのダメージ対策、そして新たな生活様式への徹底などなど、コロナ禍の中、対応すべき課題が山積みであります。

これまで、市は、市民の暮らしを守り、地域経済を活性化させるために、国、県と連携しながら様々な施策を実施してきました。

そこでお尋ねいたします。本市の新型コロナウイルス感染症の流行状況についてお伺いいた

します。

2番目は、これまでに実施してきた地域経済対策、市民への支援施策の概要についてお伺いいたします。

その他、市立病院について、浦戸振興について、学校連絡デジタル化については、自席から質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 3番阿部かほる議員の一般質問にお答えを申し上げます。

コロナ禍の現況について、お答えをいたします。

お尋ねをいただきました市内における流行状況の概要についてでございますが、本市では、本年6月に初めての感染者が確認されて以来、これまで63名の方の感染が確認されております。この数値は、県内の市町村別に見ましても高い水準に位置しており、その要因としては、経済等の中心であり、人の往来が激しい仙台市を中心として、本市を含めました近接自治体へ伝播しているものと捉えているところでございます。

また、本市での月別の感染者数に目を向けますと、いわゆる第2波が到来をし、仙塩地区においても、飲食店でのクラスター等が発生いたしました9月に、全体の半数を占める30名の感染が確認され、次いで、第3波に入りました11月に14名、12月には12名の感染が確認されております。

年代別の感染状況につきましては、60代以上の高齢の方が25名で、全体の40%とやや高い割合を占めておりますが、各年代において、ほぼ偏りなく感染者が確認されており、家庭内と思われる同居家族間での感染が全体の半数を占めてございます。

なお、県の公表資料によりますと、感染が確認された63名の方々の現在の状況は、入院中が1名、療養中が3名で、その他の59名の方々は既に退院等の措置が取られているとのことでございます。現在もなお治療、療養されている皆様の一日も早い回復をお祈りするとともに、市民の皆さんには、感染された方への温かい思いやりと、引き続き手洗い、うがい、マスクの着用などの感染対策を徹底していただけますよう、お願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 私からは、コロナウイルス感染症対策として地域経済対策、あるいは市民への支援対策としてこういったことをやったのかという質問につきまして、概要につ

いてお答えをさせていただきたいと思えます。

本市におきましては、感染症対策の3つの柱といたしまして、今を暮らす人々への生活支援、未来を担う子供たちへの学習・生活支援、並びに地域経済を支える皆様への事業継続、経済回復を掲げまして、各種施策をパッケージ化して、その時々に応じた施策ということで実施をしております。

これまで取り組んでまいりました事業につきまして、まず、今を暮らす人々への生活支援パッケージの事業におきましては、独り親家庭や中学生以下のお子様がいらっしゃる家庭と、地元事業者の支援を目的としました「子育て家庭応援事業」や、県外で頑張っている「学生への応援パック」の発送、タクシー事業者にテイクアウト商品の配達業務を担っていただきまして、外出自粛を余儀なくされております市民の皆様への支援といたします「Let'sタク配事業」、そして、支援制度の情報や感染状況に伴う注意喚起を迅速に行うための「コロナ対策情報かわら版」の発行、独り暮らしのご高齢者に、地元産品を活用した応援品を提供しました「高齢者（独居）応援パック事業」など、様々な事業を実施し、市民生活の支援ということで行ってまいったところでございます。

次に、未来を担う子供たちへの学習・生活支援パッケージの事業といたしましては、妊産婦の方にタクシー助成券を交付させていただいております「妊産婦タクシー助成券交付事業」や、シルバー人材センターの皆様のご協力いただきながら、小中学校での集団感染の予防や衛生環境の向上を図るための「教室等の消毒・清掃作業」、外出自粛が続く中、少しでもストレスを和らげるために開催いたしました「心ほんわか塗り絵コンテスト」、あるいは赤ちゃんを守るための避難グッズを詰め合わせました「赤ちゃん安心パック」の発送など、その時々に応じて、子供たちに必要な支援を行ったところでございます。

3つ目として、地域経済を支える皆様への事業継続、経済回復パッケージの事業といたしましては、市内事業者への事業継続支援のための「しおがま事業継続支援金」の支給や、市民の皆様への生活支援と併せまして地域経済の活性化を図るための「10割増商品券」の発行、地酒と地場産品を組み合わせました「しおがま晩酌セット」の販売、新型コロナ禍の中で懸命に頑張っている外国人技能実習生の皆様への応援パックの発送、国のゴー・ツー・キャンペーンと連動いたしました本市の観光プロモーション事業であります「来てみ（観）て塩竈キャンペーン」の実施など、地域経済の回復を目指した状況の変化を見定めながら、多くの施策を実施させていただいてまいったところでございます。

現在、コロナ禍につきましては、第3波が到来していると言われておりまして、今後の局面がどのように変化していくかについて予想がつかない状況ではありますが、これまでと同様に、その時々に応じた対策を講じ、市民の皆様が安心して生活ができるよう、様々な工夫を重ねながら各種事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 3番阿部かほる議員。

○3番（阿部かほる） ご丁寧な説明をありがとうございました。

コロナ、コロナに始まってコロナで終わるこの1年でございますけれども、今現在、感染予防のための自粛がやっぱり自然に浸透して、皆さんの気持ちがやっぱり疲れてきたとおっしゃる方がちょっと出てきております。それに対しまして、市から様々な施策が出され、そして市民の皆様にも、本当に今回、私もうれしかったんですが、十何年議員をやっておりますけれども、市民の皆様から、お礼を言いたいんだけどどこに言えばいいかわからないからといって、ご連絡を随分いただきました。本当にありがとうございます。これだけの事業をこなすということは、職員の皆様も大変だったと思います。ただ、小さなことですが、市民の皆さんがとても感謝して、そしてうれしかったという、学生さんなんかも、県外に出ていて、お母さんにスマホで送られた物を写真で送ってくるとか、そうした親子の交流の本当に源にもなったという大変うれしいお話をたくさんいただいておりますので、これはもう本当に感謝の気持ちを表したいと思います。

これまでやられてきた経済対策ですけれども、実に素晴らしいものであったと思います。例えばプレミアム商品券。いろんなご意見はございました。しかし、その中で一番私が考えていたのは、議会に入りまして地域循環型経済とよく私は使っていたんですが、まさしくその元になるもの。結局、マリゲート塩釜なり仲卸市場なり、限定をしました。これは賛否両論がございました。

しかし、仲卸市場に行ってみますと、仲卸の方々は本当に感謝していました。こういう施策を取ってもらってありがたい。お客さんが来てくれるんです。もちろんです。1,000円の商品券で仲卸市場で買物をして帰る人はありません。つついいろいろな物を買って帰るわけですね。それから、マリゲート塩釜に行って500円の商品券でお食事。500円でできるのはありません。ラーメン1杯でもちょっと無理です。

そういったことで、地域経済の導線になるような、本当にそういった施策をやっていただい

て、これこそまさしく施策と言えるのではないかと評したいと思います。本当に感謝申し上げます。それぞれの事業者さんというかお店の方たちも、大変喜んでおりました。

今回、あした発売になるといいますけれども、プレミアム商品券ですけれども、ちょっとある方から言われて、私も気がつきました。飲食店を対象にすると食材を買ってもらえるんですと言われたんです。確かにそうです。生産者の方あるいは流通の方、いろんな方たちに影響を及ぼしていくという。1つのことが動くと、地域経済が回っていく。これはまさしく政策だったと思っております。

今後の予定としてはいかがなものか、ちょっとお知らせください。お願いいたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 先ほども一部ご答弁させていただきましたとおり、コロナ対策の交付金についての残額というものが一定程度出てきております。そういったものを活用しながら、さらに第3波、いろんな状況の変化が今も見られておりますので、そういったものについて、2月定例会の補正予算も含めて、いろいろ施策の展開ができないかと考えているところでございます。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。本当にこのコロナ禍の中で気持ちが沈んでいる。そんな中で応援メッセージというものが届いているかと思います。

ただ、高齢者の方も大変喜んでおりましたんですけれども、市民の皆さんの声からしますと、後期高齢者、75歳以上で2人暮らしのご家族の方たちは、私たちが頑張っているんですというお言葉を頂戴してしまいました。要望が上がっておりますので、もし応援できるのであれば、大変高齢化している中で支え合って生きている方たちにも、応援していますというメッセージが届けば大変うれしいと思います。財政問題もありますので、その辺を加味しながら、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、市立病院について。市立病院改革と現状、今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

新型コロナウイルスの院内感染への警戒から、患者の受診が落ち込んでいることが全国医療機関の経営に深刻な影響を与えております。また、影響は長期化する見通しを示していることも伝えられております。

市立病院の経営に関しては、これまでも議会で様々に議論されてきましたが、改めて、コロ

ナ禍の中、改革プランの取組により病院経営がどのように変化してきているのか。また、現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（伊藤博章） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 私から答弁させていただきます。

市立病院改革の現状と今後の見通し、その中で、新改革プランの取組により病院経営がどう変化してきたのかというご質問でございました。

議員もご承知のとおり、現改革プランでございしますが、平成28年に策定されて、今年が最終年度になるプランでございします。その中で、特にこの期間、重点的に取り組んできたものをちょっとご紹介いたしますが、まず、外来につきましては、とにかく新規の患者様を獲得するところに力を注いでまいりました。具体的には、新規の患者様の窓口になる総合診療室、ここを充実させてきたというところが1点目でございます。

また、もう1点目といたしましては、この地域の中にやっぱり不足している、必要とされている皮膚科というのが、今、少なくなっているんですけれども、皮膚科の常勤医を招聘させていただいたというところでございます。

これによりまして、外来につきましては、プラン策定当時の平成28年度と比べまして、令和元年度は約3%ほど外来患者が増加して、5万9,000人ほどになっているという点でございます。

また、入院でございますが、入院については皆様にもご紹介させていただいたとおり、やはり病棟再編というところが大きいものになります。特に、地域包括ケア病棟を拡充させていただきまして、この機能をより発揮するために、仙台近郊の大きな急性期病院との連携、あるいは地元の介護施設あるいは地域包括支援センター、そういったところと連携をさせていただいて、入院患者を確保させていただいております。

その結果、入院の診療単価が、平成28年度当時と比べて約12%ほど、令和元年度はアップをしているということで、経営安定の基盤をつくることができたのかなと考えております。

また、今後の見通しというところがありました。実は、本当は、来年度を初年度とする新しいプランというものは本来つくられるべき時期でございます。ただ、やはり今、コロナ禍ということもございまして、国では、感染症に対する対応というものをやはりちょっと一旦見直すということで、本来、このプランの基になる「新公立病院改革ガイドライン」というものがあるんですが、それがまだ示されていないという状況です。

私どもとしては、現プランをまず維持しながら、それにのっとってまず病院経営を進めてまいります。一部病棟再編でちょっとプランの内容が変わっておりますので、そこは院内目標を設定して対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。私も改革プラン、そして会議のときにはいつも傍聴させていただいております。何年か前は大変厳しい状況の中で、本当に管理者はじめ本当に努力してくださった。もう病院一体となって改革プランを進めてきてくださったことを実感しております。

それで、平成30年度に実施しました市立病院建設基礎調査事業、これを基にしまして、令和元年10月から、急性期病棟、これを2病棟から1病棟に集約し、地域包括ケア病棟を1病棟から2病棟に拡大したという、そういった大きな病床機能転換の効果というものが、入院、診療単価に大きく改善されてきたということが現実でしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（伊藤博章） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 今、議員まさにおっしゃるとおりでございます。ただ、これは、診療報酬を上げるといいますか、経営の安定化だけではなくて、やはり地域医療構想に基づいて、地域に必要な病床を確保するというのがまず第一の目的で、それに伴って収益も改善をさせていただいたという中身でございます。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。まさしく病院経営そのものが黒字になるというのは理想的なんですけれども、市立病院の場合は、やはり、私もいろいろ調べてみますと、公立病院というのは、民間病院ができない部分、つまりそれは不採算部門なんです、そういったことを引き受けてやっというところで、市立病院の役割というところでちょっと捉えてみたいと思います。

公立病院というのは、民間病院が立地困難な僻地における医療、塩竈市で言いますと、離島を抱えているということもあるかもしれません。それで、救急、小児、周産期、災害、精神などの不採算特殊部門に係る医療というものを公立病院は担っていかなければならないという、特別な役割を期待されているのと同時に、公立病院に対しては、地方公営企業法に基づく設置自治体繰り出しが認められていますということなんです、もちろん市立病院も、経営面での

財政の収支は重要でありますけれども、市立病院の役割という、経営面だけで捉えて民間病院と同一に論じてしまうのはいかがかと、私は思っております。公立病院の役割をしっかりと捉え、市民にとって大切な安全安心の部分を見落としてしまうのではないかと、私はいつも危惧してお話を伺っているんですが、この辺、お考えがありましたらお知らせください。

○議長（伊藤博章） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 議員おっしゃるとおり、やっぱり公立病院の本来のあるべきところは、不採算の部分を担当するところ、あるいは高度医療的な部分を担当していくというものだと思います。

ただ、やはり公立病院の役割というのは、実は地域によってやっぱり違うのではないかなと、ちょっと私どもは考えております。やはり地域で不足している、必要としている医療というものをいかに提供していくかというのも、公立病院の役割ではないかと考えます。

例えば、当院で言いますと、その一つは、やはり救急医療を含めた高度急性期。その中でも、特にやはり消化器系の医療は、かなり高いレベルの医療を提供させていただいております。ただ、やはり、今、医療がかなり高度化、細分化しておりますので、全ての医療というのは、やっぱりうちの病院ではできませんので、消化器系はしっかり確保しながら、ほかの疾病は他の病院にお任せし、あるいは連携しながら、市民の安全を守っていくという点が1点でございます。

あとは、もう一つは、やはり近隣より高齢化が塩竈市は進んでおります。それを踏まえた場合、やはり急性期医療を終えて自宅退院が困難な患者様、あるいは体調を崩すことが頻回に見られるような、例えば、軽症であっても入院が長期化するような患者様など、在宅療養を行っている患者様については、やはり先ほどの安心安全ではありませんが、しっかり市立病院で受け入れる必要があるだろうと考えています。

また、よく調べてみますと、人間ドックとか健診をやる医療機関というのが、実はこの地域でかなり不足しているということも、最近調べて分かってまいりましたので、安心安全を健康とか保健、こういった分野でもしっかり守っていくというのが役割かと考えております。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。

実は、市立病院の、これは余り耳にしていなないかと思うんですが、私はいろんな方とお会いしたときにお話を伺うんですが、市立病院のおかげで助かったという声がたくさん聞こえてくる

んです。どういう点なのかというと、普通の大きな病院に入院しまして、2か月で絶対的に退院してくださいという状況が出ており、そうすると、次の病院というのが紹介されるんですけども、どんどん仙台から離れて紹介されて、家族がとても通い切れない。そういう状態になったときに、どうしましょう。足元に市立病院があるでしょうということをお伝えするんですが、そういったことで受け入れてくださる地域の病院ということで、前は療養病棟もありましたけれども、本当にありがたいといって、助けていただいた市民の皆さんがたくさんいらっしゃいます。

私の親友でも、ちょっと大きな病気をいたしました。市立病院で一般病棟からさらに療養病棟に移りまして、実際には5か月間入院した方がいらっしゃるんですが、治療のためには市立病院から仙台の病院へということで伺ったんですけども、そこでやっと立ち上がった。私たちは、もう再起は無理だと思って見ていました。それが、本当に立ち上がってくださった。リハビリもしていただいた。そのときに、涙を本当にこぼして喜んでいらしたんですが、仙台の病院の先生が、5か月間診てくださった市立病院にお礼を言いなさいねとおっしゃったそうです、向こうの先生が。そういった地域にしかない最後のセーフティーネットといいますか、私たちが命の最後、本当にどこにも行き場がなくなるという状態、これは家族を持った人でないと分かりません。いろんな病院を2か月、2か月、回されて、そして最後に、受入れ先をどうしましょうということになって、そして市立病院にお世話になったと。そういったお声も聞いております。

今、地域包括ケア病棟になっているのかと思いますけれども、こういった公立病院でなければできない部分の私たちのセーフティーネットということをしかりと捉えないと、市立病院そのものの存在というものをもうちょっとPRしていただいて、私たちには大事な病院なんだということを知っていただきたいと思うんですが、その辺、お考えがあれば、聞かせてください。

○議長（伊藤博章） 福原病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） 応援ありがとうございます。

やはり、今、経営面だけを考えますと、高度急性期医療をやって経営を安定化させるというのが多くの病院の戦略だと思います。ただ、やはり、事務部長がお話ししましたけれども、その自治体病院の置かれている場所とか周囲の環境によって、期待される医療が大きく変わるんだろうと考えています。

この地域では、やはり議員がおっしゃられたように、急性期の治療が終わったんだけど、直接ご自宅に帰れない方、特にご高齢の方がたくさんおられます。この方を当院の地域包括ケア病棟、いわゆる回復期の医療をしっかりと担当させていただいて、60日間という制限はございますけれども、この間にご自宅に帰れるような準備をしていただく。あるいは、その後、在宅医療の提供、それから在宅リハビリなんかもやっておりますので、永続的な担当をしていくということが当院の役割ではないかと考えております。急性期の一時期の医療ではなくて、将来にわたった長い目で見た医療の提供、これを当院の役割と考えております。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。本当に、病院を2か月、2か月、回されて、最終的に市立病院にお世話になって助かりましたという患者さんのお声をたくさん聞いている私にしますと、やはり私たちがこの町に暮らしてよかったと思えるような最終的な部分。家族がそういうことになったらという考えに至らないと、なかなか病院の存在価値というのは、経営面だけで話をされてしまうと、なかなか難しい。

そういったことも含めて、今後の方向性ということでは、老朽化に伴ういろいろな対応をしなければならぬと思うんですけれども、まだ、どこまで進んでいますか、その辺は議論は。私は、何とか市立病院はなくさないでほしい。やはりしっかりと、改めて市立病院を建て直すという方向で私たちは見ていきたいと思っております。

そのためには、ではどういうことをしたらいいのかと言いますと、私たちの望みといたしましては、市立病院の方向性、3つの提言をしたいと思います。

今、市立病院は、医療機関として仙台の市立病院の研修生とか、東北医科薬科大学の実習生とか、いろいろ受け入れております。こういった病院の先生方の受入れというのもすごく大事だと思っております。

まず、1点目として、予防医学の推進。市立病院を市民の健康長寿の拠点として、まず中心に置くと。それで、医療介護の情報、市民生活の関わりについての情報発信、これはデータヘルスを生かして、官民産、それから医療、工学で研究、協力すること。これは私たちが視察に行っていましたけれども、大府市のウェルネスバレーというところで勉強してまいりました。あちらは規模が大きいですが、塩竈にも幾分かの知恵をいただけるのではないかと考えております。ただし、医療の知識や情報を発信して、病院が市民と健康長寿を目指すことができる。これはもう研究協力するという、こういった病院を単体で造るのではなくて、そこ

に様々な予防医学、あるいは大学から研修医を受け入れる。そして、大学の研究・研修センターの設置、誘致を行うことで研修医の受入れの強化、そして医師不足の解消にもなるかと思えます。

また、3つ目には、運動機能の回復と介護予防のために、リハビリセンターの増設。これは、一般市民も含めて誰でも利用できるように、運動機能の訓練指導を専門の指導員から受けながら、健康づくりの研究にもつなげられるような、そういった地域包括センターの受皿になることで、介護保険制度の地域支援事業の活用もできるかと思っています。

保健、予防です。予防医学、それは保健に関係します。病院を中心として、そして私たちの流れとしましては、最後になりますけれども、介護の分野、つまり医療と介護を連携する。こういった大きな一つの医療センターのような考えで建設を進めていければ、様々な国の予算も引き出せるのではないかと私も考えて、今、いろいろと調べているところであります。その辺について、お考えがあれば聞かせてください。

○議長（伊藤博章） 福原病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） 3つの提言、ありがとうございます。重く受け止めさせていただきたいと思えます。

ただ、目標が非常に大きいので、病院が単独でそれをできるのかということ、ちょっと違うのかなと感じております。最初の予防医学に関しては、やはり市のほうでいろいろな施策を打っていますので、市立病院としてはそこの連携が必須かなと考えています。特に、健康福祉部の長寿社会課あるいは健康推進課、こういうところと目標を一緒にしながら歩んでいくことが大事なのではないかと考えております。

それから、2点目の大学の研究・研修センターの設置ということでございますけれども、今、やはり近くの東北医科薬科大学の第1期の卒業生、これが2022年3月に卒業いたします。2年間の研修が終わった後、2024年から、この宮城県に30人が配属されるということになっております。ですので、この大学としっかりと連携を取りながら、当院で得意としている地域医療のことをしっかりと担当していただく。そして、共に歩んでいくということを考えておるところでございます。

それから、リハビリセンターの増設ということに関しては、これは自治体病院は、実は職員定数というのが決まっておりますので、どこかを重点化すると、どこかの人員を削らなくてはいけないということがありますので、病院はそのサポートをするような形のセンターづくり、こ

ういうものであれば、この地域に非常に役に立つし、望まれる医療機関ではないかなと考えているところです。

どうもありがとうございます。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。

もちろん病院は病院の機能で十二分に発揮していただくんですけども、病院単体で果たして運営を、これまでと同じようにいろいろ財政面を考えながらやっていく。大変厳しい状況にこれからなっていくだろうということを見越しますと、少なくとも、そういった予防医学の点とか、あるいは介護の部分とかをやはり一緒に、一体となって、一つの総合センターのような形で、もちろん病院がそれを全部担うものではなくて、やっぱり行政の側も全部入らないといけないと思いますけれども、やっていければ、市民の皆さんにとっても大きな医療センターになるんでしょうし、また、とても大事なことは、この二市三町、病院のない町もあるわけですから、ぜひ、これは広域のお話の上でも、協力しながら、ひとつ市立病院の方向性というものを決めていっていただければと思いますので、ぜひどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に参ります。

浦戸の振興について。浅海漁業について、お尋ねしたいと思います。

浦戸諸島の位置する海域は、太平洋の豊かな海の幸を私たちに与えてくれます。震災後、船を津波で失ったり、高齢化になり、島の浅海漁業の後継者は減っております。また、数量は少なくとも、四季折々で様々な漁が行われております。その漁がなかなか収入源につながらないという問題が、島の方からお話がありました。

そこで、私は2年ほど前から、どうやったらこの島の漁が収益の上がるものになるのかということで、仙台市場なども調べまして、いろいろ声をかけました。仙台の魚市場には、雑魚の部という部分があって、1匹から扱いますよということで、よろしかったらどうぞという話もいただいたんですけども、仙台というのは高値で買い取ってもらえるのではないかと考えましたけれども、その運送、運ぶ、あるいは人員の費用、そういったものを考えると、やっぱり大きな課題になってしまう。

そこで、仲卸市場に、今、廃業して随分減っております。その中に、浦戸のブースを確保してはどうなんだろうか。そして、市民の皆さんに、浦戸で揚がったおいしい近海物、季節によって様々です。シラウオだったり、カニだったり、本当に1年間、満遍なく漁をしております

ので、そういったものを販売できたらということで、皆さんの増収につながればということで、一つ、この仲卸市場にブースを置くということで販路を拡大したいということを思っていますが、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） お答えさせていただきます。浦戸地区で漁獲される魚の販路の確保策として、仲卸の空き盤台の活用はどうかというご質問でございました。

まず、浦戸地区は、刺網漁業などで様々な魚が漁獲される場所ですが、市場を通さずに生産者が直接販売する方式というので見ていくと、他県においては、こういった市場内の流通に適さない、サイズの問題とか数量の問題とかいろいろあると思いますが、そういった一般的に未利用魚とか低利用魚と呼ばれる魚をボックスセットとかにして、通信販売など、直接消費者の方に小売をして漁業者の収入につなげるという取組も模索されていると伺っております。

浦戸地区で行われます刺網漁業につきましても、こういった未利用魚というものも一定程度発生していると伺っているところでございまして、これらを活用する取組というのは、漁業者の所得向上を図る上では必要な取組になってくるのかなとは思っております。

一方、仲卸につきましても、ただいまご指摘いただきましたように、組合員の高齢化あるいは後継者の不在などによりまして、市場設立時には367あった店舗が、現在93店舗まで減少しているということで、空き盤台も目立ってきているという状況でございます。

この空き盤台の活用方法は、仲卸市場においても懸案事項ということになっておりますので、この両者のいわゆるマッチングということになるかと思いますが、課題、共通できる場所があるかもしれませんので、仲卸連合会をはじめとしまして、関係する方々との意見交換、議論を進めてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。消費者にとっても、浦戸の漁で取れた生きのいい物が私たちの手に渡るということは、すごくうれしいことですし、仲卸市場の一つの目玉になるかもしれませんので、ぜひその辺、進めていただければと思います。

その次ですけれども、干潟についてお伝えしたいと思います。

まず、松島湾の7か所で、国、県、国の100%の予算で、震災後、干潟が造成されました。

そのうち2か所が浦戸の干潟であります。3年間手をつけないでくださいと言われたということだったんですが、いや、そのままではアサリは住みつきませんということで、島の方たちとお話をし、カキ殻をまづまいてもらい、そして野々島から稚貝をじょれんで取ってまいてもらう。そしてまた、エイの駆除ということで石を置いていただいて、おかげさまで今年は、たくさんのアサリがその石の下に生息しているということが分かりまして連絡が来ました。来春が楽しみですということで、大変喜んでおります。

浦戸は、震災によって地盤沈下しまして、砂の流出によって浅瀬がなくなってしまいました。しかし、その干潟の拡大ということで、これから先、造成された2か所のみならず、干潟を拡大していくことが産業につながっていくのではないかと考えておりますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 浦戸の干潟造成についてのご質問でございました。

ただいま、議員からご紹介いただきましたように、震災後の県による干潟の造成、ご紹介いただいたとおりでございます。

出荷量につきましても、令和元年度の出荷額、これは平成30年度の1.4倍というところまで回復してきたということで、やはり私どもも、今後の増加というのが期待されると感じているところでございます。

本市でも、平成24年度から、塩釜市浅海漁業振興協議会が取り組む干潟の維持管理、アサリ稚貝の放流事業に対して補助金を出ささせていただきまして事業の支援を行っておるところでございますが、今後も、養殖業者の所得増加につながるように、引き続き支援を行ってまいります。

また、干潟の部分につきましては、宮城県が復旧事業として取り組む干潟造成工事につきましては、今年度で一応全ての事業が完成するというところでございますので、来年度の新たな造成工事の予定はないと伺っております。ただ、この干潟造成のさらなる拡大につきましては、国・県漁業関係者との協議が必要となりますので、地元漁協等のニーズを踏まえまして、また関係機関とのご相談をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。

今、国は養殖漁業ということにすごく力を入れてきておりますので、今後、私もいろいろ調

べてみたいと思いますけれども、チャンスがあれば、とても市から財政出すのは大変なことでございます、大きな事業ですから。ぜひ、これをまた起点に産業を興していただければと思っております。

それでは、その次に、朴島・石浜災害時避難所の整備。

朴島では、小さな神社がございます。そこが避難所として指定されておりますけれども、階段の勾配が非常にきつくて上るのが大変。それから、神社自体も小さいものですから、避難所としてはふさわしくないということで地元の方たちからは前々からお話がありまして、ちょうど何年前になりますか、まだ震災復興の途中でございましたけれども、私もお相談を受けて、いろいろと協議しました。津波が行かなかった、ちょうど神社の上り口の手前なんですけれども、菜の花畑に上るところだったんですが、2階建てのおうちが残ってまして、その方が家を市に提供しますと。使ってください、どうぞということで、そこを避難所にしたらどうかと、朴島の方からお話があつて、当局にもご相談申し上げたんですが、まずは、水回りとかのリフォームを少しはしなければならなかったんです。そういったことで、なかなか困難で、そのまま放置されてしまったという事情があるんですけれども、この朴島の避難所、つまり公営住宅なんかもみんな海岸線にありまして、やはりもっと多くの、2階建てであれば防げるのではないかとこの島の人たちの考えもございます。これは決定していただかないとなかなか不安で、生活していくのに大変だというお声が聞こえております。その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 朴島の避難所ということでご質問をいただきました。

以前、阿部議員から、確かに朴島について、神明社の境内まではなかなか上るのは大変だということで、その手前にある空き家の活用ができないかというお話をいただいていたということ、私自身も記憶させていただいております。

ただ、その空き家については、所有者からの提供という話はございますけれども、様々な借り上げ条件ですとか、譲渡ですとか、借り上げ希望とか、個別の条件等々もありますので、地域の皆様との協議を踏まえて検討していかなければならないとは思っておりますけれども、また別な手だてがないかということも並行して考えておるようなところでございますので、その辺も含めていろいろご協議させていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） 私が記憶しておりますのは、その家は無償で提供しますということでし

た。役に立つのであればということがありました。ただ、今は、大分老朽化してというか、傷んで、使えるかなという懸念があります。そういったことで、朴島の件につきましては、もっと別な、同じ場所にまた2階家で空き家になっているところもありますので、もっと検討の部分があるのかと思いますので、早急にその辺は進めていただければと思います。お願いをしておきます。

もう一つは石浜なんですけれども、石浜の避難所の土地はもう確保されております。市できちんと確保して下さったようですが、それ以後の話がほとんど進んでいないんです。私もいろんな補助金とかの、歳末助け合いあるいはくじ、ああいうもので、何か補助金がもらえるものがあればということでお話ししたんですが、島の方たちは本当に高齢化してしまっていて、なかなかその手続きができないんです。そういったことで停滞している部分もありますので、この辺はどうぞ市で何とか助けていただいて、集会所あるいは避難所として建てられるものかどうか、ちょっと力を貸していただければと思うんですけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） コミュニティーセンター助成金という制度がございますので、そういったご要望があれば、お手伝いはさせていただきたいと思っております。ただ、その助成金については、最近宝くじの売上げがなかなか芳しくないということで、そもそもの資金がなかなか回ってこないというような状況も一方ではあるようでございまして、市内のいろいろな集会所で、今、手を挙げていただいているので、なかなか順番待ち的な中身もあるということになっておるところでございます。

一方で、先ほどの朴島も石浜も、いわゆる避難所というものは、先ほど朴島については神明社の境内、石浜については、先ほどご紹介いただいた避難所としての土地というのは、集会所の上の階段を上ったところにあります。そちらが避難所ということで、そこは一時避難所ですので、滞在ということは基本的には考えていないところではあります。ただ、我々が今、組立て考えておりますのが、令和3年度中になるかと思いますが、宮城県で、津波浸水の想定区域というのを改めて公表いただくという折に、実は、両方とも消防器具置場がいまだにまだ浸水区域にあるので、それをいずれ建て替えという機会が出てくるんだろうと。それを、県の津波の浸水想定区域が分かった段階で改めて計画しますので、そういった折に、器具置場と、そういった一時避難的な部分ができないかということ、今、指示をいただいて、ちょっと検討、組立てをしていかなければならないと考えておるところでございました。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、学校連絡デジタル化について。デジタル化の現状と今後について。

文部科学省が、10月、学校現場において、保護者との連絡のデジタル化を求める通知を、都道府県や全国の教育委員会に出しております。これは、子供を介しての連絡は、密やトラブルが起きやすいことから、学校現場と保護者のやり取りをスムーズにして双方の負担の軽減を図る狙いがありますけれども、現在、学校の連絡状況、デジタル化の現状はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（伊藤博章） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩） 学校連絡のデジタル化の現状についてお答えいたします。

現在、学校・保護者間の連絡につきましては、基本的には文書で行っております。台風などによる休校の連絡や、運動会などの中止、延期など、緊急性が求められる連絡の場合などには、メール配信システムを活用した保護者へのメール一斉送信により、迅速な情報提供を行っております。

また、当該システムにはアンケート機能がありますので、各学校での保護者アンケートなどでも活用しております。今回の新型コロナウイルス感染症に係る休校の際には、児童生徒の健康状態の把握にも活用いたしております。

以上です。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。大分活用してくださっているということで、よかったと思います。

また、このデジタル化に際して、連絡の誤送信あるいは情報漏洩に対する懸念、なりすましの問題などといったことも出ており、危惧しておりますけれども、そういったことは、塩竈市においては、今まではどうだったのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩） 学校連絡のデジタル化に係るセキュリティーについてお答えいたします。

メール配信システムにつきましては、個人情報保護の観点から、登録者のメールアドレスの

管理はシステム事業者が行い、学校では閲覧できない仕様となっております。また、このシステム事業者につきましては、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者が認定を受けるプライバシーマークを取得しております、メールアドレスの漏えいによるなりすましメールの防止を含め、セキュリティは保証されていると認識しております。

以上です。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございます。そうすると、危機管理というのは十分に行えるということによろしいんですね。

それでは、もう一つなんですけれども、今後ですけれども、学校の連絡だけではなくて、成績とか出席管理などの校務全体のデジタル化を併せて進めることで、学校現場の負担軽減になるということなんです、その辺はどのようにお考えになっているのか、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤博章） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩） 成績ですとか出席管理につきましては、学校連絡のデジタル化の整備だけでなく、学校現場での校務支援ソフトの導入、整備も必要となっております。ですから、可能なところから工夫して、段階を経てデジタル化をできるだけ早く普及してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博章） 阿部議員。

○3番（阿部かほる） ありがとうございました。これからいよいよこういった新しい機器や、あるいは方策に挑戦しなければならない時流が来ているかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤博章） 以上で、阿部かほる議員の一般質問は終了いたしました。

換気のために、暫時休憩いたします。

再開は14時ちょうどいたします。

午後1時52分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（伊藤博章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男）（登壇） 令和2年12月定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます小野幸男でございます。

私の質問は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行に備えた相談・検査体制について、市民サービスの向上として、行政手続のデジタル化の推進についてと、行政手続における押印廃止の取組についての2点、特殊詐欺対策として、通話録音装置の設置についての、大綱3点についてお伺いをいたします。

佐藤光樹市長をはじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行に備えた相談・検査体制についてお聞きいたします。

本市では、6月22日に最初の感染者が発生し、今日まで63人の新型コロナウイルス感染者の方が確認されております。これからの季節は、季節性インフルエンザの流行期となり、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されています。

厚生労働省では、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、発熱症状のある患者の方が受診する際の変更を示されました。

これを踏まえ、宮城県においては、これまで健康相談窓口コールセンターを主要な窓口としてきましたけれども、11月5日より新しい体制でスタートし、発熱患者は、まずかかりつけ医に直接電話で相談し、相談先が新型コロナウイルスに対応していれば、そのまま受診し、診察や検査を受けられますが、対応ができない場合には、発熱患者の診察や検査ができる医療機関を紹介してもらうとしています。また、かかりつけ医がなく、どこに問い合わせたらよいか分からない方は、宮城県受診相談センターが応じるとしています。そこで、宮城県受診相談センターが、かかりつけ医がない場合や、相談する医療機関に迷う市民の相談窓口となりますが、市の窓口を頼る方もいると考えることから、本市においても、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ流行期に備え、発熱患者の方など、相談先、受診先に迷うことのないよう、相談窓口コールセンターを開設するべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることは現在の医学的知

見から困難であり、多数の患者の方に対しては、地域において適切に相談、診療、検査を提供する体制整備を行うことが必要であると認識しております。

このことから、宮城県においては、かかりつけ医を中心とした検査、診療体制を整えられたと伺っておりますが、塩釜地区二市三町圏域ではどれくらいの診療機関が抗原定量検査やPCR検査に対応しているのか、お伺いをいたします。

以降の質問は自席から質問いたしますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 4番小野幸男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についてでございます。

まず初めに、新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行に備えた相談・検査体制について、本市におきましても相談窓口を開設すべきとのご提案でございました。

現在、宮城県におきましては、国の方針等を踏まえ、発熱患者などはかかりつけ医または受診相談センターに電話相談することで体制整備され、県民の皆様にもご公表されております。また、市でも、このことについては、広報やホームページ、コロナ対策情報の新聞折り込みなどにより、広く市民の皆様にも周知させていただいております。県が発熱患者等の診療・検査を行う診療・検査医療機関を指定し、そのリストは医療機関及び受診相談センター、医師会等で共有をされ、患者の集中を避けるため、非公表の扱いとなっております。

市独自のコールセンターを設置することは、スムーズな相談、受診の妨げとなる可能性があるため、市民からのお問合せに対しましては、県の体制に基づいたご案内を行うこととしておるところでございます。

続きまして、塩釜地区二市三町圏域ではどれくらいの診療機関が抗原定量検査やPCR検査に対応しているのかについてでございますが、11月26日時点で26の医療機関で、診療・検査を実施しておりますが、検査内容や医療機関名については公表されておられません。

私からは以上でございます。

○議長（伊藤博章） 4番小野幸男議員。

○4番（小野幸男） ありがとうございます。それで、市にも相談体制ということでお聞きをいたしました。

新しい体制でスタートしておりまして、その中で一番肝要と思っているのが、市民の方が真っ先に電話で相談するかかりつけ医など、各地域の病院や診療所ということで、そういったか

かりつけ医の負担というのは大きくなると私も思っておりますが、こういった新体制がやっぱりスムーズに、発熱とか、いろいろPCR検査も、新しい流れに沿ってスムーズにいかればいいんですけども、やっぱりこれが拡大、集中していきますと、宮城県でも4月、5月、6月と感染者の方が発生をしてきて、塩竈市内の方も、発熱等が現れるとやっぱり心配で、電話等をいろんなところにするわけですけども、そういったとき、以前、新体制の前ですけども、電話したけれども相談さえ受け付けられなかったとか、保健所に電話してくれとか、いろんなそんな問題とかそんなクレームも起きていて、いろいろな苦情を私も聞いていたわけですけども、そういったことのないよう、しっかり新体制のところの周知をきちっとしていただいて、この新しい流れに沿った発熱者の方が電話等でそういった相談等の流れをしっかり理解していただくように、きちっとそういったところをしていただきたいと思います。相談・検査体制の治療や流れを本当に理解できれば、発熱時の不安解消とか、患者の方の立場や困っている方の立場に立った、不安の中であって、本当に適切な行動を取れるようになるということです。そういったところを、ホームページ等もありましたけれども、コロナウイルス感染症情報の8号でも周知はしておるとは思いますけれども、ホームページを見ても何かさほど流れが、前の流れは書かれていましたけれども、消えて、その後、ちょっと余り見受けられないという点も感じておりましたけれども、そういったところをしっかりといただければと思います。長期化するコロナ対策の中で、こういった各種相談というのは重要であると思いますので、この点よろしくお願いをしたいと思います。

また、発熱患者を受け入れて新型コロナウイルス感染症の診療や検査ができる診療・検査医療機関。県で言えば、今で言うと492施設ぐらいが指定されておまして、県内1,800ぐらいのそういった病院、診療所がある中で、27%ぐらいのところ指定をされていると聞いております。それで、塩釜二市三町区域では、26の医療機関がそういったところになっているということでした。

それで、ここで1番、塩竈市の市立病院ということですけども、市立病院ではこういったところの対応はされているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 当院の対応といたしましては、当然熱がある患者様については、事前にご連絡をいただいた上でこれまでも受入れをして、前にもお話をしていましたが除外診断という形で検査をさせていただいております。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。発熱患者を、直接行く方もいるとは思いますが、そういった際の発熱患者の受入れ体制とか、動線の確保などの状況、また、例年の傾向を踏まえ、1月上旬から季節性インフルエンザの流行のピークとなりまして、発熱患者等の増加が想定されてくると思います。そういった部分、年末年始に向けては十分な体制の確保ということで、そういったところが市立病院ではどのようになっているのかだけ確認をさせてください。

○議長（伊藤博章） 福原病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） この新型コロナの検査、それから治療をどこで行うのかということは、非常に今、問題になっております。その理由は、この新型コロナウイルス感染症が感染症の二類相当ということになっているからです。この二類相当の感染症の検査は、国が全額費用負担する行政検査ということになっておりまして、全ての医療機関で行われるわけではないということになっています。

この地域におきましては、宮城県塩釜医師会が県と集合契約をいたしまして、検査を担当する医療機関を募ったというのが現状でございます。そこで26医療機関が上がってきたということになります。

もう一つは、その治療に関しては、もっと強い縛りがありまして、基本的には、この感染の検査で陽性が出ますと、感染症指定医療機関への入院で対応するというのが大原則です。これは宮城県内に7病院があつて、これは公表されておりますけれども、実は29床しかベッドがありません。ということで、今のこの感染拡大に対応できるような病床がないということになっています。そこで、協力医療機関というのが今は県内で13ありまして、合計で20の病院がこの新型コロナウイルスの治療に対応する病院ということになっております。確保されているベッドも、日々変化するんですけども、現時点では、昨日の段階では168床だと思います。その中で、今、半数以上、50%を超える病床占有率になっておりまして、非常に医療が逼迫しているという状況になっております。

以上です。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） ありがとうございます。診療と検査医療機関の一覧は、検査希望者の殺到とか風評被害の懸念から、現時点ではホームページ等で公表せずに医療機関とか医師会等での

情報の共有にとどめているということは、私どもも聞いておまして、他県では公表している例もあるわけですが、宮城県としては、そこまでまだ至っていないということでありませぬ。

新体制になりまして、地域における発熱外来検査センターの設置についてなんですけれども、ほかの地域では設置されているところがあるんですが、こういった体制は取っておりますけれども、それでもう拡大というか、状況が変化して、そういった体制が不十分になってきたという場合に、他の圏域で見られているような、こういった地域外来とか検査センターなどの対応、一本化というかそういったところは考えられるのかどうか。その点、お聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） ほかの地域における発熱外来や検査センターの設置について、他地域で見受けられるということもご質問ございましたけれども、市といたしましては、現在、26医療機関が診療・検査医療機関ということで、この圏域にはきちんと設定されておまして、新型コロナウイルス感染が拡大している状況から、結局そのセンターを設置することは、医療機関の方々にさらなる検査体制の拡充であるとか、負担をお願いするということになるかと思っております。

そういうことから、この地域では十分、数的には確保されておまして、さらなる拡充というのは難しいと考えておまして、設置に当たっては、県や医師会、圏域での検討が必要でございますが、現在ではその意向というものは感じておりませぬ。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。ありがとうございます。

それでは次ですけれども、新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発が進んでおまして、一定程度の効果が見られると私も聞いております。国においても、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制を整える、接種の実施主体を市町村とした上で費用は国が負担することなどを盛り込んだ改正予防接種法が、12月2日に成立いたしました。必要なワクチン確保とともに、予防接種が円滑に実施できる体制整備を行っているとお聞いておりますけれども、このことから、現在の国、県の対応状況についてお伺いいたします。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 今、議員おっしゃられたように、12月2日に改正予防接種法が成

立をいたしました。新型コロナウイルスワクチンの接種の体制といたしましては、市の役割としては、医療機関との委託契約、それから接種費用の支払い、それから住民への接種勧奨、それから対象者に対する個別通知。そういったものが市の責務となってきました。それらを踏まえて、12月18日に、県で市町村向けに細かな説明会などが今予定されておるところでございます。

現在のところ、お話しできるというのはこういった程度でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。12月18日に県で説明会が行われるということですがけれども、次も分かる範囲でいいんですけれども、国、県と連動した市町村の今後の対応とスケジュールなんかの情報があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 国から示されておりますスキームといたしましては、きちんと遅滞なく予防接種ができる体制をつくるということで、まず自治体においては電算改修をきちんとそれに見合う形で予定しなさいということを指示されておりますので、それに関して関連予算を2月議会に上程させていただきたいと思っております。

あと、何回接種しなければならないのかとか、対象者をどの世代、どの年齢層にするのかとか、あと、薬事承認を得てからいろいろ整理しなければならない予診票の項目などもございますので、そういったことに遅滞なく取り組んでいきたいと思っております。

それから、市民からの様々な相談ですが、市町村は一般的な相談を受け付けなさいということになっておりまして、例えば、予防接種後の健康被害であるとかそういったものについては、専門的な相談は県で体制をつくりなさいと。そういった役割分担の上で、今、ご指示いただいているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。今年はインフルエンザの報告等も低水準ということで聞いておりますけれども、こればかりはどうなるか分からないところございまして、感染症対策におきましては最悪の事態を想定しながら、万全の体制と備えをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問ですけれども、市民サービスの向上についてということで、行政手続のデジタル化の推進についてお伺いをいたします。

コロナ禍の影響で、行政手続のデジタル化をしてオンライン化の必要性が増大しております。国の重点政策の一つになっているのが、行政のデジタル化を推し進めること、本格的なDX、デジタルトランスフォーメーションの転換ということでございます。

行政のデジタル化の遅れというの也被われておまして、一律10万円の特別給付金をはじめ、各種の給付金の申請や支給をめぐる混乱が生じた、こういったことは記憶に新しいと思います。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均でも僅か7%と聞いておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として様々なサービスが非接触で行われなければならない状況でもございます。行政手続をオンラインで行うことは、一層求められているところでございます。

本市においても、国の動きに合わせ、行政手続のオンライン化の推進と、今後、DX、デジタルトランスフォーメーションに取り組むことといたしましても、大事なことは、今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきだと考えております。

そこで、本市のデジタル化の現状と今後の各種申請手続のオンライン化について、どのように取り組まれるのか、この辺、お聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ただいま小野議員から、行政手続のデジタル化について、本市のデジタル化の現状と、これからどのように取り組むのかということでご質問を頂戴いたしました。

塩竈市では、もちろん内部情報系、住民情報系ということで、今、既にいろいろな情報化は進んでおりますけれども、ただいまご質問をいただいたのは、行政の申請に係る手続のデジタル化ということかと思っておりますので、その辺に絞ってお話しさせていただきたいと思っております。

そういったデジタル化の部分の現状でございますけれども、現時点におきましては、宮城県で運営していただいております「みやぎ電子申請サービス」というサービスがございまして、これは市民の皆様が各種申請手続を行うことができる環境を整えている中身でございますけれども、これは、自宅ですとか職場等の身近な場所からインターネットを通じて行政手続ができるサービスということでございます。具体的には、住民票の写しの交付申請ですとか、ふるさと納税の申込み、あるいはペットの犬の登録申請、あるいは健康教室の参加申込みなど24項目

が手続としてできるようになってございます。

しかしながら、本市におけますみやぎ電子申請サービスの利用件数につきましては、実は年間10件程度となって、非常に少ない状況になっておるところでございます。

今後の各種手続のオンライン化についてどのように取り組むのかについてのご質問でございますけれども、まずは、このみやぎ電子申請サービスについて、例えば住民票でいいますと、申請については電子申請ということでパソコン等でその受付はできるわけですが、実際は手数料が発生するので、手数料を納付いただきながらお越しいただいて交付になるということがあって、なかなか一気通貫の利便性が整っていないような部分もございます。

ただ、一方では、例えば市長への意見ですとか、あるいは愛称募集を公募するとか、そういった部分については十分使えるシステムだと思いますので、そういったことを職員自体もまだまだ分かっていない職員もいるのかということ、改めてちょっと我々としても感じたところがございますので、職員にも周知をし、市民の皆様にも周知をさせていただいて、そういった手続のオンライン化ということの促進については進めていきたいと考えております。

また、スマートフォンアプリを使って母子健康手帳の機能ですとか、予防接種のスケジュール管理機能等を備えました子育て支援アプリの導入というのは、今進めておるところでございますし、市税のキャッシュレス決済、何とかペイとかというのをを使って納めていただくもの、あるいは歩数に応じたポイントを付与するしおがま健幸ポイント事業という部分も、市民に直結する部分でのデジタル化を進めているところがございますので、こういったことで進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。みやぎ電子申請サービスを利用しているというお話でしたけれども、国では、ここ一、二年で、もう行政手続の申請を100%そのようにしていくんだという、そういうことも打ち出しているところでもありますので、この辺しっかりとやっていただきたいと思っているところがございます。このオンライン化を進めることで、市民の方は市役所に来ることなく手続をできることをはじめとして、同じ情報を何度も出さなくても済むという、そういった一度で済むんだというメリットがございます。ほかの課に行くと、また同じものを書かされる。また次に行くと、また同じものを書かされる。そういったこともなくなるわけですので、しっかり進めていただきたいと思っております。

そこで、そういった中で、今からでもすぐ実現可能なオンライン化として、国が運営をして

いるもので、マイナンバーを活用しました「マイナポータル・ぴったりサービス」というものがありまして、これをフル活用できないのかなということでは思っております。このぴったりサービスは、各自治体の手続検索、内容確認と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育て関連では児童手当の受給資格の確定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出など、幅広い行政手続をパソコンやスマートフォンから申請できることになっています。

本市におきましては、このマイナポータル・ぴったりサービスにあるメニューの中で、何と何を既に活用しているのか。また、今後の活用方針についてお聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） マイナンバーカードを使ったマイナポータル・ぴったりサービスというものの本市の活用状況についてご質問をいただきました。

子育てワンストップサービスの分野におきましては、本市では、児童手当や保育、独り親家庭や母子保健に関する15項目の手続について活用してございます。そのうち、児童手当や保育におけます支給認定申請など11項目については、申請様式の印刷のみの取扱いとしており、児童扶養手当の現況届など、残る4つの項目につきましては、申請手続の閲覧のみの利用とさせていただいているところでございます。

このような限定した取扱いとしている理由でございますけれども、申請の際に別途添付資料が必要になることと、あるいは児童扶養手当については、厚生労働省通知に基づいて直接対面での手続を求められているほか、妊娠の届出については、届出受理と併せて母子健康手帳の交付と、あるいは妊婦健診助成票の申請交付、さらには、保健師、助産婦による妊婦さんとの対面での面接相談、こういったことを行うことで適切な保健指導を行うということがありまして、限定的な取扱いとさせていただいているようなところでございます。

また、今、罹災証明書の発行申請というのは被災者支援のワンストップサービスでございますけれども、これについては、まだ塩竈市では現在対応していないところでございます。

今後の活用方法でございますけれども、子育てワンストップサービスにつきましては、別途用意しなければならない資料ということで、先ほどお話ししましたが、そういったものの電子添付が可能かどうかの確認と、あるいは適切な保健指導を行うための面接指導の面接相談の在り方、利用者の利便性などを検証しながら、今後の活用について検討していきたいと思っております。

また、まだ未活用になっております被災者支援ワンストップサービスですとか、あとは介護関係のワンストップサービスがございますが、こういったことについても、利用実績のある自治体等にいろいろ教えていただきながら、活用について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。ありがとうございます。

私もびったりサービス、塩竈市でどのようになっているのかということで、ネットを使ってやってみた、15項目、子育て支援の部分で申請書の印刷とかそういったところはやっていたんですが、画面を見ますと、何か申請まで15項目全てになっていなかったの、まだ利用に対しての準備が整っていないんだろという感覚でございましたが、今の答弁を聞きますと、そのうち4項目は申請までできる対応になっているということでしたので、幾らか活用されているんだなということでした。このびったりサービスは、児童手当とか保育、独り親、母子保健など子育てのワンストップサービスの電子申請対応状況を見ますと、この辺はほとんどの自治体で活用されていて、全体の75.3%ぐらい活用しておりますが、介護ワンストップサービスとか、あとは被災者支援ワンストップサービス、この辺は1桁台の数字になっていて、これからなんだろうと思っております。

それで、新潟県三条市とかは、国で提示しているこの15項目以外に、市独自で様々な手続きできるように増やしております、15項目以外に23項目以上も増やされているという、そういった取組もございまして、これは国が指定している15項目以外にも、所定の手続きを踏むことで、手続きの検索やオンライン申請が可能となってくるということでございますので、この辺もちょっと研究というか調べていただきながら、このびったりサービスは後から特別取り付ける物もないし、すぐできる体制と聞いておりますので、その辺研究をして、この辺もフル活用できるような、そういったことをやっていただきたいと思っております。

先ほども言いましたが、国は2021年、予算編成の指針で、2022年末までに行政サービスを100%デジタル化するとしております。ここで重要になってきているのが、マイナンバーの普及なんですけれども、塩竈市におきましても、日によっては100人ぐらいの方が集中して来られて混雑していると聞いているわけなんですけれども、この辺の現状とこのマイナンバーの普及について、今後の取組はどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 本市におけるマイナンバーカードの所持率でございますけれども、12月6日現在で23.84%となっております。国では、ちょっと前ですけれども、11月1日で21.8%ということでございますので、多少国よりは上回っている状況ではございます。

マイナンバーカードの普及、所持率を高めるための方法あるいはそのメリットの周知についてでございますけれども、現在市民安全課においては、来庁された方でマイナンバーカードをお持ちでない方に対しては、マイナンバーカードの制度の詳細ですとか、全国のコンビニエンスストア等で、夜間も含めて証明書が、土日祝日に交付できますということの説明をさせていただいております。

また、本年9月から、マイナンバーカード所持者にマイナポイントということで最大5,000円が付与されるので、そういったことについて、キャッシュレス決済サービスで買物をすると付与されるということで、申込期限が来年3月までですということもお話しさせていただいているようなところでございます。

こうした国の取組についても、マイナンバーカードの交付や更新のために来庁された方に対してメリットを説明させていただいた上で、積極的に予約申込みの支援を実施させていただいております。先ほどご紹介いただいたように、毎月第2日曜日の9時から1時まで開けさせていただいております。そういったときに、やはり最近では100人を超える方が交付申請ということでお見えになっているという状況もございます。引き続き交付率増加に対する取組というものを続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。マイナポイントの付与の実施に伴い、そういった関係もあるだろうと思っておりますけれども、この、今も日曜日の対応ということでお話ありましたけれども、日曜日の対応というのが月1回なんですよね。今、更新の時期にもなっております。仕事等している方は、なかなかその月1回の日曜日というのも難しいということで、そして、QRコードでも申請できる場所もあるんですが、塩竈市も、私もできると自信を持って言ったらできなかったわけですが、そういったところもなっていないものですから、この日曜日の対応について、もう少し考える時期にも来ているのではないかと思うんですが、増やすことは考えていないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（伊藤博章） 小林市民安全課長。

○市民総務部市民安全課長（小林史人） マイナンバーカードの日曜日の対応でございますけれども、今年4月から第2日曜日ということで開けさせていただいております。その中で、9時から1時までということですが、確かに、当初の頃は70件程度だったんですが、今は直近で130件近くの方が9時から1時までの間にいらっしゃるということで、ちょっと窓口も混雑しているという現状ではございます。

そういったことも踏まえまして、今後、ちょっと日曜日あるいは夜間等、どういった形にした方がいいのかということ、他市の状況も確認させていただきながら、まず検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。何か困っている人が多いみたいですので、この辺、ちょっと考えてみていただきたいと思っております。

また、来年からはマイナンバーカードが健康保険証としても活用開始予定ということになっておりますけれども、本市の対応等はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 来年3月から健康保険証としてマイナンバーカードの活用が開始されることへの本市での対応についてでございますが、塩竈市が保険証を所管しておりますのは、後期高齢者医療保険と国民健康保険でございます。昨年度から2か年にわたり、国民健康保険に係るシステム改修をしております。後期高齢者医療制度については今年8月1日に、国民健康保険制度については今年10月に、それぞれ通知文書によりまして、来年3月からマイナンバーカードが保険証として利用できる旨のご案内を差し上げております。

また、制度促進として、市民安全課の窓口を設置しております登録申請手続のための専用のパソコン1台に加え、保険年金課の窓口にも増設をさせていただいております。そして、おいでいただいた方には、職員が画面操作等のサポートなどをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。ありがとうございます。マイナンバーカードも、今まで2割にも満たないところだったんですが、23.84%ということのお話もありましたので、このオ

ンライン化などを進めるに当たって、制度だったりメリットだったり、そういったものの周知にしっかり力を入れていただきながら、こういったオンライン化などもしっかり進めていただきたいとお願いをいたしまして、次に行かせていただきます。

次は、行政手続における押印廃止の取組ということですが、行政手続のオンライン化に取り組む中で、新型コロナウイルス感染症防止のためにテレワーク環境の整備なども拡大している。こういったところも踏まえまして、行政手続の押印見直しが求められてきております。行政手続の押印廃止を強力に推進する行政改革担当大臣の会見では、約1万5,000の行政手続のうち、99.247%の手続で押印廃止できると言われました。さらに、政府与党は、確定申告など税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしてきております。

そこで、国において行政改革担当大臣が推し進めている押印廃止について、言われている約99%の中央省庁の行政手続の文書押印が実際に廃止されたときに、本市の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのか。こういった点を判断して、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えておりますけれども、本市の取組状況についてお伺いをいたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 押印廃止に向けた本市の取組状況ということで、ご質問をいただきました。

国におきましては、ただいま小野議員からもご紹介いただきましたように、行政改革担当大臣が、10月6日の閣議後の記者会見において、行政手続における押印廃止を地方自治体でも推進する考えを示し、他自治体の先進事例を参考にしたマニュアルというものを配布するということを述べたところでございます。

このようなところ、早速でございますが、市長からの指示もありまして、国、地方自治体の動向を踏まえて本市で行政手続に係る押印廃止に向けて、10月に各部署に照会をいたしまして、所管する申請書のリストアップ、あるいはその根拠となる法令、廃止の可能性の有無などについて照会を行うなど、押印廃止に向けた洗い出し調査ということを進めておるところでございます。

現時点で、1,689種類のそういった申請書が、福祉関係ですとか定住促進課が特に多いわけでございますが、そういったものがあるということでございます。第1段階での洗い出しでございますので、また年明けに国の他自治体の先進事例等が出てまいりますので、そういったことを踏まえて一定の判断基準が示されてまいりますので、年明けには改めて各課に照会をして、

年度内に方向性を定めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野幸男議員。

○4番（小野幸男） 今、1,689の書類というか文書があるということですが、分かる範囲で、今のところ、そのうちどれくらいの文書が廃止できると見ているんでしょうか。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今現在ですと、やはり、実はまだなかなか判断がつきづらいというときに言われているのが700ぐらいあって、もう廃止ができると、今、各課で押さえているのが660ぐらいでございます。この判断がちょっとしかねるという部分については、先ほど言ったように、国の他自治体のモデルというものをちょっと拝見した上で、再度照会して、この辺はさらに詰めていきたいと思っております。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。県内で、岩沼市なんかでは、早速1,400種類ぐらいのそういった文書を、850種類の行政手続について、1月から押印廃止ということで、そういうことも聞いておりますので、進んでいるところはもう始まっているということでございます。

国でも、自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルというか、そういったものも策定に手をつけるということで聞いておりますけれども、こういったことが出てきてからではやっぱり遅いと思いますので、しっかりこの押印廃止の部分で、この行政手続のデジタル化というところも視野に入ってきますので、こういったことを住民サービスの向上の上からも、やっぱり早急に洗い出しを進めていただきたいということをお願いいたします。

では、次に行かせていただきます。

最後になりますが、特殊詐欺対策ということで、通話録音装置の設置についてお伺いいたします。

近年では、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺被害が増加をしております。被害者の多くは65歳以上の高齢者で、日中、1人で在宅する人が多いため狙われやすくなっております。コロナ禍における特殊詐欺の被害も懸念されておるところでございます。犯行の手口も一段と巧妙になっておりまして、社会情勢に合わせた詐欺で、高齢者の心隙をついた犯行とも言われております。

こうした現状に対しまして、被害を未然に防ぐ対策として、電話の受話器を取ると通話内容

を録音すると告げる通話録音装置を受話器に設置し、犯罪抑止につなげている自治体が増えてきております。

そこで、本市でも、この通話録音装置の設置を行いまして、こういった特殊詐欺被害の歯止めとなる取組をと考えておりますけれども、この点、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 特殊詐欺対策としての通話録音装置の設置ということでご質問をいただきました。

犯人は、自分の声が録音されることを嫌うために、特殊詐欺被害防止に大変有効であるということで、塩釜警察署では、電話の相手方に、特殊詐欺被害防止のため録音しますといったメッセージを流して通話内容を録音する特殊詐欺撃退装置というものを無料で貸し出していると聞いてございます。

本市の通話録音装置の設置の考えでございますが、現在、塩釜警察署で対応していることを承知しておりますので、特殊詐欺に関する市民からのご相談が寄せられたときには、特殊詐欺撃退装置の借入れ等を含めて、まず塩釜警察署にご相談いただくようにということで案内しているというのが、今の現状でございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。質問のときに私も当局の方にお話をさせていただいたんですが、塩釜警察署というか、これは県でやって、圏域の警察署に配布されて、そこが推進役となっていると思っているんですが、無料で貸し出すというのも分かっておりました。

それで、こういった質問をするということで当局にお話をさせていただいて、警察署に被害状況等の確認に行ってくださいながら、警察で貸し出しているという状況が分かったと思うんですが、それを聞いて、ただ単に、市民の方から電話が来て、こういうことをしていますと案内しますと言いますけれども、そこではもう遅いと思うんですが、しっかり警察と連携を取って、こういったものを無料で警察でも配布というか、配布すると言っているわけですから、警察としっかり連携を取って、そういったものを数多く塩釜の市民の方に配布できるような、そういったことを考えなかったのかなという思いがあるわけです。高齢者を訪問する福祉部門と連携を取って、そういった訪問のときにそういったものを配布できないかとか、いろんな、そういう啓発含めて考えるわけですがけれども、ただ単に、こう連絡するよだけで、当局のこの質問に対しての勉強会等でそれだけで終わったんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 小野議員からのご質問の趣旨をお伺いするまでは、実は録音装置というものは結構高価なものかと正直思っておりましたが、いろいろ話を教えていただいて調べましたところ、本当に1,000円以下で買えるというもの、まさに簡易ということですが、そういった金額だということをお伺いしました。そういった中で、例えば一定の数を買うこととか、そういったこともいろいろ考えておりましたけれども、直ちにちょっとそういったことまで判断には至ってはおらないところでございます。

例えば、防犯協会ですとか、あるいは地域まちづくり推進事業という補助制度があるんですけども、そういったものをご活用いただいて、そういったところで申請をいただいて、地域の防犯体制を、例えば町内会の連絡協議会なんかと手を携えて申請をいただいた中で、そういったご活用をいただけないとか、そういったことをいろいろと、今、模索している状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小野議員。

○4番（小野幸男） 分かりました。この簡易型警告自動通話録音機は、一般の方が買うと千五、六百円しますが、自治体とかそういったところが購入すると550円ぐらいで購入できると。警察のグッズ的なものにもなっているんだと思いますけれども、そういったことで、かなりの抑止にはなると聞いております。卓上型というか、高い、5,000円とか7,000円の物に対しては、助成とかそういったものに取り組んでいる自治体もありますけれども、しっかり自治会や防犯協会とタイアップして、地域活動の場などを活用しながら、こういったものをしっかりと配布して、しっかり抑止ができるように市でも取組をお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤博章） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時05分 再開

○副議長（曾我ミヨ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 日本共産党の辻畑めぐみでございます。一般質問をさせていただきます。

初めに、インフルエンザ予防接種の自己負担軽減について伺います。

今年度のインフルエンザの予防接種の実施状況はどうなっていますか。

以降、自席から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 15番辻畑めぐみ議員の一般質問にお答えを申し上げます。

インフルエンザ予防接種の自己負担軽減についてお答えを申し上げます。

令和2年度の実施状況についてでございますが、本市では、季節性インフルエンザの発生や蔓延を予防する措置といたしまして、国民健康保険に加入されている方と、インフルエンザにかかると重症化しやすい65歳以上の全ての方、及び60歳以上65歳未満の方で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方などを対象とした予防接種法に基づく定期予防接種を実施しており、いずれも接種費用の一部助成を行っております。

令和2年度につきましても、例年どおり接種費用4,752円のうち2,752円を市が助成し、自己負担金額は2,000円で、10月1日から接種が開始されており、1月末にかけて管内指定医療機関において接種を行っていただくことにしております。

本市の10月末時点での接種者数は8,271人と、昨年同時期における2,616人と比較し、約3倍の接種者数となっております。今年度は新型コロナウイルスとの同時流行が懸念される中、接種開始となる10月1日に全ての希望者にインフルエンザワクチンを供給することが難しいことから、国が65歳以上の高齢者で希望する方から優先的な接種の呼びかけを行ったことで、接種者数が増加したものと考えられております。

私からは以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

国民健康保険の13歳未満の方は2回の接種が推奨されていますが、この自己負担はどのようになっていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 予防接種法における定期予防接種として対象となっている方は、先ほど市長が申し上げたとおりでございますので、それ以外の方に関しての助成は行っておりません。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 国民健康保険の中の13歳未満の方は助成があったと思われませんが。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） すみません。国民健康保険加入世帯についてはございます。ちょっと詳細については、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

近隣の助成状況はどのようになっていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 近隣一市三町及び県内他市における助成状況でございますが、塩釜地区の状況につきましては、多賀城市、松島町、七ヶ浜町は高齢者インフルエンザを今年は自己負担無料としております。松島町は、中学3年生、高校3年生も無料としております。利府町は、本市と同様に2,000円の自己負担としております。

県内他市町の状況につきましては、25市町村が高齢者自己負担無料、あるいはそれ以外の年齢の方への助成をしております。例年どおりの助成としたのは、本市を含め10市町でございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

市内のインフルエンザの発症は、例年と比べるとどうなっていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 市内というか、今年、県内でのインフルエンザは、まだ発症者が出ていないと、昨日の段階では聞いております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。すごいですね。ゼロですね。これは、先ほど、インフルエンザの接種がかなり多かったということで、それが功を奏したのでしょうか。あるクリニックでも、10月から4か月の期間の間の接種の数が、例年の4か月分の方がもう12月に来られたというお話も聞きました。

そもそも、国民健康保険は、年金生活者、失業者、零細経営の事業者等など、所得が低い人が多く加入している医療保険です。予防接種の自己負担は厳しいと考えます。13歳未満の子供さんもお金がかかると聞きますが、それはとても、1人いれば、2人いればということで、負担は大きいものと考えます。

また、高齢の市民から、少ない年金生活での生活はとても大変、コロナも怖いし、インフルエンザにもかからないようにしたい、全額助成をしている市もある、塩竈でも無料にしてほしいという声が聞かれます。

全国的に、新型コロナウイルス感染症の重症者や死亡者が更新し続け、この宮城でも感染者が増加し、死亡者は2桁となりました。市民の皆さんの新型コロナウイルス感染症に対する不安はさらに大きくなっていると考えます。新型コロナウイルス感染症が増加する中、来年に向けても、このインフルエンザの併発を予防することは大変重要な課題と考えています。今の65歳以上と65歳未満の国民健康保険加入者への自己負担2,000円の助成制度ですが、自己負担の撤廃あるいは軽減はいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 先ほどの国民健康保険の65歳未満の方ということでの助成額でございますが、これについても定期と同じで、1回当たり2,000円。2,752円を市が負担して、2,000円の自己負担でインフルエンザの予防接種を受診できるとなっております。13歳未満の方は2回まで、それが2,000円となっております。

それから、無償化についてでございますが、既に10月からインフルエンザの予防接種が開始をされておりまして、今般、インフルエンザワクチンの不足というか、追加供給が見込めないという状況になってきていると医療機関からは聞いてございます。そのような状況の中で、もう既に始まってしまった制度で、ここから無償にする取組というのは非常に現実的ではなくて、助成については現状のままにしたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。今年は無理でも、来年に向けて、ぜひ市で軽減措置をよろしく願い申し上げます。

次に参ります。

保育園・幼稚園及び学童保育者への慰労金について伺います。

仙台市では、学童保育保育所や預かり保育を行っている幼稚園などに、1人5万円の慰労金を支給しています。同様の事業を実施できないかという趣旨で伺います。

まず、県内では、新型コロナウイルス感染症が日に2桁台と増加しています。市内の保育所での園児の発症、ご家族の発症はありましたか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 一部、認定こども園での発症がございました。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 施設の職員の感染はありませんでしたか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 言葉足らずで申し訳ありませんでした。

施設というのは保育施設でしょうか。（「はい」の声あり）今、申しあげましたように、認定こども園での職員の方が感染ということがございました。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 認定保育園の皆さんも職員の方も感染があったということでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 皆さんの感染はなかったかと記憶しております。

細かいことを申し上げますと、公表していない施設というのが、外形的な私の説明で分かってしまうということがございますので、ちょっと概要的にお話をさせていただきたいと思えますけれども、保育施設の職員さんがコロナに罹患した施設もございますし、それから、ご利用になっていた子供、その職員の子供ではなくて、保育園を利用されていた子供さんがコロナに罹患をされたという施設も、市内にはございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。保育施設、学童保育での感染予防としては、どのようなことに取り組まれていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 感染防止の取組についてどのような取組をしているかということでございますが、まず、新型コロナウイルス感染症に係る保育所などでの対応についてでございますが、注意喚起を促す通知文を送りまして、児童、職員の体調管理や健康観察、感染予防対策、環境整備について、十分注意するよう依頼をさせていただいております。また、児童や職員とご家族が濃厚接触者や感染者として判定された場合の対応マニュアルを作成いたしまして、臨時休園、臨時休業などの状況に合わせた対応と判断が、それぞれ公立だけではなくて私立の保育園においても、判断がしやすいように周知を行い、支援をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 小まめなそういう連絡は必要だと思います。ご苦労さまです。

先日、小学校の休校がありました、その際の学童保育の休園は、保護者の皆さんに不安なく、円滑に伝わったでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 学校の閉校と併せて、放課後児童クラブも閉じさせていただきましたけれども、不安なく伝わったかどうかというのは、ちょっとそんなわけではないと思いますので。ただ、何年何組の誰々さんが発症しましたという情報公開まではしていませんので、そういうことで、誰なんだろう、私の子供は接点があるのかしらという不安は、やはり現場にもあったのかと感じております。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業によって、仙台市が、児童福祉施設職員、保育所、幼稚園、児童クラブで働く職員に、いち早く、1人5万円の慰労金を支給しました。

塩竈市内のある保育園の園長から、常に不安です、園児はマスクの着用は大きな子以外はできません、保護者で濃厚接触者が出たこともあり、保育園の持ち出しで、職員全員のPCR検査を実施しましたというお話を伺いました。

職員の皆さんは、新型コロナウイルス感染症が拡大する厳しい状況の下、感染リスクの不安を抱え、心身に負担がかかる中、子供たちの安全安心を確保するという強い使命感を持っています。慰労金の支給についてですが、市内の保育所、児童クラブなどの児童福祉施設に勤務する職員は、全部で何人くらいいらっしゃいますか。仮に1人当たり5万円の支給とすると、財政総額はどれくらいになりますか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 常勤、非常勤、短時間勤務を問わず、また、保育士だけではなくて保育施設に勤める調理員や用務員、看護師など、全ての職種の方を対象といたしますと、全体で300人程度になると見込んでおります。300人掛ける5万円で、全体額としては1,500万円になるのかと思っております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） これは、保育所、児童クラブ、全てで300人でよろしいですか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 保育に携わった公立保育所、それから私立保育園、小規模保育事業所、それから認定こども園、放課後児童クラブ、そういったところの、先ほど申し上げた職種の方々全部を足し合わせますと301人ということになります。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） その中に、預かり保育の幼稚園は入っていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 今、申し上げた数の中に、幼稚園での預かり保育の人数は301人の中には入っておりませんが、もうちょっとそこを入れると50人ぐらい増えるのかと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございました。

医師や看護師に慰労金は支給されています。塩竈市独自で行われている赤ちゃん子育て給付金5万円の支給などは、子供たちを大切に育てる塩竈市政が反映された事業と考えます。子供

たちを大切に育て見守る児童福祉施設の職員の皆さんに、感謝と応援の気持ちとして、ぜひこの慰労金の支給を求めますが、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 辻畑議員おっしゃるように、保育現場で、この間、新型コロナという非常に未曾有の危機の中で、強い使命感と矜持を持って保育に当たられております皆様に、本当に敬意を表するところではございます。

保育を決して軽んじているわけではございませんが、今、辻畑議員がおっしゃったように、医療とそれから介護の現場については5万円、または、コロナ患者を直接扱った医療機関についてはもっと多い金額が、慰労金として、国から直接給付されているという現状でございます。

なぜ保育が外されたかというのを、この間、いろいろ国とも連絡をさせていただいて調べさせていただきました。介護、それから医療については、利用者が減る、コロナ患者を受け入れて、またはその医療を受ける方が減ると収入が減るんです。利用の減が収入につながって、その会社の収益性を悪化させる。そのことが、結局医療の方々の働くボーナスが減ったり、給料が減ったり、同じように、介護の収益が悪化することによって、働いている現場の方々の手取りの給料が減るという現状に対して、国がそこに慰労金という名前で給付をした、カバーをしたというのが、この制度の中身でございます。

それで、保育が、その利用者が減ったかという、受け入れていただいたので減っていませんし、放課後児童クラブとかは、家で過ごせる方は家でどうぞ見てくださいという要請を市から行いました。それについても、きちんと市では補填をしております。そういう意味で、保育の無償化などもございまして、保育の現場については、収益性を悪化させる要素というのがないんです。保育士の手取りというのは、この間、コロナにあって、減っていないと思います。そこに対して、高い矜持を持って、同じように医療、介護ということで、仙台市がいち早く給付をされたというのは、我々も分かっておりますし、先ほども申し上げましたように、決して保育が、何というんでしょうか、医療や介護より楽だから給付しないということではなくて、手取りが減っていないというようなこともあって国は制度化していないということでございます。

それから、仙台市、登米市が給付した実例がある市でございますけれども、今、第3波を迎えて、その慰労金というお金の使い方が、我々がこれを、先ほど1,500万円相当の金額を要求するとすれば2月定例会しかないわけでございますけれども、今、第3波を迎えて、その慰労

金という使い方、コロナ交付金の使い方として、慰労金ということで、この塩竈市全体を見た中で、その使い方が本当にふさわしいかどうかというのは、もう少し議論させていただくべきところかと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 経営的には保育園は大丈夫ということだけではなくて、やはりそういう大事な子供たちと接するという職業的なことで、心、体的にも本当に大変な思いで保育士の皆さんは頑張っているかと思えます。

それから、そもそも保育所、その現場の給料体系、待遇は、本当に、介護もですが、保育所も他の職業に比べて、かなり低いものがあります。そういうことも絡めて、ぜひ保育者たちに慰労金の検討はできませんでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 医療と介護という方々は、コロナ禍において、強い使命感を持って働いたにもかかわらず、給料が減らされるという、非常に理不尽な思いにさらされた、そこに対する国の給付措置なんです。そこは、子供に対する接し方、非常に強い使命感を持ってやっていたというのとは、私も分かります。保育所、保育園、保育現場で近づいてくる子供をじゃけんにもできませんし、きちんと抱き締めて、密であればあるほど愛情を感じて、子供たちが育つわけですから、そういうとても厳しい状況下でのお仕事をなさっているというのは分かりますけれども、医療、介護がさらにつらい立場に今回あったがために給付をされたということでございます。そして保育については、今、申し上げたように、決して軽んじているわけではございませんで、コロナ給付金の中で、第3波の山を迎えて、市内の経済、様々な状況、または予防接種の体制をつくったりとか、どういうところにどういうお金を、残った給付金を活用していくかというのは、全体で検討をしていくべきものかと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 医療とか介護の経営的な大変さというのは聞きますけれども、それは国の姿勢としてそういう補填が、共産党はもとより、そういう仕事を休ませる、自粛をしろ、ならば、補填もしろという訴えをしてきましたが、ぜひそういう病院、介護施設、そういうところの収入が減らないような、そういう国としての政策がとても大切かと思えます。では、塩竈

市としてもご検討をお願いいたします。

では、次に参ります。

職員の健康管理について伺います。

この5年間の長期30日以上の子休者は何人いらっしゃいますか。全体と部署ごとの特徴、年齢的な傾向などはありますでしょうか。その中の、メンタル的要因の人数は何人いますでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 職員の健康管理に関しまして、病休者の数というご質問をいただきました。

水道と市立病院を除きまして、30日、1か月以上の期間、病気等により勤務しなかった職員の数でございますが、平成27年度は18名、平成28年度は32名、平成29年度は21名、平成30年度は15名、令和元年度は25名となっております。そのうち、メンタル的要因で病気休暇を取得した職員でございますが、平成27年度は12名、平成28年度は21名、平成29年度は16名、平成30年度は11名、令和元年度は15名となっております。

なお、部署ごと、年齢については、一定程度、誰がそうになっているんだとか、そういった特定にちょっとつながってくる部分がありますので、できればご容赦いただきたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 年齢的な傾向は、それも難しいですか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 年齢的な構成について、お答えさせていただきます。

平成28年度から令和元年度までの4年間でありますが、年代ごとに分析をさせていただきました。数字で申し上げさせていただきます。20代については6名、30代で9名、40代で19名、50代で5名、60代で1名ということで、合計で今40人となっております。

しかしながら、これはもともとの年齢ごとの人数が変わっておりますので、これをちょっと年齢構成ごとの人数で傾向を見てみますと、やはり、今40代が19名ということでお話をさせていただきましたが、ここは全体の人数が多い中で発症率といいますか、病休になった方の割合が約9%ということで、やはり40代が一番多いのかなと。そのほかの年代については、大体5%から6%ということで大きな偏りはないんですが、傾向的には40代が多いのかなという傾向にございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

この長期休暇を取った方がいた、その後ですけれども、職場復帰に向けた取組として、どの部署がどのような対応をされていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） まず、精神的なもので病気休暇を取られた方、それからあと、それ以外の病気休暇を取られた方につきましても、市ではお試し出勤の施行要項ということを決めてございます。基本的には、主治医からお試し出勤をしてよろしいですという診断書を頂いた方に対しまして、元の職場で基本的には試し出勤を試行していくという形で、職場復帰を今、後押ししているという状況でございます。

しかしながら、例えば精神的な問題で、元の職場にそういった要因があるということが、例えば診断書に書かれてあったような場合につきましては、ほかの部署でのお試し出勤をしていくという形になってございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

職場としては、どこでそういう対応をされていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 一旦は、診断書を所属の所属長に提出をいただきまして、それを総務課で受け取りまして、所属長と相談をさせていただきながら、お試し出勤の在り方について決めていくという形になってございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

その復帰のときに、何か担当のところで苦慮されていることなどはありませんか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 我々はなかなか、専門でもございませませんが、まずは、やはり主治医の診断書にどのような形で書かれているかというところを一番重視してございます。例えば、仕事の量の問題ですとか、あるいは、一番多いのは仕事の量になってくるかと思うん

ですが、どれぐらい負荷をかけても大丈夫なのかということが診断書に書いてございますので、その中で、時間を最初は短くしていきまして、徐々に短い期間の中できちんと出勤ができるということであれば、1日の勤務時間を延ばしていきながら、最終的には1日勤務できるということ判断できた上で、主治医の先生に最終的な診断書を頂いて病気休暇が明けるという形になるんですが、そこに至るまで、そのところを見るというところが、やはり担当としてはなかなか判断できなくて難しい、苦慮しているところでございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 大変ですね。ご苦労さまです。

話は変わりますけれども、健康セミナーというものが開催されていますが、このセミナーの目的や内容、頻度は、また、対象者はどのようになっていますか。その中で、課長、係長の参加の割合はどうなっていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 職場におけるメンタルの問題につきましては、実は国から、労働者の心の健康の保持増進のための指針というものがございまして、4つのケアの中でやっていくという指針がございまして、

1つは、職員自身によるセルフケア、それから、管理監督者によるラインケア。次に、その職場の中におけます保健スタッフにおけるケアと、最終的には、職場外での医療資源を活用したケアという、この4つの方針になっておりまして、今、本市においては、まずセルフケアということで、一般職向けの心と体の健康セミナー、それから管理監督者向けのラインケアという、この講習を主にやっているところでございます。

それで、昨年度におきましては、一般職向けのセミナーが2回、それから管理監督者向けのラインケアの研修が4回で、合計6回開催してございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今申し上げた課長、それから係長の参加の割合はどうなっていますか。

普段の仕事が本当に多忙なようではあるんですが、要となるそういう役職の方の参加はどのようになっていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 昨年度においては、管理監督者は14名の参加となっております。管理監督者が大体50名ぐらいおりますので、その中での14名の参加という状況でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 50名のうち14名とのことですが、それはかなり低い印象ですが、その参加できないということはどういう理由があるかお分かりですか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 申し訳ございません。なかなか、その参加できない状況までについては正直把握はしてございませんが、何とか年に昨年度は4回機会を設けて参加を促しているところでございますが、なかなか、多分職場の状況で参加が難しいのかと考えてございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。そのように年4回あって、そのうち回数は何人くらいの方が、一度も出られない方もいらっしゃるでしょうし、2回出たとかそういう方もいらっしゃると思いますが、まず分かりました。

安全衛生委員会というのが大きい職場ではありますが、どのような職員で構成されて、どのような役割がありますか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 安全衛生委員会の役割と実情でございますけれども、労働安全衛生法に基づき設置するものでございまして、目的は、労働者の危険や健康障がいを防止するための基本となる対策、あるいは労働災害の原因、再発防止策、そして労働者の健康保持、増進に関することを調査審議する組織ということでございます。

当市におきましては、私自身が委員長をさせていただいております。あと、病院の事業管理者に産業医ということでお願いしておりますほか、健康推進課の保健師が衛生管理者ということになっております。それ以外に、市の課長、管理職と、あと組合側からそれぞれ6名ずつ出させていただきまして、12名プラス先ほどの3名の15名の委員により構成されております。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） もしお分かりになれば、ここ3年間のこの委員会の開催、また、職場巡視という仕事もあるかと思われませんが、どのようにされていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ここ3年でございますが、平成29年度は4回、平成30年度が6回、昨年度は3回ということでございます。職場巡視も、保育所あるいは清掃工場、そういったところをさせていただいております。ちょっと回数等については、ご容赦いただければと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 子供を預かったり、管理清掃というところでは必要なところかもしれませんが、一般の事務の方がいらっしゃる本庁とか壱番館の中とか、そういうところの巡視はされていませんか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 先ほどの保育所、清掃工場のほかに学校も行っておりますが、最近3年間では、通常の職場というのはその次というお話をしている中で、まだ最近は実施していないところでございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。なかなかその巡視というのも時間的な確保は難しいものでしょうか。幅広くいろんな職場をちゃんと確認するというのは大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 毎回時間を設けて、大体職場巡視をすると、やっぱり午後いっぱいかかるという、それで、見た上で、そこでまた委員会を開いて、その結果を評価し合って、場合によっては、委員長名で市長に改善の部分の要望を出すとか、そういったことをやってございます。一連の流れにしますと、なかなか正直、人数を集めて、その時間を確保して、あと、お邪魔するところにも一定程度配慮いただいて、その期間中、例えば学校給食であれば、この期間のこの時間ですとかという指定がありますので、何とか努力はしていきたいと思いますが、なかなかそういった状況もあるということをご理解いただければと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

この安全衛生委員会の中に、衛生管理者という方がさっき保健師ということで紹介されましたが、その保健師さんはどんな役割を持って、実際、仕事はどんな内容でしょうか。それから、

職員との日常的な関わり、いろんな健康についての相談とか、それに対応できる時間的な余裕はありますか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 衛生管理者の役割でございますが、保健師をお願いをしております、労働者の危険または健康障がいを防止するための措置に関することですか、健康診断の実施、その他の健康の保持増進のための措置に関することということが、そういったものを技術的な側面から管理いただくというものが役割ということで、お願いをしておるものがございます。

本市の場合、通常業務の傍らやっていたらということでございますけれども、主にストレスチェックというのが、本市においては平成25年度から、震災後やっておりますけれども、そのストレスチェックの中で高ストレス者が出たようなときに、そういった方の管理という言葉があれですけれども、その相談に乗るとか、あるいは医師の面談が必要だよということでのアドバイス等をいただくということで、関わりを持ってやっていたらということでございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

実際、その保健師さんの現場の仕事のほかにそういう仕事というのは、なかなか大変ではないかと想像しますが、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 通常の業務の傍らやっていたらという意味では、なかなか負担をかけているとは思いますが、ストレスチェックの部分については年間1回で、対象人数は800人くらいおりますけれども、その中で高ストレス者ということで絞られてきますので、そういった意味では、かなり膨大だというわけではないので、今、そういったお手伝いの中でやっていたらという状況でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

病気休職が発生したときの対応ですけれども、その休んだ職場があります。その補充はどのようにしていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 病休が出た場合につきましては、基本的に、今であれば、会計年度任用職員で代替の職員を配置するような形を取ってございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 会計年度任用職員ということですが、新しく募集をしてということになるのでしょうか。すぐ補充はできる現状ですか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） 議員おっしゃるとおり、病休者が発生した時点で、そこからの公募という形を取らせていただいておりますので、やはり1か月から2か月くらい時間が空くという状況でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 二、三か月後に会計年度任用職員が配置されるということですが、休んだ方の補充というところまではなかなか、一緒に働く同僚の皆さんも休んだ方の後を、その任用職員の方にどれくらい仕事を任せていいのかということでは、かなり悩むところも多いようには思いますが、現実はどうでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木総務課長。

○市民総務部総務課長（鈴木康弘） やはり、議員おっしゃるとおり、もといいた正職員並みの仕事というのは現実的には難しいという状況で、残った職員がそのフォローをしながら、会計年度任用職員の方については、一般的な事務をお願いするというのが職場的には多いと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。いろいろ申し上げましたが、本当に休まれた職場はもう皆さん大変だし、ご本人もですが、そういう係の部署は本当にご苦労さまでございます。

日常的な職員の健康管理はとても大切です。メンタル的な対応は心療内科の医師が月1回、役所で相談する自治体もあるようですが、市として同様の取組など、改善を求めたいと思います。

そもそも行財政改革推進計画によって人員削減が行われてきたことが、仕事の過密化、超過

勤務などにつながり、今の状況に影響を及ぼしているのではないのでしょうか。職員の過密労働を解決するために、これまでの人員削減計画を立ち止まって再考すべきだと考えますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今回の行財政改革の計画に基づいての定数削減についてのご質問でございました。今、残念なことに、塩竈市の人口が減少している中において、これを容易に職員を増やすということについては、やはり様々な問題、課題があるかと思えます。おっしゃるとおり、行政の課題あるいは職務も複雑化、多様化しておるところでございますけれども、そういった中においても様々な工夫、あるいは最近のIT化等を取り入れながら、適正な業務ができるようにしていくべきなのかなと考えております。

ただ、今の計画の期間が満了のときに、改めて立ち止まって、様々なその時点の状況を踏まえて、そういった方向性については再度検討する必要はあるのかなと思えます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 去年の台風のとき、あちらこちらで水があふれて、もっと早く市の職員に来てほしかったという声をあちらこちらで聞きました。そういうことを聞くにつけても、普段からのそういう、今後、また災害が起こると思えます。そういうときに、迅速に対応できる、そういう人的な対応、それはとても大切なことと思えますので、ぜひ検討をお願いいたします。では、最後になります。

石炭火力発電と公害防止について伺います。

多賀城市に仙台パワーステーションが設置されるまでの経過をご説明ください。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 仙台パワーステーション設置までの経過というご質問でございます。

電力自由化を控えました平成27年1月に、仙台パワーステーション株式会社から、宮城県と仙台港周辺の6自治体で構成します仙塩地域七自治体公害防止協議会、いわゆる「七者協」と言っておりますが、この七者協に対しまして、仙台パワーステーションの公害防止に関する協定締結に係る協議書というものが提出されまして、宮城県が指定します仙台港周辺の仙台港湾公害防止対策地域に発電所を建設する意思表示がなされたということが始まりになります。

その後、同年2月に、七者協の構成自治体に意見を求められまして、協議を経て、平成28年

3月2日付で、仙台パワーステーションとの公害防止に関する協定書の締結に至っております。

なお、協定書では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく規制値よりもさらに厳しい規定値を定めまして、遵守するように促すとともに、協定書締結後も、環境情報の公表や地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進するように求めてきたところでございます。

こういった状況の下、平成29年6月に試験運転を開始した後、同年10月に営業運転を開始したという内容でございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今、説明がありました環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する、また、環境マネジメントシステムなどの環境保全活動を推進すると、この協定の第20条で述べられて掲げられています。

この仙台パワーステーション、市に対して情報の公開はどのようになっていますか。

また、市民への公開はされていますか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 市に対しましては、測定数値、先ほど申しました規定として定められた数値、こちらの動向につきましては、ご報告を頂戴しているところでございます。

ただ、市としましては、そちらにつきましては受け止めをさせていただきまして、基準値内であれば、それを市内で承認をしているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） それでは、普段、市民に対してこういう情報は流されていないということですが、多賀城市は、石炭の質などによっては、今は基準値内に収まっていますが、それが上がって地域の皆さんに影響が及ぶのではないかとということで、心配されている方もやはりいらっしゃると思います。多賀城市では広報にこの記載をされていますが、塩竈市ではそういうことはお考えではないですか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） これまでのところ、そういった公表、広報を使って塩竈市としてのパワーステーションに関する公表というところは、実際、行ってはおらないところでござい

ます。今いただきました近隣の情報等々、もう一回確認をさせていただきまして、検討させていただければと存じます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 石炭火力発電所設置が進められる中で、地域住民が稼働停止を求める数万筆の署名を提出し、仙台パワーステーション及び親会社である関電、伊藤忠に対して、再三稼働中止を要請してきましたが、2017年7月に稼働しました。同年9月に、地域住民124名が健康被害、気候変動の被害、環境への悪影響を訴え、発電所の運転の差し止めを求める訴訟を起こしました。そして、今年10月28日に、仙台地方裁判所は、環境汚染の程度が特別に顕著とは見られないとして、住民側の請求を棄却しましたが、同時に、仙台パワーステーションの地域への情報公開に対する姿勢を、現在に至るまで、環境情報の公表や本件発電所の公開を積極的に推し進めていないことが認められるとして、本件協定に違反しているとしました。判決が公害防止協定に違反しているとしたことを、協定を結んだ当事者の本市として、どのように受け止めていますか。

さらに、仙台パワーステーションに対し、協定の厳格な履行を求めるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） お答えいたします。

住民訴訟に対する判決につきましては、今、ご紹介をいただいたとおりということでございますが、私どもとしましても、その判決書というものは、具体的に本物といいますか、写しも含めてしっかり拝見させていただいたわけではなく、新聞報道の範囲での理解ということになってございます。

ただいまご紹介いただきました地域の情報公開に対する姿勢という部分について、公害防止協定に違反すると認定したという記事を拝見しているところでございます。本市としましては、やはり七者協においては、仙台パワーステーションに対しまして、操業開始前、操業開始後においても、地域住民に対する情報公開と説明を十分に行うようにということをお求めきておるところでございますので、今後も継続して七者協で連携をいたしまして、公害防止、それからこの協定の履行、こういったところに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。この裁判では、塩竈市の市民も含まれているようです。この裁判の結果のように、公表だけではなくて、例えば仙台パワーステーションに、近くの住民を交えて、この施設はこういうものです、こういうところに注意しています、そういう環境コミュニケーションということはとても大切なことなので、塩竈市でもその点、お考えをお願いいたしたいと思います。

2015年に採択されました地球温暖化対策の国際的枠組みのパリ条約締結から、今年12日で5年を迎えました。世界は、脱炭素に向かっています。日本政府は、2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを宣言し、11月20日、国会では、気候非常事態宣言決議が全会一致で議決されました。この決議では、近年、地球温暖化も要因として世界的に被害が起きる中、日本でも災害級の猛暑、数十年に一度と言われる台風、豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしていることを挙げ、私たちは、もはや地球温暖化問題は、気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っているとの認識を世界と共有すると言っています。一刻も早い対応が求められています。

さらに、政府は、非効率な石炭火力発電所を2030年までフェードアウト、つまり縮小・廃止の方針を出しています。この仙台パワーステーションは、政府が縮小・廃止の方針としている非効率な石炭火力発電所に該当しております。

本市の環境基本計画では、温室効果ガスの排出削減のための総合的かつ計画的な施策の策定、実施が必要としています。この立場から言えば、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、仙台パワーステーションの休止、廃止を求めることは当然だと思います。市としてどうお考えか伺います。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 現在のところ、仙台パワーステーションさんは、石炭火力により発電を行っておられまして、協定に基づき、法律上クリアをしている数値の基準内での事業を行われているという状況でございます。

その一方で、国で方向性、今ご紹介いただきました脱炭素という意味での方向性は示されたところがございますので、ここから先というのは、やはり企業さんで、何を今度は燃料として発電を行っていくのかとか、あるいは事業そのものをどうお考えになるのかというところが、まず必要のところになってくるかと思えます。課題としましては、先ほど申しましたように、

私どもとしましては、七者協で共同しながら、そういったところの情報の提供等々を求めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 世界的には、本当に縮小、廃止ということで、パリ協定に沿って進んでいます。ですから、今の仙台パワーステーションの被害が、見ながらまだ大丈夫という、そういうものではなくて、そういうものを、脱炭素ということで方向性に向かって、塩竈市でも縮小、廃止ということに向けて、しっかりと考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（曾我ミヨ） 以上で、辻畑めぐみ議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は16時10分といたします。

午後4時01分 休憩

午後4時10分 再開

○副議長（曾我ミヨ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番西村勝男議員。

○2番（西村勝男）（登壇） オール塩竈の会、西村勝男でございます。

質問の機会をいただきました同僚議員に対しまして、心より感謝申し上げます。

通告に従い質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、市の財政状況について。

コロナ禍での市税収入についてお伺いします。

長引くコロナ禍の影響で、自治体の貯金、財政調整基金が大幅に減少し、ゼロに近づく自治体もあるという報道もされています。総務省の試算によると、地方の財政不足は、今年度を基準にしますと、来年度は倍、10.2兆円という報道がありました。このような影響があります。

また、地方経済におきましてもコロナ禍の影響を受けていまして、塩釜商工会議所の会員、事業者を対象に2回目の新型コロナウイルス感染症流行による事業の影響調査が行われました。10月16日から11月15日の期間です。155の事業所から回答があり、全業種で売上げの減少が80.9%、顧客の減少が49%。また、飲食店では、顧客の減少、売上げの減少については、共に

97.5%と大きなダメージを受けております。また、水産加工業では、1月から3月期では、売上げ受注の停滞による営業不振が最も多かったです。4月から6月になりますと、資金繰り、金融難がトップの項目に変化しております。

また、会員事業者からの要望として多かった項目は、景気回復支援が74.5%、店舗の衛生対策65%、資金繰り支援が50%、その他助成金などの各種制度は、長期的な視点で継続、また、条件の緩和を望みます。また、前年度の所得で考慮される税金の緩和もできないでしょうかなどの要望が出されております。

そこで、お伺いします。

12月を迎え、来年度の予算編成が行われようとしております。次年度の市税収入予測はどのように捉えているのか、お知らせください。

あとの項目の質問につきましては自席から行いますので、よろしくご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 2番西村勝男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

市の財政状況について、コロナ禍での市税収入予測についてのうち、令和3年度の市税歳入予測でございますが、新型コロナウイルス感染症による経済活動の落ち込みなどでの法人の収益減、就業者の数の減少、労働時間の短縮などでの個人所得の減少などにより、法人市民税並びに個人市民税への影響が大きいことが予測されます。また、固定資産税、都市計画税の3年に一度の評価替えなどにより、令和3年度市税歳入は、大変厳しいものと捉えております。

このような状況を踏まえ、令和3年度の市税歳入について、現在精査中ではありますが、現時点で、令和2年度当初予算よりも2億円程度の減収を見込んでいるところでございます。特に、昨年の予算と比べ大きな減少率となっている市税は、法人の業績不振による法人市民税の14.5%、個人所得の減少による個人市民税の6.28%の減少となっております。

私からは以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 丁寧な説明をありがとうございました。

ここに来て、大分厳しい状況が続いております。県内でも、本当に財政調整基金がゼロに近いという、また、マイナスの分もあるということで、県内では2自治体で財政の非常事態宣言

が出されるという状態になっているところがあります。今すぐに塩竈市政がどうのこうのではないんですけれども、財政非常事態宣言については、市長はどうお考えなのか、聞かせてください。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 県内で最近の事例ですと、村田町がそのような宣言をなされたと認識しております。

大変厳しいと認識しておりまして、私とすれば、まず令和3年度に向けてどのような考え方で市政運営に臨むか、今、市役所の組織内で、その辺のところについて議論を重ねているところでございます。とにかく身の丈に合った生き方をすべきだと、就任当初から考えておりますので、私とすれば、市の考え方を厳しく査定をさせていただきながら、まずは市議会の皆様方にお示しをさせていただいて、様々な議論の中で、よりいい方向を見いだしていく。そういう考え方でやらせていただきたいと思います。大変厳しい状況になるまで、ぎりぎりまで、その状況であるということを隠すということは絶対あつてはならないと思います。とにかく、今の現状をしっかりと皆様方と情報共有させていただきながら、厳しい状況を乗り切っていきたいと考えておりますので、必要であれば、私としては、いろんな状況または宣言等については排除しないで考えていこうと思っております。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） その辺は市長の判断に任せる次第でございますが、どうぞよろしくお願ひします。

次に移らせていただきます。

コロナ禍での特別会計の運営状況について確認させてください。

市立病院会計につきましては、今年度、4億7,500万円の繰出金がありましたが、次年度の予測としてどの程度を見ているのか、よろしくお願ひします。

○副議長（曾我ミヨ） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 私から、ちょっと上半期を含めた今年度の今の状況を、少し説明させていただきたいと思ひます。

患者数につきまして上半期の状況ですが、入院については12%の減少、外来についても11%の減少という、やっぱり10%ぐらいの減少です。ただ、これに対しまして収益なんです、収益自体は5%の減少ということになっております。この差というのは、やっぱり病棟再編とい

うものを再三申し上げておりますが、その効果が少し現れておりまして、半分ぐらいの今は減少と。金額にしますと、上半期で5,400万円の前年度からのマイナスという、かなり厳しい状況です。

全国の4,400ぐらいの病院の調査というのがこの間報告されたんですけれども、やはり全国的にも5.7%の減少がある、これは民間も含めてでございますが、あるということで、ほぼ全国的な傾向にあるのかなということでございます。

こういう中にありまして、まず、今年度の繰り出しということを考えておりますが、今年度はできるだけ、まず後半、ちょっと第3波が来ているという中で非常に難しい読みにはなりますが、できるだけ我々としては減少を抑えられるように、今、一生懸命取組をさせていただいている。その中で、来年度のちょっと繰り出しも考えているという状況でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 大体予測しますと、5億円を超えるのかなという予測はされます。

また、今お話があったように、昨年度、病棟再編と病床機能の転換を図って、医療収益が大きく改善されたとなっております。また、令和元年度の評価がありますが、これを踏まえて、令和3年度の市立病院改革プランについて、方向性を、ちょっと阿部議員とかぶりますが、その辺をお答えください。

○副議長（曾我ミヨ） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 先ほど阿部議員にもお答えいたしました。本来つくるべきプランについては、まだ作成をできない状況にあると。ただ、私どもは、目標がないわけではございませんで、令和3年度の目標としては、この令和2年度で病棟再編が行われた場合、通年を通してどのぐらいの効果があるのかというのを、本来一番見たかったところなんです。ただ、なかなかこういう状況の中で見られなかったということがありますので。来年はそこを一つ大きい目標にして、できれば繰出金の圧縮につながるような成果が出ればと考えております。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） その努力は本当に認めますので、これからも頑張っていただければ幸いです。

ただ、どうしても目標値が見えないということがあります。新改革プランの中で経営の効率化という項目がありまして、9項目中3項目がクリアしています。ただ、それで現状維持では困りますので、例えば、今後3年後までに、その改革プランの中での3項目ではなくて5項目

までクリアしていただいて、5項目クリアした場合には、病院を再建する、また改めてつくり直す。4項目だった場合には、調査事業の継続ということで考える。また、あと3項目、現状の維持の場合は、また再検討するという形で、目標値を設定して、結果を出す。また、病院関係者のモチベーションも上げて、ここまで頑張らなくてはならないというものを決められてスタートされたほうが、これから目指すことを達成できるのではないかと思います、その辺についてお願いします。

○副議長（曾我ミヨ） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 今のご質問は、経営目標の達成度合いによって病院の方向性を示せたらいいのではないかと内容だと思います。今、議員からおっしゃられた経営効率化の数値目標という言葉が出たんですけれども、9項目設定をしている中身というのは、実は入院とか、外来の患者数でありますとか、入院外来の診療単価でありますとか、健診等の受診件数なんかがある項目なんです。これは、すなわち経営に直結する、これを達成していけば経営の安定度が図れるという目安になります。来年度、見直し時期ということもありまして、今のこの目標数値がこのままでいいのか、あと、そこの設定が正しいのかというのは、来年度しっかり議論を重ねて結果を出していきたいと考えておりますので、その中で、議員がおっしゃられるような、それとリンクした方向性というところが出られるのか、その辺は、その中でちょっと議論をさせていただければと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） ぜひともお願いします。どうしても達成目標が決まっていて、そこまで来ましたという評価だとできるんですけれども、頑張っていますという評価はなかなかできかねる部分がありますので、結果を出していただいて、それによって新しい病院をつくるなり、事業を継続するなり、再編するなりということを決めていただければ幸いです、どうぞよろしくお願いします。

次に移らせていただきます。

魚市場事業特別会計についてお伺いします。

来年度の繰出金の予測、今後の対応についてお伺いします。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 魚市場事業特別会計に関します繰入金の見込みということで、ご質問を頂戴しました。

魚市場事業特別会計の歳入歳出の執行状況、今後の見込みということで、まず、令和2年度の水揚げの状況について触れさせていただきますと、遠洋底引き網漁船の廃船や、やはり新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低迷といったものがあるものの、主力でありますマグロはえ縄漁業等は、昨年並みに堅調に水揚げはされているところでございます。ただ、水揚げ総体としましては、75億円程度になるのではないかと見込んでいるところでございます。

一方、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対策費や、施設整備の修繕費、こういったものが増加傾向にはあるものの、現予算であります1億7,360万円以内で対応できるものと捉えているところではございますが、やはり今後の新型コロナウイルスの感染拡大等の影響で魚価の変動も想定されますことから、今後も収支状況については注視をしていきたいと考えてございます。

それで、令和2年度の繰入金の規模ということでは、ただいま申しましたように、今年度の水揚げ金額を75億円と想定をした場合、いわゆる赤字補填分としては、約3,000万円が一般会計からの繰入金となるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 分かりました。確定が大体75億円というお話でしたけれども。

ちょっと聞きたいんですが、前から、初売りのときにお邪魔しましたときに、社長からは、最初は120億円、今度は100億円、今度は80億円という数字が出てきています。実際、この経費を負担するといいますか、それを賄う上で、実際に売上げはどれだけ、水揚げはどれだけないとやっていけないのか、ちょっと正式な数字が分かりましたら、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 正式な数字といいますか、昨年度の決算に当てはめて試算しますと、やはり塩竈市の魚市場使用料だけで特別会計の経費を賄うという場合には、約120億円の水揚げが必要ということになります。ですから、これを収支均衡を図るためには、やはり水揚げの強化ということで、市場の使用料を増やしていくということ、それから、その一方で、維持管理費の縮減、それから適正化、こういったものに取り組んでいかなければならないという状況にあるかと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 厳しい環境の中、コロナ禍の中で、水揚げの停滞なり、あと、また魚価の単価の低さということも加味しまして、大分影響があるのは十分に分かりました。

それでもう一つ、魚市場のICT化についてどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） ICT化というご質問でございます。

水揚げについてのICT化につきましては、例えば、現在、水揚げされたものを計量から金額を入れていくというものは、いわゆる手作業ということで処理はさせていただいております。しかし、今後は、一元化がなされたことによりまして、そういった取組も必要ではないかということで、卸売機関からの意見ということが上がってきているところでございますので、今後、そういったところも進んでくるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。

ちょっと調べてみましたら、大船渡魚市場では、大分進んだらしいというか、競りもタブレット端末で、情報も船主さんなり買参人に対しても全部流しているという状況で、また、フォークリフトには計量器をつけて、運ぶだけで数量が分かって、それが全てタブレット端末に出てきて全体の量が分かるかという形で、今、改革が進んでいる魚市場があります。そういうものをまねていただいて、外的要因もありますけれども、内部的に改革しながら、経費の削減なり人件費なり、全てのもので、また、若い人に魅力があって入社したいと思われるような魚市場になってほしいと思っているので、どうぞよろしくお願いします。

次に移ります。

交通事業特別会計についてお伺いします。

繰出金の予測について、今年はどうなる予定なのか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 続きまして、交通事業会計に係る繰入金の見込みということでございます。

市営汽船の事業収入につきましては、主に旅客運賃収入と貨物収入の2つの収入がメインになってございます。貨物収入につきましては、昨年と比較しまして横ばいで推移をしているところでございますが、旅客運賃収入につきましては、4月、5月の緊急事態宣言発令によりま

すゴールデンウィーク期間の移動自粛によります観光客減少の影響、また、夏休み期間には、桂島海水浴場の開設が今年度は見送られたということによります利用客数の減少などの影響によりまして、4月から10月までの市営汽船の乗客数は、昨年度に比べまして16.3%減の9万1,170名で推移をしているところでございます。

この結果、4月から10月までの旅客運賃収入は、去年と比較しまして660万円減の3,825万円となっております。

これを踏まえて、現時点における交通事業会計の繰出金の影響につきましては、10月以降、旅客運賃収入については堅調に推移していることや、全体の歳出縮減に努めておるということで、現状の予算であります1億798万1,000円以内での対応ができるものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。交通事業会計、魚市場会計、病院会計ということでお聞きさせていただきましたけれども、基準内繰入れということで、全てこれに間に合うようにということでの目標値が設定されてきますけれども、やはり一番はゼロからのスタートということで、繰り入れない形でのスタートのほどよろしくお願いします。

あとは、交通事業特別会計におきましても、公設民営という話が、いろんな多くの議員の方からも指摘されておりました。船舶の所有は自治体で、運営は民間事業者、島民の生活基盤、産業基盤の確保、また、インフラとしての維持継続を第一に、民間事業者による経営努力で効率的な運営は考えられないかということも、多くの議員からも出ておりますけれども、これについては、今回、コロナ禍の影響で大変だと思いますが、これを糧にやはり考えていかないと、出費がかさんでくる可能性もありますので、その辺は、交通事業会計ではどうお考えでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） やはり、今後浦戸を再生していくというのはどうするかというのは、市の重点課題ということで、今年度、7つの重点課題のうちの一つとして、浦戸の再生というものを検討してまいりました。その中には、この離島航路、市営汽船の在り方をどうするんだということも、当然のことながら課題としてはあるところですが、ちょっとこれまでのところは時間の余裕がなく、掘り下げることはできていないのですが、現在の交通事業会計の健

全化計画は終期が令和6年ということになっておりますが、その終了を待たずに、やはり今後の船の在り方、あるいは、今、お話をいただきました民間に委ねるべきなのかどうなのか、そういうところも含めて、タブーなく議論をしていくということで、今進めているところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） それで、実はいつまでに。つまり、これから検討していきますと、ずっと検討してきています。大分前の議員からの質問でも、検討しますということだったんですけども、期日を決めないと、また頑張っていますだけで終わってしまう可能性があります。交通事業会計にしても、いろんな会計にしても、目標を決めて、この時期までに確実に担当課で努力をして達成をしますという目標を決めて、期日を決めて、もしよろしければ浦戸交通にしても考えてはいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今まで市議会の皆様方の議論の中で、浦戸交通事業につきましても、民営化のご示唆というのもいただいていたというのは十二分に聞いております。

実は私も、浦戸の皆さんと懇談会をさせていただいたときに、懇談の席で、交通事業の在り方については、言葉として民営化もひとつありなのではないかということはお話しさせていただきました。すぐに反発をいただきましたけれども、僕が大切だと思っているのは、やはり騒がれるのを分かって、物事の本質から議論をしないということのほうが一番駄目だろうと思っていて、物事の本質をまず出すことで反発を受けても、すぐそこでそのようになるわけではありませんので、しっかりと議論をたたき合わせながら、よりいい方向を見いだしていかなければいけない。それと同時に、今の厳しい現状というものをしっかりと、数字も含めて島民の皆様方にもお示しさせていただき、市民の方々にもお知らせさせていただくことで、今の現状はこうなんだということをしっかりと理解していただく必要があるだろうと思っています。

どう考えても、これは職員組合の問題もありますから、丁寧に申し上げますが、島民の方々の年齢を含めて今の実情を考えていただければ、数値に出ているとおりに、収入がどれだけあるかと。それに対して、支出がどれだけあるかと。それと、含めて、船の使用時の故障が今年あったわけでございますけれども、洋上で故障して止まってしまったという一つの大きな現状があるぐらい、もう船自体の寿命が過ぎているのではないかという考え方もあります。今、そう造るのに、大体5億円程度かかるだろうと言われておりますから、それを否定するのではなく

て、そういう実情も含めて、しっかりといろんな角度から議論をする必要性が市役所にはあるのではないかと考えていますので、そういったことを議論しているものをしっかりと、島民の方にも、市議会の皆様方にもお示しをさせていただきながら、少しでも安定して運行ができるような状況をつくり出していくのも、我々の仕事でございますから、民営化またはそのままの状況、いろんなことを含めて、これから議論をさせていただきたいと考えております。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 力強いお答えをありがとうございます。どうしてもKPI、重要業績評価指がありまして、目標を決めて、いつまでに管理者の責任で行うかということを決めていかないと、結果が見えてこないという部分が結構ございます。私たちは、頑張っている姿を評価するだけではどうしようもありませんので、結果を出していただければ幸いですので、どうぞよろしくをお願いします。

では、次に移ります。

今後の行政改革等の取組について。行政事務のデジタル化についてお伺いします。

政府は、地方自治体の情報システムについて、2025年と期限をつけております。住民台帳や税務などの基幹システムがばらばらになっているものを、行政サービスの効率化や自治体のコスト削減に向け、行政事業のデジタル化を進めるとなっています。塩竈市としまして、2025年までの工程表等ありましたら、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 西村議員おっしゃるとおり、中央行政のデジタル化の加速ということで、2025年度、令和7年度までに、自治体に対しまして標準化されたシステムへの移行を求める方向での検討というものがなされているようでございます。これにはどうも何段階かあるようでございまして、大きくは2つのグループに分かれていて、1つのグループは、介護保険ですとか固定資産税、あるいは、障がい者福祉の部分については、少し先行して令和5年度あたりから実際の移行が開始される。あるいは、第2グループとしては、選挙人名簿ですとか国民年金については、1年遅れて令和6年度ぐらいになってくるということのようでございます。

我々も、令和7年度までは当然最低限移行するというので、やっていく必要があると思いますが、我々として、今現在、住民系の情報システムというものが令和4年度までのリース期限で契約しておりますので、令和5年度の段階で何とか移行できるということができればと、

今の段階では、国の方向性もそれほどまだ詳細に示されていないので、漠然とした思いとしては、そんなことが考えられるのかと思っているところでございます。

なお、国のいろいろな詳細が分かり次第、さらに詳細を詰めていきたいと思っております。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。実際に来年度の事業計画と申しますか、なる中で、できれば工程表みたいなものを、何年度までにこれをやる予定で申しますとか、今年度はこれに取りかかりますという形で指針を出していただければ、私たちが分かりやすく審議できるのかと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、ICT教育の推進について伺います。

2017年から、アクティブラーニング、主体的な学び、対話的な学び、深い学びから、2022年度にはICT化、情報通信技術を使ったGIGAスクール構想というものも始まっています。

1人1台の端末、高速通信環境の中で多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された資質・能力が確実に育つ教育ということで目指すとなっておりますが、これについてどのように取り組まれていくのか、もう一度よろしく申し上げます。

○副議長（曾我ミヨ） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） アクティブラーニング、それからGIGAスクール構想を推進する中での資質・能力の育成に関してのご質問でございます。

授業の中で有効とされるICT活用の例、例えばの話なんですけれども、1単位時間1時間の中の動きではないんですけれども、例えば1つの単元を大きく見た場合、まず、1つの授業の中で情報の収集をするのにタブレット端末を使っていく。それというのは、資料を読み取りたり観察したりという中身になります。2つ目に関しては、整理。その取った情報を整理、分析する。比較したり、分類したりする。そして、3つ目は、それをまとめ上げる。デジタルデータとして、デジタルノートとしてまとめ上げる。そして、4つ目としては、それをクラスの前で発表する、プレゼンするという、1つの単元の中でそのデジタル端末を使うというのは、そういういろんな活用の仕方があるかと思います。

この、今言った4つの例を挙げますと、まさに新学習指導要領で示す、今議員がおっしゃったようにアクティブラーニング、主体的・対話的で深い学びに一つ一つの活用が繋がっていくのではないかと考えております。そのような授業を繰り返しやっていく中で、思考力、あとは判断力、そして表現力が子供たちの身についていくものだと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 丁寧な説明をありがとうございました。子供たちの資質の改善という部分でも、また、能力の改善という部分でも、大体理解できました。

ただ、1つ、どうしても、移住してきてここに住みたいとか、ここで学びたいとかという部分での最終的な判断は、いじめのないとか、いろんな子供たちの技術の向上とかとあるんですけども、最終的には学力が評価の基準になってきます。先ほどから言っていますように、数値だって県内での順番とか、全国での大体順位とかという部分で、学力向上の部分ではどう捉えていらっしゃるのか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 今、現行の教育振興基本計画では、成果指標として、学力に関しては全国平均を上回るとなっております。今年度はコロナの関係でできなかったんですけども、昨年度、令和元年度においては、小学校で国語、算数共に全国平均を上回っている。そして、中学校では、全国平均には届かないものの、若干差が縮まってきております。その要因としては、やはり本市が取り組んでいる小中一貫教育と、あとは学びの共同体による授業づくりの成果が少しずつ現れてきているのかなと認識しております。

今後、今、市で第6次の長期総合計画策定にかかっておりますので、それを基本にして、今度は教育大綱、そして新しい教育振興基本計画等を見直していく作業に入っていきますけれども、学力に関しては、ただいま申しましたように、宮城県の平均が若干全国よりも、差は縮まってきていますけれども、まだ低い段階にありますので、県を目標にするのではなくて、塩竈市としては、全国平均またはそれを上回っていくような形で、目標を立てて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） どうぞよろしく申し上げます。いろんな自治体に移住なりを考える場合に、子供の教育が一番問題になってきますし、その教育現場で学力がどのくらいなんだろうということ考える親御さんも結構多いと聞いておりますので、その辺はやっぱり、先ほども言いましたように、目標を持って、全国レベルまでは何年度までには持っていきたいと。なかなか先生も、自治体の職員の方も、3年で代わったり、あと校長先生も代わられたりということで、

やはり継続といいますか、なかなか難しい部分はありますが、やはり目標値を設定して頑張っていたければ幸いですので、よろしくお願いします。

あと、先生方の新システムといいますか、GIGAスクール構想での教材の習得については十分になっているのか。

あともう一つ。今回も休校になった学校が2校ありましたけれども、授業時間の不足している部分をどう補っていくのか、それをお答えください。

○副議長（曾我ミヨ） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） まず、GIGAスクール構想の関係での先生方の研修に関しては、一つは、情報教育推進担当者会を定期的に月一回程度で開いて、ハード面の整備に向けて、現場の先生方の意見を聞いて、そしてその使い方等も研修を進めております。

さらに、この情報担当教育の集まり以外に、情報教育の授業でソフト面で実践できるように、今、この秋は2回、各学校から2名の先生方を招き寄せて研修をしております。あと、年明けもまた年度内に研修する形で、そういう形で、授業でどう活用していくかという研修を進めていくところでございます。

あともう一つ、臨時休業を行ったところがつい最近ありますけれども、授業時数に関しては、以前も申しあげましたけれども、10月段階で、大体4月、5月の授業を休んだときの回復はしております。その辺を踏まえて、本来であれば、冬休みは通常の冬休みでいこうかと考えたんですけども、その後の、万が一こういう臨時休業等があれば、また、あとはインフルエンザ等での臨時休業等のことを考えて、2日だけ冬休みを短縮してやっておりますので、この間の臨時休業を、その辺の冬休みの2日でカバーできているところが現状でございます。10月では4月、5月分の授業は回復したというところで、また後半、各学校の先生方は工夫してやっておりますので、その冬休みの2日短縮で、ある程度、年度末までの授業はうまく進んでいくと計算しております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 感染症対策から授業時間の不足を補う、また、いろんな授業システムが変わるということで大変ご苦労されておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に移ります。

市の施設の現況について確認ですが、よろしくお願いします。

市の魚市場建設に129億円という建物ですが、水産業界関係者の英知を結集した塩竈市魚市場としての機能、規模を決定し、議会でも承認されて建設、新設。現在では、コロナ禍の影響で大変苦勞されておりますが、現在の使用稼働率。東棟については、陸送冷凍魚の施設であり、南棟は水揚げの処理施設、中央棟は保管施設となっておりますが、ちょっと稼働率を教えてください。よろしく申し上げます。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 魚市場の各棟の稼働率ということでございます。率として何%という捉え方というのはしてございませんでした。各荷さばき所につきましては、市場を整備するに当たりまして、それぞれ用途による使い分けというのを想定したところでございます。大まかには、南棟については、主に漁船水揚げで使用すると。東棟につきましては、主に搬入魚を取り扱い、そして中央棟の荷さばき所につきましては、出荷作業等にご利用いただいているという状況でございます。南棟につきましては、船があればそのたびに使うということ、それから、HACCPのポイントになります冷凍のカツオ、マグロ、こういったところも南棟で対応させていただいているというところでございます。

それで、東棟につきましては、主に搬入魚ということでご説明いたしましたが、特に、遠洋底引き網漁船の入ったときに使っていたところでございますが、廃船などもございまして、令和元年度につきましては、回数といたしましては34回の利用があったんですが、今年度につきましては、これまでのところはまだ1回という状況です。

今後の見込みとしまして、年明けに入港の予定のご連絡を頂戴いたしましたので、ただ、それを含めましても10回まではちょっと満たない状況、7回ぐらいになるのではないかという状況でございます。

また、一方、中央棟につきましては、出荷作業用ということでご説明申し上げましたけれども、区画を4つに分けまして、出荷、荷造りの場、そういったところで、通年利用を含めて貸出しをさせていただいております。こちらにつきましては、通年ではなくて臨時の貸出し分としましては、令和元年度13回に対しまして、今年度は81回ということで、荷造り用の利用率は向上してきているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。一応確認だけさせていただきます。今度の利用

も会社と水産課で検討されまして、よりよい運用をされるよう、よろしく申し上げます。

次に、塩竈市津波防災センターについてお伺いします。

5億189万円という総工費がかかっております。現在の利用状況についてお知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 井上危機管理監。

○市民総務部危機管理監（井上靖浩） 塩竈市津波防災センターに係る来場者数及び研修室等の貸出件数についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために、令和元年度における開館期間が11か月になりました。来館者数につきましては7,233名、研修室の貸出数は19件でございました。また、令和2年度の利用状況につきましては、本年6月1日以降、入場制限や貸出制限を行いながら開館しておりまして、11月末日での来館者数につきましては1,767名、研修室の貸出件数につきましては31件となっております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） ありがとうございます。令和2年度は思いのほかといいますか、利用があったのかと感じます。

そこでお伺いします。

市内の小中学校の防災教育での活用などというのが、今あるのかどうか、ちょっとお聞かせください。市内の小中学校で、防災に対する勉強会なり、今の現状なりというものを知る施設として、来場者というのであるのかどうかをちょっと聞きたいと思ったんですが。

○副議長（曾我ミヨ） 井上危機管理監。

○市民総務部危機管理監（井上靖浩） 数件ございますが、実際に防災センターに来て、それで防災教育をするという部分ではございません。ほかの各学校に行つての防災教室ですとか、そういう部分に関してはやっております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） コロナ禍の影響でなかなか、接する機会を少なくするためにも入場制限をされたり、いろいろ努力されているのは十分分かります。ただ、せっかくマリゲート塩釜にいらっしゃっても、防災センターの看板が見当たらないと。後ろに駐車をしただけでもなかなか見えないのに、表から来た場合には、あるのかどうか分からないという状況が続いています

が、そういう告知看板の設置についてはどうお考えになるか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 井上危機管理監。

○市民総務部危機管理監（井上靖浩） 塩竈市津波防災センターに係る利用者促進の部分で看板の設置ということでございます。一目に目を引く看板の設置については、もちろん有効な手段かと考えます。観光客をはじめ、より多くの方々に訪れていただけるように、マリゲート塩釜の管理者の方々と協議の上、同施設内に塩竈市津波防災センターの利用促進につながる案内看板の設置や、既存案内の改修について、検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） どうぞよろしく申し上げます。期待しております。よろしく申し上げます。

次に、千賀の浦緑地（しお彩テラス）について。

しお彩テラスについては、4,800万円の工事費がかかっております。現在もなかなか利用されていない部分がありますが、今後の利活用についてお考えがありましたら、お聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） お答え申し上げます。

しお彩テラスの利用でございますが、これまで平成29年4月に稼働いたしまして、あくまでも推計値でございます。例えば、みなと祭あるいは市民まつりからの推計値で、約1万人というご利用をいただいているというところでございます。ただ、やはりその後、なかなか利用者が少ないということで、翌年度の平成30年、平成31年で、季節限定という形ではありますが、9月から11月にかけて、いわゆるフリーでお使いできるような、いわゆる申請なくしてご利用できるような、そういった利用形態をちょっと試験的に行ったということでございますが、実際に職員が、ではどのぐらい増えたかという確認をしたところ、統計的に押さえていなかったものですから、ただ、利用促進が図られるような、そういった努力はさせていただいたかなと。ただ、現在、やっぱりコロナ禍でさらに利用が落ちているという状況にございますので、アフターコロナに向けてどのようにしていくかというところを、もう少し幅広く周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） どうぞその辺の利用促進については、コロナ禍の影響で密になる可能性も少ない場所でありまして、よく見ますと、北側にあります小規模保育の方々散歩させたり、お年寄りが散歩、休んでいたり、また、スケボーを持ってきて上で滑っていたりとか、あと、学生さんがスピーカーのある、何と申しますか、音の出るやつを持ってきて踊っていたりというのは見ているんですけども、やはりもっともっと市民に対して、9月から11月までの告知と申しますか、利用してもいいですよ、塩釜高校の生徒さんの発表の場に使ってもいいですよでもいいし、いろんな部分でお知らせいただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

また、雨が降ると冠水状態になり、土のう袋が置いてある公園というのも珍しいんですが、その対策はどうされるのか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） 千賀の浦緑地は、やはり震災によって、津波もかぶりまじたり、かなりの揺れも受けたというところです。中は確かに中央部に水がたまると、排水が非常に悪くなったということで、平成25年度に災害復旧として、ここの基盤整備の再整備を行ったというところがございます。ただ、やはりなかなか排水ができなくて、いまだに水がたまっている状況にあります。そのために、沿路の脇に、いわゆる排水溝をちょっとつけましたんですが、それもなかなか効果が見いだせないという現状がありまして、恐らく盛土をしても、また沈下するような、そういった事態になるのかなという懸念もありますので、ちょっと今後は、やはり抜本的な対策を考えなければいけないだろうというところで、排水先であります県の港湾事務所だったりとか、少し県のお知恵もお借りしながら、技術的などのような工法で抜本的にやれるか、そういった技術的なご助言もいただけるような、そういう協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） よろしく申し上げます。雨が降ると使えない公園というのも、なかなか珍しいものですから、その対応策だけはよろしく申し上げます。

次に、北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業と、あと、北浜緑地護岸整備工事についてお伺いします。

初めに、北浜緑地護岸整備工事についてお伺いします。

今回、いろんなゆがみが出たり、沈下したりということがありましたけれども、これは県の

設計の不備なのか、施工不備なのか、もし分かりましたら教えてください。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） お答えをさせていただきます。

北浜緑地の現況としまして、防潮堤亀裂あるいは地盤沈下等発生しておりますが、今のご質問では、県の設計あるいは施工にちょっと問題があったのではないかというご質問かと思いません。

10月29日に、宮城県から地元の皆様に対しまして、説明会を開催していただきました。その際にご説明あった内容としまして、設計については、国の基準に従ってなされているということを確認をしたということ、それから、施工についても、8月にボーリング調査を行って、くいの岩着等、設計どおりに施工がなされているということを確認したというご説明がございました。

しかしながら、現況、沈下等の事象が現れているということで、県では、その原因を究明するというので、パイプひずみ経路調査あるいは変位ぐいの調査、あと、タイロットの確認のための掘り起こし、そういったところを今現在行っていただいて、さらなる原因の究明に取り組んでいらっしゃるという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） その情報提供につきましては、随時よろしくお願いします。

また、緑地護岸工事の東側の地区、砂地が露出してしまっていて、風によって防潮堤に砂だまりができています。その影響で、地域の住民の方にも砂が入ってくる。あと、隣の企業に対しても、随分舞ってしまっていて影響が出ているという状況があります。砂地になっていますと、これは冬場も大変な思いをされると思いますけれども、その対策について、県ではどう考えているのか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） ご質問いただきました東側の箇所、こちらは、アスファルトとかではなくて、クレー舗装という仕上げになっているところでございます。将来的には、イベントなどの際には、臨時的駐車場としても活用されるという予定になってございます。現地を私も確認をいたしましたところ、ご指摘いただきましたとおり、敷地の表面の砂、こちらが防潮堤側に飛散してたまっているという状況が見受けられましたので、こういった砂が近隣に

飛散しないよう、対策を宮城県に対して要請をしてまいりたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、北浜地区の被災市街地復興土地区画整理事業についてお伺いします。

この事業の施行期間は、平成25年から平成28年という予定だったんですが、現在まで延びております。また、今回の緑地護岸工事によって、また伸びる可能性があります、最終的にはいつまでの予定でいるのか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） ちょっといつまでということになりますと、本来でしたらば、起債、いわゆる震災の復興事業ということですので、本年度中ということでお答え申し上げたいところでございますが、やはり先ほどあった県の北浜緑地のほうの影響を、やはり区画事業も受けてございまして、特に、隣接する道路に一部ひび割れが生じております。現在、建設部でその観測というものを随時行うような形にしておりますが、その影響で、今、一部舗装工事を止めております。止めて、今、打ち切り工事という形で一旦終了させて、県で今取り組んでいらっしゃるように、どのような原因で、これからどういう工法があるかというところの情報を得た上で、その上で、ちゃんと舗装工事を再開したいという考えでございますので、今のところ、いつまでというところが、ちょっと今見通しがつかなくなってきましたまっているという状況でございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 分かりました。ただ、影響が出ている地点ですけれども、区画整理事業の土地に、例えば地点を通り越しまして、GPSで何センチずれた、何センチ沈んだというものを設置することも、県にもそれをお願いして、ある程度設置しまして、常時3か月単位ぐらいでその移動が分かるようなシステムを導入するということが可能だと思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） やはり宮城県さんの事業と関連がありますので、市でやれる部分がどういうものか、あと、県でやれる部分ということで、ちょっとその辺

はご協議を進めさせていただく中で、ちょっと整理をさせていただければと思います。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） やはり今回、地震がいつ起こるか分かりませんし、どういう状況になるか分かりませんが、それを設置してGPSで観測しているだけで移動がすぐ分かるという状況、システムがありますので、それをご利用いただければ幸いです。

そして、すぐ県との連携を取りながら、区画整理事業も護岸工事も、修正していくものは修正していくということで考えればいいのかと思っていますので、よろしくをお願いします。

次に、環境に優しいまちづくりについてお伺いします。

ごみ処理場の方向性についてお伺いします。

新浜町では、現在も焼却によるCO₂、ダイオキシンの発生中、ごみ処理が行われています。政府では、温暖化ガスの排出量を2050年までに実質ゼロという方針がされました。また、2030年代までには、乗用車のガソリンエネルギーは、電気や水素を想定しています。市長はもうお考えになっていると思いますが、また、それに伴いまして、ごみ処理の方法も、今変わってきております。私も何回か質問させていただいてありますが、生ごみを可燃ごみとして固形燃料化して、ごみは全て資源であると。資源の再利用ということでごみを処理する方法と、また、清掃工場ごみ焼却発電プラン、燃やすことによって発電させて、その発電したものを、ごみを集める車を電気自動車にして、それを使って電気自動車を動かすという方法も今考えられていますが、市として、今後、清掃工場のごみ処理の方法についてどのようにお考えなのか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） お答えをさせていただきます。

ごみ処理場の今後の方向性ということでございますが、ご案内のとおり、本市の清掃工場は、供用開始から既に44年ということで老朽化が著しく進んでいるという現況でございます。

今年4月から、本市の7つの重点課題の一つとして、このごみ処理事業について検討してまいったところでございますが、特に、やはり喫緊の課題であるということで、この11月には、副市長を委員長とします廃棄物処理施設等整備検討委員会に検討の場を移しまして、議論を始めたところでございます。

この検討委員会では、ごみ処理の広域化の可能性や、民間への処理委託に加えまして、施設

整備につきましても従来型の焼却という形の施設にこだわらず、CO₂排出を抑えることができる処理施設など、様々な手法の精査研究を行うとともに、その実現性について比較検討を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 早急にといいますか、本当に早くしないと、残土処理の問題で埋立地がなくなる状態もあります。民設民営でやれるごみ処理施設もあります。北海道倶知安町、あと、四国では香川県三豊市でやっておりますので、それを参考事例として検討していただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

次に、安全安心に暮らせるまちづくりについて質問させていただきます。

利府中インター線の国道45号線との接続について、本来、県が主体事業ですが、復興まちづくり事業として、新浜地区、45号線から三陸自動車道への魚市場、水産加工場への供給網、サプライチェーンの確保ということで、また、地震、津波、台風などの複合災害に備えて道路整備が進んでおりますが、第1期工事は今年度中に完成するんですね。ただ、第2期工事が、1.3キロが着工のめどが立っていない状況ですが、協議の中でどうなっているのか、お知らせください。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） おっしゃるように、利府中インター線は、本市の水産業のサプライチェーンの非常に大きな、大事なインフラであるということです。宮城県さんで、今、今年度中までに、ご承知のとおり、旧吉津集会所付近までは工事を完了するという予定であるということを伺っております。

問題なのは、その第2期工事ということになりまして、これまでに早期着工というところを、機会を捉まえまして、市長、副市長にもかなり働きかけを行っていただいておりますし、私たちとしても、まずは県の一番大事な宮城県土木行政推進計画というのがあります、それにのせるということ。さらに、その下にありますアクションプラン、これは新・宮城の道づくり基本計画というのがありますので、こちらにのせていくということが必要になります。

これまで、仙台都市圏の広域行政推進協議会、あるいは本市を中心にしました塩釜地区広域行政推進協議会としての要望の中で、これまで度々宮城県には要望してまいりました。その結果としまして、可能な限り早期に全線の開通が図れるように着工していくという、ちょっと時

期的にいつというところではないんですけれども、着工時期を含めて整備スケジュールを検討するというご回答をいただいております。ただ、時期まで触れていなかったんですが、そういうご回答をいただいておりますので、これまで以上にそういった働きかけを強めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） なかなか時期が、予算規模もありまして、決定できない部分がありますが、今回、女川原子力発電所の再稼働に向けて避難道の整備ということが話題に上がっております。安全性の確保なりそういう部分で、30キロ圏内の自治体の方々の避難道の整備を含めて、要望が出ております。実際に、この道路につきましても、避難道路としても重要な役目を果たす部分で、今回、女川原子力発電所の再稼働に向けたいろんな避難道の整備の中でも一つ重要な課題ということで、新しく造るわけではなく、今までやっている事業で、第2期工事をやる部分では、市長もお願いできるのではないかと思います、その辺、市長はどうお考えになるか。また、市長自身が反対だとお願ひできませんけれども、その辺の意思表示はあったのかどうか、ちょっと確認させてください。

○副議長（曾我ミヨ） 議事の都合により、あらかじめ会議の時間を延長いたします。

佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 2期工事のお話でございました。もともこの道路につきましても、2期工事、45号線まで直結するというのが完成形でございますので、大震災以降、僕らの、当時県議会議員でございましたので、その当時、1期工事でもう休止。休止ということは、イコール止まるだろうと思っておりましたが、県のいろんなご理解もあって、2期工事を進める方向であるという情報も得ておりましたので、私としては、もともとの計画である2期工事をしっかりと進めていただきたいと思います。というのも、2期工事が計画にのるまでにはまだ時間がかかるとは思いますが、多少心配しているのは、利府中インターしおりトンネルを抜けて、吉津まで道路が整備されるとなると、ご承知のとおり、東塩釜吉津線のトンネル、ダブル踏切、そしてそこから抜けるように新浜町に行く、そういった道路が、ご承知のとおり狭い、危ない、危険だということがありますので、様々な影響が出るだろうと、今の時点でも踏んでおります。かといって、塩竈市として、今、東塩釜吉津線を最優先で整備するというのは、なかなかやっぱり厳しいだろうと思っておりますので、私どもとしては、一日も早く2期工事に着手をして

いただいて、45号線にしっかりとつなげていただく、この目標に向かって邁進していきたいと思っております。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） どうぞよろしくお願いします。しおりトンネルは、大分暗くて大変だというお話があって、県にお願いしましたら、柏県議会議員から調べていただいたら、電線が切れている。しおりトンネルの中ですが暗かったということで、今はもう、二、三日前に全部完了して明るくなっています。今、市長のお話でも、第2期工事は明るい見通しが見えるのかなと思いましたが、今回、女川原子力発電所の再稼働に向けての避難道路に絡めてもお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、新型コロナの検査体制について伺います。

先ほど、小野議員からも質問がありましたので省かせていただきますが、一つだけ聞かせてください。

行政検査と自費検査があり、行政検査の場合は病状がある方、濃厚接触者、接触者の検査体制があるということだったんですけれども、なかなか今、11月に入って大変だというお話もありました。

そこで、感染していない方が海外渡航をする場合に、陰性証明書、つまり非感染証明書が必要になる場合に、どこに行ったらいいのか分からないということで相談を受けました。そうしたら、その方は、期日が迫っているので、多賀城市の病院でそれをしていただいて出されていたという経緯があります。そういう方もいらっしゃいますので、その辺の体制も含めて、非感染者で証明者が欲しい方の対応もちょっと頭に入れておいてほしいんですが、その辺についてどうでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 今、お尋ねの任意のPCR検査とか、PCRだけではなくて、抗原定量検査、定性検査等のお尋ねかと思えますけれども、今は、民間でも自宅のできる検査キットとかという物がどんどん開発されて、しかも、大分高額だった物が、1万円を切るぐらいの値段で、大分周知が図られてきているところかと思えます。そのように、民間の検査体制というのが大分拡充してきておりますので、行政でそれら何らかの手はずを整えるということの必要性については、今はもうなくなってきつつあるのかと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） そこで、陰性証明書また非感染証明書という部分で、お医者さんが出すのと、民間の事業者が出すのとではまた違うので、その辺で、必要な病院からの証明書が必要ということで、何か探されて、1件につき3万円ぐらいかかって出していただいたということがあったものですから、ここでもそういう部分も含めて、何かPRといいますか、こういう場合はここにということでの、市でご紹介しますというぐらいの形があってもいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

最後の質問になります。

ちょっと質問項目が多くて早口になってしまいましたけれども、最後の質問は、市政施行80周年に向けて、塩竈市の花「白菊」ということで決まっております。ただ、白菊というのは図鑑にも載っていませんし、花言葉もありません。市のホームページでは、白菊と書いて（ハマギク）という、正式名称ハマギクと書いてあるんです、フェイスブックには、でしたら、最初に正式名称をハマギクにして、（通称白菊）と書いていただいたほうが、これから子供たちが、来年、市政80周年です。100年に向けて、塩釜甚句をご存じの方もだんだん少なくなってきて、甚句保存会の方が一生懸命頑張っているのは十分に分かりますけれども、また、校歌の中にも白菊が出てきます。ですから、それを消してほしいというのではないんです。ですから、正式名称は図鑑に載っているハマギクにさせていただいて、（通称白菊）という形で、それを今後認定することによって、世界各国に行っても、白菊は献花の花、日本全国で白い菊は甲花といいますか、お葬儀で使う花と決まっています。ただ、塩竈市内だけでは、白菊は市の花ですといっても、なかなか世間に通じない部分がありますので、その辺もちょっと考えてみてはいかがかと思って質問させていただきましたので、どうぞご返答をお願いします。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） このご質問をいただきまして、大変私たちも驚いておりまして、私たちも過去の経緯をちょっといろいろと確認をさせていただきました。そこをまずちょっとご説明申し上げたいと思いますが、まず、この白菊の名称というのが、昭和43年3月、これは学校あるいは公園など、公共施設をはじめとしまして、各家庭の皆様で花と緑でいっぱいにしていこうという計画、これがありました。これによりまして、そのときの市の木、それから市の花というものの募集を行ったという経緯があります。その結果としまして、市の木は鹽竈櫻、そして市の花は白菊と、各界の代表者から成る選考委員会の中で決まっ

てきたという経緯があります。もちろん塩釜甚句にも白菊という表現もあつたりもしまして、それで白菊という名称に決まったというのがあります。それが、同年昭和49年5月7日、市の花として市から告示まで行っているという経緯が分かりました。正式に白菊としているというところであります。

また、この白菊というお話は、古くはさらに、昭和39年5月になるんですが、住居表示でも白菊というのを変更しております。旧字一ノ沢、あるいは旧字母子沢、この一部を白菊町と名称を変更したという経緯もございます。それから、先ほど議員がおっしゃられたように、玉川小学校の校歌にも歌われておりますし、それから、玉川中学校、こちらの校章です。こちらが、平成27年8月号の広報で紹介した校章に6つの花びらがある、それは白菊の意味があると広報でも掲載したという経緯もありますし、さらにもう一つありました。お隣の七ヶ浜町さんの町の花がハマギクでございます。

そういった、非常に多くの関係がありますし、古くからかなり親しまれてきたという経緯の中で、この名称の変更というイメージになりますと、ちょっと様々な影響があるのかなと心配するところがありますので、今後、どのようにしていくか、やはり広くご意見などを求めていくような、そういった慎重な対応が必要かと思っております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 西村議員。

○2番（西村勝男） 分かりました。市の花の要望では2,228人で、菊が509人、スミレが204人、スイセンが84人という選考委員会での数字が出ていまして、最終的に菊が塩竈の花としては適当だということで、菊が選ばれたそうです。また、実行委員会では、菊だったら歌の文句ではないけれども、白菊のほうがいいのではないかということで、そうなったとも聞いております。ただ、今、時代として、ハマギクには、逆境に打ち勝つ、友愛という花言葉があります。実際、白菊、では花言葉はと言われたときに、何もないわけですけれども、やはり子供たちに伝える上で、やっぱりハマギクという名前で、通称塩竈市内で白菊で通っていますぐらいの形のほうがいいのかなと思って、今日質問させていただきました。

これから、市政80周年を迎え、100年に向けてまた進むわけですけれども、子供たちが本当に、これでいいという花の名前、昭和29年6月号に載った市政だよりを見ますとそうっておりますが、今、2020年から2030年に向けて、2040年に向けて、市政施行100年に向けてこれから進めて、人材育成の中でも、市の花はこれだと誇りを持って言えるようなことも一つあって

もいいのかなど思ったもので、ちょっと余計なことだったかもしれませんが、考えていただければ幸いと思って質問させていただきました。

以上で、質問を終わらせていただきます。どうも失礼しました。

○副議長（曾我ミヨ） 以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明16日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日、定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後5時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月15日

塩竈市議会議長 伊藤博章

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 今野恭一

塩竈市議会議員 山本進

令和 2 年 12 月 16 日（水曜日）

塩竈市議会 12 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

令和2年12月16日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(17名)

2番	西村勝男	議員	3番	阿部かほる	議員
4番	小野幸男	議員	5番	菅原善幸	議員
6番	浅野敏江	議員	7番	今野恭一	議員
8番	山本進	議員	9番	伊藤博章	議員
10番	香取嗣雄	議員	11番	志子田吉晃	議員
12番	鎌田礼二	議員	13番	伊勢由典	議員
14番	小高洋	議員	15番	辻畑めぐみ	議員
16番	曾我ミヨ	議員	17番	土見大介	議員
18番	志賀勝利	議員			

欠席議員(1名)

1番 阿部眞喜 議員

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤洋生
病院事業管理者	福原賢治	市民総務部長	小山浩幸
健康福祉部長	阿部徳和	産業環境部長	佐藤俊幸
建設部長 兼市民総務部 政策調整監	荒井敏明	市立病院事務部長	本多裕之

水道部長	大友伸一	市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草野弘一
会計管理者 兼会計課長	川村淳	市民総務部 危機管理監	井上靖浩
市民総務部次長 兼財政課長	相澤和広	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	吉岡一浩
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之	建設部次長 兼定住促進課長	鈴木康則
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司	水道部次長 兼業務課長	小林正人
市民総務部 総務課長	鈴木康弘	市民総務部 政策課長	末永量太
市民総務部 税務課長	木皿重之	健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲	教育委員会 教育長	吉木修
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長 兼市民交流センター館長	本田幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	白鳥武
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	布施由貴子	選挙管理委員会 事務局長	伊東英二
監査委員	福田文弘	監査事務局長	鈴木宏徳

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午後1時 開議

○議長（伊藤博章） ただいまから12月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、1番阿部眞喜議員の1名であります。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

本日の議事日程は、「日程第3号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤博章） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番香取嗣雄議員、11番志子田吉晃議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（伊藤博章） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

8番山本 進議員。

○8番（山本 進）（登壇） 創生会の山本 進でございます。

令和2年12月定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、第5次長期総合計画及び震災復興計画の総括について、お尋ねします。

第5次長期総合計画は、平成23年度から令和2年度までを計画期間としたものであり、そのまちづくりの全体像は、おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈とされております。その実現のための重点施策といたしまして、定住、交流、そして、連携の3つをテーマとして設定されております。現在、第6次長期総合計画が、策定中ではありますが、現計画をいかに総括されておるか、お尋ねします。

まず1つは、定住についてであります。

計画始まりであります平成23年度人口は、5万7,036人、そして、計画の終了年度である令和2年度の目標数値は、5万5,000人、実際は、10月末現在の人口は、5万3,519名、3,517人

減少しております。その差、1,481名。定住策及び人口誘導策として、子育て支援や、あるいは、高齢者支援、その他、住みやすさなど、広範な各種施策を提案され、実行されてまいりましたが、残念ながら人口減少の歯止めはかなわなかった。その主な要因、主因について、どのように総括され、分析されているのか、お尋ねします。

2番目に、交流についてでございます。

経済交流、あるいは、観光交流、多方面あるわけでございますが、特に観光交流については、直近のデータでは、見込み数が219万人、本市における交流拠点の多さを評価できるものの、今後、経済的な相乗効果を目的とした策をどのように構築されていこうとされるのか、お尋ねします。

最後に、3つ目といたしまして、連携についてであります。

いわゆるソフト施策が中心となりますが、商業、産業、そして、地域での連携が、具体的にどのように図られてきたのか、また、その成果はどうだったのかについて、お尋ねいたします。

以下、通告に従った内容につきましては、自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 8番山本 進議員の一般質問にお答えを申し上げます。

第5次長期総合計画及び震災復興計画の総括についてのうち、現長期総合計画の総括として、人口減少の主な要因について、ご質問をいただきました。

現在の第5次長期総合計画におきましては、計画の最終年度でありました令和2年度の将来人口を5万5,000人と設定をし、重点戦略の一つに定住を掲げ、これまで人口減少の対策として、様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、平成27年の国勢調査におきます本市の人口は、5万4,187人となり、この時点で目標値を下回る結果となりまして、その後の住民基本台帳人口においても年々減少傾向が、続いてございます。

この主な要因であります。古くから栄えた本市の特徴の一つとして、他市よりもいち早く少子高齢化が、進展してきた経緯がございます。このことにより、死亡者数が、年々増加していく半面、出生数が減少していく、いわゆる自然減が続き、人口減少に歯止めがかからない状況となっていると認識しております。

一方で、転入転出の社会動態につきましては、各種施策の取組などにより、近年は、ほぼ均

衡している状況となっております。これまで、子育て支援や教育のさらなる充実など、様々な定住促進策を進めてまいりましたが、現状として、少子高齢化に歯止めがかからず、将来人口が目標値と乖離する状況となっていることにつきましては、次期計画へ引き継ぐべき大きな課題であると捉えております。

私からは、以上でございます。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） それでは、続きまして、私から、交流について、ご質問を頂戴いたしました。観光交流拠点の相乗効果をいかに構築していくかということのご質問でございました。

まず、本市の観光客の入込み客数につきましては、コロナ前の令和元年次は、約237万人で、第5次長期総合計画で基準数値といたしました平成21年次の入込み客数219万人と比べ、8.2%の増ということで、ようやく震災前の年の約233万人を上回ったという状況でございます。これは、地域の事業者の皆様や観光関連事業者が、連携をしながら、本市の歴史、自然、食材や地場産品等の豊富な観光資源と観光交流拠点を活用してきた成果でありますし、今後結びつきを深め、最大限に活用していく必要があると考えてございます。

平成29年度に策定をいたしました塩竈市観光振興ビジョンにおきましては、鹽竈神社と門前町地区、バイエリアとマリングート地区、市場地区、そして、浦戸地区の4地区を本市の代表的な観光拠点と位置づけております。この各エリア内は、徒歩での回遊もできる場所ですが、これらの観光客の利用が最も多い本塩釜駅を加えた拠点間の回遊性を高めるということで、より高い相乗効果を生み出すものと認識をしているところでございます。

なお、経済的な効果という部分では、当然、そういった回遊をしていただくということで、消費をしていただくというのが、一つです。それから、もう一つとしましては、やはり域内消費を高めるということで、地元で地産地消等、地元のよさをやはり理解していただき、PRをしていくということが、より相乗効果を高めることではないかと考えてございます。

次に、連携についてというご質問をいただきました。

連携のうちの産業の部分につきましては、私からご答弁を申し上げます。

産業の連携につきましては、まず、水産関係といたしましては、平成28年度から実施しております塩竈水産品ICT化事業でございますが、本市水産加工品の高い商品力を生かし、市内水産関係6組合が、水産品協議会を設立、事業実施の主体となりまして、各種商談会への

共同出店など、協議会と事業者、そして、行政がチームとなって連携して、地域で水産加工業の底上げに取り組んでまいったところでございます。これまで輸出経験がない事業者も協議会を通じて取り組むことができたなど、一定の成果をもたらすことができたものと考えてございます。

また、観光関係としましては、地域事業者や旅行関係企業、仙台松島復興観光拠点としてDMO協議会等と連携した教育旅行をはじめとする旅行商品の造成と受入れ、近隣市町や防災協定等を締結します山形県村山市や愛知県碧南市、さらには、震災でご縁のできました自治体などとの地域間交流を通しながら、プロモーション活動などを行ってまいりました。

さらに、市内における連携としましては、青年四団体連絡協議会によります花灯り、月灯りに合わせた酒蔵巡り等をはじめとしたイベントの開催、また、平成29年度に策定いたしました観光振興ビジョンの策定に携わっていただいた若手事業者で組織をした観光振興ビジョン推進委員会が主体となった勉強会、そして、地域の事業者や個人を対象としたおもてなしの体制づくりとしてのまち歩きガイド研修会やアイショップの復活など、本市の新たな観光の仕組みづくりに取り組んでおるところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 私からは、連携について、地域での連携ということで、答弁を差し上げたいと思います。

長期総合計画の重点戦略の一つであります連携につきましては、「市民が主体となるまちを目指し、市民が互いに尊重し合い、情報を共有するとともに、共通の目標に向かって、それぞれの力を発揮できる環境を形成します」となっておりまして、これに沿った成果といたしましては、例えば、自らの地域で力を合わせて防災に取り組んでいただいております自主防災組織の組織化の状況としまして、平成23年度時点では、61団体だったものが、現在では、83団体と36%増加しておりますし、また、協働推進室に登録いただいております市民活動団体数は、こちらも平成23年度は、57団体だったものが、現在は、99団体と74%増加しているということがございます。重点戦略にあります共通の目標に向かって力を発揮いただける市民団体が増えている、このことが、一つの成果ではないかと捉えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 8番山本 進議員。

○8番（山本 進） 丁寧なご回答をありがとうございます。

市長答弁にありましたように、少子高齢化、これは、平成28年度に我が国の人口が、減少傾向を示してから少子化時代が始まったわけですけれども、これは、全国各自治体の大きな行政テーマになるのかと思います。少子高齢化です。ですから、後ほどお聞きしますが、第6次長期総合計画における人口フレーム設定、一応選択肢が3つありまして、どこに想定されるのかについて、お尋ねしますけれども、既に市で、市民、それから、事業所向けのアンケートの中であります満足度、そして、重要度マトリックス分析によれば、やはり重要度が高く、満足度が高い項目は危機管理機能、そして、今、ありました地域社会との連携、それから、学習環境の充実、子育て支援の充実などが重要度が高く、市民の満足度も高いという評価を得ております。

一方では、重要度は低いけれども、高い満足度、これが、歴史の継承と文化の振興、自然環境の保全、産業交流の振興などなど、塩竈の魅力について答えられておりますけれども、この塩竈の魅力というものについて、アンケート調査を踏まえて、どのように捉えているのか。どこに魅力があるか。第5次長期総合計画を終わろうとしている段階で、どう評価されていますか。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ただいま、山本議員から、令和元年7月に市民アンケートを行った際に、満足度と重要度について、マトリックス分析を行ったということでのご質問をいただいたところでございます。

当該のマトリックスにつきましては、重要度、満足度ともに、あくまで全質問項目の平均値を中心線として表記させていただいております。ただいま挙げていただきました各項目を5段階評価で見ますと、いずれも重要度は、評価平均3.0を上回っているものの、満足度については、交通や福祉などが、下回っている状況であります。この分析結果から、交通、福祉などの市民生活に身近な分野については、重要であるとされつつも、多くの市民の皆様がいまだご満足いただけていない状況であると捉えてございます。

一方で、歴史や文化、自然、産業などの、いわゆる地域資源に関する分野については、重要度、満足度ともに評価平均を上回っていることやアンケート結果の他の項目でありますまちづくりのキーワードにおいても、食文化、観光、社（やしろ）が、トップ3に挙げられていることから、市民の皆様方から地域資源を生かしたまちづくりが求められていると考えて

いるところでございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 市民各層の感想であって、やはり行政を執行するに当たって、行政執行を受ける受益者である市民の方々が、常々どう感じているかということのリサーチするのは、これは、非常に大事なことであります。

私、市から頂いた資料を見ていますと、やっぱり市民の方々が、特にワークショップの中では、魅力100の暮らしカード、暮らしの種の中で、1つは、島、それから、神社、公園、その他ありますけれども、10枚の中で7枚が、島、神社、公園、そして、魚であります。これが塩竈の魅力であります。このことにつきまして、これまで第5次長期総合計画の中で、どのように捉え、どのような政策をされてきたか、総括的にお願いします。

○議長（伊藤博章） 末永政策課長。

○市民総務部政策課長（末永量太） お答えいたします。

今、議員がおっしゃった項目等について、アンケートで市民の皆様が、塩竈の魅力、塩竈の財産だと捉えているというのが、よく分かるアンケート結果でございました。我々ももちろんそう思っております。

第5次長期総合計画に関しましては、先ほど、議員もおっしゃったとおり、長期総合計画の目標の文書にもございますが、こういった海や社（やしろ）、そういったものも含めて、さらに高めていく、磨き上げていくというのが、第5次長期総合計画の目的でございました。あわせて、第6次長期総合計画に関しましても、未来の100の暮らしワークショップでご指摘のとおり、市民の皆様の大部分が、やはりそういった形でそういった部分が塩竈の資源だと捉えておりますので、ぜひ基本構想を、そちらにそういったものを磨き上げるような内容で反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） やはり市民の方々は、結構シビアに見ているのかなと。まず、海が近いのに遊べる場所がなくて、嫌だなと。せっかく目の前に海があるのに、遊べる場所がない。休みの日に家族で遊べる公園、例えば、浦戸での遊び、あるいは、公園でのバーベキュー、それから、都会から一番近い離島なので、ワーケーション、今、いろいろ提案されていますが、ワーケーション、子供たちを連れて行って遊べる場所が、あまりない。それから、各団体の

連携がないように思えて、中心となる施設がない。一方、古い歴史を守りながら、新しい人や事柄を柔軟に受け入れてきた。そういったような評価は、極めて私は、的を射た指摘かなと思いますし、行政がなかなかその部分が行き渡らない第5次長期総合計画だったのではないかなと思ひまして、この代表的な指標にもやはりその辺が、顕著に現れているのが第5次長期総合計画ではないかなと。そういう意味で、これを踏まえまして、総括的に第5次長期総合計画を総括し、そして、第6次長期総合計画につなげようとする、もっと基本的な理念、考え方について、お尋ねします。

○議長（伊藤博章） 末永政策課長。

○市民総務部政策課長（末永量太） お答えいたします。

現在、第6次長期総合計画審議会、あとは、未来の100の暮らしワークショップなどを通じて、市民の皆様と一緒に作るという体制で進めております。今、挙げていただいた各項目は、例えば、海が近いけれども、遊ぶところが少ないとか、そういったいろいろな、例えば、言い方としては、一つマイナスのイメージでの言い方になるんですが、例えば、未来の100の暮らしワークショップでの考え方でいいますと、そういったマイナスの部分の種類として捉えて、それを解決して、10年後にこういった生活にすれば楽しいまちづくりができるんじゃないかというのが、実は、このワークショップのポイントなんですけれども、それで、海が見えて、その近くでバーベキューをやる暮らしとか、そういったものを描いているものがございます。

審議会の意見もそうですし、未来の100の暮らしワークショップでの意見もそう思いますが、これは何かというと、市民の皆様が、どういう方向で塩竈市を望んでいるのかという一つのコンパスのようなものと捉えております。例えば、10年後には、それがかなわないかもしれませんが、市民の方々は、そういう方向性のものを市に対して望んでいるのだと。そういった内容を第6次長期総合計画の中での基本構想の中で、非常に今、なるべく分かりやすくつくるようにしているんですが、その中に、せっかくだいたご意見、方向性、コンパスを盛り込んでいながら、そういった計画につくっていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） ご期待申し上げます。

続きまして、第5次長期総合計画策定後ですか。平成23年3月11日発生しました東日本大震

災、これを受けまして、当年12月に復興計画が策定され、この第5次長期総合計画と復興計画、これを車の両輪として復旧、復興に当たったと理解しております。いよいよ復興期間も令和2年度で終了という段階で、復興予算が596億円、執行済額が500億円、執行率83.8%という状況になっております。残り96億円については、基金に繰り入れるということですが、まずは、復興計画そのものの事業は、今年度で終わりますか。

○議長（伊藤博章） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） お尋ねの今年度、確かに復興創生期間が最終年度で終わるのかというご質問でございます。

正直、全て完了するのが、やっぱり難しい事業も幾つかございます。1つは、今回、議案として提出、提案させていただいております桂島の防災集団跡地の盛土の工事でありますとか、これから着手するというのも実際ございます。それから、さらに北浜地区の区画整理事業につきましても、ご承知のとおり、緑地公園の県の工事で、いまだ地盤沈下等による不具合が発生しているという状況から、今現在、道路工事の舗装工事を今、中止、停止している状態もありますので、この見通しがついていないという事態もございます。さらには、海岸通の再開発事業でありますけれども、まだこちらの2期工事分も含めた補修申請もいただけないという現状もございますので、こちらは今、復興庁ともご相談申し上げていますが、若干繰越しは生じてくるのではないかと見通しを立てております。

以上です。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 桂島につきましては、既に説明を受けておりますので、理解はしております。北浜につきましても承知しております。

私、ちょっと心配なのが、海岸通再開発事業でございます。私も実は、今朝、現場を回ってまいりましたけれども、2番地区について、全て撤収されて工事の気配すらないと。もちろん、事業主体は、再開発組合、そして、運営団体である株式会社まちづくり鹽竈、問題ではあります。我々、議会に対して受けている認識と現実について、どうもギャップを感じてなりません。現時点でどのような状況なのか、簡単で結構ですから、今後のスケジュール、そして、一番は、この復興期間の年度内に終わるんですかと。万々が一終わらなかった場合、この予算執行は、どうなんですか。つまり、96億円が、今、基金として積立てが出ていますけれども、その執行は、できるのですかということをお尋ねします。

○議長（伊藤博章） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） 再開発事業の今年度の見通しからご説明を申し上げたいと思いますが、ご承知のとおり、まず、第1期工事が、もう終了いたしまして、保留床処分もこの間、先日、組合さんともちょっとお話をさせていただいたところ、大分埋まる方向になってきたと。今、交渉中も含めて全て、今、交渉中の段階に入っているということも伺っております。

問題は、2番地区は、1期工事と2期工事に分かれておりまして、1期工事は、終了していると。これから2期工事分をどのようにしていくかというところの組合さんのご判断をまだいただけていないという状況もございまして、現状としましては、1期、それから、2期も含めた補助の内容という、申請の段階もまだ捉えていないというところになってございます。

今後、早期にその辺の話を整理をするということの働きかけをいたしますけれども、あわせて、今、宮城県さんとも3者会議というところを開催しておりまして、1回目は終了しておりますが、できるだけ早めにまた3者会議を開いた中で、今後の再開発事業のまず早期の完了と組合解散に向けた両者の整理をしていこうと考えてございます。

なお、ご質問にございました復興事業の事業費のことだったんですけれども、復興事業予算として597億円と6億7,000万円というお話だったんですが、現状としては、564億円ほどになっております。それから、事業執行は、令和元年度の時点では、537億6,000万円、執行率として元年度末では95.3%の達成率ということになってございますので、今、状況は、大分大きく進展しているのではないかなというところがございます。

残る基金でございまして、やはり事業として進捗が進みますと、どんどん進みますと、不用額とか、精算で発生する額もだんだん分かってまいりました。現時点では、約50億7,600万円、基金にこれから活用する基金財源として、今、確保しているという状況になっておりまして、今年度、返済すべき金額、それから、次年度以降に残る金額、これを計算いたしますと、返済する部分が約8億6,000万円になります。それから、令和2年度事業が18億6,000万円ですので、今年度にわたってまだ引き続き基金として約30億円ちょっとぐらい、まだ必要だということで、今、基金の管理を行っているという状況にあります。

以上です。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） これ以上問いただしませんけれども、いずれにしましてもこういう時代の

中で、計画が完遂するなどしてもテナント、あるいは、出店という状況にはなかなかならないのかなど。そういったような現下の経済状況も見極めながら、きちんとした形で進められるよう、あくまでも行政として今後、県当局と連携を取りながら事業の進捗を図られたいということも希望しております。

復興としていろんな施設ができましたけれども、昨日の危機管理監の答弁にもありましたように、例えば、防災センターの来館者数は、令和元年度7,500人、令和2年度6月1,100人、物は造ったけれども、訪れる人が少ない。できれば、防災教育として、西村議員から提案があったように、小中学校、保育所、幼稚園、児童生徒をあの場で研修とか、利用方法ですね。造ればいいじゃなくて、ハードではなく一番大事なのはソフトでありますし、避難デッキにしてもしかりであります。そういったようなところからするならば、今の、例えば、桂島の集団移転地区の整備について、後ほど、同じ会派の土見議員が質問されると思いますけれども、十分島民の方々と話し合って、どうすれば皆様方の元気に供せられるのか、また、すばらしい事業になるかと、やっぱり話し合いということが、私は、大事なのではないかなと感じておるところであります。

次に、第6次長期総合計画になりますけれども、基本構想素案を示されましたけれども、非常に難しいというか、情報化、デジタル化とか、あるいは、SDGsとか、非常に難しい概念が、随所に、例えば、ソサエティー5.0とか、こういったような視点を持って長期総合計画をつくるのはいいですけれども、実際、今までの計画と根本的にどこが違うのか、策定の基軸というか、どこが違うのか、それを一言でお願いします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今、一言でというところちょっと難しいわけですがけれども、やはり東日本大震災とか、あるいは、今回の新型コロナウイルス感染症問題とか、本当に当初予想できなかったような新たな危機に直面した場合に、柔軟に対応できるまちづくりを進めていくということも、まず、必要だろうと、大きく変わる視点の一つとしては、そういったことがあるかと思えます。

また、2つ目としては、今、ご紹介いただいたようにSDGs、これは、やはり誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた持続可能な開発目標ということで、あらゆる17の目標が、様々な分野での指標になり得るのかな。そういったものを取り込む必要があるというのが、2つ目の視点。

3つ目としましては、やはり人口減少とか、少子高齢化社会が進展して、大きな変革期を迎えるに当たって、やはり協働・共創によるまちづくり、こういったことを市民、事業者、行政が、これまで以上に深くつながっていった進めていく。こういったことが、大きな視点と捉えております。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 内閣府の地方創生推進事務局で、いわゆるSDGs、未来都市に関する構想を今、募集しているところです。県内では、仙台市、石巻市が、応募に応じて、採択されているようでありますけれども、これを長期総合計画の中で生かす場合、一番大事なポイントというのは、どういうところが一番大事なんですか。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 今、ご紹介いただいたように、SDGsの未来都市構想ということで、県内でも複数の都市が、手を挙げて、それぞれ計画を策定し、進めているところでございます。

本市においては、まだ、そちらに名乗りを上げている段階ではございませんけれども、やはり先ほども申したとおり、17の大きな目標がある中で、とりわけ塩竈市の場合ですと17の目標のうち、海の豊かさを守ろうというような目標などがございます。こういったことは、やはり地政学的に海に面して、海からの恵みでこれまでなりわい、暮らしというものを営んでまいりました塩竈市にとって、非常に大事な項目だと思いますので、そういったものを含めて、あらゆる目標について、やはり指標として活用していく、そういったことを長期総合計画の中でも一定程度評価指標的なものとして取り組む、取り上げていく、そういったことも必要になってくるのかなと思っております。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 先ほどの話に戻りますけれども、であるがゆえに結局は、この考え方というのは、一人一人今ある自然をとにかく最大限尊重し、大事にして保全して、次世代につなげましょうということなんです。もっと基本の基本なんですね。ただ、それが、横文字でやっているだけであって、それをやっぱりこれから分かりやすく計画の中で。ですから、先ほど、私、提案しました塩竈の魅力10のうちの種というところで、島、神社、魚、海、公園、これをどうするのというのが、私は、この理念に基づく長期総合計画の策定だと思いますので、その辺のところの考え方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次に、震災が、復興が10年で、迎えてやれやれというときに、今度はコロナの問題が起きました。現在まで国内の感染者が、19万人、塩竈でも昨日の段階で63例の報告がされています。単なる疫病が発生して多くの犠牲者が出た、そのために経済的な混乱が起きたというのではなくて、これから何を学び、今後、何につなげていくかということが、大事なことだと思うわけです。

そういう意味で、まず、まちづくりの視点について、今回のコロナ禍の中で、どのようなことを考え、今後のまちづくりに生かそうとされているかをお尋ねします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） コロナ禍により、大きな変化があったわけでございますけれども、そこからどんなことを学んだのかと、どのように行政施策として活用していくのかということでございますけれども、新型コロナ禍を経験しまして、我々行政としましても予測することができない新たな危機に直面した場合、いかに冷静にかつスピード感を持って対応できるかということが、大変重要であるということを改めて認識させられたところでございます。

この新たな危機の対応に向けまして、市民生活への影響を最小限にとどめるため、予測することが困難な危機に直面した場合でも柔軟に対応できる体制づくりが、非常に重要であると捉えておるところでございます。このことから各種事業を実施するに当たっては、柔軟に軌道修正できるような環境整備を努めるなど、強くしなやかなまちづくりを意識した行政運営に努めていくことが、必要であるということを認識したところでございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） これまで、生活支援ということを積極的になされてきたことに対しては、評価をしておりますし、市民の方々も大変感謝しております。

市長、割増商品券第2弾、今日発売ですね。ところが、売り切れです。私が、たまたま行った取扱店では、売り切れ。それだけ非常に関心が高いし、市民の方も待っていた。ぜひこういう時世だからこそ、例えば、地域通貨とか、塩竈独自の通貨とか、今後、そういったようなお考えは、ありませんか。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） つい先ほど、担当部署から商品券の今の販売状況について、報告を受けたところでございます。新たな売り方として、審議会の皆様方からご指摘いただいたとおり、少しでも皆様方の近いところで買えることができないかというご指摘で、職員が考えて、コ

コンビニエンスストア、あとは、郵便局という形で、新たな販売のやり方を取り入れさせていただきました。日にちを分けております。密にならないようにという配慮もございますので、そういった形で新たなことをさせていただきました。僕とすれば、今回、2回目の10割増しの商品券の販売ということも、もうゴールデンウィーク周辺から、コロナは、長期化するという前提の下に2回に分けてやりましょうということで、今般、させていただきましたが、一番大事なのは、市民の方々にどのように利用していただけるかということだと思いますが、その一方で、職員の方々が、新たな取組にチャレンジをしていただく。挑戦をしていただく。審議会の皆様方からご指摘をいただいた様々なご意見をどのように解釈をして、すぐ次に生かしていくか。こういったところが、非常に大事だと思っています。

商品券の10割増しですから、皆様方にぜひ全て活用していただきたいと思いますが、次の地域通貨というご指摘でございました。

昨年か一昨年か、竈コインということも取り入れられたようでございますけれども、とにかく、いろんなことの積重ねの中で、新たなアイデア、新たな工夫、地域の方々が、どういうことを望んでいらっしゃるか、こういったことを職員一人一人が、しっかりと今の経験を踏まえながら次に生かしていく、その延長線上に地域通貨というものもあるんじゃないかなと考えております。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） ぜひ、市民の方々が、大変期待している部分でありますので、今後、他市にないような新たな施策を構築されることを期待しております。

そういう中で、新型コロナに行動が制限される。塩竈のような坂が多い町なかでは、私、前から指摘しておりますように、独自の交通システム、先ほど言った未来都市の場合でも、例えば、カーシェアリングとか、あるいは、デマンドとか、そういったような制度を導入して、そのまちらしい交通システムをつくっているのが出てきております。塩竈におきましても100円循環バス、あるいは、しおナビ、あるいは、NEWしおナビ、こういう交通手段であります。ぜひこれをさらに使い勝手のいい広いものにしていく。また、将来、増えるであろう高齢者のために、買物難民、なかなか買物にも行けない、そういう方々のために足となってつくる。例えば、先ほど言ったカーシェアリング、乗り合い、そういったものの制度化というものをこれから考える必要が、出てくるのではないかと思いますけれども、どうですか。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 交通システムについてのご質問ということで、頂戴しました。

今、本市の100円バスでございますけれども、しおナビ、あるいは、NEWしおナビの運行につきまして、いろいろこれまで拡大して、市民の方々のサービスの充実ということで努めてきたところでございます。これを例えば、拡大する方向性とか、あるいは、今、質問がございましたとおり、他自治体にありますようなデマンド制の導入ですとか、そういったことの質問かと思えますけれども、まず、今回、コロナ禍で、非常に100円バスの利用の状況が、少なくなってきた状況がございまして、利用料金100円を徴収、頂きながら、運行しているところでございますけれども、これが、やはり100円の使用料に対して、運行経費というものが、その1.2倍近くかかるとか、そういったような状況が、ちょっと今ございます。こういった状況が、どうこれから続くかどうか分かりませんが、そういった財政負担が、生じている状況がございまして、これからの運行につきましては、これまでも課題としてありましたけれども、他の交通事業者の方々の意見を十分にお伺いしながら、本市の全体の交通事業体系、こういったものに配慮していく必要があるんだろうと考えておるところでございます。

また、デマンド制のタクシー等々につきましては、これも従来からの答弁でお示ししておりますけれども、一般的には、市域の面積が広く、路線バスでは、地域全体の交通網をカバーできないような自治体においては、メリットがあると言われておまして、本市のように市域が狭く、人口密度が高い場合には、今のような定時定路線のバスが、適すると言われておるところだと思います。

大きな課題としましては、やはりこれから高齢化が進んで、出歩くことが、なかなか難しくなることはございますけれども、あらゆる交通体系全体のバランスを見て、これから考えていくということが、引き続き必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） この問題は、大分前から論議しておるわけで、要するに、やるか、やらないかの問題、それからあと、いろんな規制については、規制緩和ということ国なり関係省庁に働きかける、そういったような、やはり塩竈らしいまち、そのための交通システムというものをやっぱり早急に立ち上げるべきだと。先ほど言った魅力の一つに、公園、例えば、伊保石公園の前までに、例えば、循環なり、あるいは、しおナビなり、NEWしおナビが行

けば、子供をつれたお母さん方が、遊びに行けるわけです。

そういったようなことで、やっぱり全体の調査をしながら、どうすれば市民の方々が、喜ばれるか、何を望んでいるかということをやはりきちんと把握し、行政に反映させるのが必要かなと。ですから、コンパクトシティではなくて、個、個人の個に光を当てて、それを行政にいかん反映させるかということの視点が、私は、大事なのかなと。環境が、塩竈は整っているんですよ、他市に比べて狭いし、山、坂の形状だし。また、そういうものを望んでいる方々が、非常に多い。そして、今、団地が北部のほうにっていますから、そういったことで、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、医療についてですけれども、今回、このコロナ禍によって、公立病院として、市立病院の果たすべき役割、また、果たした役割というのは、私は、非常に大きいのではないかなと思います。新型コロナの指定病院には、なっておりませんが、やはり熱が出た、市立病院に行けば後方支援もしっかりしているし、市立病院に行こうということで、発熱外来が一番多かったと理解しています。今後の市立病院の経営にとって、今回の一つの出来事でどのような経験をされたか。そのところをひとつ伺います。

○議長（伊藤博章） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 今回、やはり感じたところなんですけれども、1つ例を挙げさせていただきますと、やはり皆様からの、患者様からの相談件数というところを1つちょっと例に挙げさせていただきたいと思いますが、例年、相談窓口というのを市立病院で設けております。その中で、今までだと、昨年だと月26件、30件ぐらいの問合せが、毎月来ていたんですけれども、実は、今年になってからは、月50件程度になりまして、実は、第3波が見えた10月には、80件という件数になっております。中身は、ほとんどが、やはり自分の疾病の状態とか、今、新型コロナがはやっている不安というものに対してのご質問が多かったと。これに対しまして、うちの看護師が、一つ一つ丁寧に答えさせていただいたと。そういう中で、改めて公立病院として一人一人の患者様に寄り添うといえますか、そういったところの視点が、非常に大切であり、それをできるような職員の意識の改革というのをもっとやるべきなのかなというところを感じました。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 私は、まさにそこだと思います。塩釜保健所管内の病院は、22病院ございますけれども、その中でも公立公的病院は4病院、塩竈管内では市立病院だけということで

ありまして、やはり不安を抱いている圏域の方々が、どうしてもやはりちゃんとした組織ということでの市立病院に対する依存度というのは、非常に大きかったのかなと。それが私は、圏域における基幹病院だと思えます。

さきに、今回の経営計画の中でも示されておりますように、療養型病床をやめて、地域包括病床を増床したと。そして、地域包括ケアシステムと連携だと。非常に時代を先取りしたやり方だなということで、医業収益も黒字、その辺のところ、これからの大きな塩竈の市立病院の使命かなと思うわけであります。

厚生労働省が、前に示した統合、再編の問題にしても、個々の病院のことを言っているのではないと。その圏域の中で、どのような連携を取れるか、それを検討しなさいと。その中で、再編、統合ということを出しているわけであって、この圏域の中で再編、統合というか、それを踏まえた連携の協議は、されていますか。

○議長（伊藤博章） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 今回、評価委員会の中にも県の医療政策課の担当も来ております。我々が、昨年から取り組んでいる、今、ご紹介のありました地域に密着した在宅、あるいは、地域包括ケアを中心とした病棟機能というのは、やはりこの地域においては、不可欠であるというようなご理解をいただいているというところでございます。この件に関しましては、地域包括ケアに移る際にも、医師会の役員会の中でも、私たちが行って説明をして、ご理解をいただいているという状況でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） いずれにしても歴史ある塩竈市立病院、以前は、結核病棟も抱えておったということもありますし、やっぱり地域の基幹病院としての牽引役でもありますので、医療従事者の方々は、大変な努力をされているのを見たり聞いたりしておりますから、なお、これからも職務に精励していただきたいと思えます。

次に、今回のコロナ禍の中で、一番商店街が、非常に大きな打撃を受けた仲卸、実は、私、今日も今朝も仲卸に行ってきましたが、ようやくお客さんが戻りつつあります。今、仲卸では、若手経営者が中心となって、どうすれば仲卸をもっともお客さんが来るようにできるのかということを検討されているようでありますけれども、一方、新しくできた塩竈市魚市場の1月から11月までの水揚げ量、金額は、どうなっているか、それを教えてください。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 魚市場の水揚げの見込みということでございます。

昨日、西村議員からのご質問にもご答弁させていただきましたが、今年1月から12月までの想定ということでお答えをさせていただきますが、見込みとしまして75億円の見通しということで立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 私が聞いたところでは、残念ながら昨年度よりも数量、金額とも落ちていると。場合によっては、大台は切るだろうと。その理由というのは、冷凍搬入が少なかったということ。せっかく40年来の念願で卸売機関が一つになって、そして、新たな会社になったわけですから、そういう意味では、前から指摘されておりますように、前浜物、近海物、あらゆる魚種ととにかく揚げるという経営努力をこれからますますやらなければいけない。その点、地場があって、そして、仲卸だということの連携を図っていかなければいけないのかなと。これは、市長もみやぎの台所ということを言っていますので、これについては、期待して、さらにまた、EU向けのHACCPということで、これは私は、一つのブランドになると思いますので、これにつきましても承認認証取得後、全国に発信するような形で我々は、期待しているところであります。

時間が、押しておりますので、次に人づくりということで、学校教育に移らせていただきます。

学校教育、3月2日に休校宣言がされて、6月1日再開したわけですがけれども、この中で、今、ニュースを見ていると、オンラインで休校中にやっていたと。塩竈の場合、オンラインでの授業というか、テストはあったんですか。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 4月、5月と臨時休業中も各校でのオンラインを活用した動きでございますけれども、杉の入小学校で、一部のクラスでオンラインによる学級活動を実施しております。あとは、第二中学校で、動画共有サイトを活用して、体育の中での体づくりとか、英語のリスニング問題等を動画で流して、子供たちに見てもらったところでございます。ただ、これは、本当に一部の、まだ完全にハード面が整備されておきませんので、一部の学校で一部の試みという形で実施したというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 新たな授業スタイルということで、いろんな現場でもいろいろご苦労があったと思いますけれども、私、聞きたいのは、2018年度から文部科学省が1,800億円でG I G Aスクール構想を公表して、今、2022年度が最終なんですけれども、本市におきましても、6月議会で予算化されました。実際、ネット環境、それから、タブレット、そういったような配付というのは、どのようになっているんですか。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） この議会の中でお認めいただきましたG I G Aスクール構想に関しまして、各学校でまずは、ネット環境の整備を今、計画を進めているところでございます。あとは、1人1台端末に関しましても準備を進めておりまして、ただ、3学期に入ってから各学校には、ある程度1人1台端末は入りますけれども、あとは、そことネットをつなげていく形を準備していきまして、4月、新年度から完全に活用できるような状態というところでございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 一番懸念されるのは、教える先生方のスキルの問題だと思いますけれども、それからあと、経済格差といいますか、家庭によっては、ネット環境がある、あるいは、ない、そういったようなものもどういった形で配慮しながらやろうとしているんですか。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） まず、教員のスキルに関しましてですけれども、昨日も申しましたとおり、各市の中で、市教育委員会で研修会をこれまで数回実施しております。あとは、県教育委員会でも今後、様々な研修会を設けていきますので、その中で、一気にスキルを身につけるということは、なかなか難しいかもしれませんが、先生方が、徐々に活用しながらいい方向に持っていけると考えております。

それから、家庭環境のネットですけれども、こちらも今、それぞれの家庭環境の状況を市教育委員会で把握して、ネット環境になかなかつながない家庭に関しては、モバイルW i - F i等を配付してという形で対応していきたいと考えております。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） それらの配慮方、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

いろんなこういう情報化時代ですから、そういったようなツールを使うのは、否定するわけ

ではないですけれども、逆にアクティブラーニングの中で出ているように、やっぱり子供たち一人一人の個性に光を当てて、そして、自由発想の下で授業をやる、そういったようなものが、ある日突然、タブレット端末でパタパタパタパタと機械でやられて、すぐAIが答えを出して、そういう今までの流れとどうなんですか。

私、以前、秋田県皆瀬村の小中学校を見たんですけれども、本当に子供たちが中心なんです。子供が先生になっている。塩竈の場合、浦戸がそうです。浦戸小中学校がそうです。運動会には、地元のじいちゃん、ばあちゃんが参加する、浜に出て地引き網をしたり、あるいは、田植えをしたり、稲刈りをしたり、船の中では、船勉、勉強したり、それで、子供らは、生き生きとしている。そういったようなものが、本来、私は、あるべき教育だと思いますけれども、それはどうなんですか、市内では。市内でそういったようなやり方を採用というか、確かに教育大綱に載っています。地元の人たちとの交流とありますけれども、その辺の考え方というのは、どのように思っていますか。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） ICTが入ってきて、それをどう活用していくかというところは、まず、一つの、それが全てではなくて、授業を進めていく中での道具としての活用が、やっぱり基本になってくるかなと考えております。

そして、もう一つ、子供たちが、主体的に学んでいく姿、浦戸中学校は、小規模特任で、あのような形でやっていますけれども、それは、本当に重要な授業の進め方とは、考えております。

ただ、もう一つ、抑えておかなければならないところは、基礎、基本の定着というのは、必要な部分であって、それは、やはり教師が中心となって確実に基礎、基本の定着をするということをまず、大前提として行う。その次に資質向上のための思考判断表現力を身につけていくためには、子供たち同士で学び合いをする場の設定というのが、必要になってくるのかなと。それが、本市で進めている学びの共同体が、その一つであって、子供たちといろいろな意見を交わしていくというところがございます。その中に、タブレット端末を使いながら、子供たちと意見交換をする、自分たちでプレゼンをまとめて、みんなの前で発表する、さらに、そこにまた、それぞれの考えをぶつけていくという形で、授業を進めていけたらいいのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） ありがとうございました。

昨日も同じ答弁をいただきまして、理解したところでありますけれども、学校教育に関しては、昨日、教育長の答弁にありましたように、全国学力テストについても、小学校については、全国平均を上回った、中学校ではその差が縮まったということで、成果が発揮されつつあるのかなと理解はしているわけです。

一方、社会教育で、例えば、スポーツ関係とか、あるいは、社会教育について、やはりどうしても、市民のアンケートを見ると、施設が少ないとかとなっているんですけれども、その辺のところについて、教育委員会としてもっと声を上げてもらいたい。例えば、県営ですけれども、中の島公園スポーツ広場、ペンペン草が生えて誰もいない状況なんですけど、せっかく造ってももったいないという気がします。もう少し、社会教育について、教育委員会としてもっと私は、声を上げるべきだと思いますけれども、どうなんですか。

○議長（伊藤博章） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩） お答えいたします。

今回、特に屋外スポーツ施設につきましては、市民の皆さんの活動の場が、制限される中、感染対策を講じた上で、安心して活動いただける場所であると考えております。このことから、多くの方に屋外スポーツ施設を利用していただくために、ホームページなどを活用して利用案内の周知に努めるとともに、施設利用に当たっては、紙ベースの申請からデータでの申請の検討など、利便性を高める工夫を行って、屋外スポーツ施設の利活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） これについては、市長権限でもありますけれども、市長もこのようなスポーツ関係とか、そういったものに対して、例えば、施設が足りない、どうするかということにもしてお考えがあれば、お答え願います。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 今のご質問に対しましては、数がどのくらいあるかというよりも、どのくらい市民の皆様方にご活用いただけるかという視点が、物すごく大事だと思います。また、コロナ禍におきましては、やはり外で活動をしていただける、この一つの安心感というもの

が、あろうかと思えます。

市内の公園、もしくは、スポーツ施設等々を見回してみますと、数はあるけれども、なかなか活用されていないという状況の場所が、多々あると思えます。先日も伊保石公園に約1時間、3分の1程度拝見させていただきました。起伏が激しいということもございしますが、その一方で、いろんなことが、分かりました。水は通っていないのかなと思ったら、梅の宮浄水場の余剰の水が、水路として流れておって、途中の場所には、水車小屋もあって、大変すばらしい環境だろうと。その一方で、なかなか高齢の方や小さいお子様方には、使いづらいただろうということも見えてまいりました。いま一度、そういった土地の再利用なり再工夫というものは、絶対に必要になってきているなど感じているのと同時に、その頃と併せていろんな若いご家庭の方々から、何で塩竈市には伊保石公園があるのに、加瀬沼公園に行ったりしなくてはいけないんだということをおっしゃっている若いご家族の方が、複数名いらっしゃいました。そういったことを総合的に考えたときに、やはり今後、こういった今ある施設をどのように利活用させていただくことで、再生させていくことで、市民の方々に利用しやすい状態の公園に再整備できるのかというものを真剣に考えていきたいと思っておりますし、折しも、来年市制施行80周年と、一つの節目を迎えさせていただきますので、80周年にこういった状況の都市公園、公園について、市民の方々にアピールするいいチャンスではなかろうかとも考えておりますので、伊保石公園を含むあまり利用されていない様々な公園についてもその波及の中で、今後、塩竈市が、単年度で整備するのは、大変難しいと思えますが、5年後、10年後、時間をかけて皆様方に利活用していただける、逆に親しんでどんどん活用していただけるような工夫というものを議員の皆様方からもいろいろご指導いただいて、例えば、キャンプ場を造るとか、芋煮ができるようにするとか、平場を造って、そこでバレーボールをやったり、バドミントンをやったり、そういう空間もぜひ必要だなと考えていますし、あの場所については、お子様、若い世代だけじゃなくて、おじいちゃんやおばあちゃん、または、障がいをお持ちの皆様にも、塩竈の唯一残る大きな自然体、浦戸もそうでございますけれども、自然だと思えますので、いろいろ今後、皆様方とご相談して、よりよい環境ができるように考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤博章） 山本議員。

○8番（山本 進） 最後に、賢者、賢い人は、歴史を学ぶと言われます。今回のコロナ禍、それから、10年前の東日本大震災、100年に1度あるか、ないかという大変なことにぶち当たっ

たわけですけれども、これは、単なる事実、あるいは、経験としてではなくて、やはりここに何を学ぶかということを深く探求し、次世代にこのことをきちんと伝えていくというのが、非常に大事なことです。そのためには、最も大事なものは、繰り返しますが、個、個人、個の価値というものに目を向けていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤博章） 暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。消毒いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（伊藤博章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃）（登壇） オール塩竈の会の志子田吉晃です。令和2年12月定例会におきまして一般質問の機会をお与えくださった先輩議員並びに同僚議員、そして、関係各位の皆様感謝申し上げます。

2020年、日本漢字能力検定協会から、今年1年の世相を表す漢字の第1位に密、秘密の密という字が、選ばれました。世界中が、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた1年となりましたが、3密という言葉が提唱され、生活行動様式が、密にならないようにと国民が、意識し続けております。

ご存じの方がほとんどだと思いますが、密の意味は、ひそかに、他人に知られないように、隠れながら物事をするということだそうです。1月には、中国発の新型コロナウイルスがひそかに国内に潜入してまいりました。6月末に香港に対して、国家安全維持法が発令されました。密会や密偵、密告が懸念されます。9月に突然、内閣が解散され、菅新内閣が発足いたしました。密約や密室政治にならないことを希求しております。

新型コロナ感染症が、蔓延する中、11月にアメリカの大統領選挙が行われ、世界中から注目を集めています。ひそかに他人に知られないように選挙内容を変更するドミニオンという投票機械が疑われております。日本の主流マスコミでは、アメリカ民主党のバイデン氏が、次期大統領に確定したと報道されておりますが、大統領選挙は、まだ終わっておりません。アメリカ合衆国憲法の規定では、大統領選挙の結果の確定日は、1月6日です。そして、現在、

合法的な票のカウントとなるよう、選挙は、最高裁への法廷闘争、憲法闘争となっています。

アメリカで起きていることは、日本に非常に大きな影響を与えます。特に誰が大統領になるかということが、物すごく影響してきます。当然、塩竈市にとっても市民生活に大きく反映してまいります。日本国内には、米軍の基地があります。成り行きによっては、日本国の安全保障に重大な影響を及ぼします。主流マスコミの報じているとおりにこのままバイデン氏が、大統領に就任された場合、グローバリズム陣営の勝利となり、結果的には、米国の民主主義が中国共産党に敗れたということになるのではないのでしょうか。

一般質問の1番目、公正で透明な選挙制度について、お伺いします。

選挙は、民主主義の基本原則です。公正な報道がなければ、正しい情報がなければ正しい判断は、できません。真実を知らなければ正しい判断は、できません。また、民主主義の維持のためには、公正な選挙制度が必要です。思想、信条、言論の自由が必要です。具体的な質問項目として、民主主義の維持と選挙制度の背景について、お聞きしますので、当局の考え、市長のお気持ちをお聞かせください。

公職選挙法の本質と具体的な規定など、2項目目以降の設問については、自席から質問させていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 11番志子田吉晃議員の一般質問にお答えを申し上げます。

公正で透明な選挙制度についてでございます。

私からは、民主主義の維持と選挙制度の背景についてでございますが、日本の選挙制度の歴史は、明治22年に大日本帝国憲法が公布され、その翌年には、衆議院選挙が我が国で初めて執行されました。しかしながら、当時は、満25歳以上、直接国税15円以上を納める男子にしか選挙権が、認められない制限選挙でありました。その後、民主化への機運が高まり、先人たちの強い意志と行動力によって、昭和20年には、女性の参政権が認められ、満20歳以上の全ての国民が、選挙権を有する完全普通選挙が実現をされました。また、翌年には、日本国憲法が公布され、昭和25年には、公職選挙法が制定され、近代選挙制度の幕開けとなったところでございます。

我が国にとっての選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものであります。このことから、公職選挙法では、日本国憲法で定める選挙の基本原則である普通選挙や平等選挙、秘密選挙や直接選挙など、自由な意思に基づいて投票できることな

どの条件が、満たされるよう、様々な決まりを規定してございます。したがって、日本国憲法の精神に基づく公職選挙法が、公明かつ適正に執行することこそが、我が国の民主主義の維持につながるものと考えます。

私からは、以上でございます。

○議長（伊藤博章） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。選挙制度の歴史から、憲法絡みで流れを説明していただきました。

本当に民主主義制度、これを守る根幹をなすのは、正しい公正な選挙制度があつてだと。これが、もしも不正選挙になったとすれば、この民主主義制度そのものが、終わってしまう。そういうところまでのことを私は、危惧して質問いたしました。

塩竈市とか、日本の場合ですと、そんなに不正選挙というのは、聞かないんですけれども、先ほど、私が壇上で述べた大きな国では、いろいろあるみたいなので、そのことについて、私もちょっと心配しておるんです。

結局、世界はつながっておりますから、アメリカの大統領選は、関係ないと言われても、それが回り回って、特に国防問題、安全保障問題には、直接影響されます。そして、市民の生活が、回り回って影響されるわけですから、世界中の方が、固唾をのんで結果を見ている状況ではないかなと思ひまして、今年の2020年の年末の話題として質問させていただきました。こういう機会なので、選挙制度について、改めて質問させていただいた次第でございます。

今、市長から答弁していただいたので、本当に日本の選挙制度は、民主的にやられているということで、安心しております。それと、普通選挙の大正の時代のときから大分進んで、民主的な制度になっておりますし、ほかの国に先駆けて日本は、民主主義的な選挙で代表を選ぶという制度、これが、長い歴史を持っておりますので、ほかの外国にお手本になるような国づくりを選挙制度を維持しながらつくっていかなければならないのではないかと思うわけでございます。

この選挙制度の背景についてということですが、日本国憲法の学びとかということとは、民主制度は、結局は、その国の政治の代表者の独裁化を防止するという意味で、民主主義制度があると思いますが、そのために1人1票制ということで、民主主義制度を維持すれば独裁者は、現れにくい、そういう観点だと私は、理解しております。そういうことで、その独裁政治から防御するための民主主義制度ということについて、何かお考えがあつたら、

よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大変難しい質問でございます。

大きく考えるというよりも、僕の場合は、やっぱり一人一人の意識、意思等々が、尊重される世の中であってほしいと思っております。それぞれ国民一人一人が、考える民主主義、その在り方とか、考え方には、いろんな解釈があるかと思っております。ただ、選挙制度を通じて、私どもは、その意思が地域の中で、また、国政の中でしっかりと先々代が、積み重ねてこられたこれまでの歴史、重みをしっかりと受け止めて、これからも平等、そして、一人一人の人権が、尊重される世の中になるように、努力し続けていかなければいけないんじゃないかなとは理解しております。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 市長の立派な答弁を聞いて安心いたしました。

この公正で透明な選挙制度の2項目めの質問です。

公職選挙法の問題と具体的な規定についてという枠組みをつくってまいりました。

それで、公職選挙法のことを、今度は、選挙の中身なんですけど、どのようなことで、この民主的な制度を守ろうとするものなのか、その辺のところの制度的な仕組み、選挙権のこととか、その辺のところをお聞かせ願ひたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤博章） 伊東選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊東英二） お答えいたします。

公職選挙法は、日本国憲法の精神にのっとり、公選する選挙制度を確立し、その選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、民主政治の健全なる発達を期するという目的でございます。

具体的な規定につきましては、投開票所の管理者や立会人の設置など、選挙が公正に行われるための選挙事務全般に関する基準、それから、有権者に対しましては、期日前投票など、投票しやすい環境の提供、立候補者に対しましては、供託金制度や法定選挙運動費用の制限、選挙運動費用の一部を公費負担します選挙公営制度などを定めております。

また、政治活動や政治運動などを厳しく規制する規制の規定など、選挙が公明かつ適正に行われるよう、様々な規定を定めているところです。この法律が、日本の選挙制度を支えているということを認識しております。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。公職選挙法の中身についてのいろいろな公選制度とか、供託金のこととか、いろいろお話ししていただきました。

そういうふうな法にのっとって決まった方法でやるということが、この民主制度を維持する法治国家というんでしょうかね。そういうことで、その基になるのは、日本国憲法でしょうが、そのことでやられている日本という国は、本当に民主的な国家なんだなと思うところでございます。

それで、今の具体的規定のところでございますが、選挙が、投票が終わって、その当選人が、どのように決まるのか、その辺のところを、どういう状態になれば当選、あるいは、どういう状態になれば落選、あるいは、当選の取消し、そのような何か決まりがございましたら、選挙会というんでしょうかね。その辺のところの当選に関わる仕組みについて、教えていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 伊東選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊東英二） お答えいたします。

当選の決定、効力というところでお話しさせていただきます。

通常、開票後に選挙長が選挙会を開き、選挙立会人の同席の下、選挙長が当選の決定をするものでございます。

なお、この決定後、選挙管理委員会報告、直ちに当選人に当選した旨を告知しまして、そして、告示をすることにより、その時点で当選の効力が発生するものでございます。

一方で、当選が決まった後に無効とされる場合もあります。例えば、被選挙権の喪失による当選人の失格、それから、当選人の選挙犯罪等による当選人の失格などがございます。それからまた、選挙会におけます当選、落選の決定には、当選人の告示の日から14日以内に異議申立てすることが、可能でありまして、この当選争訟で当選無効が確定した場合にも失格になるということがありますので、様々な当選の失格という要件もございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。選挙管理委員会さんだから、本当に詳しく説明していただきました。ですから、マスコミでよく当確とかというときは、まだ当選に

なっていないと。選挙会が終わって認定されて、当選証書をもって当選となるという仕組みだと私は、今、聞いて思いました。

ですから、また、アメリカの大統領のことを言ってあれなんですけれども、そういう意味では、1月6日までは、今、言われた当選ということからするとまだ決まっていない状態だということになるのではないかなと、このように思っているわけでございます。

続いて、3番目に、今、失格のところ、選挙犯罪とかがあると失格になるという答弁でございました。やはりそのようなことがあった場合は、根本的にその当選は、取り消されるというのが、スポーツの世界でもドーピングしたら、幾らいい記録をつくっても失格、ゴルフで言えばスコアカード、6で上がったところを5と書くと、多めにはいいんですけれども、少なく書くと失格になると、スコアカードにおいてはね。そういうことがございますので、そういう選挙犯罪の場合は、取消しになる可能性がある。そういうことで、1月6日までは、まだ分からない状態かなと私は、認識しております。

この選挙制度の3問目なんです、それで、選挙に不正が起きれば、もう台無しになるということでございますので、塩竈市では、どのように不正選挙のための防止策が行われているのか。来年は、衆議院議員選挙、任期満了になりますので、確実に選挙があります。そういうことで、不正選挙防止のための方策ということについて、お聞きしますが、塩竈の選挙管理委員会では、どのような対策を立てているのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博章） 伊東選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊東英二） お答えいたします。

本市が取り組む不正防止策についてなんですが、公職選挙法に基づき、投開票所には、立会人を置くことになっています。選挙が適切に行われていることを監視するというものでございます。それから、電算システムの活用によりまして、期日前投票所や当日投票所においての二重投票の防止、そちらに努めております。また、警察とも連携させていただきまして、投票所や投開票所内の秩序維持や市内巡回による選挙違反の取締りなどをしていただいているところでございます。今後とも、なお一層、公明かつ適正な選挙執行に向けて取り組んでまいりたいと考えています。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。不正があったから聞いているわけじゃな

くて、不正がこれまでもなかったし、これからは起きないようにということで質問していますので、一応、念のため。

それで、不正防止のために、最近の選挙ですと期日前投票の割合が大分多くなってきていると思います。昔は、不在者投票でも理由がないとなかなかできなかったんですけども、今は、手続きが簡単に期日前投票ができるようになりました。

それで、入場券カードを持ってきて、投票するわけですが、いろんなところから1か所のところに集まって投票されると、果たしてその入場カードを持ってきた人に本当に投票権があるのかどうか、本人であるという確認は、どのように取られるか、ちょっと心配なところがあるんですが、どのようになっているのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 伊東選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊東英二） お答えいたします。

国からの指導では、通常、投票入場券により、本人を確認し、入場券を持参しなかった場合、氏名、住所等の確認をし、公的機関が発行した身分証明書を提示を求めることなどが、有効であるとしております。そのことから、現在、本市においての本人確認については、投票所入場券を持参していただき、この入場券に暗号化して記載した基本情報を基に照合し、必要な確認を行っているところです。また、入場券を持参されなかった方については、氏名、住所、生年月日などを聞き取りしながら、場合によっては、身分証明書の提示を求めるところなども想定し、対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。しっかり対応していただきたいと思います。

それで、身分証の提示なんですけれども、やはり今の説明ですと、入場券を持ってこなかった人の確認だけじゃなくて、持ってきた人に本当にそうなのかどうかということが、これから必要になってくることもあるかもしれませんので、その辺のところを正しい選挙を行って、民主主義を守るという考えであれば、そのようにこれから選挙の投票の際は、身分証明書になるような形にすべきじゃないかなと、私個人的な考えですけども、そのような方策も進めていただきたいと思いますが、すぐにはいかないかもしれませんが。

それから、開票所のことで、不正がもし起きたら大変なことになるので、その辺のところの開票所には、防犯カメラみたいなものなんかでちゃんと記録なんかは、されているとは思

ますが、どのようにして開票の正確さを証明されるような仕組みになっているか、お聞かせ
願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 伊東選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊東英二） お答えいたします。

開票所における不正防止ということ、監視ということでしょうか。

開票所におきましては、開票立会人制度というのがございまして、まず、最終的には、その
票の確認等についても立会人さんにご確認いただきながら確認するという内容です。

また、もちろん、当然、票の確認だけじゃなく、開票所内の監視もしていただいているとい
うことになりますので、そういったことで、監視しているということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。やっぱり正しい投票で正しく選ばれた人
でないと結局は、当選といっても代表としてはふさわしくない扱いをされることになりま
すので、やっぱり正式にちゃんと認定される、そういうことが必要だと思って聞きました。

以上で、選挙関連の質問を終わらせて、2問目の新型コロナ感染者の情報提供について、お
聞きします。

1番目に塩竈市内の発生状況についてということでございますが、何か昨日、答弁からいた
だいたんですけれども、県内の感染者の累計は、1,580人、病床利用率は、47%だと。そして、
世界中では、7,285万人がかかって162万人が現在まで亡くなったということでございます。

それで、塩竈市の発生状況について、どのような状態なのか、ほかのところに比べて多いの
か、少ないのか、その辺のところの発生状況をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願
いいたします。

○議長（伊藤博章） 草野新型コロナウイルス感染症対策専門監。

○市民総務部公民共創推進専門監兼新型コロナウイルス感染症対策専門監（草野弘一） それで
は、具体にお尋ねですので、私から、お答えします。

まず、本市の罹患者の発生状況について、お話しさせていただきますが、本市では、6月22
日に初めての患者さんが確認されまして、昨日も1人いたということで、今日現在で64名い
らっしゃいます。

議員ご指摘のとおり、この64名という数字は、県内では、結構高い位置に位置しております。

私どもとしては、やはりその要因は、大都市であります人の往来の激しい仙台市にそこから中心としまして近接している市町にやっぱり感染者が多いと。本市を含めた仙塩地区に集中しているということになりますので、そういった要因から、県内比較しますと、高い水準にあるということをご報告申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

やっぱり二市三町は高いんですね。だから、人口割、ほかのところも10万人当たりどのぐらい出ているかということにすると、仙台市の人口とかかった患者数、それから、塩竈市の人口とかかった人の人数と人口で割ったら、塩竈のほうが高いですね。それから、二市三町、多賀城も七ヶ浜も利府も人口割合からすると相当高い。ですから、ひよつとすると宮城県の中では、仙台市よりもこの辺の塩竈近辺のところ、一番罹患率が高いんじゃないかなという気はしますけれども、その辺のところは、どのように分析されていますか。

○議長（伊藤博章） 草野新型コロナウイルス感染症対策専門監。

○市民総務部公民共創推進専門監兼新型コロナウイルス感染症対策専門監（草野弘一） 志子田議員、詳しく分析なされているなと思ひまして、関心するところでございます。

議員ご指摘のとおり、数的にいいますと、本市は、県内で5位という形にはなるんですけども、10万人当たりの患者数を見ますと119人という値になりまして、県内で1位という、10万人当たりになると1位という水準になります。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。私の悪い予感が的中してしまいました。

しっかりと対策しなければならないと。それと、対策といっても、なった人を後追いで調査しても対策にはならない。やっぱり根本原因を突き止めないと、感染経路の根本原因のところで遮断しなければ駄目だと思いますが、日本の国内では、新型コロナ感染者を増やさないためにたしか3月に外国人は、日本に入れないように規制すると。それから、4月頃から特段の事情ということで、特別な理由のある方は、入ってもいいですよとなって、外国人も入ってきました。それから、8月には、向こうの出発地でPCRを受けて、日本の国内に入ってきたときもPCRを受けて、オーケーであれば入国してもいいですよという制度になりま

したが、このところ、今、日本では、冬場になったから患者数が増えているんですけども、11月から急に患者数が激増してきた。この原因は、11月1日から入国管理局では、PCR検査をしなくてもいいですよ、向こうを出国するときも検査をしなくてもいいですよ、どうも制度が変わったみたいですよ。それで、入国管理の規制の仕方が、今、日本の患者数の棒グラフと一致するんじゃないかと発表されているかと思われまます。

その辺のところ、根本対策、そこをやっぱり塩竈市でばかり言っても無理なので、国で根本的に規制してもらわないとこれは、収まらないと思いますけれども、でも塩竈の市議会ではどうしようもないものですから、その辺のところを政府に要望という形になるんでしょうか。きっちりとおりにPCRを受けて、オーケーで、日本に入ってもオーケーな人しか入れない、そのようにまた制度を戻してもらわないと、外国人は、来ていません。日本のマスコミでは、一切そういうことは、報道しませんので、なぜなんだろう。外人は、入っていないはずなのに何でこんなに増えるんだろうねと思うかもしれませんが、そのところに根本原因があるかもしれません。空港のある都市、東京、大阪、札幌、そういうところでいっぱい増えていますので、ですから、その辺のところもちゃんとやらないとなかなかなくならないんじゃないかと思っております。

2番目の氏名公表や店名公表の基準について、お伺いします。

塩竈市では、いろいろ個人名が出るということは、ほとんどないと思いますが、たしか11月末に県内の首長さんたちや県議さんが相次いで感染されたということがございました。そのときは、首長さんは、1人しかいないので氏名公表になるんですけども、どのような基準で塩竈市は、氏名公表、あるいは、お店は、店の名前を言ったり言わなかったりということがあるんですけども、クラスターが発生したときには、全て言うのか。クラスターが発生していても表明しなくてもいいのか、その辺の基準というのがございましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 草野新型コロナウイルス感染症対策専門監。

○市民総務部公民共創推進専門監兼新型コロナウイルス感染症対策専門監（草野弘一） お答えします。

まず、新型コロナに不幸にして感染なさった方の氏名については、こちらは、プライバシー、個人情報保護の観点から、公表はしないという形になります。まず、誰が公表するのかというのは、疫学調査を行いました保健所を設置している宮城県及び仙台市という形になります。

後段にございました店舗等の公表の基準ですか。どうなっているんだというお尋ねなんですけれども、こちらにつきましては、宮城県と仙台市で、共同で基準というのを設けて、本年7月から運用しているところであります。その内容を具体的に申し上げたいと思いますけれども、まず、公表される場合と公表されない場合がございます、1つは、まず、新型コロナウイルスの患者さんが発生した施設で、その感染者と濃厚接触した方が特定できていない場合、つまり、お客様がよく存じ上げない形で不特定多数の人がいらしていたと。そういう施設で感染が発生した場合には、これは、施設名も公表します。それと、所在地、感染者との接触が疑われる時間帯、こちらを併せて公表して、心当たりがある方に協力を呼びかけるという形で店名を公表するという形になります。

一方、濃厚接触者の特定が、終えている場合というんでしょうかね。特定されている場合については、施設名については、公表いたしません、その施設の業種、業態、例えば、接待を伴う飲食業とか、カラオケ店、そういったような業種を公開するとともに、その所在地、それに施設内の状況で感染拡大に影響があると推測される事項、これは、例えば、マスクをしないで長時間お話ししていたとか、大皿の料理を同じ箸で取っていたとか、そういったような形で公表する、しないを区別しているようでございます。

あとさらに、クラスターについては、5名以上の方が発生した場合にクラスターと認定するか、しないというような基準を設けているようでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。対策専門監だから、本当に詳しく、どこのニュースサイトよりも詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

それで、ちょっと具体的になるかもしれませんが、もし、市の職員が感染された場合、どういう状態で発表、個人名は、ないとは思いますが、どこまでだったら、例えば、総務部長さんだったら、総務部長と出るのかどうか、どの辺のところまでどういう公表になるのか、具体的にどういう見解なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 草野新型コロナウイルス感染症対策専門監。

○市民総務部公民共創推進専門監兼新型コロナウイルス感染症対策専門監（草野弘一） お答えします。

本市におきましては、仮に職員の中から感染者が発生した場合、この取扱いを実は、9月の

時点で、もう基準を定めております。その基準の中の考え方としましては、まず、市役所で感染しましたよということを公開するんですけども、基本的には、その方の所属の部、ただし、特定につながる場合、例えば、その部でもう年代等を併せたときにその人しかいないというのが分かる場合については、また別な方法を考えますが、基本的に所属部、年代、性別、感染の経過、それと、今後の対応といった内容を公開する基準を設けておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。やっぱり最初から基準が決まっているよということだったら、慌てなくてもいいなと思って、お聞きしました。

ですから、誰がなったんだろうと根掘り葉掘り聞きたくなるというのは、一番困るんですよ。本当にこれだけの数の方が世界中でなっているわけでございますので、その辺の基準をしっかりと、これからも運用していただきたいと思います。

この件は、終わりにしまして、3番目の住居環境の維持について、お聞きします。

塩竈市内で、大分空き地とか、空き家とかが増えてまいりまして、空き地の雑草、あるいは、竹やぶ、それで、竹やぶとかがあると、蜂の巣とか、ハクビシンとか、そのような病虫害の発生が、出ております。それと、そのところの所有者となかなか連絡が取れないと、そのままになっているということになると、近所の方は、大変生活上、不便になるわけですが、その辺のところ、それを地主の代わりに市でそういうことができるのか、代執行の考えというんですか。その辺のところも併せて、空き地の環境整備について、お聞きしますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博章） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 空き地の環境整備について、ご質問を頂戴いたしました。

1つ、雑草ということで、お答えをさせていただきますが、空地の雑草についてでございますが、まず、個人の方が所有している土地、いわゆる民有地という部分につきましては、個人の財産であるということになりますので、財産の所有者が管理をするということが、前提となります。昨今、こういった民有地の空き地における雑草に関するご相談というのが、増えている状況でございます。こうした相談に対しまして、担当課では、まず、現況を確認するとともに、土地の所有者を調査させていただきます。そして、相談していただいた方に代

わりまして、土地所有者に対し、所有地の適正管理に関するお願いということで、文書を送付させていただいているところでございます。これは、あくまでもお願いの文書ということでございまして、法的な拘束力というのは、ないものではございますが、その後の適正管理に結びついているケース、あるいは、市に対して何らかのご連絡をいただくという場合もございまして、その後、現地をさらに担当が巡回をいたしまして、ある程度の期間を経過しても改善されないというケースにつきましては、改めて文書を送付するなどの対応を行っているところでございますので、ご理解いただければと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

それで、文書でのお願いまでしか行かないんですね。そして、毎月毎月出すわけにもいかないし、1年に2回か3回までだということで、そうすると、全然解決されない。そうすると、その次のことも考えて、例えば、市の条例なんか、代執行の考え方の条例なんかをこれからつくらなくてはいけない場面ではないかなと思いますが、ここの議場では、それ以上進まないでしょうか。これは、これからの取組ということで、お伺いしておきます。

4番目の男女共同参画事業について、お聞きします。

基本計画とか、基本精神、そのようなものが、ありましたが、男女共同参画事業について、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 本市の男女平等共同参画基本計画について、ご質問を頂戴いたしました。

本市におきましては、平成15年にしおがま男女平等・共同参画基本計画を策定するとともに、平成19年9月に塩竈市しおがま男女共同参画推進条例を制定いたしまして、様々推進に取り組んでまいりました。その後、国の第4次男女共同参画基本計画でありますとか、市民意識調査、そして、震災での様々な教訓を踏まえまして、平成29年3月には、第2次となりますしおがま男女平等・共同参画基本計画、これは、令和2年度までの計画でございまして、策定をしたところでございます。

こうした男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するために第2次計画の中では、4つの場面、すなわち学校などの学びの場、次は、家庭、そして、3つ目が職場、4つ目と

して地域社会、これらの4つの場において、実施する具体的な事業を掲げて、担当課のみならず、全庁的に各課で連携して事業を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

それで進めて、これまで塩竈市には、どのような効果があったのか、その辺のところは、調査はされているのでしょうか。何かこうよくなりましたよということがあったら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 先ほど、申したとおり、担当課だけではなくて、全庁的に取組を行っておりまして、全体では、昨年度でいいますと、142の事業というものを様々取り組んできました。例えば、令和元年度の各課の実施事業としましては、市内の中学校、昨年度は、一中、三中、玉川中の3校でございますけれども、そこで、様々な方をお呼びしましての講演会を開いたり、あるいは、いきいきキャリアアップ研修ということで、女性中心でございましたけれども、そういった方々の、私らしく輝くためにというテーマでの講演会ですとか、あるいは、町内会、市民活動団体の方々を対象とした、これは、男女共同参画の審議会の委員長でありました大学の先生の講演会、あるいは、中学生と赤ちゃんの触れ合いの交流事業、そういったことなどに取り組んできましたところでございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。しっかりと事業を進めてもらいたいと思います。そして、この社会の基本単位である家庭というものが、守られるような世の中に、住みやすい塩竈市になっていただければいいと思います。

この件は、終わりにしまして、5番目に、女川原発の再稼働について、質問させていただきます。

今年2月に原子力規制委員会では、女川原発再稼働に合格というものをしたことを受けまして、11月11日に県知事が、再稼働に同意したということでございますけれども、この辺のところ、原発の再稼働については、塩竈市では、どのような方針を持たれているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま、女川原発の再稼働におけます塩竈市の方針ということのご質問でございました。

塩竈市の方針というよりも、市長として見解を申し述べる機会でございましたので、市長として、私の意見を述べさせていただきましたが、この件につきましては、大変デリケートな問題でもございますので、私自身、政治家として、この問題を大きく捉まえております。これまで、多くの関係者の皆様方が、積み重ねてきた議論の重さというものが、あろうかと思いますが、しっかりと受け止めていく姿勢が重要なのではないかなと考えてございます。

11月9日に、皆さんもご承知のとおり、宮城県の市町村長会議が開催をされて、宮城県知事をはじめとして、県内の市町村長の皆様方とかんかんがくがくの議論をさせていただきました。その中で、私が、申し上げさせていただきしたのは、立地自治体である女川町議会、石巻市議会、そして、宮城県議会の各議員の皆様方が、または、それぞれの議会に所属していた諸先輩方が、長年にわたってこれまで多くの議論を積み重ねてこられたと思います。その議会の皆様方の意思として、再稼働に容認の意思を表明されたということを経ずは、しっかりと受け止めるべきだろうと思っております。賛成派、反対派、やむなしで賛成、やむなしで反対、そして、どちらでもないというご意見、たくさんのご意見がある中で、賛成される方々と反対される方々の溝をどのように埋めていくのか、その溝を埋めるためにどのような努力をしていくのかが、重要ではなかろうかと私は、思っております。

多くの住民の方々が、不安になるであろう避難計画や避難所、避難道路の整備などへの疑問や現在の状況をしっかりと説明し、安全対策を講じることにより、ご納得いただけるような努力をし続けるべきであろうと考えてございます。こういった努力をし続けることを前提とした場合に、私は、現時点での判断として、塩竈市長として、やむなし同意ということを表明させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。市長さんから直接、市長の意見として、考え方を賜うことができました。

私も今日、一般質問なので、議員個人の意見も主義主張を取り入れて質問することができる議会だと思っておりますので、私もいろんな日本のエネルギー事情から考えると、原発を止めておくこと自体が、エネルギー政策としては、大変無駄なことだと思っておりますし、結局、

市民生活上は、原発を止めれば電気料金が上がるんだと。ですから、そうすると、何物を造っても原料高になって、大変なことになるから、あるものを使わないというのは、うまくないんじゃないかと思います。安全性が確認されているわけですから、再稼働すべきだという、私の個人的な、政治的な意見を私は、持っています。ですから、やられるものに協力して、安全に早めに再稼働してもらいたいということを表明したいと思います。

以上で、原発のことは、終わります。

5番目、マイナンバーカード制度について、お聞きします。

このマイナンバー制度なんですが、保険証とか、銀行カードとかのひもづけ、そして、全部のものの身分証的なものが1つだけになって、それだけで用が済むことになると、もし、マイナンバーがハッキングされた場合、あるいは、そういうものを紛失した場合に非常に困るということになる社会が、到来するのではないかということをお慮してあります。そういう意味で、塩竈市のマイナンバー制度に対する取組状況は、現在、どのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） マイナンバー制度の非常に重要な個人情報があるということで、どういった取扱いをしているのかというご質問かと思えます。

本市においてということでございますと、まず、よく一般的には、窓口業務におけるセキュリティ対策ということになるかと思えますけれども、マイナンバー法では、マイナンバーの利用目的については、税、社会保障、災害対策、この3つに限定されておまして、本人の同意があった場合でも、この利用目的の範囲を超えて扱ってはならないということになってございます。

マイナンバーを扱う窓口業務におきましては、マイナンバーが記載された文書等を施錠できる耐火金庫で保管するとともに、管理台帳に金庫を開け閉めした職員の名前、あるいは、開け閉めした時刻を記載するなど、内閣府の行政委員会であります個人情報保護委員会が策定しました特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにのっとり厳格な管理というのを行わせていただいております。

さらに、職員がマイナンバーを扱う業務窓口の端末におきましては、平成27年10月から、生体認証、手のひらの静脈、こちらによる認証を導入しておまして、あらかじめ登録された限られた職員のみが、マイナンバーの交付とか、更新、照会業務が可能となっているような

形になってございます。もちろん、職員が、通常業務を扱うパソコンにおきましては、マイナンバーに関する情報を入力、保存しないとしてございます。

これらのセキュリティー対策のほか、マイナンバーカード所有者が、暗証番号を入力していただく端末というものを窓口に設置しておりますけれども、そちらのスペースには、パネルで仕切りを入れて、脇から見られないとか、そういった対策なんかも行ってございます。引き続き、マイナンバー制度の適正な運用を図るために、法律、関係法律ですとか、ガイドライン等を厳格に守っていかうと考えておるところでございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。セキュリティー対策をしっかりしてほしいというこのための設問でございました。

もう時間がもう少々しかありませんので、7番目の小中学校の教育方針について、お尋ねします。

1番目に、学校教育の基本方針について、教育長さんが、替わられましたので、新しくなられた教育長さんの教育者としての信条などを聞かせてもらいながら、基本方針について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） これまで、前教育長が、取り組んでまいりました小中一貫教育、それから、学びの共同体の成果は、ご承知のとおり、全国学力状況調査の結果にも現れておりますので、これを今後も継続していくことが、重要であると考えております。特に、学びの共同体による授業づくりは、これから、大量の教員が、退職していったら、若い教員が増えていく学校現場においては、一つの授業形態として、効果的な取組であると考えております。塩竈市の全ての小中学校で、推進していく価値が、あるものだと認識しております。

また、新しい学習指導要領では、社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメント等が、求められております。小中一貫、あとは、学びの共同体を継続していくとともに、さらに学校に対する地域社会の思いを十分に反映できるようなコミュニティースクールの導入、それから、地域学校協働活動の充実を推進してまいりたいと考えております。

第6次長期総合計画策定、ただいま、動いている最中でございますけれども、これを基に教育大綱、それから、教育振興基本計画を改定していったら、その中に、盛り込んでいく考えております。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

2問目の、国づくりのために伝統・文化・道徳・宗教教育について、お聞きします。その辺の
ことについて、ありましたら、お知らせをお願いします。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 道徳・伝統・文化についてですけれども、ご承知のとおり、
道徳が、「特別の教科道徳」と、新しい学習指導要領で教科化されております。教科化され
たということは、今まで副読本を使っていたんですけれども、国指定の教科書を使用する
という形で現在、進めております。ただし、伝統・文化に関してですけれども、県教育委員
会でこれまで副読本をつくっております。みやぎの先人集ということで、第1集、今、第2集
もできております。小学校5、6年生、中学校3学年に、子供たちに学校の人数分、学校に
配布されておりますので、最初に申しました教科書を使用して、同時に、このみやぎの先
人集を活用して、各学校で道徳の授業を進めるという形で進めております。

さらに、塩竈市の場合は、「私たちのしおがま」改定作業を今、やっておりますけれども、
小学校の中学年の社会科の中で、使用する私たちのしおがまを副読本で使用すると。それ
から、中学校においては、「塩竈の歴史」というのを今も復刻作業を行っておりますので、
それも活用して、伝統文化を子供たちの授業の中でやっていくというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。徳のある立派な人間に育てるように、教
育をよろしくをお願いします。

最後の質問です。

教科書の選定基準について、どのようになっているのでしょうか。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 教科書の選定ですけれども、まず、大きいところでは、義務
教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に定められております。その中で、文部科
学省も、検定を経た教科書を地区内の市町村教育委員会が、協議して、同一の教科書を採
択するとなっております。この塩竈市では、仙台地区13市町村が、集まった仙台地区の採
択協議会に属しております。その中で本市の採択の手順について、進めているというところ
で

ございます。県教育委員会が、採択地区を指名して指定して、この塩竈市は、仙台地区採択協議会と。その中で、いろいろ調査研究とかをして、その中で決めていったものを市町村の教育委員会が、また協議してやっていくというところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

塩竈市には、いろんな財産がない中で、人材だけは、財産になる。そういう意味では、学校の教育をしっかりやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（伊藤博章） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時13分 休憩

午後3時30分 再開

○副議長（曾我ミヨ） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番小高 洋議員。

○14番（小高 洋）（登壇） お時間を頂きまして、一般質問を行います。日本共産党市議団の小高でございます。

コロナ禍が猛威を振るい、全国的に感染者が増加をいたしております。まず初めに、心からお見舞いを申し上げます。

本定例会におきましては、新型コロナ対策あるいは検査体制等をめぐって様々な議論が交わされております。私もそうした観点からお伺いをしてまいりたいと思います。

なお、通告におきまして、大きな項目の6番のところ、保育士等のPCR検査についてというにございますが、都合上、大きな項目の1番のところ、検査体制の整備の一環として併せてお伺いをしたいと思います。その点、よろしく願いいたします。

さて、まず初めに、本市における新型コロナウイルスの発生状況についてお伺いをしたいと思います。全体の数等につきましては、先ほど来、ご質問、ご答弁ございましたので、これまでの確認をされた新型コロナ感染者における、例えば年代別の状況、高齢者が多い、そういっ

た傾向があるのかどうか、そうしたところについてお伺いをいたします。

以降の設問につきましては、自席にてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 14番小高 洋議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、コロナ禍における地域医療の在り方について、塩竈市の新型コロナウイルス感染拡大の状況についてでございます。

本市では、本年6月に初めての感染者が確認されて以来、昨日までに64名の方の感染が確認されている状況でございます。この数値は、県内の市町村別に見ましても高い水準に位置しており、その要因といたしましては、経済等の中心であり人の往来が激しい仙台市を中心として、本市を含めました近接自治体へと伝播しているものと捉えております。

お尋ねの感染者の年代別の状況につきましては、感染が確認されました64名のうち、1番高い割合を占めておりますのが60代の13名で全体の約21%、続いて、20代が11名で約17%、30代が10名で約16%、40代が9名で約14%となっております。各年代においてほぼ隔たりなく感染者が確認されており、現在のところ、高齢者への感染が突出しているなどの傾向は見られていない状況であります。

私からは以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） お答えを頂きました。

それで、先ほどのお答えですと、年代別にこれといった特徴と申しますか、どこが突出しているということはないという答えでございました。そういった点におきまして、どこがということではなかったのですが、1つには、重症化が懸念されるといった、例えば高齢者の層に対してどういったふうにしていくのか、そういった議論というのも一定必要になってくるだろうとは思っております。

それで、実は、今朝方ですかね、ニュースで拝見をしたのですが、感染者あるいはこの感染者の定義というわけではないのですが、感染が確認できた人の数があくまでこういったことになるのだろうと思っております、実際に感染をされた方がどのように把握をされているのかというあたりで、ちょっといろいろ思うところがあったわけです。

というのは、スペインにおいて抗体調査を行ったところ、人口の10%に感染の痕が見られたと、そういったような記事もございまして、日本では大体、ばらつき多少あるものの、0.2と

か0.0幾つとかそういった形になっていて、大きな開きがあるわけですが、調査のやり方から様々な要素ございますので、当然同じような数字にはならないだろうと思うわけですが、例えば研究によりますと、無症状の感染者の方が抗体検出をしようとした際に、もう一定の期間ですぐ抗体が検出できなくなってしまうというような研究結果もあるようで、そうしたところ様々踏まえながら、検査の体制というものを考えていく必要があるだろうと捉えているわけであります。

そういった中で、これまで市民の方ともいろいろ、気をつけてということではありますが、お話を様々させていただいた中で、感染が疑われる場合に、例えば行政検査という形で受けるに当たっては、どういったプロセスを経るのだろうか、そこが全く分からないというような声もございました。

そういった中で、そのプロセス、あるいは地域における検査の体制、このあたりがどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 新型コロナウイルスの検査体制、その手続、順番等についてお問合せございましたが、検査が必要と判断された、熱があるという場合、新型コロナかもしれないというときには、まず、かかりつけ医に電話をしていただく。かかりつけ医というのは具体的にどういうふうなところを言うのかというと、診察券を持っているとか人間ドックを受けているとか、常々自分の健康履歴みたいなのが残っているところにご連絡をしていただいて、こうなんですけど……というふうな症状をきちんとお話ししていただく。そこのかかりつけ医がたまたま審査医療機関であれば、じゃ、そこにおいでくださいとなりますし、そうでない場合は、どここの医療機関を受けてくださいというご紹介をいただけるという流れになっております。そのご紹介を受けたところで検査を実施するというふうな形になっていくという流れでございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。それで、そのかかりつけ医の方、あるいは県の窓口でもいいと思うのですが、そういったところで、じゃ、あなたは検査を受けるべきですよというような判断、その判断が一体どういったところにあるのか、ちょっと整理をしたいと思いますので、よろしく願いいたします

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 判断というのは、やはりお医者様の判断になってきております。

学校どこなの、熱はないようだけど鼻水出てるね、という状態でも、PCR検査を念のため受けようかということで、PCR検査を促されるというようなことも聞いております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。当然、病気のことですので、これこれこういう症状だったらイコールというふうにはなかなかできないというようなことについては、理解をしているつもりであります。

そういった中で、各医療機関のご協力ということで検査が、医療機関名は公表されないまでも、幾つか圏域で手を挙げていただいたところ含めてご協力を得ながら、そういったことが今、行われていると思ってございますが、そういった中で様々な課題もあるかと思っております。そういった課題についてどのように捉えられておられるかをお聞きいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 医療機関の方々との意見交換、全部ではないのですけれども、いろいろ聞く中で、やはりどういうふうな受診体制、すごくやはりリスクの高い患者さんを受け入れるに当たっての、例えば防護服の脱ぎ着とかそういうふうな大変さもございますし、外で受けていただいているのか、外もテントだけでいいのか、テントの中に送風機必要なのかとか、全く知見のない中でいろいろ手探りの中で、夏以降、いろいろ体制づくりが進められてきて、今、何とかそういうのが確立することができて、塩釜地区では26の診療機関が手を挙げていただいたというところでございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。それで、そのかかりつけ医というところで行ってご判断をいただき、あるいは指定の医療機関であれば検査ということになっていくと、流れについては一定イメージができたように思います。

それで、かかりつけ医、11月5日から検査の紹介窓口となりまして、ただ一方で、先ほど部長からもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の診察をどのようにしたらいいかと、いろいろなところで様々な課題があった中で、これもいろいろとお聞きした中であった

ケースなのですが、やはり診療の受付を拒まれてしまうケースがそれなりにあるということでお伺いをしてきました。あるいは初診の人について受け付ける病院がなかなか少ないというような事情もあるようでございます。そういう中で、なかなか病院の受付のところでストップされてしまって、結局は、帰国者外来のようなところで相談しなきゃいけなくなってしまふというようなこともあったということで聞いてございます。

それから、あと、プライバシーの関係で詳細述べるのは伏せますが、とある方だったのですが、あるお店で行って感染が発生したという状況の中で、行ってそこで接触があった方だったのですが、その方実際に発熱をされまして、ただ検査が受けられなかったということで、2週間自主隔離をしたということもございました。ただ、自主隔離ということになりますと、当然仕事を休むに当たっての理由づけとしてもなかなか弱くなってしまふところもありまして、そういった方も発生しているというような状況もお聞きをいたしてございます。

そういった中で、先日、記事で拝見をしたわけですが、例えば石巻市などではドライブスルー方式でのPCR検査センターを設置するということがございました。こういった取組について、本市独自で判断して設置するという類いのものではないのかも分かりませんが、あるいは2市3町広域などの実施も含めて一定の協議などされたことはございますでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） いろいろ協議もさせていただいたところでございますし、また、私たちに調べ、適地がないかということも検証をさせていただいたこともございます。

ドライブスルー検査というと、いかにも流れが良くて、次々大量の方をPCR検査できるというイメージあるかと思いますがけれども、実際は、車で待機をしていただく。そして、次の順番が来たら、車でその場所に来て、遺伝子情報となるものを採取するという形のをドライブスルー検査というものでございまして、それが、例えば今26の医療機関でやってらっしゃる、駐車場で待っててもらって車から降りて、順番来たからこちらどうぞと案内するのと、多少現実的にはあまり変わらない体制なのかなと考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。それで、指定医療機関、ここで検査できるよというお話につきましては、公表はされないということをもって、一定の混乱を避けるような意味があるのだと思うのですが、一方で、通常に診療を受けようとする際に、今、受診しようとしてい

る医療機関で果たして検査やられてんでねえべかというようなことでの心理的ハードルというのですかね、そういったものもお聞きをしたということもありました。

それで、先ほど部長からご答弁ありましたとおり、それぞれの医療機関で様々な課題を抱えながら対策を取って、検査ということで手を挙げていただいてご協力を頂いているわけですが、そういった中で、検査を受ける方の利便性をもってドライブスルー方式とかそういった形のセンターということではなしに、例えば、検査の場所を集約するというところで、以前、福原先生にお伺いした際に、ゾーニングという考え方もございましたが、検査を受ける方を一定あるところに集約をすることで、市内に存在するリスクというものを減らしていくというような考え方もあるのかなと思っております。施設単位のゾーニング、そういった考え方もって感染の早期発見、隔離、あるいは治療ということにつなげていくという考え方もあるのではないかなということで、まず初めにお聞きをしたわけであります。

それで、ちょっと時間もあれですので、次、お聞きしたいと思うのですが、次の項目としては、PCR検査を希望される方、自己判断でもって検査を希望される方についてはこういった形のやり方があるのかお聞きをいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） PCR検査をご希望される方への検査体制ということで、感染の疑いのない、自分の全くの希望、任意で行う検査であるため、個人で受けていただくということになります。行政機関が、実施している医療機関というものを紹介しているという現状にはございません。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。それで、やはり考えなくてはいけないのは、どこまでが自己判断の範疇だよと、どこまでが行政検査で見るべきところだよというところをやはり考えなくてはいけないだろうと思っております。例えば、重症化が言われる、先ほど高齢者の方ということでお話申し上げましたが、そういった方に向けた検査ということでは、一定の国費の支援もあるということでお聞きもいたしております。2分の1支援ということであったのですが、一方で、臨時交付金といったものを充てることも認めているよというお話もございました。

そういった中で、例えば、行政検査の拡充といった考え方で、2市3町における検討、あ

るいは自治体としての検討はあったのかどうかお聞きをいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 重症化が心配される65歳以上の方へ、制度として65歳以上の方へのPCR検診みたいなものをやりませんかという、国が補助を出しますよという施策が実際打ち出されて、紹介があったところでございます。国、県の間接補助になるのですけれども、市内の患者発生者数の多さと、県と調整を図りながら実施の方向で検討を進めた経過はございました。

しかし、PCR検査の実施医療機関の少なさ、それから、療養、医療など一連の体制が、そのPCR検診をした後に、その後の体制がどう医療に結びつけるか、どういうふうに療養するのかという後の体制がやはり見通せないということもございまして、近隣市町並びに医療関係者と協議をした結果、実施しないということにさせていただいたものでございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。先ほどの言葉で、例えば感染が判明したと。先ほどの言葉の意味捉えますと、実際に検査をやっていって感染者がもっと増えるだろうという見込みの下でのお話なのかなと受け止めるわけですが、そういった中で、その後を引き受ける医療機関、そういったベッドが少ない、そういった事情は理解をするところではあるのですが、その一方で、冒頭申し上げたとおり、感染していながら表に現れてこない、そういった中で重症化する方について、やはり目を向けていかなければいけないだろうということについては、ぜひこれは課題として捉えていただければと思います。

それで、③の項目に行きたいと思いますが、今回、地域、施設などでの面的な検査体制ということで上げさせていただきました。クラスターが発生するような、感染震源地というような言葉があるようですが、そういったところについての面的な検査ですとか、あるいは学校、保育施設、障がい児・障がい者施設そういったところ、あるいは先ほど来お話ししております、重症化の懸念をされる高齢者施設等において、これはやはり面的な検査体制というのが必要なのかなと思うわけでありますが、そのあたりについてお考えありましたらお聞きをしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 面的な検査体制ということの意味がよく把握できないままお答え

することになるのかもしれないのですけれども、感染の実態がないところにPCR検査なりほかの抗体検査をするということを考えていないかということであれば、感染者が発生した場合に、今、保健所が、感染経路や濃厚接触者を追跡するような疫学調査を、もう既に確立されて実施されているわけでございます。そういうことと重複しないという新たな検査体制が必要になってくるということと、感染の疑いのない方が検査を受けることによる医療機関への負担の増大というのが、やはりかなり大きい影響があるのではないかと考えておりました、今、医療のリソースをそちらに傾けるという判断にはなかなか立てませんので、現時点での実施というものは考えてございません。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） ちょっと私の言葉足らずで、全く感染の実態のない施設に全てということまで申し上げたつもりはなかったのですが、理想としてはそういった形になれば一番いいのかなと思うわけですが、例えば、本市の小学校で児童の感染が残念ながら出てしまったということがございましたけれども、そのほかのお子さん、あるいはその教職員についてはどういった形になったのか、その判断について伺いたします。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 感染というか、発症した日がいつだったか、その2日前にはどういふ人とどういふふうな経歴があつて、どういふ人と接していたのか、その3日前はどうだったのかということ判断しまして、濃厚接触者、それから接触者はこの範囲ですよというのが、保健所の判断によって判断されて、その方々が次の検査に移行するという流れになってございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） その保健所の判断というところが、なかなか我々としては、一定の根拠はもちろんおありなのだと思うのですが、果たしてそれで全てなのかという思いも正直ございまして、本当にこれは難しいところだと思うのですけれども、例えば、単純に考えたときに、ほかのお子さんあるいは教職員については濃厚接触者ではないという判断がされれば、そこで検査というものは入ってこないわけですね。一方で、ある程度の期間、その後休校措置を取るということにならざるを得ないわけで、そうなってくると、なぜここが休校になるの

だろうという単純な思いもあるのです。そういった点では、そこがなぜ休校になるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博章） 吉木教育長。

○教育委員会教育長（吉木 修） 学校の児童生徒が、または教職員が感染した場合の休校措置というのは、先ほど保健福祉部長が話していたとおり、どうしても保健所との連携が必要になってきます。我々は専門ではないので、どうしても保健所で、そのクラス、その学校で濃厚接触者または接触者がどの範囲なのかという形で保健所と連携して、それで濃厚接触者、接触者を確定していくと。そして、濃厚接触者だと判断された場合には、PCR検査の対象という形になっていきますので、学校独自または教育委員会独自でいろいろその辺を判断して云々ということは、なかなか専門的な部分でないので難しいところがございます。

あとは、学校医等の意見も聞きながら、何日休校にするとか、関係した児童生徒をどのくらい出席停止にするというところは学校医と、あと、保健所の指導の下に対応しているというところがございます。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） そういった中で、様々心配になったのは休校措置ということになるのだと思うのですが、そうなってきたときに、保健所判断で検査をしないという一方で、感染のおそれといったものを踏まえて休校措置を取るというところが、もう少しリンクさせた形にできないのかなと思っておりまして、例えばそこで、どこまでというのはあるのでしょうか、教職員の方々だとかそういったところにも検査を受けていただきながら、この学校については大丈夫だというお墨付きをもう少し深めることはできないかという思いもあるわけでありませう。

それで、実は、昨日、辻畑議員の質問の中でもご紹介もあったのですが、例えばこれは市内の保育園のお話ですけれども、児童のお迎えの方が濃厚接触者であったということで、先ほどの基準に照らすと、児童あるいは保育従事者については検査の対象にならないということでありました。ただ一方で、あくまでそこで判断したのだろうと言われてしまうかも知れませんが、児童と保護者の身体安全といったものを守るために、持ち出しで検査を行ったということでもあります。

様々な値段の幅もあると思うのですけれども、1人につき1万2,000円前後ということでしたので、40名の職員全員が検査を受けて50万円近くを持ち出しで支払ったというようなこと

がございました。それで、保護者の方に、職員全員陰性でありましたとご報告申し上げて、安心のお声をいただいたというようなことがあったわけです。

例えば、先ほどご紹介した保育のところでも、本当に血のにじむような取組をされておりませう。日々の経営が本当に大変な中で、こういった状況が今足元で起きているということもご紹介をしたいと思ひます。そうしたところにぜひ行政検査あるいは国の補助事業といったところで、一定の拡充ができないかということで提起をさせていただきたいと思ひます。

それで、検査体制の拡充に当たっての財源というのもいろいろあるのだと思ひますが、厚生労働省の考え方等々を見ますと、一定判断によっては検査体制の整備についても活用できると捉えてござひますが、判断の主体が、今、保健所判断がほぼほぼ主体になっているのかなと思ひておりますけれども、これまで例えば保健所の統廃合等様々あった中で、1つの保健所が見る範囲というのが大変広がっている状況も一方で存在しているのではないかなと思ひます。そういった状況の中で、地域の状況とかそういったことまで細かく踏まえた判断、検討ができているのかなというところでは、やはりそこには大きな難しさがあるだろうと思ひてござひます。

そういった点では、もうやっているのだと思ひますけれども、医師会とか周辺自治体等々とも連携を取りながら、改めてその検査体制をどのようにしていくのか、あるいはセンターを整備するのかもしれないのか、改めて協議の場に載せていくということはできないかどうか伺ひをしたいと思ひます。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 前段の保育所の職員の方々のPCR検査についてでございますが、行政検査であれば無料でできるのですけれども、任意のものはやはり、1万2,000円と聞いて私、安いなと思ひたのですけれども、そういうふうなところを探して実施していただいて、この間、国から保育所現場には、間接的な補助金ですけれども、感染症を予防する対策に関してのものを購入したり、そういうものについての補助金出しますよという、そういう補助金がか来ているのですよ。

これをそういうPCR検査のキットを買ったりとかそういうのに拡充できませんかというお願ひを、そっちに充てることできませんかというようなお願ひを、県を通じて国のほうにさせていただいておりますが、あくまでも感染症予防でPCR検査は対象外ですということが言われております。ただ、またちょっとキット買うのはいいのじゃないですかとか、いろ

いろなことを国のほうにお願いをしているところをごさいます、そういうものを財源に充てながら、保育現場が何とかいち早く安全性が確認できるような施策になっていけるように、ちょっと我々、後ろのほうでいろいろやらせていただいております。

それから、集約についてですけれども、これについてもいろいろ意見交換させていただいた中で、では、集約先に誰が来るのかとなると、やはり地域のお医者さんたちなんです、地域の看護師さんたち、地域の検査の方々なのです。集約するとなると、その方はもうその仕事だけになってしまって、そもそもの地域医療のほうが薄れてしまう。本当に医療のリソースをどこにどういうふうに傾けるかということになると思ひまして、割ける人材が、集約するので、ここにこうで毎日何時から何時まで先生交代交代でということは非常に難しいという状況でございます。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） その集約というところにつきましては、様々なやり方の検討があったという事で受け止めました。

ただ一方で、各地域内でやることの難しさということも、各医療機関それぞれが実際実感をされておられるところだと思いますので、当然そういったところのバランスも必要だとは思いますが、改めて、そういったものを排除することではなくて、あくまで可能性の1つとしてということも含めて、ぜひ今後も検討の場をお願いしたいと思います。

それで、ほかにどういった事例があるのかなということで様々調べてもみたのですが、例えば東京の話になるのですけれども、墨田区なんかお聞きしますと、これは保健所の所長さんのインタビュー記事だったのですが、保育園や学校、高齢者施設等で、例えば陽性者が出たとなれば、濃厚接触者以外も検査をするんだと。人間の記憶は不確かであって、どういったところで接触しているか分からないと、そういった可能性があると言っておられました。特別養護老人ホーム等含めた介護事業所あるいは保育所、幼稚園等の施設職員が対象であるということもおっしゃっておったわけでありませう。

そういった点では、社会的インフラを支える全ての職員の皆さんをどう考えるかということにつきましては、一定程度やはりこれは拡充というものが必要なのではないかと考えるわけです。医療従事者をはじめとして、感染状況が深刻な地域において、介護従事者あるいは保育者、福祉施設・学校教職員、こういったところの検査について考えていただきたいという

ことです。それで、早い段階で陽性者が出れば、隔離をして治療を行っていただくということが、まさに集団感染の拡大を防いでいくということにつながっていくと、求められているのだらうと考えるわけでありませう。

本市独自でどうこうというのは本当に難しいことだと思ひますが、改めて、その協議の場の中で県あるいは国に対してもそういった声を上げていただきたいと思ひわけですが、そのあたりについてはいかがでせうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 県あるいは国に対して、その必要性というか、この方が感染者になりました、地域全体で安心を得るためには、その方を中心にして広い範囲を検査すると、そして安全を確認するというのが本当に有効な手だてであるというひは、私もそういうふうと思ひております。そのために行政検査の対象範囲を広げてくれというお願ひ、残念ながらそういう機会がなかなかないのですけれども、届ける機会はないのですけれども、今後、機会を見ながら、より確実な安全のためにそういうふうな取組ができないかということひは、機会があれば申し上げていきたくと思ひるところでござひませう。すひませう。そんなところだす。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 本日は、1つの提起でござひませうので、ぜひそういう視点で取組をつくっていただきたいということで、お願ひ申し上げておきたいと思ひませう。

それで、地域医療の体制と現状についてということひは入っていきたくと思ひますが、このコロナ拡大の状況下の中で、コロナ以外というひはあれだすですが、通常の医療体制というところでも混乱があるのではないかと思ひわけなのだすですが、そのあたり捉えているところがあればお聞きしたいと思ひませう。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 今のところ、この2市3町地域においては、例えば北海道の旭川市のようなほかの診療科、ほかの疾患に対する例えば手術を遅らせるとか、そういうふうな現状があるとは把握をしておりませう。ただ、やはり感染をどうひうふうひは抑えていくか、予防ということがいかに大切なのかなと、いつそういうふうな状況になってもおかしくないリスクというひは、やはり日本全国そういう状況に置かれてひうかと思ひませう。やはり感染の予防の徹底というものを何とかこの地域でやっていくという、そういうふうなことを努力していきたくと思ひませう。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。先ほど、ご答弁ありましたけれども、なお、お聞きするところでは、いつもですと熱が出たということで気軽に受診されてという流れが、もはや変わってしまったというような状況の中で、医療機関の対応、あるいは診察を受けに行く方についても、様々なハードルができてしまったということでは、非常に困難があるのだろうと思っております。そういった中で、例えば受診控えが起きるだとかそういったところが、経営面、収入面においても一定の影響が出てくるということがあろうかと捉まえてございます。

そういった中で、塩釜地区休日急患診療センター、議案で予算が出ていますので、そちらのほうには触れるつもりはないのですが、塩釜地区休日急患診療センターにおいても、休日夜間診療、発熱患者等の対応で混乱があるのではないかなと思うわけですが、その診療状況あるいは人的体制についてどのようになっているか、お聞かせ願います。

○副議長（曾我ミヨ） 櫻下健康推進課長。

○健康福祉部健康推進課長（櫻下真子） 塩釜地区休日急患診療センターの診療状況、そして人的体制ということでのご質問でしたので、お答えいたします。

塩釜地区休日急患診療センターの診療体制につきましては、まず、休日、祝日に発生する内科、小児科の急病患者の1次診療を行うために、塩釜地区の2市3町で運営をしているものでございます。土曜日は小児科のみの診察・診療で、診療時間が午後7時から午後10時まで。日曜、祝日におきましては、内科・小児科で診療時間が午前9時から午後5時までとなっております。

こちらの診療体制につきましては、従事スタッフにつきましては、医師、薬剤師が従事しておりますが、それぞれ塩釜医師会、塩釜薬剤師会から派遣されております。また、看護師、医療事務、こちらのほうも従事しておりますけれども、直接雇用及び一部委託で体制を組んでおります。

運営に伴う財源といたしましては、主に診療報酬とその不足分を2市3町の負担金で賄っているということになっております。

この運営に関しましては、本市が事務局となっておりますので、予算の編成や看護師及び医療事務の雇用、それから塩釜医師会・薬剤師会、運営自治体との調整等を行っているという状況で、必要に応じまして管内の医師及び運営自治体の担当課長で構成する運営小委員会な

どを開いて、全体の調整と要望の解決を図っているというような状況になっております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） はい、分かりました。そういった状況の中で、例えば、私、子供いる身なので経験もございますが、夜中に急に熱が出たということで、まずどこ行くかというところ、こういうような施設がまず1つ対象に上がってくるわけなのですが、このコロナ禍の下で、先ほど財政のお話ございましたけれども、診療状況あるいは財政面でこういった影響、見通しがあれば教えていただきたいと思っております。

○副議長（曾我ミヨ） 櫻下健康推進課長。

○健康福祉部健康推進課長（櫻下真子） やはりコロナ禍におきまして、この新型コロナウイルス感染症がほかのインフルエンザや風邪と鑑別することが非常に難しいというところで、急患センターにおける診療体制にも大きな影響を及ぼしております。

まず1つには、この建物自体の構造から、発熱者と発熱者ではない方の動線を分けることが難しいということ。また、医療体制として、土曜日でしたら医師の方が1名、看護師の方が2名と。そして、日曜、祝日であれば、内科・小児科各医師が1名ずつの2名、そして看護師は3名というような状況で、もしも発熱者がいらっしゃった場合は、防護服を着て、診療室には入らないで屋外で診療を行う。その際も、マスク、ゴーグル、手袋、ガウンそういったものを着用し、そして診療が終わった後には、確実にウイルスが飛散しないような方法でそのガウン等を廃棄する、そういった態勢を取らなくてはならないというところで、非常に医療スタッフへの負担というところもございます。そういった中で、この感染症に対する休日急患診療センターでももしも罹患した場合の補償ということもございません。

そういった中で、関係医師の方、そして近隣2市3町での話し合いを行った結果、発熱患者は診療はできないというような判断を行っております。ただ診ないというのではなくて、電話等あるいは直接いらっしゃった場合は、県のコールセンターのほうに問合せをしていただいて、どこに行くべきか、あるいは紹介できる病院があれば行うというような状況を取っております。

そして、実際、令和元年度では11月末時点で、土曜日の受診者数が189人、日曜、祝日の受診者数が1,948人であったということに対して、この体制上、令和2年度では同じく11月時点で、土曜日が28人、日曜、祝日が344人となっております、昨年度と比較して全体で82.6%

の大きな減少となっているという実態がございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 詳細なご説明を頂きまして、ありがとうございます。本当に深刻な実態が今明らかになったのかなと思います。

そういった中で、2市3町の共同運営ですので、なかなかそこについてもいろいろな難しさがあると思うのですが、一方で、そういった協議の場というのがなかなか持てない状況もあったのかなと思っております。財政については基本的に診療報酬ということで賄われている中で、各市町村の分担金というものもあるのだと思うのですが、先ほどお聞きをした受診の減、診療報酬の減等々を踏まえましても、改めての協議というのが必要なのではないかなと考えておりますので、その体制の整備というところにつきましても、改めてその圏域の自治体間で協議を早急に行っていただきたいと思っております。

それで、ちょっと関連ではないのですが、次に移りたいと思っております。市立病院についてお聞きをするのですが、この議会の中でも様々な議論ございましたけれども、改めて新型コロナウイルス感染拡大下におきまして、公立病院としての役割というものをどのように考えるのか、その点についてお伺いをいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 昨日もちょうとご説明をさせていただいておりますが、今回の新型コロナウイルスにつきましても、2類感染相当という指定感染症に指定されているというところが、まず大きいところですね。でありますので、やはりしっかりと感染対策ができる感染症の指定医療機関あるいは医療資源がある程度潤沢にあるような協力医療機関等が行うということで、現段階では、当院では新型コロナの陽性患者の受入れというのはできないという状況です。

ただ一方で、先ほどから出ている、発熱のある患者さんというものに対してはしっかりと今までも対応させていただいておりますし、そこの受入れに関してはしっかりとやらせていただいていると。ただ、今後、万が一、もっと大きく拡大していくような事態があった場合、多分県全体として、一般の医療機関においても何らかの対応を取るべき時というときが来ると思っております。そうなったときには、当院としても何らかの検討をしていかなければならないのかなと考えております。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） ありがとうございます。この後お聞きするところまで、今、併せてお答えいただいたかなと思っておりますが、その前段として、先ほど休日急患診療センターのところ、休日、夜間診療というところで本当に深刻な状況だということでお聞きをいたしました。そういった意味では、市立病院において、仮に夜間にこういった発熱患者の方が来られたというようなことがあれば、どういった対応を行われてきたのかお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 本多市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（本多裕之） 医療スタッフは、やはり夜間は通常の間帯に比べるとかなり手薄な状態になっています。できれば、我々といたしましては、夜間はできるだけ受診を我慢していただくというか、そういうところがまず基本であります、とはいえ、救急指定の医療機関でありますと同時に、休日急患の2次診療病院ということにも当たっておりますので、当然、通常の間帯以外にもこういった患者さんが来た場合は受入れをさせていただいているという現状です。ただ、やはり同じように救急車の受入れとかも2次病院として行っておりますので、来る前には事前にご連絡を頂いた上で来院していただければなと思っております。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） ありがとうございます。前段、ご紹介したとおり、どこのということではないのですが、発熱患者の方で診療を断れるケースもあったということでお聞きをする中で、まさに公立病院としての矜持を持ってそういった取組もされておられるのかなというふうに受け止めております。

その上で、本当に酷なことを申し上げることになるのかなと思うのですが、指定医療機関として手を挙げる手を挙げないといったような話ではないにせよ、例えば前段から述べておりますコロナに戻ってのPCR検査体制の構築の中で、あるいは今回の夜間休日診療の取組などの中で、公立病院として何らかの形で役割を持つというような形ができないかどうか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 福原病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） 医療が非常に逼迫しているので、議員のお気持ちは非常によく分かります。しかし、この新型コロナウイルスは、先ほどから申し上げておりますように、指定感染症の2類ということになっておりまして、これは一般の医療機関では診療をできな

いような状況に今なっているということをご理解頂きたいと思うのですね。

ですので、検査におきましても、以前は、これは帰国者・接触者外来でやっていたと。ただその機関だけではとてもこなせないのが、検査を協力する医療機関というのが、この地域では26整ったということだと思います。

入院の対応に関しては、これはやはり相当なマンパワーを要する医療が必要になってくるということで、残念ながら一般の医療機関でこの新型コロナ、2類感染症の対応をするということはほとんど無理なのではないかなと考えています。ですので、この地域は仙台医療圏ですので、仙台医療圏の豊富な医療資源を使うというか、そこに頼らざるを得ないのではないかと考えておるところです。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。本当に日々の取組には敬意を表します。

その一方で、先ほど、福原病院事業管理者のお答えからしますと、コロナの検査あるいはその治療というところで、市立病院が直接的に関わるというのはなかなか難しいというようなお話であったかと思うのですが、公的医療というものを考えたときに、例えば圏域内の医療機関において、通常の医療のほかにコロナの部分での負担があるというところについて何らかの形で、通常の医療も含めて引き受けるような形ができないかどうかですとか、あるいは先ほど検査体制の考え方として、ぜひ協議の場をつくって国のほうに県のほうにというお話も申し上げたのですが、そういった協議の場においてお力を発揮していただくとか、そういった広い意味で圏域内地域医療というものをしっかり守っていつてつくっていく、そういった取組にぜひお力を貸していただけないかということでは、お考えとしてはございますでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 福原病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） この管内の7病院長会議というのが開かれまして、この新型コロナの検査体制に関しては一定の見解を得たというところまでは行きました。

ただし、診療においてどうするかということをお考えますと、この地域は実は非常に高度急性期医療が提供できない医療地域なのです。これは本来2市3町で100床以上の高度急性期の病床を確保していかななくてはいけないのですが、まだ4床しかこの地域にはないということで、やはりそういうことも仙台医療圏との連携というのを図らなくてはいけないという理

由になっているところです。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 繰り返し申し上げますが、この議会の中でも様々議論ございましたとおり、本当に今、血のにじむような努力をされているということは承知をいたしております。そういった状況であえて申し上げるわけですが、本当にできること、やらなければいけないこと様々あると思いますので、そのあたりについてぜひご検討、あるいはそういったところにご期待申し上げまして、このテーマについてはここで、時間もありますので、終わりたいと思います。

次に移りますが、コロナ禍における学校教育の現状はというところで、市内小中学校の状況あるいは現在における感染防止の取組について改めてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩） 学校現場の感染対策についてお答えいたします。

学校の感染対策といたしましては、ガイドラインに沿って、まず、当該ウイルスを持ち込ませないよう、発熱などの風邪の症状がある場合には登校しないようさせないよう、「ほけんだより」などで繰り返し児童生徒、保護者に周知いたしております。

また、登校時はサーマルカメラ、非接触型体温計、健康観察カードにより、児童生徒の健康状態を把握し、症状がある場合には別室で待機させ、迎えを待つて帰宅させることといたしております。

次に、感染経路を断つ観点から、接触感染防止のための手指消毒として手洗いを励行するとともに、アルコール消毒液も設置しているところです。また、飛沫感染防止のために日頃からマスクの着用、給食の際には向かい合わせにせず、授業と同様に黒板のほうを向いたまま会話をせずに食べるよう指導いたしております。あわせて、給食などの食事の際には、教員が見守りなどをして、手洗い、消毒を確実にを行うこととしております。

そして、教室の換気につきましては、基本的には対角線の窓、扉を20センチ程度開けることとしておりまして、困難な場合にはおおむね30分に1回程度窓・扉を全開にするなどの対応を行っております。

さらに、本議会で提案させていただいておりますが、今般の感染状況を踏まえ、しおがまウイルスバスター隊事業を3月まで延長し、校内の消毒体制を確保してまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 様々な取組をやられておられるということで伺いました。

それで、大変寒さも厳しくなってきました、昨日などからちょっと雪も降っているような状況ではありますが、そういった中で、校内で行う、特に児童が主体となっていく取組につきまして先ほどお話ございましたが、アルコール消毒、そして手洗いの励行ということで、もう少し詳しく実際どのような形でやられておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩） 感染防止のために、手洗いは30秒程度をかけて行うよう指導するとともに、掲示などを行っていただいております。手洗いのタイミングとして、トイレ利用の後や、外での活動の後、給食の配食前などがございます。寒い季節となってまいりましたが、マニュアルの事例では、ハンドソープで10秒もみ洗いし、流水でのすすぎが15秒となっております。可能な限り丁寧な手洗いをするとともに、手洗いができない場合や十分でない場合に、各教室前に設置してあるアルコール消毒液で消毒するなどして、しっかりと消毒を行うよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。先ほど、部長もおっしゃったのですが、大変寒くなってきたというような状況の中で、これもただいまご紹介いただきましたが、文部科学省の衛生管理マニュアルにおきまして先ほどご紹介ありました。外から教室等に入るとき、あるいはトイレの後、給食・昼食の前後、とにかくこまめに手を洗いなさいと。手洗いは、先ほどおっしゃったように30秒程度水と石けんで丁寧にやるんだということで、消毒というのは手洗いができない際に補助的に用いられるものとなっております、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導ということになっております。

そういった点では、ちょっとどこまでこの寒さの中で流水での手洗いというのが徹底できるのだろうかという思いがございますが、そのあたり、現状、頻繁な手洗いに困難が生じてしまうのではないかとということも心配されるわけですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部教育部長。

○教育委員会教育部長（阿部光浩） 私も試しに流水で今回洗ってみました。確かに冷たいのですけれども、手をぬらすのに5秒程度、そして石けんで10秒程度もみ洗いする。そして、流水で15秒ぐらい流す。実際、学校のほうにこれから温水器をつけたりすることにつきまして、多額の費用とあと時間もかかりますので、今期の冬には、ぜひ児童生徒には15秒間我慢して手を洗っていただくように、本当にお願ひしたいと思っております。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。なかなか当然、今からではすぐに給湯器つけるだとかというのの難しさ、それは理解をしておるつもりなのですが、一方で、我慢ということで済めばいいのですけれども、例えば消毒すればいいやみたいな風潮になってしまうとか、あと、冷たい水で手を洗って手が荒れてしまうなんていう状況もちよっと心配されますので、そのあたり、対応のほうを引き続きご検討いただきながら、コロナ禍の長期化とかということも踏まえて、対策についてぜひご検討いただければということで、提起としてさせていただければと思います。

それで、3番の道路環境の整備に移ってまいりたいと思うのですが、今回、2点の事業についてお伺いいたします。

まず1つは、狹隘道路整備について、事業の考え方、実績、あと計画上の総延長と実施割合、そういったところが分かればお聞きをしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） では、まず狹隘道路の実績あるいは計画値ということのご質問でございます。

この事業はもともと平成7年度から、住宅などの建築の機会、あくまでも建築の機会を捉えるということで、後退する敷地の測量を行って4メートルの道路を確保すると。もって、市民の生活環境を向上させるという事業であります。

平成7年度には、4メートル満たない狹隘道路の総延長というものを23キロメートルと推計しております。ただ、両サイドにあるということなので、総延長の捉え方は46キロメートルというふうな捉え方をしております。

昨年度末時点での後退の箇所あるいは延長の長さというのが13キロメートルですので、進捗率は28%程度に今とどまっているという状況です。

なお、申請件数で行きますと、こちらも推計値になりますが、今まで744件の申請件数。推計値の分母としては、全体の10%という世帯数を見て約2,100件という計算をしておりますので、件数で行きますと35.4%の進捗率という見方をしております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。平成7年に立ち上げて、現在までで13キロメートルということでしたが、この進捗というのほどのように捉えればよろしいでしょうか。計画として予想どおりのものなのか、あるいは進んでいないものなのか、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） 進捗というものを、全体的な件数で行きますと、年度ごとにどのように件数が増えているか減っているかという見方になろうかと思えます。ただ、現状としましては、申請件数が徐々に減ってきているのかなという実態がありますので、現在としては、円滑な進捗になっているかという話になりますと、少し鈍化している。当初スタートが40件というものに対して、現在20件程度ということですので、進捗はかなり鈍化してきているという見方をしております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。並行してお聞きしますが、では、私道整備事業につきましては、その事業の内容と実績、そういったものについてお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） 私道道路の整備というものにつきまして、今、ご質問ございました。こちらの多くは、私道というのは特定の方が利用されている、もちろん私道でありますからそうっております。主に通り抜けが可能な復員が4メートル以上の私道、これについては市の補助金を交付しまして、私道の整備を進めていくという事業であります。

なお、今年度から補助率を少し上げまして、さらに事業の進捗を図ろうということで補助率を見直しはしておりますけれども、今年度にあつてはその申請実績というのがまだございません。ゼロという状況になっております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。私道整備におきましては、通り抜けができる道路ということで、半分生活道路みたいなところについての考え方なのかなと思うわけですが、道路環境を整備するという観点から見た際に、この2点、単純に並べるといのはちょっと乱暴な話ですけれども、例えば、狹隘道路につきましては自宅を建て替える際にセットバックを行って、その土地について整備を行うと。ただ、そこに構造物があった場合には、それは撤去するというようなことも出てくるわけですね。そういったことについてやはり自己負担が発生してしまって前に進まないだとか、あるいは地域の協議が進まなくて前に進まないと、様々な困難があるなと受け止めてきました。

その一方で、本市の特性としてやはり狭い道路が多いと、救急車の通行もなかなか難しいという中で、その整備というものが大変に求められるということで、この2事業というところに加えて、例えば地域単位がいいのか、ちょっとそこをここでこうだと言えないのですが、面的な整備ということでの事業を興していく、検討していくという必要があるのかなと思っているのですが、そのあたりの検討についてはいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 荒井建設部長。

○建設部長兼市民総務部政策調整監（荒井敏明） 確かに議員おっしゃるとおり、進捗状況が鈍ってきている大きな要因といたしましては、やはり困難事例になってきたということにあるかと思っています。例えば、私道であれば共有名義があるとか権利の関係でありますとか、あるいは負担の問題も確かにあるかと思っています。金額がかなり大きいので、補助率が上がったにしても、やはり自己負担等が大きくなってきているというのが、やはり困難事例が多くなってきているということになるかと思っています。

ご質問にありますお話というのは、例えばですけれども、市のほうで面的整備を行ってという話になるのかなとちょっと推測をしておりますけれども、非常に難しいのは、やはり財産というものの見方というのが出てくるのだと思います。市の税金を投入して個人の財産に手をつけて、その生活環境あるいは固定資産を上げていくようなそういう形が取れるかどうかというのは、大きな疑問が出てまいります。その辺については慎重な考え方の整理が必要かと思っていますので、今すぐに市のほうで私道を整備するという考えには、まず至らないのかなと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 当然、おっしゃることは理解をいたします。財産権、その他様々ある中で、どのようにやっていくんだという点で非常に難しさがあるということについては理解をいたしておりますが、一方で、その周辺にお住まいの方の利便性ということも併せてお考えをいただく中で、一定のご検討を頂ければということで、本日は提起ということにさせていただければと思いますので、ぜひご検討のほどをお願い申し上げたいと思います。

ちょっと時間もあれですので、あと1項、簡単に聞いてまいります。

北浜緑地防潮堤等の状況についてということで、これは前段、質問のところでお答えもございましたので、直接お伺いは省かせていただきますが、10月29日の県の事業説明会、現状がどうであるかということについて、そこにもお伺いさせていただきましたが、周辺の地域の方から、あその現状について大変厳しいご意見があったということで、私もお聞きをいたしました。それと同時に、県の関わり、市の関わりとちょっと複雑なのですが、防潮堤の関係に加えて、区画整理の部分、そういったところ様々絡む中で、市としての関わりをもうちょっとしっかりしてほしいなんていう声もあったように記憶をいたしております。

例えば、この区画整理のところの道路に関しては、今、工事をストップさせている、そういったお答えはあったので、そこについてはお聞きをいたしません、その次のところ、市営北浜住宅の破損箇所と対応についてということで、実際、ここも一体的な沈下の中でこういった破損が起きているのではないかということでのお声がございました。市営北浜住宅について破損があったということで対応されておられるかと思うのですが、そのあたり、現状と対応というところがあればぜひお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 鈴木定住促進課長。

○建設部次長兼定住促進課長（鈴木康則） 北浜住宅の破損箇所対応についてでございます。

防潮堤の傾き、北浜緑地の亀裂の現状を鑑みまして、改めて、私どものほうで9月30日に北浜住宅及び周辺敷地の確認を行ったところでございます。北浜住宅や集会所の建物本体につきましては、支持くい基礎形式のため、地盤沈下の影響は見られませんでした。その他、外構や駐車場につきましては、影響のある箇所が見受けられたところでございます。具体的には、北浜住宅と集会所間の階段部分の破損が見受けられました。また、集会所入り口のスロープ部分、また、駐車場や駐輪場出入り口付近の段差に発生しております。また、外部通路のたわみ等の発生などを確認しておるところでございます。

この確認を踏まえまして、北浜住宅と集会所間の階段部分の破損につきましては、集会所を建設いたしました事業者に現地確認を求めまして、直ちに、今、対応修理を行っております。終わってございます。また、通路の段差部分につきましては、住宅管理の中で間もなく修理に着手する予定でございますので、年内には直るかと思っております。

今後とも、住宅管理の中で現地確認を行いながら、住民の方々が安心して暮らせる環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。やはり実際に住まれている方の感覚としては、一体的に沈んでしまっているのではないかというような捉え方をしてしまうと。これは当たり前のことだと思います。そういった点では、丁寧な説明を行った上で、ぜひ安全安心というところで取り組んでいただきたいということでお願いをしておきます。

それで、子ども医療費の助成についてということで、毎回お伺いをいたしております。今回も聞くよということで、さきの議会でも申し上げておりますので、ぜひその検討状況についてお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 所得制限の緩和撤廃の検討状況についてということでございますが、非常に大きな財政負担を要することから、一度に所得制限の撤廃を行うのではなくて、対象年齢や所得額に応じた段階的な導入ができないかというようなことも含めて検討を行っております。子育て支援策や定住支援策の一環でもあると私ども考えておりますので、市全体事業の優先順位なども含め、実施事業計画や予算編成を通じて、継続して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） 分かりました。当初予算の議会でも改めてお伺いしたいと思います。

それで、最後、本市の保育行政についてというところではありますが、保育の現状、現在の対応状況、そういったところについて、簡単にお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） すみません。今、何の対応状況と……。 （「コロナ禍における全ての」の声あり） はい。

コロナ禍において、保育施設での対応状況でございますが、まず、各保育施設においては、

職員、児童、手洗い、うがい、密にならないなどの基本的な感染予防対策、それから、検温や体調チェックなど、それに加えて喚起や、様々な子供たちが触るものの消毒など、そういうことの徹底をしております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 小高議員。

○14番（小高 洋） それで、実は、先ほど、キットというお言葉ございました。保育所で使うところに補助金、そういったものにも充てられないかということで、これ、実はここで聞こうと思っていたのですが、そういったことでお願いされているということでしたので、ぜひ引き続きそういった形で、ものに対して使える拡充、補助金の考え方というところでぜひお願いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 以上で、小高 洋議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時45分といたします。

午後4時35分 休憩

午後4時45分 再開

○副議長（曾我ミヨ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

17番土見大介議員。

○17番（土見大介）（登壇） 創生会の土見です。私からは、塩竈の産業に関するコロナ禍の影響、そして、浦戸振興、そして、子育て環境の改善、この3点についてお伺いをしていきたいと思います。

冒頭ですけれども、私、昨日の市長のご答弁にちょっと感銘を受けました。というのは、たしか西村議員だったですかね、質問された中で、浦戸市営汽船の民営化の可能性についてもお話をされていたというエピソードがあったのですけれども、やはり本質的な課題というのをしっかり見た上で、可能性というのをしっかり目を隠さずに選択をしよう、しっかり広く持って検討していくという姿勢に、やはり市長を非常に頼もしく感じたところでもあります。

私も、今回、その市長の姿勢に倣いまして、本質的な課題というのをしっかりと見た上でご質問、それから、意見のご提案させていただければなと感じております。

まず初めに、コロナ禍の影響についてからご質問させていただきます。

この点、ほかの議員さんたちからも多々質問がありましたので、重複はなるべく避けながらご質問させていただきたいと思います。

現在、第3波ということで、まだまだ先がどうなるか分からない。非常に現在のダメージも大きいながら、先が見えないというところに非常に市民の皆様は不安を感じているかと思えます。その中で、まず、まちの産業の現状についてお伺いしたいと思います。

塩竈市としては、これまでに様々な支援策を行ってまいりました。今回の議案の中でも、市が想定したよりもそれぞれの支援策の利用率というのが若干低かったというお話もございましたが、その利用率の低さというものをどのように分析をしていらっしゃるか。それから、分野ごとのそれぞれの産業の景況感はどのようなものか。さらには、雇用、求人もしくは求職の状況はどうか。この3点について、まず質問させていただきたいと思います。

以降の質問に関しては、自席より行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 17番土見大介議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、私のほうからは、コロナ禍の影響、まちの産業の現状についてでございますが、コロナ禍の長引く影響による売上の減少等々につきましては、市内の小売店や飲食店など大きな範囲に及んでいると捉まえております。

8月に第一弾の割増商品券を発行し、消費喚起を図ってまいりましたが、9月16日には宮城県による、仙台市及び2市2町圏域の感染拡大や繁華街でのクラスター発生に伴う緊急要請により、特に飲食店に自主休業など大きな影響が出たところでございます。

水産加工業につきましては、8月に事業者アンケートを実施し、売上の影響をお聞きしたところでございます。自宅での食事が増加する中で、スーパー向けの商品を取り扱っている事業者は回復傾向にある一方、飲食店向けの商品を取り扱っている事業者につきましては、依然として厳しい状況にあると捉まえております。

私からは以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸）（登壇） それでは、私から、これまでの実施しております施策の活用状況並びに求人の状況につきましてご答弁させていただきます。

まず、これまで実施をしてまいりました事業者向けの支援策の活用状況ということでございますが、特に、支援金などの給付的制度の予算化に際しましては、予算不足により給付でき

ないということは避けなければなりませんので、該当すると考えられる最大の事業者数を予算化させていただいたところでございます。しかし、お店の営業時間や売上げ減少率などによりまして、対象にならない事業者があったものと捉えておるところでございます。

また、観光関連の事業につきましては、秋の観光シーズン直前の本市の新型コロナ発生状況や、本市にお立ち寄りいただくという事業内容が、お客様のスケジュールに合わなかったなどの理由で、使用率の向上につながらなかったのではないかと考えているところでございます。

施策につきましては育てていくということが重要であると考えておりますので、今回の反省を踏まえまして、また次の施策に生かしてまいりたいと考えてございます。

次に、求人状況でございますが、ハローワーク塩釜管内の10月の有効求人倍率が0.81と1.0を下回っているものの、5月の0.71から求人は増加をしているという状況でございます。産業別に見ましても、これまで前年比マイナスであった食料品製造業や卸売・小売業の10月の求人数は、前年度比でプラスに転じているという状況もございまして、徐々にではございますが、回復傾向にあると認識しているところございまして、塩釜管内ではコロナによる雇い止めなどの事例もそれほど多くはないという状況にあるということで、ハローワークさんから伺っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。最初に、様々な支援策の利用率についてお伺いしたところですが、こちら、事業者さんのほうから、申請がちょっと難しいとか手間だという話も何件かお伺いした点もあって、そういうことも1つ原因というのはあったのかなというところで質問させていただきました。その点、役所のほうにも、例えば、ちょっと難しいのだけど手伝ってくれとかそういうお話はあったのか、その点、お伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 新型コロナの影響が出始めてから、市の施策のみならず、国のほうからの直接の支援策、支給的なものも含めまして、多数の支援策がございました。私ども、承っている範囲では、市に対してちょっと難しいよというようなことというのは、それほど多くは実はなくて、むしろ、やはり国の支援策については結構難しいですねというようなご

意見はいただいたところでございます。

市の部分につきましては、ご相談をされれば、こういうものがございますか、こういう書類ありますか、そういうことのアドバイスをさせていただきながら、そういうのがないということであれば、じゃ、こういう形で、こういう形でと別のアドバイスをさせていただきながら、なるべくご要望に添えるような形で応援をさせていただいてきたという経過がございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。塩竈市、そして国と、それぞれ支援策がある中で、国のほうがちょっと難しかったというお話でした。それも踏まえた上で話を続けていくのですが、先ほどの雇用、求人求職状況についてです。

塩釜管内のハローワークさんの求人求職バランスシートというものをちょっと見させていただきました。そうすると、先ほど部長からは0.81という現在の倍率であって、5月からは好転しているという話を伺いました。その中で、じゃ実際それぞれの職業でどう求人倍率が変わってくるのだろうというところを見ると、やはり人気というか、求職が多い事務的な一般事務とか会計というものは、非常に有効求人倍率が低くなっている。一方、例えば製品製造業とか加工処理業というのは求人倍率が非常に高い。1どころか4とか5というところまで達しているものもあるというようなことがあって、比較的職種によってばらつきが非常に大きいなというのを感じております。

特に、塩竈は水産加工のまちということもありますので、このコロナ禍においてもやはり人が来ないんだというお話も伺います。そういうところも今後手を入れていったらいいのかなというところで、今回、このご質問をさせていただきました。

それを踏まえた上で、次の質問に移ります。

まちの産業の活性化策はということで、これまで様々な対策を取ってこられたことは、委員会ですとか、あとは各議員さんへのご答弁の中でお伺いいたしました。今後、なかなか先が見えないので、こういうことをやりたいというのをきっぱり言うということは難しいかもしれませんが、今後どのような政策を取っていくと、可能性としてでもあるのですが、取っていくと考えられるのか。そこら辺、もし案があればお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 産業の活性化策、コロナ禍におけます経済停滞等の影響を踏まえ

での今後の活性化策ということでございますが、これまで、先ほど市長もご答弁申し上げましたが、地域経済を支える皆さんへの事業継承支援パッケージということで、様々な施策を実施してきたところでございます。

端的に、我々、取り組んでまいりましたのは、例えば「L e t ' s B u y ! しおがま」キャンペーンということで、「L e t ' s タク配」や「しおがま晩酌セット」などこういったものを展開するとともに、割増商品券事業については8月の第一弾に続きまして、第二弾が本日販売を開始したというところでございます。

今後の展開といたしましては、やはり新型コロナの影響につきましては、今、ご紹介いただきましたように先行きというのがなかなかまだ見えないところということで、長期戦になるということは捉えておるところでございますので、やはり今後も、我々としても足を運ばせていただきながら、どういうところにニーズがあるか、そういうところをお聞かせいただきながら、適切な施策というものを策定、展開をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。私、たまにご相談を受けて店舗にお伺いしてお話聞くこととかもあるのですけれども、これまで塩竈市としても、あと商工会議所としても、コロナ対策の備品購入に助成をしているということはあったと思います。その中で、それぞれ備品を整備しているお店というのは大分多くなってきたというか、ほぼ、私が行く範囲であればほとんどのところが対策を取ってこられているという状況があるのですけれども、その中でちょっと気になる点としては、この換気は本当に換気されているのかなとか、マスクもしくはフェイスシールド、マウスシールド、こういうものがうまくちゃんと使えているのかということが疑問になる店舗もなくはないという状況があります。

新型コロナウイルス、もちろん目に見えないものでありますから、なかなか自分たちが対策をしようと思っても、それがちゃんと効果がある対策になっているかというものを検証することが非常に難しいのではないかと考えております。そのため、塩竈市としてちゃんとした対策が取れるように、例えばマスクはこういうふうに使いましょう、フェイスシールドを使うときはこういうシチュエーション、こういうときはだめですよとか、そういうことをちゃんと指導するという言い方はあれですが、ちゃんとした使い方というのできるようなマニ

ュアル化、教えていくようなことを、1つ対策として取ってみてはいかがかということをご提案させていただきたいと思います。

自治体によっては、二酸化炭素濃度の検出器を、密という空間の密を回避する指標として使っているという事例もあります。二酸化炭素濃度がその指標として適当かどうかというところは、まだまだ検討の余地というのはあろうかと思うのですが、そのような形で分かりやすい指標を皆さんに示していく。そうすることで、店舗側としても、ちゃんとした対策が取れているんだということを自信を持ってお客さんに伝えることができる、お客さんとしても安心して入ることができる、そのような仕組みというのをつくっていくことで、より安心感というものが与えられるのではないかと考えますけれども、この点、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 事業所に対してのアドバイスということで受け取らせていただきました。

まず、補正予算でつけていただきました、社交同さんをモデルとしましたモデル事業につきましては、今月、講習会、それから実際の一部補助を入れた消毒作業、こういったところを展開させていただきました。参加人数30名ほどということで、本当に消毒、例えばカウンターとかを拭き取る際の基本的なやり方、そういうのも私自身が見ても、ああそうだよね、そうだったんだよねという、目からうろこ状態のようなところもございます。そういったところをやはりやっていくというのは、今、議員ご指摘のとおり、重要なことかと思えます。

今、ご提案をいただきました、例えばマスク、それからシールド、そういったものをどのように使えば効果的なのかということにつきましては、マニュアルというところとちょっと大げさかもしれませんが、アドバイスをしていくということは、例えばかわら版とかそういったものでもいろいろできるかと思えますので、やはりお店であれば、お店側が幾ら頑張っても、お客様が持ち込まれるという可能性も十分あるかと思えますので、そういったところを少し参考にさせていただきながら、今後ちょっと検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それから、先ほど国の支援に対する、国の助成制度とかに対して、申請難しいよという話があったかと思えます。もちろん国のということで、塩竈市のほうはしっかり対策を取られて

いるということですが、やはりこのコロナ禍、アフターコロナとかウィズコロナなんていうお話もございますけれども、いかに新型コロナもしくはその後起こる可能性のあるような同類のものに対して、柔軟に対応できるような事業者というのをつくっていくか、もしくは事業、産業をつくっていくかということを考えると、デジタル化であるとかもしくは社会情勢に合わせて、従来の事業だけじゃなくて、プラスアルファで商品化を考えたり、もしくは事業の方向を少し変えてみたり、そのような仕組みも積極的に促していく必要があるのかなと考えております。

その点について、まだ市役所としては支援というものが見当たらなかったのですけれども、このようなものを今後取り入れていく考えはあるのかどうか。もしくは、もちろん対応によっては、今、目先のことをやらなきゃいけないことはあろうかと思うのですけれども、それが無い場合は、やはり次のことを見ていかないといけないと思うのですが、その点、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） 現在実施している事業といたしましては、既存の小規模事業者サポート事業、こちらは、今年度は予算をお認めいただきましたコロナ枠という部分を新たに設けまして、9月に募集をしております。つまり、新型コロナの影響を受けて新しい取組をなさるようなときの支援、そういった部分に使える分ということでございます。

例えば、テイクアウト型への転換ですとか、ECとかを使って非対面ビジネスなどへの転換とか、そういったもののご提案をいただきまして、9月の募集では8事業者の取組について採択を行ったところでございます。なお、若干予算にもまだ余裕がございましたので、11月に2次募集を行って、今月また審査を行ってということで、3社ほどのご提案をいただいているところでございますので、内容を拝見させていただきながら審査をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。ありましたね、それ。すっかり忘れておりました。

8事業者でしたっけ、そこがぜひもっと多くの事業者が取り組んでいただくことによって、こういう何かしらのアクシデントに強い地域にしていっていただければと思うので、積極的に進めていただければと思います。

それから、先ほど雇用の部分で、職種によってやはりばらつきがあるよと、求人倍率にもばらつきがあるよというデータをお示ししたのですけれども、これを機にというと、言い方によっては非常にご批判を受けてしまう可能性もあるのですが、やはり1つこの機に、水産加工そういうものに目を向けていただくチャンスなのかなと思います。求職をされている方に目を向けていただくチャンスなのかと。

さらには、求人を出している事業者の皆様にも、求職をされている方々の心に響きやすいような形での事業をすること、ものの見せ方というものも、勉強会などを一緒に開くとかそういうことをして学んでいっていただく。そのようなことで、塩竈の産業の安定的な雇用確保というのを1つ狙っていったらいいのではないかと。お互い人が欲しい、職が欲しいという要望がある中でのことなので、そういうことにも力を入れていってはいかがと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤産業環境部長。

○産業環境部長（佐藤俊幸） ご指摘をいただきましたように、求人につきましては職種による求人倍率のばらつき、職種間のミスマッチ、そういうところがあるということは、私どもも承知でございます。水産加工業をはじめとします一部の職種が、人手不足が深刻な課題となっているところでございます。

市としましても、例えば高校生の就職に対しまして塩釜高校、ハローワークさん、それから、市内事業者の皆様との連携、また、一般の求職者の皆様におかれましても、職場見学会などを開催する民間事業者、あるいは商工会議所などの関係機関と連携して、就業促進というのに、今、取り組んでいこうということで考えているところでございます。今後もアドバイス頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。なぜ水産加工とか塩竈の産業の部分で人が来ないのかということも、しっかり事業者の皆様と一緒に考えていただいて、むしろ事業者の皆様と一緒に、今後の求人の仕方というのを考えていくということを積極的に進めていただければ、求職をされる方々の目に留まるようなことになるのではないのかなと思いますので、ぜひよろしく願いします。

次に、次年度の市税の収入の予測についてお伺いしたいと思います。

昨日ですか、どなたの質問がちよっと忘れてしまったのですけれども、2億円程度市税が減

収になるという予測であるというお話を伺いましたが、この点もう少し詳しく、あとは、周期的な推移も、まだ確定申告も終わっていないので何とも言えない部分もあろうかとは思いますが、今の段階でどう見積もっているのか、ここをお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 次年度、令和3年度の市税収入の予測についてということで、まず、お答えさせていただきたいと思います。

昨日、西村議員のご質問にも答えましたとおり、市税の歳入につきましては、現在、精査中ではございますけれども、やはり新型コロナウイルス感染症による経済活動の落ち込みなどによりまして、法人の収益減、就業者数の減少、労働時間の短縮などがありまして個人所得が減少するために、法人市民税並びに個人市民税への影響が大きいと見込まれているところでございます。

また、固定資産税、都市計画税につきましても、3年に一度の評価替えがありまして、令和2年度当初予算と比較しますと、現時点で全体としまして2億円程度の減収が見込まれるというのは、昨日お話しさせていただいたところでございます。法人市民税については対前年で14.5%の減、個人市民税が6.28%の減と、それぞれ現時点で見込んでいるところでございます。

それ以降、次年度以降の市税の歳入の見通しということでございますけれども、やはり今のコロナ禍の影響がどういった展開をするのかということも含めまして、大変先行きというのは難しいところでございます。しかしながら、仮にコロナ禍が収束に向かったとしても、それに伴う法人の業績の回復ですとか個人の所得増というのが直ちに戻るのかどうかという、非常に時間がかかるのではないかなというふうに見込まざるを得ないのかなと考えておりますので、こういった現状から見ますと、令和3年度の次、令和4年度以降もなかなか厳しい見通しということで考えざるを得ないのかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。令和3年度2億円程度、その先も尾を引くであろうという予測でございました。そのときに、2億円程度というと大体塩竈市の当初予算の1%程度でしょうか、200億円程度だったと思うのですが、1%程度かと思っておりますが、その点正しいのかと、あと、経常収支比率は幾らでしたっけ、その点もお教え願いま

す。

○副議長（曾我ミヨ） 相澤財政課長。

○市民総務部次長兼財政課長（相澤和広） 2億円というのは、大体大きく捉えれば、議員がおっしゃったとおりだと思います。現在の経常収支比率、これは令和元年度ということになりますが、98.5%という状況でございます。よろしくをお願いします。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうすると、1%の減収となった場合、かなり経常収支比率上がるということになってしまおうかと、単純にそのまま行けば上がるということになってしまうかと思うのですけれども、その点、どのような対策を取っていくとお考えなのか、お教え願います。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 令和3年度のまず予算の対応ということでお答えさせていただきたいと思いますが、今現在、来年度の予算の編成作業中でございますけれども、今、約2億円の市税収入の減を見込んでおりますので、大変厳しいという中でございます。

歳入につきましては、なかなか財源の確保というのが難しいところではありますけれども、今、ふるさと納税のさらに上積みそういったものできないかというようなことで、いろいろ手を尽くしているところでございますし、また新たな財源を求めることについて、全庁的にいろいろな工夫、提案がいただけないかということで、歳入の確保ということで取り組んでおるところでございます。

あと、自治体の財源不足を調整する機能を持つ地方交付税につきましては、地方財政計画を踏まえて算定することになりますので、この辺の見通しについては、なおもう少し先に明らかになってくるのかなと考えておるところでございます。

ただ、実は、今年度、国勢調査というものが行われておりましたので、それによって人口がどういふふうになるのかということで、それによって交付税の額にも影響が出てきますので、これもなかなか予断を許さない状況なのかなと思っております。

一方で、歳出についてですが、消耗品ですとか委託料とかそういったものにつきましては、一般経費と呼んでおりますけれども、対前年度5%の削減ということで、もう既に各部課のほうにお願いをしておるところでございますし、予算の執行においても、年度予算ついたら1年間それを使ってくださいということでなくて、四半期ごとに予算を配当するなど、何

らかの感染症の拡大等そういった不測の事態に備えて、そういった予算の執行を一時止めるということなども視野に入れつつ、安定的な財政運営を図るようにしていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（曾我ミヨ） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。そうですね、収入のほうは、まずふるさと納税含めて、多くの方にご寄附いただけるといいなと思います。

その中で、歳出のほうでちょっと気になった部分ですけれども、これまでも行財政改革を進めてきたかと思えます。その中で、予算の部分に関しても厳しく見てきたのだらうと思うのですけれども、それを踏まえた上でさらに絞れということになってしまうと、どうしても市民サービスの低下というところにつながってしまうのではないかというところも、1つ気になってしまっているところではあります。

その中で、昨日、例えば西村議員もお話ししていましたけれども、DX、デジタルトランスフォーメーションというものを、ぜひ強力で押していくということをしていただけたらなと考えております。そうすることで、これまでの様々な処理の電子化等というものも含め、さらにその上を行く形で、市民サービスの向上を図りながら、それぞれのコストを低減させるということができるとかなど。

これは単なるコロナ対策とかではなく、今後、少子高齢化が進む中でもちゃんと市民サービスを維持するということが、非常に重要な観点かなど。国のほうでも、今、デジタル庁含め動きがありますので、ぜひ国からのいろいろな通達があった後に急いでということではなく、あらかじめ腹案を持って対応していくようなことをしていただけたらなと思います。これはご提案です。

その際、DXと言われても、何じゃ、そりゃ、というのが本当のところなのではないかなと思います。もちろん勉強されている方は分かるとは思いますが、一般的になかなかまだ浸透していない言葉ということもあるので、そういうところも含めて積極的に職員の皆さんに、課内の研修会でもいいですし、外に行って勉強するのもいいし、そういう機会というものをつくっていただけたら、より効果的なアイデアというのが、庁内から生まれてくるのではないかなと思うのですけれども、こちら、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） ただいま、土見議員からお話ございましたとおり、DXといっても、デジタルトランスフォーメーションということで、単にITの活用とかITを導入するというだけではなくて、デジタル化を通じて、トランスフォーメーションですから変革、どういふふうに関実に変わってけるのか、いくのかということだと思ひます。

そういったことをやはり職員としても浸透させて、そういったことを通じて、先ほどお話ありましたように、生産性を上げて効率性を上げて、それ自体が目的ではなくて、その上で市民サービスが向上するようにしていくということになろうかと思ひます。

令和2年度の当初予算でRPAについて、単純な業務についてRPAを導入できないかということで予算化いただいておりますし、9月補正予算におきましては、ウェブ会議システムということで予算化いただいておりますので、そういったものについては年度内にきちっとやっていきたいと思ひますし、来年度は、一部保育所の入所申込みについてAIを活用してやるということで、いろいろ先進的な例の横展開ということでも、一部塩竈市でも活用できるような、今、取組になっておりますので、そういったことをますます加速化させていきたいなと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。お話伺っていると、ちょっとまだデジタルイゼーションの域を超えてないものもあるのかなと。要するに、ただの作業の効率化だったり、行政コストの低減というところだけにとどまっているものもあるのかなと思ひますので、ぜひその先、やはり住民の皆様に対するサービスというのをより向上させる、そのためにITというのを活用していくというところをしっかりとやっていただけたらと。

さらに、どうしても新しいものを取り入れていくと、それこそ市民の方々からも、不慣れだと、よく分からんというところでご批判を受けることも多いかと思ひます。ただ、今後、どんどんこの流れが進んでいく中で、土壇場になってからやってしまうと、どうしても大きな問題というのが生じると思ひますので、小出しにでもしながら、様々な技術を小出しにしながら、住民の皆様にも徐々に慣れていっていただくというような仕組みというのは必要のかなと思ひますので、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 本当に我々、市民全体を対象にさせていただいておりますので、

スマホを例えばお持ちにならない方も当然いらっしゃいますし、それぞれいろいろな環境の方がいらっしゃいますので、本当に広く皆様方にサービスが提供できるように、段取りよくというか、段階を経て、随時導入できるものを導入しつつ、様々準備を重ねながら、国もデジタル庁を来年9月には立ち上げるというようなこともございますので、国の方向性を捉えながら進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。ぜひ、デジタル庁の先を行く形で進めていただきたいなと思います。

次に、浦戸の振興についてお伺いします。ちょっと毎回、またかということもあるかと思うのですが、この点、ご質問させていただきたいと思います。

市長、1年ちょっと前でしょうか、当選時の浦戸再生プロジェクトというお話がございました。今、その前段階として、市の7つの重点項目の中で浦戸についても検討しているというお話は伺いましたけれども、現状、その浦戸活性化に対する動き、どのような形になっているのか、ご説明いただきたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） 浦戸活性化の動きということでございますけれども、まず、具体的に、今、動いている事業ということでは、既にいろいろな場でお話ししておりますが、本市が継続して実施しております地域おこし協力隊制度によります、ノリ養殖ですとか刺し網漁などに従事する新たな担い手の育成と確保というものを努めてございます。また、漁業の再生に関する実践的な取組として、アサリ漁場再生の取組に対する支援など行っているところでございます。

一方で、浦戸再生の方向性を検討する浦戸再生プロジェクトということでのご質問ございました。これについては、その組織はまだ立ち上げておりませんが、その前段として、議論の土台をつくるために、今年の4月に庁内組織として7つの部会をつくる中の1つとして、浦戸の再生検討部会というものを設置しまして、庁内の若手職員を横断的なメンバーとして構成させていただいて、いろいろと協議を重ねてきたところでございます。11月に検討部会での最終報告というものがあつたわけですが、浦戸諸島に係るいろいろな法律の規制の問題や課題の抽出、あるいは、これまでやはり浦戸に関していろいろな形での計画づ

くり等が行われていたのですけれども、そういったものの総括なども行っていたところがございます。島民の皆様から意見なども頂いていたようでございますので、そういったものを参考にしながら、短期・中期・長期に区分した各種事業の提案というものも、その報告会の中で頂きましたので、そういったものをベースに、浦戸再生プロジェクトのほうにつなげていきたいと思っております。

この浦戸再生プロジェクトにつきましては、来年1月の組織化を目指して取り組んでおりますけれども、やはり島民の皆様が何を望んでいるかというのを第一に考えて、そういったことを外部の専門家の意見なども連携させていただきながら進めるという、大まかなイメージで、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。ぜひプロジェクト発足、1月、非常に楽しみにしております。

その中で、山本議員からも、防災集団移転跡地の活用、移転跡地の内容についてはお話があったと思います。ここで非常に大きな、ある程度大きな土地ができるということで、この土地どのように活用していくのか、もし案があれば。今後、再生プロジェクトの中で、もしかして動いていくのかもしれないけれども、どのように考えているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 小山市民総務部長。

○市民総務部長（小山浩幸） こちらにつきましては、その浦戸再生プロジェクトの中で、具体的な活用例というものを議論していくことになるかとは思っています。

ただ、一方で明らかになっていることは、令和4年4月の開通を目指して、光ファイバーの事業というものを、今、進めております。その通信インフラが整備されることで、例えばリモートワークですとかワーケーションとか、そういった施設、設備の整備などできることになるかと思っておりますので、そういったインフラというものを十二分に活用する中で、どういったことができるのかということいろいろ検討していくというふうな、今の段階ではそういったところでのご報告とさせていただければと思います。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。これからということで、令和4年、ちょっと先の話になってしまいますね。待ち遠しいところは待ち遠しいのですけれども、先の話ですけれども、ぜひ、できたと同時に動けるような形で検討していただければと思います。

このインフラ、今、お話しいただきました光通信網、これが入ると非常に大きな意味があるのかなと思っています。先ほど、ワーケーションの話とか、あとはリモートの話とかありましたけれども、そのほかにも非常に様々なことができるのかなと。例えば、見ますと、福祉で考えれば、島民の方々の健康管理なんていうのも1つ自動化できるのかなと考えています。いちいちこちらにご足労いただかなくても、ある程度の診断というのはその場でできるようになるとか、あとは、どうしても足腰不自由な方が多くなってきています。そこに対して自動運転というものを導入して、少しでも移動もしくはものの運搬の利便性を図ることもできることなのでしょう。

あくまで、まだまだ案の段階なので、空想じみたことをお話しすることなのかもしれませんが、あとは、コロナ禍の中で、都市圏だとそれこそ無人のコンビニなんていうのも現れ始めました。こちら、過疎化が進むこういう地方においても非常に有用なものなのではないかなと考えています。無人のコンビニで、それこそ島の方々が単純に入ってもものを取って出ただけで会計が済む、このようなシステムがつくれたら、今後、離島もそうですし、山間地方もそうです。そのようなところで、システムというのは大分有用に活用されていくのではないのかなと考えています。これは市だけでできる問題ではないので、ぜひコンビニを有するような業者の皆様と一緒に協議しながら、試験的に進めていくのでも面白いのかなと考えております。

あとは、先ほどおっしゃったように、こういうインフラができてくると、その先に観光であるとかスポーツ、それから、様々なリモートを通した事業というのもこの島で展開できていると考えておりますので、そこはまだちょっと先の話というのと、あとはアイデアの段階というがあるので、ここまでにさせていただきますが、ぜひ様々なアイデアを出して、島が新しく生まれ変わる起爆剤となるようにお願いしたいと思います。

それから、この浦戸について、昨日、西村議員から、いつまでやるんですかというような、スケジュールを聞くご質問があったかと思えます。この点、私も、いろいろ議会に入って聞いていく中で、どうしてもスケジュール感が見えないなというところがあるのですが、市長、よくおっしゃるように、危機感を持ってやっていくということを考えたときに、やはり目の

前に時間的に緊迫している危機というものを、時間軸をもって感じるからこそ危機感というのは生まれてくるのだろうなと考えています。

そのことで、ぜひ市長にお願いしたいのですけれども、庁内で何かしらプロジェクトを立ち上げるとき、ぜひロードマップをつくっていただきたい。これをつくることで、いつまでにどんなことをどんな手法をもって実現していくんだということを、もちろん庁内で検討するというのもそうなのですけれども、我々議員に対して示すときも、よりやりやすい方法になるのかなど。ロードマップの時限が守れないということも事態として発生するかと思うのですが、それはそれでだめだったときの場合を検証すればいいのかなと考えております。ぜひ市長にそこを実現していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 土見議員のおっしゃっていることはよく理解はするのですけれども、まず、1つの側面として、物事の本質はどこにあるんだということを、まず考えなきゃいけないと思っています。

浦戸の皆さん、この間、子ども夢議会のお子様方から、まあまあ通学路が暗いということで、夕方行って、お子様方と一緒に歩いて、その状況を見させていただきました。その行くときの船の中で、野々島の方に言われたのは、あの子たちがいるだけで私は幸せなんだと、生きがいを感じると言われました。その一方で、学校に行ったときのお子様方に聞いたら、いや、おじいちゃん、おばあちゃんたち本当に優しくてと、その信頼関係が間違いなく、いろいろな問題を抱えたり、少し悩んでいた子たちの心の閉ざしを開けてくださったのだろうと。浦戸というのは本質的にはそこが大事なだろうと、私は思っています。

それと、ロードマップをもってどうのこうの、目標を持つということは非常に重要ですが、僕が1年ちょっと首長をさせていただいて物すごく感じているのは、市役所組織がそういうような考え方を、まずは計画をつくること、そのことだけに特化しちゃって、その実現に向かった努力というものをどの程度してきたかというのは、計画があってもその実効性がどのぐらい担保できているかということを、皆様のほうが僕よりも多分お分かりなのだろうと思います。

時間を、しっかり目標を持つということは非常に重要ですが、その目標に向かってどの程度努力をし続けてきたかということが必要なのではないのかなど。それをまずは職員の皆様方に知っていただくこと、やり方を、生意気ですけれども、覚えていただくことが重要なので

はないのかなと。

その一歩になるのが、市民の方々の声、生の声をしっかりと聞くことが重要だろうと。こちらの都合で、考え方とかを押しつけて、じゃ10年後にはこういうまちにしたいということが多分押しつけていたのが、今までの行政じゃないのかなと思っていて、それを市民目線で、市民の方がどういうことを望みながら、市役所が持っている、市に対する考え方をうまくアレンジしながら、よりいいものをつくり上げていく、こういったものの計画の作り方が、今の塩竈市には必要なだろうと思っているところでございます。

ですから、生意気なことを言うかもしれませんが、しっかりとその物事の本質を議論した上で、最終的にはどちらに転ぶか、それは議会の皆様方と真剣に議論しながら、市民の方々のご意見を聞かせていただきながらつくり上げていく、そういうような方向に変えさせていただきたいと決意をしていますので、僕とすれば、ロードマップも非常に重要ですけども、その一方で、物事の本質はどこにあるんだということをしかりと捉まえた上で本質的な議論をして、その次の段階に入っていくという形で、浦戸の再生もそういう形で進めさせていただけたらありがたいかなと。

ですから、島の方から、子供たちがいるだけで生きがいなんだと言っていた言葉に、僕としては光明を見いだして、そういった方向で進められたらいいのかなと。ちょっと理想的かもしれませんが、そういうふう感じて帰ってきたところでございますので、これからもご指導いただければと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。市長が生意気というと、僕は余計に発言がしづらくなってしまうのですが、今、市長がおっしゃったこと、それがロードマップづくりなんだと僕は思っています。

というのは、今まで、この立場になっていろいろ発言していく中で、非常にじれったく思ったのは、目標はあるけれども、じゃ到達地点がない、何があつたらゴールなのかも分からないというのが、これまで僕がこの市役所の中でいろいろな事業を見てきたところの感想です。

なので、今、市長がおっしゃるように、島の方でもいいですし、もちろん町の中の方を含めて、ちゃんとしっかり話を聞いて、その上で、じゃこれまでにこういうことを達成しようね、次はここまでね、それからここだねというものを、一步一步確かめながらつくっていく。それで、積み上がったものとして、ここまで持っていこうねというのをつくるのがロードマッ

プです。なので、多分、市長が、今、おっしゃったもの、最初の検討の部分が市民の方々と一緒にできれば、そこから先、実現させる強いものになると考えていますので、ぜひご検討いただければと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。子育て環境についてでございます。

令和元年の12月6日付で、母子保健法の一部を改正する法律が公布されました。こちら、産後ケアの法定化ということで、産後ケアをしっかりとやっていかなきゃいけませんよということを文言にしたものでございます。

その背景としては、やはり現在の家族構成というのが核家族化であったり、あとは晩婚化、出産も非常に遅かったり、逆に早すぎたりということによって、産前産後、主にお母さんになりますけれども、身体的もしくは精神的に不安定な時期というのが非常に大きい。さらには、その時期に、家族とか身近な人、近所の方々の助けというのがなかなか得られづらい。このような背景があって、非常に不安になってしまったり、孤立化してしまったり、そしてあとは鬱の状態になってしまうという現状があり、その中でこのような法律がつくられております。

この状況、私も今月末10カ月になる子供がいて、妻に子供を見てもらえているので、今、こういうふうに立ってられるのですけれども、非常に自分がなってみて痛感するのは、一歩間違えると、お母さんはすぐ孤立してしまうような状況に陥るなということをひしひしと感じています。特に、独り親というような状況になってしまうと、それは非常に顕著になるのであろうということです。

さらには、このコロナ禍で、例えばこころんが利用制限かかってしまいました。どこかの検診に行くのがちょっと延期になりました。さらには、独り親の家庭だとすると、もしかして収入も下がった場合どうするのと、そういうようなことがあって、非常にコロナ禍、産前産後、この小さなお子さんをお持ちの家庭、特に独り親家庭などには、非常に大きな影響を与えているのだらうということを考えております。

その中でも特に心配になるのは、独り親の中でも比較的収入が低い方々です。このような方々がどうしても子供と一緒に日々いると、自分の言うことを聞いてくれない小さな子供です、自分のスケジュールどおり物なんか進みません。その中で、どうしても家庭に引き籠もって塞ぎ込んで孤立してしまうと。そのまま、精神をどんどんどんどん悪化させてしまうと

というような状況があつて、これをどこかで、市が何かしらの手を差し伸べてあげることが必要なのかなと思うのですけれども、このようなご家庭に対して、どのような方法で市はSOSの信号をキャッチする、その手段をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 特に子育て環境の産前産後の方のコロナ禍の影響について、どのようなサポートが必要なのか、またどういうふうなアンテナを市は持っているのかということかと思ひます。

今、土見議員おっしゃったように、悩みや不安を解消するための相談体制というのは非常に重要だと考えておりますが、今、本当におっしゃったように、こころんが利用制限、予約によって利用を、いつも来ていた人たちが密にならないように、限定する形での利用となっております。ただ、第1波を超えたあたりからは、またこころんのほうでも積極的に受け入れておりますし、それから、出向いて、出張こころんという形も今年初めて取り組んでおります。

そういった中で様々な工夫をしながら取り組んでいるところでございますが、一番、全数的にアクセスがあるのは、当健康推進課の保健師でございまして、妊娠期から生後2カ月からの育児相談会、乳幼児健診を実施しておりまして、母親やご家族の悩みを聞くことができるということで、丁寧に話を聞きながら、少しでもそれらの解消の支援に努めているところでございます。

保健センターにご連絡いただければ、保健師や助産師がいつでも対応するということとなっておりますが、そのアクセスを、電話しづらいとかいうのもあるのかもしれませんが、ただ、情報の提供としては、子育てアプリとかそういったものでも発信をしておりますので、ご活用をいただけるように、あと、健康推進課だけでなく、子育て支援課のほうでは、今、お話しいただいた独り親世帯に対して、今度は給付というアクセス手段がございまして、そこも電子手続はできるのですけれども、直接お伺いしながら話を聞くということ、今、おっしゃった危機に対する1つの重要な手段、非常に大きい手段だと考えておりますので、それについては今年も実施しておるところでございます。

今、子育て世代包括支援センターということで、土見議員がおっしゃったような目的を達成するための施設整備などを行っておりまして、今年度中に開設する予定となっておりますので、そういったところをフル活用しながら、不幸な事態に産後のお母さん方が陥ることのな

いように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。部長のお話の中にもあったのですけれども、なかなか保健師さん、もちろん頼りになる存在ではあるのですけれども、相談しづらいというご意見はよく伺います。

あとは、まだ相談するレベルじゃないだろうというお母さんたちのお話も伺います。要するに、自分の中ではまだ相談するまでじゃないよねと思っているうちに、どんどん悪化して、逆にもう外が見えなくなってしまうという状況もあろうかなと。

私、必要なのは、先ほど物、支援とかの中で、いろいろ出向いてお話聞くというのもありましたが、そこまで、相談するまでに陥る前の段階で、頻繁にコミュニケーションを取る手段なのかなと思います。それで、相談しづらい、じゃ、誰なら相談できるのと言うと、やはり1つはママ友が一番大きな存在として出てきます。なので、ぜひ塩竈市のほうに、お伺いに行くという手段ももちろん作りながら、ぜひママさんたちの横のつながりというのが強くなるような施策というのを、積極的に打っていただきたいなと思います。

その観点から見ると、実は、塩竈は、ハード面でいうと、先ほど市長からお話をいただいたので、時間はかかるかもしれないですけれども、徐々に頑張っていっていただきたいなと思うのですが、ソフト面、なかなかまだ改良の余地あるのだろうと考えております。

せっかく「母子モ」というアプリがありますよね。あれも、私も活用はさせていただいているのですけれども、どうしてももっと情報欲しいなと思ってしまいます。どうしても今だと、検診のご案内と、あとは、たまに来るこころんだよりというのを読む程度で、そんなに開く頻度がまだ大きくないのかなと思うので、ぜひあの中に横のつながりというのができるような仕組みも入れていただきたいなと思います。

あとは、なかなかお金がかからずにできるものとしては、今はこのご時世ですからあれですけれども、人が集まれるような箇所というのを市内に多くつくっていただきたい。もちろんこころんに集まるのもそうですけれども、容量的にも限界というのがあるでしょう。それならば、様々な公民館を使ったり、ほかの児童館を使ったり、そういう様々な施設をつくって、少人数だけど複数かつ頻度よく集まれる場所をつくっていただきたい。

行政で担当するのが大変であれば、様々、例えばベビーヨガをやっている先生もいますし、

子供向けのワークショップやっている先生もいらっしゃいます。そのような方々を応援することで、そういうものを楽しみながら、横のつながりを積極的につくっていく。その横のつながりの中で、ちょっとあのママ、最近、調子悪そうだよねということを事前に察知して、自分たちの中である程度解決を図れるようなチームをつくっていくというようなことも、ぜひ進めていったほうがいいのではないかと感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ） 櫻下健康推進課長。

○健康福祉部健康推進課長（櫻下真子） 保健師の方々への様々なご意見、非常に貴重なご意見賜りました。ありがとうございます。

相談することがなかなか難しい、敷居が高いということは、しばしば私どもの耳にも入ってきております。1つに、どうしてやはり保健指導という分野がございますので、そういった指導的な面からのお話で、なかなかお母様方に対しては、指導された、注意をされたような捉え方をされてしまう場合もあろうかと思いますが、私どもといたしましても様々、これから子育て世代包括支援センターを設置するに当たり、研修を受けてまいっているところでございます。

やはり指導というよりは、身近な相談、気軽に話をできるような態勢づくり、そういった受入れ体制が大切だということで学んできておりますので、これからさらに子育て世代包括支援センターを立ち上げるに当たっては、身近な相談、そして顔なじみの保健師、助産師といったところで、お母様方の相談に乗れるような体制づくりを行っていきたいと考えているところでございます。

そして、昨年、子育て世代の方々へ子育てニーズ調査というものを行ったのですけれども、その中での要望として多かったものが、専門職、助産師ですとか保健師の方々と相談ができるような仕組みが欲しいというようなニーズもございましたので、それに応えられるような体制づくりを考えているところでございます。具体的には、妊娠期の早い時期から、助産師がそれぞれ電話をして、お話を伺うというようなところからの信頼関係づくり、そういったところを行ってまいりたいと考えているところでございますので、ぜひとも今後ともご意見いただきながら進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○副議長（曾我ミヨ） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

最後、ちょっと技術的なところになってしまうのですが、部長からもご紹介いただいた子育ての応援アプリあります。あとはホームページもあります。ただ、なかなか情報が載っていないというのが1つ目の課題なのかなと。せっかく仕組みはあるので、それをうまく活用していただきたいなど。

特に、こころんだより、僕、毎月読んでいるのですが、今だと「母子モ」でしか読めないんですね。ホームページにしっかり載せてもらうとか、もしくはホームページから「母子モ」を入れてねと誘導するとか、そういうことをすることで、情報を得るという方法をしっかり確保してもらう。

特に、今の若いお母さんたち、外に出向いてどうこうというのはしづらいとなると、どうしてもスマホに頼ることは多くなると思います。その中で、スマホで得やすいような方法、例えば、塩竈市で持っているLINEの公式アプリの中に、子育て情報はこちらというボタンをつくって、そこにある程度情報を集約したようなページをつくるとか、あとは、コロナでの開館状況を、もしくは様々な教室の情報などを載せて、お母さんたちのストレス発散、横のつながりの醸成、もしくはその先には保健師さんたちへの面談も含めて、次につながるような情報というのを得られやすい体制、これをつくっていただけたらと思います。これはご意見させていただきたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明17日を議会運営委員会開催のための休会とし、18日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明17日を議会運営委員会開催のための休会とし、18日定刻再開することと決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月16日

塩竈市議会議長 伊藤博章

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 香取嗣雄

塩竈市議会議員 志子田吉晃

令和 2 年 12 月 18 日（金曜日）

塩竈市議会 12 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

令和2年12月18日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第71号ないし第81号
- 第3 請願第3号
- 第4 議案第82号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(18名)

1番	阿部 眞喜 議員	2番	西村 勝男 議員
3番	阿部 かほる 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	今野 恭一 議員	8番	山本 進 議員
9番	伊藤 博章 議員	10番	香取 嗣雄 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	小高 洋 議員
15番	辻畑 めぐみ 議員	16番	曾我 ミヨ 議員
17番	土見 大介 議員	18番	志賀 勝利 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 洋生
市民総務部長	小山 浩幸	健康福祉部長	阿部 徳和
産業環境部長	佐藤 俊幸	建設部長 兼市民総務部 政策調整監	荒井 敏明
市立病院事務部長	本多 裕之	水道部長	大友 伸一

市民総務部 公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	草野弘一	会計管理者 兼会計課長	川村淳
市民総務部 危機管理監	井上靖浩	市民総務部次長 兼財政課長	相澤和広
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	吉岡一浩	産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之
建設部次長 兼定住促進課長	鈴木康則	市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	並木新司
水道部次長 兼業務課長	小林正人	市民総務部長 総務課長	鈴木康弘
市民総務部 政策課長	末永量太	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲
教育委員会 教育長	吉木修	教育委員会 教育部長	阿部光浩
教育委員会 教育部次長 兼市民交流センター館長	本田幹枝	選挙管理委員会 事務局長	伊東英二
監査委員	福田文弘	監査事務局長	鈴木宏徳

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午後1時 開議

○議長（伊藤博章） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルスへの関心防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

本日の議事日程は、「日程第4号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤博章） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番鎌田礼二議員、13番伊勢由典議員を指名いたします。



日程第2 議案第71号ないし第81号

○議長（伊藤博章） 日程第2、議案第71号ないし第81号を議題といたします。

去る12月8日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。11番志子田吉晃議員。

○総務教育常任委員会委員長（志子田吉晃）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月10日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第71号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、公共下水道使用料の賦課徴収業務において賦課漏れの事案が生じたことを踏まえ、令和2年12月に支給する市長の給料月額を特例的に減額するため、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 公共下水道使用料の賦課漏れが起きた原因を検証されるとともに、適切な定員管理を行い、同じ間違いを二度と繰り返さない組織体制の構築に努められたい。

次に、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、賦課徴収事業や中学校防災機能強化事業等が計上され、債務負担行為においてふるさと納税促進事業業務委託や学校給食調理業務委託が追加されました。

また、地方債において、中学校施設整備事業が増額変更され、質疑・採択の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 東日本大震災追悼式開催費については、国は政府主催の追悼式を2021年までとする方針を示しているが、震災の経験を後世へ伝えるためにも、本市独自での追悼式の開催や、震災を風化させない取組等を、近隣自治体の動向を踏まえた上で検討されたい。

次に、議案第80号「工事請負契約の締結について」は、国の復興交付金効果促進事業を活用し、桂島地区災害危険地域における敷地造成等の基盤整備工事を実施するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2号の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 志子田吉晃

○議長（伊藤博章） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。3番阿部かほる議員。

○民生常任委員会委員長（阿部かほる）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第72号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、子育て家庭応援事業や休日救急運営事業費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、歳

出において、令和3年1月1日施行の税制改正に伴い、システム改修を行うための賦課徴収費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、歳出において、令和3年4月からの介護報酬改定等に対応するためにシステム改修を行うための一般管理費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」は、塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者候補者として選定した団体を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定については、市と指定管理者の間に適切な緊張感を保ち、指定管理者の能力やノウハウを最大限に生かした管理運営が行えるよう努められたい。

また、全庁的に指定管理者制度の導入が進められているが、行政側の人材の育成を含め、管理運営状況の適切な判断を行うことができる仕組みづくりに努められたい。

以上が本委員会では審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 阿部かほる

○議長（伊藤博章） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。8番山本 進議員。

○産業建設常任委員会委員長（山本 進）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月14日、委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第73号「塩竈市地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであるが、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」につきましては、歳出において、

漁船乗組員救急救命推進事業補助金、廃棄物適正処理推進費、空き家利活用促進事業等のほか、新型コロナウイルス感染症の流行により中止となりました各種事業等に係る予算の減額補正が計上されました。また、地方債において、一般廃棄物処理事業が変更され、債務負担行為については清掃工場施設運転管理、残灰運搬等業務委託等が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 空き家利活用促進事業におきましては、1,640戸もの空き家候補建物が存在することを踏まえ、空き家の解消に向けた目標を定め、スピード感を持って事業を進められたい。また、調査事業と並行して、空き家の所有者や管理者が空き家の利活用について、土地取引の専門家に相談できる窓口の設置についても検討されたい。

次に、議案第77号「令和2年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」及び議案第78号「令和2年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」につきましては、令和元年度決算が確定したことにより清算を行おうとするものでありますが、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「令和2年度塩竈市下水道事業会計補正予算」につきましては、開始貸借対照表の確定に伴う減価償却費等を計上しようとするものでありますが、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 山本 進

○議長（伊藤博章） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第71号ないし第81号について、採決いたします。

議案第71号ないし第81号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤博章） 起立全員であります。よって、議案第71号ないし第81号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第3号

○議長（伊藤博章） 日程第3、請願第3号を議題といたします。

去る、12月8日の会議において、所管の常任委員会に付託しておりました請願審査の経過とその結果について、委員長の報告を求めます。

民生常任委員長の報告を求めます。3番阿部かほる議員。

○民生常任委員会委員長（阿部かほる）（登壇） 請願審査のご報告をいたします。

今期定例会において、本委員会に付託されました請願第3号「国民健康保険税の子供均等割の減免制度創設を求める請願について」は、12月11日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられた意見の主なるものを申し上げます。

1. 国民健康保険税の子ども均等の減免については、他自治体において既に導入している事例もある。国民健康保険事業特別会計の収支状況や財政調整基金残高の推移等を見定めながら、制度創設に向け、本市に対し働きかけを行うべきである。

1. 本市独自で、国民健康保険税の子供均等割の減免制度を導入することは、困難な状況と考える。国や県が、子供のいる世帯への支援策等を検討、調整中であり、今後その動向を注視する必要がある。

以上の意見を踏まえ、質疑・採決の結果、不採決とすべきと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 阿部かほる

○議長（伊藤博章） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。請願第3号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

本件について、委員長報告は不採択でありますので、まず本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。

14番小高 洋議員。

○14番（小高 洋）（登壇） 本請願につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本請願につきましては、塩竈市において、国民健康保険加入世帯の18歳未満の子供について、国民健康保険税における均等割分につきまして、減免制度の創設を求めるものであります。

そもその経過を申し上げますと、令和元年12月定例会におきまして、本市に国から交付されている「国民健康保険財政調整交付金の子ども被保険者分を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」が提出され、本定例会まで継続審査とされてまいりました。その過程におきまして、7月17日には民生常任委員会として一般会議を開催し、請願者の市民団体の皆さんにもお越しをいただいて、議論を行ってまいりました。

この一般会議におきましては、その意見交換の中で、請願の趣旨については理解、賛同するものの、国民健康保険財政調整交付金の子供被保険者分を活用すると、この財源の部分について、令和2年度分を含め既に全体の保険料の引下げについて活用されており、この財源を活用しての均等割の軽減は難しいのではないかと。あるいは、国の取組で子供の均等割分について新たな制度の創設、検討がなされている、こうしたこと等について議論が深められた次第であります。

こうしたことを踏まえて、請願者におきましては、この前請願について取下げを行い、改めて国民健康保険財政調整交付金の子供被保険者分を活用すると、この部分を削除した上で、今後の国の制度創設あるいは財源支援、こうした議論も見据え、国の国民健康保険財政調整交付金や本市の国保財政調整基金等、財源を指定するのではなく、そしてまた実施までの期限を切るということでもなく、今現在国保においては、財政運営は県単位化となったものの、あくまで現在の事業の運営主体は市でありますことから、真っすぐに塩竈市に制度創設を求める請願とされた経過がございます。

この均等割につきましては、他の公的保険にはなく、保険税の算定において家族の人数に一定額を掛けるというものでありますが、収入のない子供をこの税算定に加えることには、子育て中の世帯に大きな負担を課す制度であり、この均等割の減免はまさにこの子育て世帯の経済的負担を軽減するものであります。県内でも仙台市、石巻市について減免がなされ、どちらも子育て負担の軽減をその理由をいたしております。また、新たに亘理町におきましても、全額免除というものが提案をされたそうではありますが、報道に対し、子供の人数に応じて増える均等割額はかなりの負担と、そうした中で、子育て支援の一環として実施したいと報道に述べたそうであります。ぜひ本市におきましても、こうした事例を踏まえていただきたいと考えます。

子ども子育て応援は、この令和2年度、市政運営の基本方針においても重要な位置づけとされ、そうであるならば、この均等割の減免はまさにそうした位置づけに合致すると考えますので、本請願について採択をした上で、制度創設あるいは財源の後押しとして、例えば国等に意見書等を送付するなどしながら、当局に対し処理の経過及び結果の報告を求め、議会としても実現を後押ししていくべきではと考えるものであります。

よろしくご賛同のほどお願いを申し上げます。ご清聴誠にありがとうございました。

○議長（伊藤博章） 次に、本請願に対する反対者からの発言を許可いたします。

12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二） 私は、請願第3号「国民健康保険税の子供均等割の減免制度創設を求める請願」について、反対する議員を代表する立場から、反対討論を申し上げます。

この請願は、先ほど賛成討論でも述べておりましたが、令和元年度12月3日に、「国民健康保険財政調整交付金の子ども被保険者分を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」として出され、継続審査となっていたものを取下げ、今回令和2年12月3日に「国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願」として出されたものであります。

塩竈市の国民健康保険税について振り返ってみますと、私は国民健康保険税があまりにも高いこともあり、一般質問や予算、決算特別委員会で、連続して質問を繰り返しました。その結果、健康保険税が高い大きな要因は2つあることが分かりました。その一つは、塩竈市に病院が多く、かかりすぎであることと、これについては広報等で市民に呼び掛けていただきました。もう一つは、国民健康保険税の未納者が多いことです。これについては、年間を4期の納入から、もっと回数を増やすよう提案をいたしました。後に、同じ会派の志子田吉

見議員が1年を通しての分納、つまり12回払いを提案し、健康保険税総額が一緒でも、12回払いにすることによって払いやすくなりました。また、塩竈市では、宮城県地方税滞納整理機構へ加入したことや、収納対策の強化により、収納率がぐんとアップいたしました。また、平成30年度の税率改定では、財政調整基金を活用しながら、大幅な税率引下げ、約11%の減額を行っており、現在県内でも比較的低い税率で国保会計を維持しております。

さて、請願の内容に目を転じますと、一つに、国民健康保険税の均等割は、加入する被保険者の人数に応じて保険料の算定に使用されているものでありますが、今回の賛成討論の趣旨は、18歳未満の子供の人数に応じた人数に応じた均等割を減免しなさいという主張であります。しかし、これはたとえ子供であっても受益者が負担すべきものであると私は思います。国民健康保険については、収入に応じて課税を行う応納割と、世帯の状況に応じて課税を行う応益割があります。均等割については、この応益割に該当するものであります。

2つ目に、子育ての中の世帯には、大きな負担を課す制度となっていると言っておりますが、そもそも塩竈市では子ども医療費助成事業を行っており、平成29年度には対象を高校3年生まで拡大しており、高校3年生までの医療費は無料なのであります。これにより、当該請願提出者の意見とは反対に、子育て世帯の経済的負担を大きく軽減していると言えるのではないのでしょうか。また、塩竈市では、児童手当事業も行っており、中学校修了前の子供を養育している家庭に児童手当を支給することにより、生計の安定が確保され、養育される子供の福祉の増進を図っています。そのほか、今年は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、ひとり親世帯の経済的支援として、「コロナに負けるな！子育て家庭応援パック」も行っております。

民生常任委員会での、この請願に賛成する委員からの意見として、国民健康保険事業特別会計の収支状況や財政調整基金残高の推移等を見定めながら、制度創設に向け、本市に対し働きかけを行うべきであると述べているようではありますが、令和元年度の国民健康保険事業特別会計の収支状況を見ますと、歳出総額59億5,500万円に対し、収入の国民健康保険税額は9億3,300万円で、歳出総額の15.5%で、残りは県支出金、繰入金、基金の取崩し等で、県支出金については約75%に上ります。歳出に占める健康保険税が15.5%と低く、高校3年生まで医療費が無料の中、18歳未満の均等割を減免しなさいという主張は、あまりにも虫がいい話ではないのでしょうか。

財政調整基金については、さきに述べたとおり、平成30年度より、大幅な税率引下げのた

め、財政調整基金の取崩しを行っております。保険年金の国民健康保険事業特別会計の収支見通しによりますと、令和6年には基金として最低限度必要な額を残し、取崩し可能な基金は枯渇します。私は、余裕を見て、令和6年度には健康保険税の引上げが必要となるものと考えております。

現実として、国民健康保険の被保険者数は、今後も減少することが見込まれる一方で、被保険者の高齢化と医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向が続くものと見込まれます。また、コロナウイルス感染症による影響も考えた場合、令和6年度以前に改定が必要になる可能性が高いと私は考えております。

以上のことから、国民健康保険税の子供均等割の減免制度創設を求める請願に対し、反対するものであります。皆様の冷静な判断をお願いし、これで反対討論を終わります。オール塩竈の会、鎌田礼二。

○議長（伊藤博章） 以上で、通告による討論は終了いたします。

採決いたします。

請願第3号について採決いたします。

本件について、委員長報告は不採択であります。したがって、採決は本請願を採択することについてお諮りいたします。

請願第2号については、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤博章） 起立少数であります。よって、議案第3号については、不採択とすることに決しました。



日程第4 議案第82号

○議長（伊藤博章） 日程第4、議案第82号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました、議案第82号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号は、「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」であります。新型コロナウイルス感染症対策として、去る12月11日に「ひとり親世帯臨時特別給付金」の再支給が厚生労働省より

通知され、支給対象者に対する年内支給が示されたところでございます。このことから、市民の皆様への迅速な支援を行うため、臨時特別給付金の再支給に係る事業費を計上し、歳入歳出それぞれ3,062万5,000円を追加いたしまして、総額を317億3,185万4,000円とするものであります。

歳出予算といたしましては、子育て負担の増加や収入減少により、依然として生活実態が厳しい状況にあるひとり親世帯に対して経済的な支援を行う、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給のための事業費として3,062万5,000円を計上しております。

歳入予算につきましては、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金として、歳出予算と同額であります3,062万5,000円を計上しております。

議案第82号については、以上であります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（伊藤博章） これより質疑を行います。

13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、私から、今提案されました議案第82号について質疑を行いたいと思います。

このひとり親世帯臨時特別給付金、改めていろいろ過去の臨時議会を振り返ってみますと、あるいは提案の日時を考えてみますと、令和2年6月26日の提案、当時は議案第53号ということで、全体総額、補正予算額が1億891万3,000円のうち、ひとり親世帯の特別の臨時特別給付金ですか、当時6,374万円が計上されております。そこで、改めて過去の補正を踏まえながら、今回の改めての追加、議案第82号についてお聞きをしたいわけです。

そこで、一つは6月議会での予算の見込み、あるいは給付実績、支給された金額等々お聞かせ願いたいと思います。もし、差し支えないなら、当時の予算の関係で残った残額などあるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 6月定例会で計上させていただいたひとり親世帯の臨時特別給付金については、6,374万円について、当時の予算見込み、それから実績と残金についてお答えを申し上げたいと思います。

ひとり親世帯臨時特別給付金については、ひとり親世帯のうち、給付対象世帯に対し、基本給付として1世帯当たり5万円、第2子以降については1人につき3万円を給付したものでござ

います。併せて、追加給付といたしまして、家計の急変された世帯に対して、1世帯当たり5万円追加給付という制度も併せて予算措置をさせていただきました。

6月の補正予算では、対象者にお渡しする給付金を5,885万円、それからシステム改修などの事務費のための489万円、合わせて6,374万円の事業費を計上させていただいたところでございます。

給付金の内訳としては、605人と想定をいたしまして、3,865万円を基本給付、それから追加給付を2,020万円、これは追加給付という、家計急変する世帯が何世帯かということで、約100世帯を見込んで予算計上させていただいたところでございますが、現実的に急変ということでご申請いただきました世帯は3世帯となっております、その関係で給付金の残額が2,423万円となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博章） 13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

改めて今回の12月定例会で、議案第82号として提案されて、3,062万5,000円としております。そうしますと、6月議会に提案されて、残った2,423万円等々について、どのような対応になるのか。その辺だけちょっと確認させてください。今回の3,000万円と2,400万円との絡み、ちょっと確認させてください。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 今回の申請分も考慮いたしますと、全体で8,902万円になるものと試算をしております。6月の追加補正において、給付金を5,885万円と計上しておりましたので、それを差し引いた3,017万円を今回の給付金とさせていただきます。

給付金だけじゃなくて、この事業費の中に事務費も入っていますので、給付金だけの数字ということではないのでこういう数字になっておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そうしますと、今言ったようなものも含めて、合わせてというふうに捉えてよろしいのかと思います。事務費を差っ引いても。

そうしますと、今回の関係で、1世帯5万円、あるいは第2子以降につき3万円ということ

で、今回も同様の関係になっておりますが、ただ前段話があったように、例えば追加ですか、急変したということで、5万円出しますという話ですが、今回なかったのはどういう事情なのか、ちょっと差し支えなければ教えてください。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 今回その追加給付が制度化されなかった部分については、対象者、給付額について、今回国が急遽定められたものでございまして、そういった理由については、私どもには届いておりません。

以上です。

○議長（伊藤博章） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。しょうがないですね、これは国の判断でそういうふうな形ということですので、分かりました。

そこで、改めて今般の、さきの6月の定例会のときは605人ですか。そして、あと5万円の追加については3世帯と、100世帯を見込んでいたものの3世帯ということですが、今回の12月定例会、合わせての額になるかと思いますが、どのぐらいの見込みなのか併せてお聞きしたいのと、ちょっと分からないところがあるんですけども、例えば議案資料の関係で、皆様のお手元に配られた議案資料8番の、8ページのところで、ちょっと分からないのでお聞きしたいんです。2の支給対象者、これをそのまま読みますと、②の公的年金給付等を受けていることにより児童手当の支給を受けていない方というふうに触れられております。ちょっとこの辺の意味合いがよく分からないので、分かりやすくご説明願いたいと思います。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 児童扶養手当は、本来であれば公的年金等を支給されている方は二重給付になるということで、対象になっていないんです。児童扶養手当、例えばお父さん、お母さんが亡くなって、おじいちゃん、おばあちゃんが見ていると。おじいちゃん、おばあちゃんが年金の給付を受けている場合は、児童扶養手当の対象にはなっておらないんです。

ただ、今回コロナ禍により、非常に家計を圧迫するというので、その年金を、所得みたいな形で換算をして、児童扶養手当を支給する家計と同じぐらいまでに年金額が、家計が急変した場合には、そういった方々も対象にしますということで、6月のときもですけども、対象になったということでございます。

そういったことで、同じように今回も、そういった方々も、年金をもらっていても、一部所

得があったというような計算を、同じような計算を、所得額を算出して、児童扶養手当の支給の水準となった方に対しても同じように給付をしますというのが今回の資料の内容になるものでございます。

それから、再支給を含めた所要額でございますけれども、ちょっとこれ家計急変を今後どのぐらい見るかというのもあるんですけれども、我々大体追加給付としては100件ぐらいまた来るんじゃないかということで、お金は少しとおきたいと思っております。全体では約500人の児童扶養手当の方、公的年金の方は7人ぐらいの方、家計急変としては3件ぐらいの方が出てくる、全体で、家計急変と公的年金のところを読み込めないものですから、合わせて今100件ぐらいが申請あるかもしれないということで予算措置はさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博章） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。ひとつ丁寧な対応というか、大体の流れは分かりました。

そこで、この資料のところの、9ページのところ、市のホームページ等での周知と書かれております。今後の予定ということで。そして、いろいろ書かれておって、支給対象者には通知をもって送付すると、基本給付ですと、未申請の方の申請受付、随時振り込みと、そして申請受付の終了は来年の2月を持ってということなんですが、そうしますと、意外と知らないで、分からないでいる方もおいでになるのかと思われまので、この対応について何らかのアナウンス、例えば一つの工夫、ネットはネットで、それはそれでよろしいかと思いますが、丁寧に、やっぱり町内会の回覧を使うとか、ケーブルテレビでのやっぱり周知方法だとか、例えば声の広報なのかな、よくラジオでも流されていますが、そのほかのいろいろな手立てを取って、ぜひ漏れなく申請できるような仕組みということでどうなのかと思うんですが、その辺はいかなものでしょうか。

○議長（伊藤博章） 阿部健康福祉部長。

○健康福祉部長（阿部徳和） 周知についていろいろご心配いただきましてありがとうございます。

今回の臨時交付金については、6月の児童扶養手当を受給されている方に、既に基本給付を受けている方への再支給ということなので、実は、今日議決を頂戴しましたらば、今日中に対象者の方にはお手紙を出させていただこうと準備を進めているところでございます。

ただ、前回の議会でもちょっと議論になりましたように、拒否できる期間を設けなさいというのが国から指定されていまして、受け取らないという手続、その期間を設けなさいということになっていまして、そういう日時を挟んだ上で支給をするということで、急ぎ対象者の方にはお知らせをして、そしてそのお知らせにはいつ頃振り込まれますという準備を、お手紙を今日中に差し上げたいと、今日出すから来週中ぐらいには着くのかということで準備を進めさせていただいております。

なかなか声が届かないのが、家計急変の部分と、年金の部分です。そこについてはなおかわら版等、あと今伊勢議員おっしゃったような周知について、申請期限が2月いっぱいとなっていますので、周知についてなお配慮をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤博章） 暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会を開催いたします。議案第82号の取扱いについて議論をしていただきます。議会運営委員会の委員の方の出席をお願いいたします。

再開につきましては、議会運営委員会終了後すぐに再開したいと思いますので、ご理解ください。よろしく申し上げます。

午後1時48分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（伊藤博章） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言は、ございませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤博章） 異議なしと認め、議案第82号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第82号については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤博章） 起立全員であります。よって、議案第82号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月18日

塩竈市議会議長 伊藤博章

塩竈市議会議員 鎌田礼二

塩竈市議会議員 伊勢由典